

注目すべきものありたるを以て、警視廳並に兵庫縣當局に於ては之が教義の根本所説の内容を徹底的に究明すべく豫て視察内偵に努めつゝありたるが、偶々三月中旬警視廳當局に於て本會の極秘に付したる非合法出版物數種を裏面入手して其の内容を検討するに及び、圖らずも本會の教義中に幾多の露骨なる不敬事實を包蔵せることを發見するに至れり。斯くて警視廳當局に於ては三月二十三日既に秘密の漏洩を察知して證據物件の隠蔽に狂奔しつゝありたる同會主幹者矢野祐太郎及加世田哲彦の兩名を急遽檢挙して事件の取調を開始すると共に、既に搬出隠匿したる證據物件の搜索に努め遂に同日目黒區江崎梅太郎方に於て、同人方屋敷内に物置小屋一棟を急造して隠匿し居たる「御神業御進抄記」上下各一八八冊外ビール空箱十六個に詰めたる多數の刊行物其他を發見押収する所ありたり。

而して兵庫縣當局に於ては警視廳に於ける檢舉と相前後して、神政龍神會幹部車末吉及淺野楠之助の兩名を檢舉すると共に、其他同地に散在する信徒等を召喚して鋭意取調を行ふ等、相協力して事件の真相顯現に努むる所ありたるが、斯種宗教的事犯の多くが然るが如く、事案の内容極めて複雑多岐に互るのみならず、其の證據物件等も相等莫大に上れる等の爲未だその取調べを完結するに至らず、目下引續き教義の根本思想の究明に努めつゝあり。

尙事件の全貌に就ては追て詳報する所あるべきも、目下判明せる、主幹者矢野祐太郎の經歷及神政龍神會の組織狀況等につき概述すれば左の如し。

(一) 矢野祐太郎の經歷 三條比古之こと矢野祐太郎(明治十四年三月二十八日生)は、明治三十三年海軍兵學校卒業後海軍將校として各所に轉任し、累進して海軍大佐に任ぜられたるが、大正十二年三月豫備役に編入せられて退役したり。斯くて退役後は豫て興味を抱ける「古神道」又は「考古學」等を研究すべく、曩に檢舉せられたる大本教に入信し、次で

昭和三年頃よりは大本教の別派たる大阪正道會(出口直の長女福島久子の主宰し居たるもの)に關係して其の教義(主として御筆先)の研究に没頭しつゝありたるが、昭和六年以降に於ては之等教團との關係を絶つて茨城縣下所在天津教(別項参照)の研究に著手し、漸次其の信仰を深めて遂に昭和八年三月天津教主竹内巨磨を總裁に推戴し、自ら會長となりて「神寶奉讃會」なる天津教外廓團體を組織し、同教の宣傳布教に努めつゝありたり。然るに其後間もなく教主竹内、其他信者より右奉讃會の會費、獻金等を矢野が自己の生活に費消し、若は著腹せり等の非難を受くるに至りて本會を脱退し、曾て大本教信仰の關係より面識ありたる兵庫縣川邊郡中谷村肝川在住の大本教元信者車末吉に接近して自ら類似宗教團體を組織すべく種々劃策する所ありたるが、昭和九年七月東京、兵庫等の後援者(信者)より約八千數百圓の資金を得て前級肝川部落に神殿を建設し、同時に神政龍神會を組織するに至れり。爾來矢野は本會の事實上の主宰者となり、同志豫備役海軍中佐加世田哲彦(明治三十年十一月生)と協力して教義の編纂教勢の擴大等に狂奔して今日に及びたるものなり。

(二) 神政龍神會の組織概況 神政龍神會肝川神殿の所在地兵庫縣川邊郡中谷村肝川部落は猪名川の上流に位する一山村なるが、古來靈山と稱せられて近郷の信仰を蒐め幾多の神祕的傳説を傳へられたる山間にして、夙に大本教の著目する所となり大正三年十一月出口王仁三郎自ら同地に出張して所謂「肝川開き」と稱する宣傳的行事を舉行し、爾來大本教の控地と稱し、特殊の關心を以て宣傳せられつゝありたる所なり。

其後大正五年皇道大本肝川支部長車末吉の妻小房が神懸り状態に陥りて爾來屢々之を反覆するに及び、一層近隣の信仰を蒐めて大本教の教勢は漸次擴大しつゝありたるが、大正七年大本教祖直の死亡後車末吉と王仁三郎との間に感情的疎隔を醸したる爲漸次同教との交渉は杜絶して、其の信者も亦四散するに至れり。然るに昭和三年頃前記矢野祐太郎が突然來肝して

大阪正道會の布教（第二回肝川開きと稱す）に努むるに及び、四散せる舊大本信者等は漸次結集せらるゝの機運に向ひたるが、間もなく矢野が正道會を離脱したる爲再び中絶するに至り、其後僅かに車小房の神懸り及肝川部落の山靈（八大龍神）を中心として地方的信仰を続けつゝありたり。

斯くて昭和八年頃に至り、矢野祐太郎は再び肝川を訪問して車末吉等を説き、同地の俗祠八大龍神を中心として新なる宗派を創始せんと劃策し種々奔走する所ありたるが、右計劃は遂に具體化して昭和九年七月同地に肝川神殿を建設（第三回肝川開きと稱す）すると共に東京方面に於ける信徒を中心として神政龍神會を組織し、次で翌十年二月には、同地に神明造りの祠堂一棟を建設するに至れり。其後矢野は肝川神靈の東都進出と稱して前掲東京市目黒區清水町に東京神殿を設け、同所に運動の中心を置きて教勢の擴張を圖りつゝありたるものなり。

而して本會の現勢は漸く百五、六十名を數ふるに過ぎざるも、其の信者中には相當知名の士を有するものゝ如くなり。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

（本表は昭和十一年四月中に發行したるもののみを記載す。）

| 機關紙(誌)名 | 機 關 | 發 行 月 日 | 發 行 番 號 | 處 分 月 日 | 備 考 |
|---------|------------|---------------|----------------|---------|----------------|
| 唯物論研究 | 唯物論研究會機關誌 | 四、一 | 第三〇號 | | 一、二、三月共一日各發行す |
| 社會大衆新聞 | 社會大衆黨機關紙 | 四、一八 | 第八二號 | 四、一八禁止 | |
| 土地と自由 | 全國農民組合機關紙 | 四、二〇 | 第一四四號 | | |
| 維新戰旗 | 大日本生産黨機關紙 | 四、一五 | 第六三號 | | |
| 國民運動 | 國民協會機關誌 | 四、一 | 第四四號 | | |
| 明倫新報 | 明倫會機關紙 | 四、一五 | 第一四號 | | |
| 皇道 | 皇道會機關誌 | 四、一五 | 第一四號 | | |
| 進め | 進め社機關紙 | 自四、一 至四、三〇 | 自第六六號 至第六九號 | | 第六七五號、第六七九號各禁止 |
| 錦旗國民軍 | 新日本國民同盟機關紙 | 四、一五 | 第八一號 | 四、一六禁止 | |
| 日本農民新聞 | 日本農民組合機關紙 | 四、一 | 第四四號 | | |

運動日誌

國家(農本)主義運動

(事)

項

四(月) 三日 大日本國粹會第二回中部地方役員會を奈良市公會堂に開催、代表者約二百六十名出席す。

五日 東大七生社向學寮は、寮生の減少の爲維持困難となり解散す。

七日 國民協會大阪府縣に於ては、「全合同に協力せよ」と題し愛國團體の合同促進を主旨とする印刷物を頒布す。

上旬 大日本護國軍中國本部に於ては、機關紙「護國時報」を「皇治評論」と改題し「皇道政治の實際運用を批判する記事」を登載することとす。

一三 維新青年俱樂部幹部、今里勝雄は、富山縣勤勞農民同盟、萩原貞一、新潟皇國農民聯盟、柄澤利清、名古屋皇國農民組合同盟、岩内隆平と共に「愛國派農民職線の統一を提唱」と題する印刷物を作成各方面に配送す。

一六 在京、日東義會總裁、牧野務以下四名は、恐喝事件に依り(月報昨年五月分九五頁参照)東京刑事地方裁判所に於て控訴審理中の處、本日牧野以下に對し夫々懲役八ヶ月乃至六ヶ月(一名執行猶豫)の言渡ありたり。

在京、維新青年俱樂部幹部、維新職社主幹、永富以徳は、

四、 一 東京瓦斯會社、安田銀行其他數社より、國家主義運動の援助と稱して、百數十圓を強要し、警視廳に檢舉せらる。

二五 在京、建國會本部に於ては、四月四日、日露通信社、同十四日、ソ國出版物直輸入商ナウカ社に對し「對露通信社に書籍輸入中止」に關する警告書を手交す。

下旬 帝國憲法學會專務理事、綜合國策研究會主幹、板橋菊松は、「二二六事件に對する、戒嚴令發動の形式は、天皇權關說に基く、惡例を踏襲したるものにして、大權干犯の處置なり」云々の内容の上申書を、首相益陸軍、海軍、内務、文部各大臣宛に提出す。

二九 神兵隊保釋者によりて成る維新寮に於ては、影山正治編、影魂錄第一輯を同志に頒布す。(内容は、大學、中庸等の拔萃)

三〇 廣島市宇品町居住、横井則輔は、本年二月二十四日、北、西田の兩名を、四月十三日、香椎前成蔵司令官を不敬罪として、告發したるが、更に眞崎大將を、不敬罪並に叛亂罪として告發せり。

農村自治研究俱樂部に於ては、會長平沼騏一郎が、樞密院議長に就任したるを機として、會長を辭任するに至りし爲、遂に解散せり。

政黨運動

四(右) 三 國社黨千葉縣錦旗青年隊は「愛國青年は起て」と題する機文を作成各方面に發送す。

四 大日本生産黨關西本部に於ては大阪府會議員に辭職勸告書を送付すると共に府當局を訪問し府會解散の措置を執られたき旨を要請す。

一〇 國社黨大阪府黨務局は、労働組合協議會機關紙「労働新聞」紙上に維新政黨に對する國社黨の要望並態度と題し黨の態度を發表す。

一一 愛國政治同盟關西縣支部は本部の支部に對する態度冷淡なるを理由として解體し、全評系九州労働組合に合流せり。

一五 新國同(本部派)は機關紙錦旗國民軍紙上に現廣田内閣に對する同盟の態度方針を發表す。

一七 立憲修正會前支部前田幸吉は同市會議員に當選す。

二一 國粹大家黨兵庫縣支部員中尾義松は同青年部挺身隊員濱田正吉を殺害し檢舉さる。

二二 新國同革正會員權藤元孝は一身上の都合と稱し同會を脱退す。

三〇 新國同は機關紙「錦旗」を廢刊せり。

三〇 新國同(革正派)南浦支部は「放任すれば農村は赤化す」と題する情報を作成頒布す。

(社) 三二 三重縣北勢支部創立(支部長平野信春)、黨宣傳部通達第

二五 一號及第二號を發す。

三〇 宮城縣遠田支部創立(支部長植村幾之助)

四、 五 經路支部創立(支部長金井秀雄)

九 社大、全農、全労働木縣縣三派合同年度大會を開催

一〇 黨本部に労働委員會主催代議士懇談會を開催

一五 黨本部に第一回特別議會對策委員會を開催、社大黨系「勤勞市民俱樂部」創立(會長阿部温知)

一六 麻生久外五名内務大臣を訪問し「メーデー禁止に對する意見書」を提出す。

一八 黨國際部員打合會を開催、第二回中央執行委員會召集狀發送。

一九 社會大眾新聞第八十二號發行同日發禁差押處分、宮城縣鹽釜支部結成(支部長島崎榮一)、青森縣に對し黨組織部長より「從來の町村單位組織を郡市單位に改組すべき」改組命令を指令す。

二〇 宮城縣石巻支部結成(支部長野村繁次)

二一 青森市會議員選舉に縣聯執行委員長中浦秀藏最高點を以て當選す、名古屋支部結成、社會新聞第九十一號發行。

二二 東北、北陸地方雪害對策運動として地方遊説を行ふ。

二三 書記局長を以て「第二回中央執行委員會開催に就て」及び中央執行委員長名を以て「代議士會」召集狀を發送、黨農村關係代議士會を開催。

二四 特別議會對策委員會を開催。

二五 靜岡縣小笠嶺川、藤枝支部結成。

二六 黨常任中央執行委員會開催。

運動日誌

一三六

二七 第二回中央執行委員會議(本文参照)、社會大衆婦人同盟懇談會開催。

二八 代議士會開催(本文参照)、黨調査部資料第一號「重要産業調査案要綱」及び同第二號「農村關係政府案」に対する見解(發行(研究資料参照))

二九 黨出版部は昭和十一年度上四半期闘争報告(發行)發行。

三〇 黨出版部は「總選挙闘争報告」發行。

労働運動

四、一 日本海員組合横濱に海員會館を新築し落成式を舉行す。組合會議神奈川地方協議會結成大會舉行委員長に三木治朗を選任す。

二 總同盟代表各省を訪問し労働國策樹立に關し陳情す(本文参照)。

九 組合會議政治委員會開催(本文参照)。

一〇 全評中央執行委員會議(本文参照)。

一一 海防神奈川縣平塚市に於て中央委員會開催從來の例を破り私服警官の臨監を漸く承諾せり。

一二 組合會議擴大執行委員會議(本文参照)。

一三 國際労働代表一行郵船照國丸にて神戸港を出帆せり。

一四 日本労働同盟中央委員會開催労働日本黨との關係其他を協議す。

一五 全國労働組合全國懇談會結成式舉行(本文参照)。

一六 交總中央常任委員會開催議會對策等協議す。

二六 東電従業員組合年度大會に代る擴大執行委員會議委員長に岩水榮一を選任す。

二九 大阪地方愛國労働團體産業展覽會舉行(本文参照)。

三〇 東京瓦斯工組合結成式舉行(本文参照)。

農民運動

四、一 皇國農民聯盟は、彌彦神社に於て講習會を開催す。

二 全農新潟縣聯合は、三條出張所に於て講習會を開催す。

三 日本農民組合九州同盟會は、第九回九州同盟大會を福岡市記念館にて開催す。出席者七百八十名にして「産業組合大衆化」外六件を審議す。

四、二 全國農民組合は、午後一時より同三時四十分迄芝園會館にて中央委員會を開催す。出席者二十一名にして各地方情勢の報告ありたる後「十五週年記念大會延期の件」其他に就き協議す。

三 全國農民組合は、午後一時より同三時迄關東出張所に於て中央常任委員會を開催「議會對策委員會の設置、労働協議會の委員辭任」等の件を協議す。

四、三 全農中央執行委員長杉山元治郎以下四名(黒田、田邊、岡田、淡谷)は「小作法の制定、旭川改修工事に伴ふ離作料問題」に付き内務、農林兩省に陳情す。

朝鮮人の運動

四、一 天道教東京學生會に於ては、本日午後六時より事務所に於て、定期總會を開催し、役員を改選し規約の一部改正を行ひたり。

一五 天道教關係者金徳山外八名は、本日午後一時頃飛鳥山公園に於て花見中、酒氣に乗じて朝鮮獨立云々の言辭を弄して、一般花見客の注目を惹く不穩行動ありたるを以て檢束さる。

一六 本日福岡縣八幡警察署棟上に於て、縣廳、製鐵所、市役所、事業家、關係者等三三名會合して、八幡市所在親睦團體親和會の指導方針確立座談會を開催せり。

一七 在名古屋國家主義系朝鮮人團體「愛國青年團」に於ては、本日午後八時より事務所に幹部一二名を召集し、在京、直心道場同人三浦延治の「日本主義運動の使命」と題する講演を聴取せり。

一九 本日は京文化團體朝鮮藝術座に於ては、友誼團體其他關係方面に對し事務所確立基金募集に關する印刷物を配布せり。

一九 東京學生藝術座に於ては、本日午後七時より事務所に於て臨時總會を開催し、會則の一部改正(毎學期三回の公演費を五圓に増額)今後の運動方針(裝置演出其他各部門に互り研究改善を加ふる事)其他を協議せり。

二二 警視廳編入鮮甲李雲洙の發行する「朝鮮新聞」本月十五日付第四號は、本日發禁處分に附せらる。警視廳に於て五千

運動日誌

一三七

四、一 出雲大社教團統監千家尊建は豫て右翼團體國民協會に加盟し愛國運動に奔走しつゝありたるが、叛亂事變以降其の運動を懐すとなし「一、靈肉不可分、政教不二の立場に立つ。一、スメラミコトの理念を把握し各もくくの「命」を果す」云々を信條とする命會を組織し、大阪市所在出雲大社大阪分院に事務所を置き會員獲得に着手せり。

二 日本基督教婦人矯風會は京都市同志社大學内榮光館に於て第四十五回年次大會及創立五十年記念大會を開催し、純潔、禁酒、平和等の諸運動促進並具體化等に關する決議數件を可決す。

七 日本救世軍本營に於ては豫て戰場士官側より「國情と時代の要求に適應せる同軍の改組」を要求せられて紛争を重ねつゝありたるが、本月十日其の要求の大部分を容認して一應紛争を解決せり。然るに同軍芝小隊を中心とする一部下士官兵等は右解決に懐らず十一日「日本救世軍

宗教運動

四、一 部差押執行せり。

二 警視廳に於て取調中の自由労働者李鐘文は、日本無政府共產黨入黨事實に依り本日送局さる。

三 在京アナ系朝鮮東興労働同盟支部は、兩三年來何等具體的行動なく、有名無實の存在を續け來りたるが、責任者孫仁述は今般解散を決意し其首所轄署に届出たり。

中旬

軍人聯盟」を組織して本營團に抗爭的態度を表明する所ありたり。

扶桑教「人の道教團」に於ては第五回奉仕員總聯盟理事會を大阪市布施町所在同教團本部に於て開催せり。
金光教九州教會長會に於ては福岡市築港博覽會々場に於て同教々監高橋正雄以下信徒約二万五千人の參列を得て「金光教九州大會」を開催せり。
全日本佛教青年聯盟に於ては同聯盟大阪佛教團主催の下

に大阪市中之島公園に於て第六回總會記念講演會を開催し、(1)大乘佛教に基く皇道精神の闡明、(2)佛教に依る超非常時の克服、(3)類似宗教の排撃等を題旨とする宣言決議を發表す。
扶桑教「人の道教團」は福岡市築港博覽會々場に於て教祖御木徳一外同教最高幹部等多數出席の下に同教團九州信徒大會を開催す。

う め く さ

特高例規に據る月報作成に就て(内詳係)

- 月報集計中、氣付いた二三を摘記して、御參考に供します。
- 一、内地出入朝鮮人調(第六號表) 同職業別調(第七號表) に就て。
 1. 本二表は、原則として港灣管轄廳府縣に於てのみ作成すること。
 2. 港灣管轄廳府縣と雖も出發地より直接渡來せず、内地何れかを經由し來りたる場合(入國)及渡航目的地に直航せざる場合(出國)等は、最終の乗船地又は最初の陸地廳府縣と重複する處あるを以て、計上せざること。(入出國とも寄港の場合含まず)
 3. 港灣管轄外廳府縣に於て、本二表を作成する場合は、密航及び航空機を利用渡來せる朝鮮人(密航以外の不正手段に依るものは含まず)を發見せる場合に限ること。送還せる場合と雖も、出國欄は記入せざること。(乗船地廳府縣と重複の處あるに依る)
- 二、不正渡航朝鮮人調(第八號表) に就て。

送還せる場合も、處置欄以下の各欄に該當數字を記入せられ度し。

研究資料

國家(農本)主義運動

一、叛亂事件の梗概に就て(地方長官會議に於ける戒嚴司令官の口述要旨)

命に依り今次事件に關し其の梗概並將來に對する所懐の一端を述へ各官の參考に供せんとす。

一、經過の概要

二月二十六日早朝近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊、歩兵第三聯隊、野戰重砲兵第七聯隊等に屬したる將兵約一千四百數十名は軍秩を紊りて不法出動を敢てし先づ首相官邸、齋藤内大臣私邸、渡邊教育總監私邸、牧野前内大臣宿舎鈴木侍從長官邸、高橋大藏大臣私邸等を襲撃したる後此等叛亂軍は麹町區永田町附近に位置し其の内外の交通を遮斷するに至れり。
其の目的とする所は趣意書によれば内外重大危急の際元老重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等

國家(農本)主義運動

の國體破壊の元兇を排除し大義を正し國體を擁護開顯せんとするに在り。
事件起るや警備司令官は直に在京部隊を指揮して治安の維持に任ず。同日午後三時第一師管戰時警備を下令せらる此間甲府、佐倉、水戸、高崎、宇都宮等より一部の部隊に上京を命ぜられ、此等部隊は夫々同日夜著京し警備司令官の指揮下に入るこゝなれり。
翌二十七日東京市の區域に戒嚴令中の一部を適用し之が施行を命ぜらるることとなり新に戒嚴司令部編成せらる東京警備司令官香椎中將は戒嚴司令官に補せられ前記諸部隊を指揮し帝都治安の回復に當ることゝなれり。
然れども此叛亂軍鎮壓の爲強行手段を執る

ときは流血の慘事を招來する處あり、若し不幸にして兵火を交ふるに至らば其の區域は長くも宮城に近く且つ皇王族邸を始め各官廳及外國公館の外多數住民の居室を含み人心に與ふる影響等其の禍害の及ぶ所は計り知るべからざるものあり、是を以て之を避けんが爲先づ嚴に叛亂軍を包圍監視すると共に「三日間互に互に」各上官、同僚等より叛亂軍幹部に對し速かに原所歸隊に復歸する如く熱誠設得に努めたるも彼等は更に聽き受る所なし二十八日に至り 奉勅命令にも服従せざる爲遂に強行解決を決意せらるるの已むなきに至れり。
二十八日夕宇都宮、松本、水戸、仙臺、若松等より一部の部隊に上京を命ぜられ逐次著京の

上夫々成戦司令官の指揮下に入る。
 斯くて二十九日朝先づ町區水田町附近の
 住民に避難を命じ市内の交通を停止し叛亂軍
 に對しては強行解決の途に出づると共に他面
 下士官兵には歸順の餘地を與へ飛行機、戰車
 等に依り歸順説得の「ピラ」等を撒布し又ラヂ
 オ、擴聲器等を以て反省を求むることに努め
 たるが下士官、兵は漸次歸順し來るものを生
 じ同日午後殆ど全員歸順するに至り武装を解
 除し夫々兵營に隔離收容せらる又叛亂軍の幹
 部中元大尉野中四郎は自決し其の他は衛戍刑
 務所に收容せられ茲に兵火を交ふることなく
 叛亂軍の鎮定を見たり。

牧野前内府を襲ひたる元大尉河野壽は本月
 六日收容中の熱海衛戍病院に於て遂に自決せ
 り。

二、不詳事件に關する口演 (國防婦人會に對す
 る軍の口演要旨)

二月二十六日早曉、帝都東京に突發した事
 件は實に國家未曾有の重大事件で有つて、上
 は深く憂鬱を懐まし奉り、下は國民の信頼を
 失墜せるのみならず、内外に對し國威を傷け
 たること甚しく、恐懼痛恨措く能はざる所で

あると共に、我々身を軍籍に置く者は其責任
 の重大なるを痛感する次第であります。即ち
 今度の事件が皇軍の一部に依つて實施せら
 れ、而も下士官兵が相當多數參加して居り、
 殊に其の發頭人が現役將校の一團であるが故

取調は一應終了し證據物件と共に東京陸軍軍
 法會議に送致し將校及下士官は目下豫審に於
 て審理中なり。
 叛亂軍に屬したる兵は合計約千三百六十名
 あり取調の結果千三百三十名は既に其の留
 置を解除せられたり。

三、日本國內一般の狀況

し或は本事件に協力して昭和維新を斷行せん
 とし密に叛亂軍に連絡策動せるものありしと
 雖も直接行動に至らずして叛亂軍の鎮定を見
 たり。

四、所見

皇威を發揚し國家を保護すべき軍隊が而か
 も蒙蔽の下に於て如此き不逞の行動を敢てし
 上は痛く憂鬱を懐し奉り聖代に試ふべからざ
 る汚點を残したること陸軍として洵に申譯な
 き極みなり。
 殊に叛亂軍の行動中不法出動に依り自ら統
 帥權を干犯せること、陛下が御信任遊ばす御
 備近の重臣大臣、教育總監等に對する餘りに
 も慘酷なる叛逆行為、最後には奉勅命令に對
 してさへ批判を敢てし之に服従せざりし點は
 其の迷盲大逆眞に許し得ざる所なり。

に抗したる罪は實に萬死に償するといふも及
 ばざる次第であつて、彼等の死を期して邦家
 の爲に盡さんとし、或は一身の榮達も一家の
 利益も皆之れを犠牲にして決行せる點には、
 個人として其純情熱意に打たるゝものなきに
 非ずとしても、之れが爲彼等の犯せる行動は
 斷じて許すべきに非ず、是れ即ち大義名分な
 り。何處迄も罪は罪として之れを罰し、將
 來再び斯くの如き不祥事を起さぬ様に其の根
 源を絶對に排除しなければなりません。國防
 婦人會の會員方に於かれましてはよく事件の
 真相を明かにして此際國民として、殊に國防
 婦人として、はつきりした考を持ち此際國家
 にお盡しになる道を正しく歩んで頂かねばな
 らぬと思ひます。

國家(農本)主義運動

さて、事件の真相を把握する爲以下述ぶる
 所を明にする事を要しませう。

一、本事件が決して全軍としての
 行動に非ること

今回の事件は二十名の將校の指揮の下に多
 數の下士官兵が參加した點から見て、動々も
 すれば全軍中には此の様な考が溢れて居り、
 全軍的意志の發動であり、全軍が事件の背景を
 爲す如くに考へる者がなきにしも非ずである
 が、之れは皮相淺薄なる見方であると云はな

ければなりません。何となれば、今回の事件
 に加はりたる將校は、一口に將校といふから
 他の大部分即ち殆んど全部の將校がやはり同
 一思想の將校かといふに、決して然りではな
 い。即ち全國殆んど大部分の將校は、今度の
 事件を起せる將校とは考へに於て大なる差の
 存することを見過してはなりません。何で全
 國の將校が縱令其目的はどうかであらうとも軍
 隊を以て叛亂を起しても宜しいなどと考へて
 居りませうか。此二十名の將校(その内でもひ
 どいのは數名)は成程將校には遠くないが眞
 の國軍將校たるの精神を没却したる、謂はば
 軍服を着けた右傾團である。何となれば、彼
 れ等の崇拜し私淑せるは北一輝、西田税の輩
 であり、彼等の愛讀書は北一輝等の著書であ
 り、此等思想系統者の發する謂は怪文書で
 あり、從つて其思想を大體此等の國家改造思
 想であつたらう。此徒の思想に従へば國家を
 改造せんと欲せば、先づ國家現在の各機構政
 治や經濟等の組織であり、組立て成立ちであ
 ります。之を徹底的に破壊せざるべからずと
 なす共產主義と紙一重の所があるのでありま
 す。而して新聞の報する所によれば、北一輝
 は曾て社會主義事故に連座して上海に逃れ、
 此の間彼の「國家改造論」を書き秘かに之を西

を把握する第一の要點ポイントであると思ひます。

次に下士官兵は人数大なりし爲一層事件を大きく感ぜしめたのであります。又事實之等の下士官兵が、之等の將校と同一考を明確に持つて居つて起した事件なれば、それこそ更に身の毛もよだつ程重大な事件と云はねばならぬのであるが、下士官兵殊に兵は何の爲であるかと大部分のものは知らないものである。成る程、下士官の内には免官になつたものもあり、又兵の内には未だに取調べを受けて居る者もあり、又實際彼の事件に於て重臣の邸宅に乗り込んだ、極めて少数のものは或は知つて居つて、將校と同一考への者も若干名は居るかも知れないが、それは裁判の結果に俟つより仕方が無い、之等少数の疑問符が附けられる以外のもの即ち兵の大部分は、或は不時呼集に依りて集合の上演習に行くと云ふて引率せられ、或は他に事件が勃發したる爲に警備につくものと教へられ、かく信じて行動したるもので、事の真相も知らず唯將校に指揮せられて行動したるに過ぎない。そして後には少々怪しいと考へる者も出来たが、一旦正しい命令と信じて出動した者が、少し莫い位ですぐ其位置を離れる事も出来ない、それ

は推察するに難くない。その内、或は司令官からあの有名な兵に告ぐが出た。兵にも事情が解つた。これは大變だ、最早や歸すべきでない、それ歸れといふやうに皆歸つた。是等を綜合觀察するに、下士官兵で最初から、之等將校と同様に憂慮すべき思想を有つて居つたのではなく、大部は全然誤信若くは善惡を解しない、唯正しい命令と信じ、命令の儘に行動したるものであるから、思想上大なる憂慮すべきものはないし兵に關する限りは形の上では多數參加して居つたが精神的には參加して居ないのも同然であると認むべきである。

結局今回の事件は、成る程人員から云へば將校下士官兵合計千數百名の起せる事件であるから、軍全體の起した事件のやうであるが、其實は僅に一小部分の誤れる考への將校の惹起せる事件であり、性質は洵に重大であるが、範圍から申せば眞に軍の粟粒ほどの小さい事件であります。何となれば、數の殆んど全部たる下士官兵は知らないであり、發頭人の將校の内でも本當に此の事件の主謀者は數名の比較的古參の將校であるからである。然しながら軍は假令一小部分で有つても、將校が軍隊を指揮し皇軍を私兵化し統帥權を

奪り、且つ畏くも、勅命に抗するに至つたのであつて、其の事件の性質の極めて重大であり、而も數戰の下に此の大事を勃發し、深く憂慮を懐かし奉りたる責任の重大なるを痛感して、再び斯くの如き事のなき様には萬全を期し、抜本塞源的處置を構し、以て上負托の重責に對へ奉り、下萬民の信倚に報いんとして居るのであります。

特に此際、國防婦人會員各位の御配慮を煩はしたる事柄は、

1. 兵役義務に動搖を來さしめざる爲に御協力をお願ひしたい事

此際考へねばならぬことは國民の兵役義務に關する事柄で有るが、今回の事件を以て軍全體を律し、全國各軍隊共に皆な危険なる將校ばかりの様に考へ且つ斯くの如き危険な將校の部下として、自分達の子弟を徴兵として出すことは出来ない。人殺しをする將校に教育されるよりは罰せられても徴兵を忌避した方がよい、といふ考へ方を有るものが有る様に思はれるが、之は大なる見當違ひの考へであり、是れこそ國家國軍を危くする非愛國的考へであると云はざるを得ないのであります。父兄の情としては一應尤もの様にも聞えるが、もと／＼全軍の事柄では無く、又軍とし

ては斯くの如き將校は徹底的に排除して、一名も無くしてしまふと決意し、將來の禍根を芟除するに必死の努力を盡して居るのであります。一方動々もすれば徴兵忌避に走りたる青年も、絶無とは申されまじいと思ふのに、父兄なり指導者たるものが斯くの如き言を漏し、之れが爲に假令一名たりとも法を犯すものを生じたるときは、其れこそ重大問題である。法は斷じて枉げることは出来ないものであるから、斯くの如きものを生じた場合は、國家は斷乎として處分しなければならぬのみならず、之れ等の不用意の言論の爲に徴兵を忌避し、或は非國民的態度を生ずるに至れば國軍建設の本義たる國民皆兵の主義を根柢より破壊し、延いては國家其物を破壊するに至るのであります。日本人の世界に誇る忠君愛國心も僅か數名の叛亂將校が出れば、一夜にして蹂躪せられ盡し、國民も又此の誇を弊履の如く捨て去る結果に陥るものとは、どうしても考へられず、又考へ度く無いのであります。多少でも其事實が有るのでありますから、お互に考へねばならぬと思はれます。

日本の如き國民の忠誠勇武を根本とし、我國體に即せる國民皆兵主義は、世界何れの國にもなく、實に崇高比類なきものであり、日

本國民の誇とすべきものであります。此の誇が大切か、子供の身が大切か、如何に自分の子供が可愛いと云つて、此誇りを棄て去り、甚しきは國法までも犯して國軍の成立の基礎である兵役を輕視し、國家の危機を省みないといふことが果して常に日本精神を誇る國民の態度でありませうか。我古來、國民道徳として尤も尊ぶ所は、國家の爲には自己を省みず、我を忘れて君國に盡す所謂我奉仕の精神でありませう。西洋の如き自由主義、個人主義、即ち個人の利益、幸福が凡ての基準となる道徳とは全然反對なる道徳であります。

國家はどうなつても構はぬ。自分の子弟が大事故だといふが如きは日本精神とは天地穹壤の差ある西洋舶來の觀念であり、其影響であります。眞の日本精神を持ち國民道徳の固い人であれば、こんな時こそお國の一大事と考へ、こんな事件から色々の恐ろしい、悪い影響が生ぜぬやうに、國民の一人として一生懸命努力しなければなりません。

此點に關し皆様は婦人としての日本精神の把持者、即日本固有の婦徳の實踐である。國防婦人會員の重責に考へられまして一方よく主婦とし、母として青年のよき伯母さんとして、正しき考を縣内一般に普及し毫も間違つ

た考や問題が起りませんやうに御努力の程偏へにお願ひ申し上げます。

2. 軍隊教育に對する疑惑を一掃すること

人動々もすれば軍隊教育は人を殺す教育なりと誣ひ、今回の事件を軍隊教育に結び付けて兎や角申す者もあるのであります。併しなから軍隊教育を受けて居る者が、如何に忠良なる臣民として國家社會の爲に努力して居るかは今更問ふまでもないことである。明治初年兵制を布かれて以來幾萬の將校が軍務に服したか判らない位である。然るに其の内僅か二十名の者が今回病的變態的事件を起したからといつて、之れが軍隊教育を受けたる爲であらうか。軍隊教育が人殺し教育であるが爲であらうか。吾人をして云はしむれば、之等主謀將校は、最初には軍隊教育を受けたことは勿論であるが、中途北一輝や西田税の説を傾聴し心酔し、何時の間にか眞の軍隊教育の効果からは遠のいて仕舞つた結果であつて、前にも述べた通り、現在社會の機構を破壊せんとする彼等の考は、或種思想團體一味の考なのであります。

軍隊教育が善い教育であるか、悪い教育であるか、人を活かす教育であるか、人を殺す

教育であるかを見ようと思へば今回の事件の如きで見ただけでは決してほんとうのものを得る事は出来ません。軍隊教育の眞價や効果を

かくの如き観点から在郷軍人を見ます時、彼等の最大多数は皆忠良なる臣民であります。克く勲諭の精神を遵奉實踐して君國の爲に奉仕的生活をして居ります。犯罪者は非常に稀なものであります。軍隊教育を受けた者と其中法律を犯すものとの比率、割合はお話にならない程少ないのであります。現に軍隊教育を受けたる青年學校指導員の如きが如何に物質的利権を超越して郷黨青年の育成の爲に眞摯なる努力を拂つて居り、之を全國的に見て偉大なる成果を發揚しつつあるかは、國民等しく激賞して居る所ではありませんか。かくの如き、最も正當にして合理的な軍隊教育の見方があるのに、態々之を捨て、結び付けることの出来ない、結び付けてはいけない今回の如き事件と結び付けて、軍隊教育は人殺し教育であつて其教育を受けたる指導員に青

年の指導を委せられぬなどと、論方もない囁語をいふ者などが出来たならばどう致しませう。私達が考へるのに、現在國家の行ふ事業の中で青年大家教育位喫緊重要な事業はないと思ふ。其青年大家教育は青年學校で行ふ。青年學校の教育では教練に非常に重きを置いて居る。教練を誰が教へるか、それは指導員であり在郷軍人である。何故そうなるのか、それは國家が軍隊教育といふものが決して強い兵士を養成するのではなく、立派な國民を作る道場であるといふ事實を認め、此立派な道場で立派に教育せられた在郷軍人を先生として其道場で修業する方法、即教練を以て青年の心身を鍛錬し立派な國民を作らうといふのが、青年學校なのであります。

それであるから軍隊教育といふものは、戦争には強い兵隊を作るのが國民としては「人殺し教育」であるといふことになれば、青年學校が良民を教育するといふ考は成り立たなくななり、青年大家教育を毀滅することにるのであります。是は國家としても忍び切れぬ大損害であります。國家の興隆が止まります。私は國家の爲に、殊に青年學校の成績全國的に優秀な千葉縣の爲に以上の憂患を一掃したいと思つて努力して居ります。皆様は置

かれてもよく事情を察して十分協力の御願致します。

將來國家國家の爲最も大切なるは軍民相信じ相協力して、此の非常時局を突破し、益々國家進歩に寄與する事である。凡そ軍民離反ほど國家を危殆に陥らしむるものはない。軍民離反しては國策も國防も論ずるを得ないものである。かかるが故に我が日本の如き東亞の重鎮たり、東洋の守護たる國家に對しては、東洋侵略を企及する國は益々軍民離反の機會を狙ひ、何にか事があれば益々軍民を離反せしむる爲に暗に活躍する事は、今回の事件に際し某某國のスパイが活躍せるを以ても其の一端を知ることが出来るのである。此の軍民離反の慘害を嘗め、戰敗の悲慘を痛喫した國の有ることは人のよく知る所である。將來國家の興亡は一に軍民の協力一致如何に存するに在り。既に證明せられたる事實である。故に今後事件の有る毎に機會の有る毎に、或は特に何かの機會を作爲して國民と軍隊との離反に百万手段を盡すべきは火を見るより明かであつて、又これより大なる憂慮は他に求むるを得ないのであります。彼等の實行手段としては

イ、婦人に呼び掛け婦人を目標に策動する

こと

ロ、軍民(即ち軍部と國民の間)を離反すること

であります。

婦人は、皆様が誰よりも御承知の通りに、男に比して平和的であり、感情的であり、感傷的であります。そして臺所を預つて居ります。それであるから、戦争が長引いて来ると先づ臺所に迫つて来る苦痛を一番に受ける。税は高くなる、國防献金に金指輪を犠牲にする、その他等々。そこでだん／＼戦争に飽きて来、戦争が厭になつて来る。そこへ戦地からは近親の戦死が傳へられる、子弟の負傷の電報が来る。今日は村葬、明日も遺骨運送、もうなつて参りますとどうして婦人の感情が平靜であり得ませうか。餘程しつかりした考を平素からお持ちになり、婦人愛國心をお鍛えになり、更に鞏固なる團体團結の力を以てお互に相勵まし相成めて、如何なる悲惨にも辛苦にも堪え勝つて行くやうにならなければなりません。是が出来るか出来なにか、戦争に勝つか負けるかの儘かに境目であります。國家安危の岐るゝ所であります。私達が一部の個人からは殆ど半狂亂の體に認められ、時々こんな隘口をも耳にしながら敢然として先づ千葉

國家(農本)主義運動

全縣下への結成、次で毅然として皆様と共に堅實なる發展にと、國防婦人會の事業に精進して居るのは、此理由に基くものであります。此點皆様には十二分に御諒解になつて居られませんが、此好機に一言々及致して置きます。

次には軍民離反問題であります。是にも立派な實例があり、又考へなければならぬ事は

二、軍民離反の恐るべき結果を招來せざることを——現代戦と思

現代の戦争は頭天頂から爪尖まで軍民一致でなければなりません。軍民一致の出来ないやうな國家國民は、一切戦争などを考へてはいけません。こんな軍民は軍隊も軍備も無くして仕舞ふ方が賢明であります。此に皆様には度々申し上げたことでもありますから、皆様は既に十分御承知のことではありますが、日露戦争に既に其立派な徴候ともいふべきものが現はれ、世界戦争で立派に證明せられたものが思想戦、經濟戦(合して國民戦争)の重大性であり、結局戦争で敵國の咽喉を締め仕舞ふ——即ちほんとうに「参つた」といふ聲を出させるには、敵の國の内部から潰して仕舞ふといふことでもあります。

敵の國を内部崩潰に導き、内亂に導き革命を起させるのであります。大砲や機關銃の戦争即ち武器の戦争も非常に重要ではあります。それが、それだけで勝負をつけるのは非常に時日を要する、それだけ犠牲も大きい。内部から潰して仕舞ふのはやり易くて早い。是が今では殆ど世界の常識である。(日露の例、世界戦争の例)然らば、どうして敵國の國內を紊し内部から潰れるやうにするかといへば、それは色々の方法手段があり、それを今では學問的にも研究し、又國々に依つて色々のやり方を工夫して居るのであります。その中でも最も有効であり、又迅速、否あなた方に取れば接の當面せる問題としてお考を願はなければならぬ事は、此思想戦争の爲、即敵國を内部から潰す運動として見ても解ることなのであります。

抑々戦争といふ者は、其當初に於ては例外なしに國民を愛國者と致します。社會主義者でも愛國者になり戦争が好きになります。是は世界戦争が始まつた時には、世界各國の政治家も學者も、思想家も皆驚いたのであります。當時西洋諸國には大變な社會主義者があつて、社會主義者は皆戦争反對である。それであるから戦争になつたならば、皆妨害をし

たり反対をしたり、国内が一致しないで困るだらう。或は戦争が出来なくなりはいないかと心配した程であります。さて戦争になつて見ると皆熱狂的愛國者となり、社会主義者も誰も、或は王宮前に集つて祖國萬歳を叫び、或は對手國の公使館に投石するやうな者も出來た。戦争になつても反対を叫んだ有名な佛國の社会主義者はとうとう同じ國民からピストルで殺されて仕舞つた。それから一名も戦争反対などと述べる者は無くなつた。併しながら戦争がだん／＼長くなるとそうは参りません。一般國民の戦争熱が冷めて来る。戦争に厭きて来る。嗚を靜めた社会主義者等が待つてましたとばかり、ありとあらゆる方法を以て此間に乘じ策動する。茲に國民の間に戦争厭忌或は戦争恐怖の感情空氣が發生して来るのであります。所が奇妙なものであります。國民は戦争が厭になつて来ると、軍人も軍隊も厭になり嫌になる。自然其所には一つの溝が出来かゝる。社会主義等の反國家又は反軍隊の個人や團體が此溝を深め、此溝を擴げて軍民の間を離反しようとするならば、それは案外成功するものであります。殊に戦争中には軍隊に色々の事件が起りませう。例へば或る師團の攻撃が思ふやうに參らなかつた

とか、或軍隊には非常な損害が生じたとか、或軍隊で上官と下級者の間に何か一寸した誤解が起つたとか。こんな事件を捉へて、國民が軍隊を疑つたり嫌つたり、悪むたりせずには居られないやうな、虚實取り交せた宣傳をやるのであります。

さうすると大抵は成功する(日露戦争の例)そして一たび國民と軍部の間が離反し始めたならば、もう内部崩潰——内部から國家が潰れるのは單に時日の問題となつて來ます。皆様の、かゝる戦争の現代的な姿と軍民離反問題に關する恐ろしい姿を眺めつゝ今次の事件から生ずべき結果に就てどういふお考をお持ちになりませんか。今次の事變の如き、成程大不祥事でもあり大事件でもありはします。よくよく研究をして見れば、根を洗つて見れば決して全軍隊の問題でも無く、又決して國民と軍隊とが離反などすべき問題ではありませぬのに、いはゞ此位の事件から、すぐ國民に軍隊が嫌になり、軍隊が悪くなり、軍人殊に將校が嫌になり、其結果軍民離反となるといふやうでは、國家の將來が心配で心配でたまらないといふことは過言でありませうか。私の一人の心配にして置いて宜しいでせうか。私は寧ろ今次の事變に鑑みて國民はも

つと／＼本問題を眞實に研究し、將來どんな事があつても軍民離反などといふ、敵が喜んで國家を危殆に陥くやうな状態にはさせないといふ腹を決める、謂はゞ禍を轉じて福となすの方法を考へ、その努力することが必要であると思ひます。

三、事件に對する國家國民として
の反省問題

此問題をお話をする爲には、新内閣が出來ます時に、廣田首相(當時外相)が發表せられた聲明も一讀する要があると思ひます。廣田外相は次のやうに仰つしやつて居られます。

「現下皇國內外の情勢は舊來の批政を一新し國際關係を自主積極的に調整し非常時局を打開せねばならぬと思ふ。今次の不祥事件のよつて來るところもまた茲にあると考ふるに於ては、吾人は深く思ひを致したし以つて一大改革をせねばならぬ時である。」

つまり廣田首相のお考へは、我國には今一大改革を要する何物かある。それは從來の政治等にも關係がある。今次の事件の如きも唯偶然に出來たのでは無い。平地に波瀾が起きたのでもない。そこで各々國民は此點に深く思を寄せて、悪い所をどし／＼改革をして立派な日本と爲し、非常時もかうして切り

開いて行かねばならぬといふ所にあるのでありませう。

果して然らば、國民のある一部の人のやうに、今回の事件を横から見ても縦から見ても軍部許りが悪いので、軍部だけが責任を負へば宜しい、國民は唯々軍部の悪口ばかりいつて居ればよいといふやうな態度であつては、實に適當でない計りでなく、何時まで立つても國家の庶政一新を計り今回のやうな事件の根絶を期することは出來ませぬ。軍部の責任は實に重大である。それは火元が軍部であるからである。此火元の責任は他に如何なる原因があらうとも免るゝことは出來ない。又軍部は其の責任を十分に取つて居る。大將が六名七名も現役を辭めて仕舞つた。師團長、旅團長も、聯隊長も皆責任を取つた更に軍全體として今後に對する重大決議を以て、二度と再び火を出さない色々の工夫や努力をして居る。が廣田首相も仰つしやるやうに、今次の事件には國內一般にも謂はゞ火事の原因と見るべきものがあつた。火元の家に火事出來易い事情があつた。それならば國家國民全體も亦、火の用心に就て考へもし十分努力もしなければなりません。火元だけを悪み火元だけの悪口云ふて居つて、村全體が

國家(農本)主義運動

反省しなければ今回の火元(軍部)からは將來火事を出さないでも、他の家(軍部以外)から何時火事を出すか知れない。現に今までも火は度々出て居る。廣田首相が殺された、原首相も殺された。共産的事件、血盟團事件、神兵隊事件等大火もあり、小火もあり、又未殺もありました。兎に角過去にもあつた。そこで國民はどうしても此所で大に反省し努力せなければならぬものがあるのであります。廣田外相は此事を次のやうに述べて居られます。

「……一大改革をせねばならぬ時である。政に政黨、軍部、官僚の別なく積弊を艾除し確乎不拔の國策を樹立しそれが實現を期せねばならぬ……」

私も全然同感であります。恐らく皆様も御同感でありませう。之が爲には深く日本の國情——徳富蘇峰先生が仰つしやる「底を流れるもの」を見詰むる必要があると思ひます。今、日本には確かに底を流れるものがあります。相當の濁流であり激流であります。何が此流れを造つて居る乎。私は

1. 長い間の西洋流思想の横行に對する日本精神の反撥昂揚

に衝突をし摩擦をして一つの混沌たる流れを作つて居る。

2. 非常時か非常時でないから來る對立や抗争

大抵の日本人で今が非常時で無いと思つては居らないと皆様はお考へになりませうが、事實は必しも然らず、非常時でないといふ人がある、解消したといふ人がある。軍部が作りだした非常時であるから軍部が考を改めれば非常時は無くなると思つて居る者もある、又同じ非常時であるとは云ひながら其程度や非常時の内容に就ての考に非常な隔りがあるやうな事實もあり、是から色々の難問題が生じて終に前申した流れを一層濁らせもし又激流にもする。

3. 更に左右兩翼の争がある

左翼と右翼とは根本に行き方が違ふ。其所へ更に悪い事は左翼で方便上右翼の振りをして、右翼右翼といふて居る人で何時の間にか左翼の考と紙一重になつて居る者があつて此事はそれ自體實に重大な思想問題であります。是れが前申した流れを一層混濁し激化するものであります。(諸例)斯く考へ來りますと、眞に國家を愛し、國民の幸福を思ひ子孫の爲に國家百年の計を

樹つることを考へるやうな人であつたならば、ほんとうに黙つては居られませう。吾氣にしては居られませう。今次の事件にしても使らに、誰が悪いのか誰の責任であるのと無駄な過去を追ふて居るよりも、責任を負ふべき者は勿論責任を負ふのであります。國民としては一生懸命此の後を善くする國家の將來を安泰繁榮ならしむるといふ事に萬全の力を注がねばなりません。そして此金庫無缺の國家、此忠勇義烈なる國民が繁榮し安

泰なる事が皇道宣布の基礎であり、世界の平和と人類の幸福を確保致します。大和民族の使命達成運動の第一歩であると思ふのであります。既に婦徳の涵養を第一義として非常時國家に婦人として最大の奉仕を捧げやうと雄々しくも旅立たれました皆様は、唯今まで申上げました點を十分御吟味下さいまして益々國防婦人としての決心覺悟を固められ、國家に對する御奉公、殊に此際於ける御奉仕に萬全を期せられたいと念願す

る次第であります。茲に此講演を終るに臨み、皆様が町村と家庭に於ける極めて困難な事情の存しまするに拘はらず、並々ならぬ御苦心の裡有ゆる困難に打克ちまして、我千葉國防婦人會の爲め、大にしては非常時國家の爲に御盡しになられて居ります御努力、其御努力の源泉であります皆様方の至眞至情の御誠意と御熱心に對し、特に一言衷心からの謝意を捧げまして御挨拶と致します。

政黨運動

一、維新黨に對する大日本國家社會黨の要望並に態度

(四月十日大日本労働組合協
議會機關紙労働新聞紙登載)

序にかへて

茲に掲げました全文は教育出版部に於て草案し、常任黨務委員會を通過したものであります。これを發表するに至りました動機は、最近急激に擡頭して來た維新黨樹立運動に對し、吾等の意見を統一し、あく迄眞面目に天

業翼賛の道を進みたいと云ふ念願の許に作られたのであります。これを對外的に發表致しまして、同じ道を歩み行く全國の愛國陣營の同志諸賢の忌弾なき御意見御批判を仰ぎ度いと思ひまして不備な事を充分承知の上發表した様な次第であります。勿論これはあく迄

我々の取るに足らざる意見でありますから、何卒大乗的立場に立脚して假借なき御批判を加へられんことを切望します。

維新黨の本質並に其の組織の要素

一、黨の本質

維新黨が國體本義の發揚顯現者として御維

新翼賛の行動主體として生れ出づべき歴史の必然性と今日直に生ずべき時代の機縁に遭遇せることは既に分明である。然らばその維新黨は國民の前に如何なる形をもつて現るべきものであるか、一應規定づけられる黨の本質は如何なるものとして表現さるべきか、維新黨結成を前にして此の理解は重大である。黨の本質を規定づけるが如きは輕々に爲すべからざる重大なる問題であるが、今我等の黨の本質として解するところを卒直に披瀝するならば、

一、黨はその本質に於て國民の黨である
一、然して其の形態に於ては被壓迫労働國民の黨である

一、黨は大眾政黨である
一、同時に前衛的行動黨である

維新黨の本質として一應規定づけ得るところのものを抽出するならば大體以上の四點に要約し得る。茲に黨の本質として規定づけるところは黨自體に限るところであつて、國體本義の發揚顯現者として今日の時代の必要から生じた黨の持つ本質を指すものであつて、その性質は飽くまで時代社會的である、あらゆる時代社會を貫きこれを超越して存在するところのものが黨ではない、我が皇國の歴史

に於ては曾て黨を必要としなかつた幾多の時代がある、八紘一宇、國體の本義が發揚顯現せられたる曉の時代に於て、皇運扶翼天業翼賛の任を負ふものが黨では斷じてない。維新黨はそれ自體の存在を必要とせざる時代の創造のためにその行動を推進するものであることを意識しなければ黨の本質を國體の本義に於て理解することは能はない。

二、國民の黨

國民の黨とは何か、國民の黨は階級の黨に對立するものである。昭和維新は、階級が階級のために階級を打倒し、支配階級の權力を奪つて自らが次代の支配階級たらんとするものではない。國民のあらゆる階級層に屬する自覺者によつて組織せられ君民一體として生生化育を遂げもつて八紘一宇の國體理想を實現するに在る、黨がその本質に於て國民の黨であると規定する所以である。

三、被壓迫労働國民の黨

然し乍ら、今日の時代に於て殊に資本主義制度の政治經濟機構のもとに於て、國民が嚴然として階級分化を爲せる時代に於て、國民の黨は一個の理想に過ぎざるものである。それはザインに非ずしてゾルレンである。かくあるべきものとしての國民の黨の規定は正しく

とも、かくあるものとしての國民の黨は單なる空想に過ぎない。維新黨が、その本來の使命のために強力な行動的性質を發揮すればする程、結黨後の維新黨に参加する者は被壓迫労働國民に限定されるであらうことを豫想する、昭和維新によつて君民一體生々化育を遂げ得る皇國の理想實現の曉に於て、政治上の、經濟上の壓迫、擡取から解放されるの喜びを感ずる者は今日の被壓迫労働國民より大なるはない所以にある。今日の時代社會に於て何物の失ふものもなく、未來の希望に燃へ立ち、君民一體生々化育の喜びに勇躍し得るものは被壓迫労働國民である。階級分化の嚴然たる事實を認め此の認識の上に黨の組織の基礎を置かない限り維新黨は維新黨たるの使命を果すことは出来ない。

四、大眾政黨

維新黨が大眾政黨であるべきことは昭和維新が全國民の更生、君民一體生々化育を遂ぐる國體本義の顯現にあるが故、それが少數者運動であるべきではない、能ふ限りの廣い限界にその組織範圍を擴大されたものでなければならぬことは當然である。

五、前衛的行動黨

御維新翼賛の主體としての維新黨は被壓

迫動勞國民を任務とする國民的大衆黨であると同時に國民の前衛として勇敢なる改造の前線に立つて行動し、或は自ら行動部隊となり、或は参謀指導の中心となり、全國民に影響を與へ、動員し得るものとならなければならぬ。然し乍ら、維新黨は大衆政黨なるの故に黨外の前衛黨に指導せらるべきものではなく、自らを行動者とし、自らを國民の前衛として訓練し組織し行動しなければならぬ、それ故に黨の指導部、黨の中心的勢力を形成するものは、團體本義を體現した精鋭でなければならぬ。之即ち精成せられんとする維新黨が大衆組織の中に前衛分子の結合體を内包することによつてその行動的性質を強化せるものでなければならぬとする所以である。

六、既成政黨との相違

維新黨が過去一切の既成政黨と相違するところは夙に分明であるが尚ほ主要な相違點につき説明を加へるならば、
維新黨は戰術的組織であり又大衆的行動黨であるが同じく戰術的組織であるところの維新黨の對立者共産黨は前衛黨であり、行動黨ではあるが大衆黨ではない。然して、維新黨はその本質に於て國民の黨であるが共産黨は階級の黨である。維新黨はその戰術的目標に

到達せる曉に於ては自らの使命を終へて國民一體生々化育の途上に發展解消すべき使命を負ふが、共産黨はその戰術的目標に到達したる場合益々その組織を鞏固にして新たな階級支配を強化するものである。

社會民主主義政黨、並にブルジョア既成政黨の一切は大衆黨であつて維新黨の如き前衛的行動黨ではない、維新黨が戰術的組織であるに對して彼等は戰術的組織である。政治的、經濟的、波動を受けて運動の一高一低、高潮期退潮期の間に一致せる政策によつて結ばれたる共同戰線黨である。

社會大衆黨を結成する迄の無産政黨の歴史を見よ、自由黨より政友會となり幾度かの政策、綱領の變更によつて今日に至れる立憲政黨の歴史を見よ、改進黨、同志會、憲政會、民友會の歴史を見よ、改進黨、同志會、憲政會、民友會と辿り來つた立憲政黨の歴史を見よ、其他凡百の既成政黨の歴史を見ることによつて彼等が單なる階級の利益を追及し社會狀況の一高一低に對して戰術的に組織せられた共同戰線黨であるかを諒解することが出来る。斯るものと、昭和維新黨の主體として團體の本義を體し八紘一宇帝國の理想を顯現することを使命とせる維新黨とは、その本質に於て形態に於て決して同日に論ずべきもので

七、維新黨組織の要素

黨はその形態に於て動勞國民の黨であるとする規定を爲し得たことはその組織の基礎が被壓迫國民大衆に置かるべき現在の時代的特質によるものである、即ち黨の人的要素が被壓迫動勞國民であるのによる。何の故に黨の要素が動勞國民でなければならぬのか、昭和維新の行動者として、國民一體生々化育の喜びに勇躍し得るものは被壓迫動勞國民であるが、それは壓迫、被壓迫、搾取、被搾取の關係に於て自らを解放せんとするの希望が大なるものであるに於て、黨の要素が被壓迫動勞國民に存在すべきとなす理由については、壓迫、被壓迫、搾取、被搾取をもつて表現せられる政治上の或は經濟上の支配關係を除いても、より原理的な、より國體的なる理由によつて動勞國民をその要素となすべきものである。

黨の組織は如何なる形態たるべきか

大衆的行動黨たる維新黨の組織はその大衆的なるの故に國民中の各階層に及ぶ自覺分子に呼びかけてそれらを組織内に糾合するは勿論既成のあらゆる國體的組織、日本主義諸團體に呼びかけて、その精鋭を求め、使命を果し

得る個人、團體を黨組織に消化したものでなければならぬ、同時に其の前衛的行動黨なるの故に團體の本義をその血肉として、獲得せる維新の志士をもつてその中樞組織を形成し、黨の行動性を訓練し、鋼鐵化しもつて昭和維新黨の主體たるの任に當らなければならぬ、その爲には中心的黨員は厳選せる精鋭たることを要する。

斯かる黨が、その機能を發揮するためには其の組織に於て最高指導部から黨の一要素としての黨員に至る迄、一貫した命令系統によつて統制された有機的生命體でなければならぬ。同時に横斷的結合の強固なる鋼鐵の組織でなければならぬ。此兩者を完全に兼ね備へるためには常に、個々の要素の意志をも完全に代表し得る中央部、最高指導部でなければならぬ。斯くの如く鋼鐵化せる中央集權組織の下に於て一個の生命體として黨を運用するためには、常に黨は下意上達の萬機公論制を採用し指導部をしてその指導を誤らしめざらんことを要する。

此原則のもとに運用せられる黨務は、黨がその當爲（ソルレン）とする國民の黨に到る爲めには、廣汎なる動勞國民を行動に動員し得るに足る多岐なる組織をもつて國民の各階層

政黨運動

を組織し、動員し、行動化せしめなければならぬからその組織に於ては幾多の特設部隊を必要とするであらう。

維新黨と労働組合及び農民組合の關係

黨の構成要素が被壓迫動勞國民たる以上は黨の組織成員に労働者、農民の多數を抱擁することは當然である。而して労働者、農民の生活と生命の發展を目的とする經濟組織の必要、労働組合、農民組合の必要性は現在と何等變るところはない。

然し乍ら、茲に重要な問題は、労働組合、農民組合は組合其れ自らの經濟的感求の爲に組織を必要とする經濟主義にあるのではなくて黨の維新行動の特設部隊として即ち黨の組織の一翼として労働組合、農民組合を必要とするのである。此の故に從來、無産政黨に採り來つた組織とは根本的な差違を生ずる、無産政黨に於ける労働組合並に農民組合の關係は組合の經濟主義を満足せしめるために、政治的活動の場面を必要とするが故に組合は政黨を黨外より支持してゐるに過ぎない。無産政黨に於ては労働組合、農民組合は黨の組織ではなく黨外の組織である。黨の友誼團體であり、黨員獲得のプール、黨員教育の教室た

るに過ぎないのである。

維新黨に於ける労働組合、農民組合は斷じて黨外の組織たるを許すべきではない、黨の一翼として、黨組織の特科部隊でなければならぬ。然して、黨は労働組合、農民組合に對しては労働委員會、農民委員會を設けてそれぞれ適切な指導を行ふべきであり、組合機關を動かす重要なポイントには一々黨員を配屬して組合が黨の方針より踏み誤ることなく運用せらるべきことを期しなければならぬ。

然して、維新黨に参加する労働組合、農民組合は可及的迅速に其組織を黨の一翼として改組し、黨の統制下に全國的單一産業別協議會を結成する方向にその方針を樹て、組合活動を一切此の方針の下に行ふべきことを要する。

産業團體、市民的團體、文化團體と黨の關係

労働組合、農民組合以外の國民層に於て産業上の必要から組織されたもの、或は無産市民の生活上の必要から組織された團體、其他の文化團體に於てもその原則として採用せらるべき黨との關係は労働組合、農民組合の黨に於ける關係と毫も變るものではない、たゞその戰術的必要の故に黨外の組織たるが如き形態を探る場合があるべきことは豫想し得る

がその本質に於ては黨外の組織たることを得ない。

維新黨の奉ずる綱領掲げる政策は如何なるものか

昭和維新への道は坦々たるアスファルトの道ではない。黨がその戦略的目標に達するためには如何なる困難を冒しても、卒直、大膽に其黨の行はんとすると、これを綱領として示し、政策として掲げ、これを天下に知らしめなければならぬ。

その綱領は國體の本義に則つて黨の信奉するところを最も簡明に要約し、言々國民の魂を呼び醒まし官憲をもつて表現さるべきである。その政策は抽象的スローガンの羅列に終る事は断じて避けなければならぬ。先づ第一に資本主義の打倒、帝國の理想實現の爲には資本主義を如何にして打倒すべきであるか、何を如何にして實行するか、實現の方策を示し得るものでなければ、今日の國民を諒得せしめることは出来ない。そのためには從來の政黨の示した政策の如く、軍に土地の國有又は公有とか、電力の國營とか、國民負擔の軽減等々の如く抽象的なものであつてはならぬ、土地の國有は如何なる方法に依つて行ふか、而して國有後の運用を如何にするか、電力の國營は

如何なる方法で行はれ、國營後の電力消費は如何に運用さるべきか、國營を實現するために如何するか、政策を實行するためには、財源をどうするか、具體の方策を示した中にも昭和維新への道を暗示し得て一見して國民の承認するものを掲げなければ、使らば國民の疑惑を招くのみであつて、何等維新黨に國民大衆を信頼せしめることとはならないのである。斯かる政策を掲げて、國體本義の信念に武装せられて突撃する事によつて、ファッシズム、社會ファッシズムを爆撃粉砕し、資本主義統制經濟を實施し、國民一體生々化育を遂ぐるの國體理想を顯現することが出来る。

ファッシズム、社會ファッシズムに對する闘争

維新黨はファッシズムに對して断乎たる闘争を行はねばならない。落着に觀せる資本主義經濟はその活路を國家資本主義に求める、廣田内閣の成立は其當初より國家資本主義への政策を強行する事によつて、金融資本階級の支持を受けてゐる。然してファッシズムの外貌を備へて登場したのである。被壓迫勞働國民は國家資本主義によつては断じてその極權より解放されるものではない。

社會大衆黨を先受とする一團の社會民主黨者が資本主義の没落期に臨んで、ファッシズム化することは必然の成り行きである。彼等が改良主義者として當面の目標を國家資本主義的政策に置いて其の改良主義を押し進めてゐることは、彼等の採り來つた階級協調的政策を、又今日まで彼等を保護し來つた資本主義政治家の關係を一旦すれば充分である。

現廣田内閣が岡田内閣より受けついで方針として、社會民主黨の最大の保護者となつてゐる事は明らかである。これらのファッシズム、社會ファッシズムの傾向こそ國體の本義に悖るところの、昭和維新最大の障礙物である。

新黨が具體的な行動を採用するためには断じて假借するところなく、彼等を撃滅するための闘争を強力に展開せねばならぬ。對ファッシズム闘争こそ維新黨が當面する最大の闘争場面である。

爾餘の既成ブルジョア政黨、共產黨の如きは國體の本義を體得せる維新黨の行動の前には鎧袖の一觸あるのみ。

主敵共產主義に對する闘争 國內問題としての共產黨撃滅は既成政黨と共に維新黨の前に鎧袖の一觸あるのみだが、

共產黨を培養する國內の政治的、經濟的状況並びに共產黨組織の根幹は断じて國內問題として解決し得ない。共產主義が世界革命へのコースを辿つて既に我國に共產黨の組織が幾度か企てられるに至つたことは、皇國をして世界の模範國家たらしめ八紘一宇帝國の理想を行はんとする我が皇道との運命的な對立物であることを理解しなければならぬ。

然して、世界革命を完成したる曉に於ける共產主義に對して、我が皇道による八紘一宇はより高い段階に於ける社會進化の目標である。然らば、我が皇國に於てはより低度の段階に理想的目標を置く共產主義は何物の根據を有しないものと断じ得るところである。

共產主義が信ぜられ、共產黨の組織が現實の問題として現れるのは共產主義、共產黨を思想的に實踐的に媒養する、媒養主體が存在するが故である。

媒養主體とは何ぞや資本主義である。既にして資本主義の否定者として國民一體生々化育を遂ぐる八紘一宇の理想を持つ皇道が存在する皇國に於て、觀念の成熟、發展を停止したる小兒病以外に共產主義の基礎は無いのである、さり乍ら、皇國は世界の模範國家として現に生成の過程に在り、世界の政治、經

政黨運動

濟は資本主義によつて支配せられ皇道は八紘一宇に光被するに由ない現状をもつてしては世界の關聯に於て、我が國に、或は我が國を範として國運の隆昌を希望する國々に對し、延ばされる共產主義の組織に對しては断乎として之が根絶を期せねばならぬ。

我が皇國の現状に於ては、共產主義は、國家機構が資本主義の制度によつて維持せられてゐるが故に自ら共產主義の媒養體となるのは勿論、資本主義に固有する精神たるその自由主義の故に國家は共產主義に對して断乎たる態度を採ることを得ないのである。

かゝる時維新黨は國家の良心に於て果し得ない事項をも皇道宣揚のためには時に國家に代行して果すべき覺悟を要する。共產主義に對して維新黨が執るべき態度は常にその對立者と運命を決する戦ひを繼續することにならねばならぬ。

右翼小兒病並びに經濟主義（組合主義）の克服を必要とする

我が維新黨が、黨外の對立勢力に對して行ふべき闘争は、断じて假借するところなきを期すべきは勿論であるが、維新黨は自己の同盟勢力の中にも猶多くの克服すべき要素をもつてゐる。即ち、右翼小兒病（右翼のウルトラ）

的傾向に對する闘争である。維新黨の行動は飽くまで正々堂々たる國民的大衆行動でなければならぬ、徒に煽激なる少數者の自然發生的な直接行動は昭和維新黨の正しい道ではない。

勞働者、農民、無産市民等々被壓迫勞働國民の要求を經濟主義の埒内に體積せしめそれを政治的、國民的大衆行動として展開させ得ないものは經濟主義者（組合主義者）として維新行動の同盟者たり得ないものであつて、それと同時に所謂智識階級（中間階層）の觀念のみに終つて何等これを政治的經濟的實踐行動に發展せしむることを得ないものは、經濟主義者の自然發生的な同一の性質を持つものと云ふべく昭和維新黨の資格を備へたものと言ふことは出来ない。

昭和維新は全國民を全國民的規模に於て御維新翼賛に動員する時に初めて眞の使命を果し得られる。維新黨が、自己の同盟的勢力の中にも克服すべき要素を内包することは、その規模の大なれば大なるだけその結成當初に於て内包する矛盾も大であるべきを想像し得られる。

維新黨に参加せんとする我黨當面の方針及び態度

我が大日本國家社會黨が新黨に参加することとは、畢竟一致せる意向であるが、我黨は既に結成せられたる一個の政黨として存在してゐるが故に、新黨に参加せんが爲めには現組織を如何にして之れに参加すべきかの具體的の方策を決定せねばならぬ。我黨に課せられたる當面の任務は、維新黨に参加することを目標として黨活動の當面の方針樹立することであり、畢竟維新黨に参加せんとする我黨が如何なる態度をもつて維新黨に臨み昭和維新の行動主體確立の運動に貢献せんとするかを、廣く天下に發表し、同志の奮起を促すことにある。我黨が維新黨に参加するためには、大日本國家社會黨を解消しなければならぬ。それは單に黨を解散するといふ手續上の問題であつてはならない。我黨が維新黨の組織の中に融合一體一されて將來の維新黨に於て派閥的、セクト的傾向乃至感情の痕跡をも止めざるものとならなければならぬ。

然し乍ら、多年に及んで教育され訓練されたる我黨は、我黨の發展、生長せる姿が維新黨であつても今直に持つて變多の異なれる意識を内包して生長せる構成要素と融合し維新黨の組織内に歸一せしめることは至難の業でないまでも努力を要することたるを失はな

昭和維新實現のために、國體の本義を血肉的に把握して新黨に参加するものであるか否かは、参加せんとする團體が如何にその掲げるところが美しからうとも、斯る行動のうちにその誠意が示されざる限り維新黨の組織成員として信頼することを得ない。

大日本労働組合協議會の維新黨に對する立場

大日本國家社會黨の組織として黨の主要なる一翼を爲す大日本労働組合協議會の維新黨に對する立場は、一切黨と同様であり、その方針、態度に於ても何等異るところはない。然しながら、労働組合の持つところの任務は政黨とは自ら別である。

黨の特科隊としての労働組合には特科隊としての特殊の事情環境がある。

労働組合は維新黨に於ては黨の一組織として全國的單一産業別協議會に改編されるべきものであるがこれには政黨以上に組合員の教育の上に、訓練の上に努力を必要とすること論を俟たない。

大日本労働組合協議會の運動方針に於ても黨の方針をより徹底せしめ、組織内労働者に對し昭和維新の聖戦に勇躍奮起せしめ得る信念を養はしめねばならない。

このことは農民組合、市民團體、文化團體を通じて同様である。

尙ほ又、我等と共に維新黨に参せんとする諸他の日本主義労働組合、農民組合、市民團體、文化團體に於ても同様のことが要求せらるべきである。

新黨に参加せる一切の組織並びに個人がこの精神をもつて行動し維新黨に一切の偏見と我執を去つて天業翼賛、君民一體生々化育に

奉公することによつて昭和御維新翼賛の行動主體たる新黨の上に榮光を齎すのである。

結 語

今や全國の同志を糾合し、御維新翼賛の主體を結成されんとする歴史的機縁に遭遇するに及んで、國體の本義を體して殉國捨身、神州赤子の微衷を獻じ、維新黨の結成を實現せんとするは、嗚呼何たる歡喜、何たる感激ぞや。

謹んで惟るに、萬世一神たる天皇陛下の御統帥の下に舉國一體生々化育を遂ぐるの國體はその體制を整へ、八紘一字を完ふする聖國の理想を實現するの日近づけるを感じ、勇躍聖戦に加はらんとする神州赤子の心魂、あゝ何たる歡喜、嗚呼何たる感激ぞや！

大日本國家社會黨大阪府黨務局

二、社大黨調査部資料

イ、重要産業國體案要綱

〔日本資本主義の現段階の分析及び政府の支配階級の對策的政策的根本批判を前提として、社會大黨の根本國體を立する任務を有する調査部は、昭和十一年度の執行方針の一として、將來同黨の國體案を調査部資料として隨時刊行することを以て、四月申其の第一號として「重要産業國體案要綱」を、第二號として「農村關係政府案に對する見解」を發行したり。〕

（社會大黨調査部資料第一號）

一、計畫的社會化經濟の樹立

第一、序 言

一、産業に對する國家統制の必要については今更ら贅言するまでもない。今日多くの産業は國家の保護及び統制なくしては存立し得ざる状態に在り、企業家自身國家統制を要望して居る有様である。たゞ私營企業家の要望する統制は、利潤經濟の保護を眼目とし、政

府もまたこの要望に基いて利潤保護を主目的とする統制を行つて來た。重要産業統制法の内容及びその運用の實際について見るも明らかなる如く、從來の産業統制は、利潤確保を目的とする企業家の自治的統制——即ちカルテルを保護し強化することを根本の基調として來た。

二、斯かるカルテル強化政策の弊害、破綻に就ても我々は今更ら多くの言葉を費やす必要を認めないのであるが、その根本の缺陷はカルテルそのもの、機能、目的の中に胚胎する。即ちカルテルは、周知の如く生産制限と價格決定とを主たる機能とするが故に、必然的に國民生産力の發展を阻害し、國民生活を

脅威する。今日我が國民經濟にとつて最も緊切なるは生産力の積極的な増大であり、それによる國民生活の安定であるが故に、カルテル強化政策は一日も早く放棄されるべきである。然らば我等は如何なる産業統制の方法を採るべきか。

第二、産業統制の根本目標及び方針

三、既に指摘したる如く、今日我が國民經濟にとつて緊切なるは、生産力の發展とそれによる國民生活の安定なるが故に、今後の産業統制はこれを根本的目標として指導されねばならぬ。これを實現し得ざる統制經濟は何等の價值なきものである。こゝに生産力の發展による國民生活の安定といふ意味は、統制經濟の目標が單なる分配部面の矯正、調整のみに非ずして、分配されるべき富の増大に在ることを強調せざるに外ならない。即ち國民生活の眞の安定は、分配機構を改革すると同時に、國富そのものをより一層増大せしめることにより初めて可能であるとの認識に立つものである。

四、斯かる生産力の發展による國民生活の安定は、今日に於てはもはや營利經濟を制限

し、廢棄すること無くしては不可能である。従来のカルテル強化政策は、營利經濟を可及的に保存し、保護することを眼目とせる産業統制の方法であつた。それが如何に生産力の發展を阻害し、國民生活を脅かしたるかは既に周知の事實であつて、こゝに詳説する必要を認めない。この點に關する檢討及び解剖は、重要産業統制法改正問題に關する別箇の報告の中に於ても爲される筈である。然らば自由放任經濟への復歸は如何？その致命的破綻は餘りにも明らかである。カルテル統制そのものが自由放任經濟の破綻より生れたる企業家自身の利潤維持策なることを指摘すれば足りるであらう。今日自由放任經濟への復歸を主張する者は資本主義陣營内に於てすら極めて稀である。

五、營利經濟の制限乃至廢棄は、言ふまでもなく産業の社會化を意味する。即ち、現在我が國民經濟の要求しつゝある生産力の發展と國民生活の安定は、産業の社會化による計畫經濟の樹立なくしては實現し得ざるものである。従つて今後の産業統制は、必然的に計畫經濟の樹立に向はざるを得ないであらう。利潤追求の營利經濟から必要充足の計畫經濟へ、これが我等のスローガンである。併しな

がら、經濟は生き物であり、複雑なる利害關係の上に立つものなるが故に、机上に白線を引くが如き劃一的な方策の實行は不可能である。窮極に於ては全國國民經濟が社會化されるべきも、當面に於ては社會化の急速なる部面と緩慢なる部面とを生ぜざるを得ないであらう。要は各産業の持つ特異性に應じて適切な方策が決定されるべきであると同時に、全國國民經濟の社會化及び計畫化を窮極の目標とする中央の統制及び計畫が樹立されるべきである。

第三、計畫的社會化の基礎

六、當面の統制方策の見地より各産業を概観するに、それは大體次の三つの範疇に分ち得られる。
(一)直ちに社會化の必要あり、またはその條件を具備するもの
(二)比較的重要なならざるも、何等かの國家統制を必要とするもの
(三)當分の間私營企業形態を保存するを得策とするもの
勿論總ての産業をこの三つに截然と分類することは困難なるも、それは輿論の趨向を考慮し、或る程度常識的に判斷するより外なからう。たゞ斯かる判斷に際しての基準は既に自ら存在してゐる。

七、まづ第一の基準は、その産業が國民生活にとつて缺くべからざるものであるか否かの點である。國民生活に本質的な關係を持つところの所謂基本産業は、この基準に該當するものである。生活必需品の圓滑なる供給を確保し、その生産及び販賣に於ける非能率的經營と不當利潤とを除去することの必要、而してそのためには最も強度なる國家統制——國營——を必要とすることは、既に我國に於ても輿論となつて居り、我黨また多年主張し來つたところである。

第二の基準は、その産業が獨占化又は統一化してゐるか否かの點である。但しこの場合に於ける條件は、その産業が大眾的需要を對象とするものたることを要する。如何に獨占化せりといへども、一部少數者のために贅澤品を供給するが如き産業は、社會化の對象たり得ないであらう。逆に、基本産業にして然も獨占化せるものは最も社會化を急務とする。

第三の基準は、その産業が新投資の對象として重要性を持つか否かの點である。將來大規模に發展する必然性あり、しかも多額の新資本を必要とする産業は、社會化經營の下に置かるべきである。こゝは單に産業の見地よりのみならず、財政的見地よりも必要である。

何故ならば、國營若くは國家管理下に在つて初めて、これらの新投資は圓滑なるを得、また全國國民經濟との調和も可能だからである。(例へば失業救済事業との關聯の如き)。同じ見地より、その産業に將來性なきもの又は生産に比して資本構成の高度ならざるものは社會化の對象として重要意義を持たない。

八、これを要するに、次の三條件の全部に該當するものは勿論、一に該當するものは急速に社會化されるべきである。
(一)國民生活にとつて本質的重要性を持つ産業。
(二)國民的需要を有してしかも獨占化又は半獨占化されたる産業。
(三)新投資の對象として將來性を有する産業。

九、この基準よりみて、大部分の中小工業及び小賣業が社會化の範圍外に在ることは明らかであらう。然らば右の基準よりみて社會化されるべき産業の範圍如何。

第四、如何なる産業を國營化すべし

一、まづ國民生活にとつて不可欠なる基本産業乃至公益事業は、今日既に概ね國營若くは公營下に在るか、又嚴重な公的統制下に置か

れてゐる。例へば鐵道、通信等は國有であり、電燈、ガス、水道等の公營も少からず、其他電力、石油等も法律によつて種々の監督干渉を受けてゐる。たゞ石炭のみがやゝ例外たるに過ぎないやうである。従つてこれらの基本産業乃至公益事業に於ては、既に營利經濟の原則は放棄されて居ると看做して差支へなく、その社會化は極めて自然である。また既にその組織は統一化され、強度の公的統制下に在るが故に、國營乃至公營化は技術的にも容易である。殊に電力の如きは前項の三條件を悉く兼ね備へてゐるが故に、眞先に國營化されるべきである。たゞ同じく國民生活に缺くべからざる産業とは言ひながら農業のみは少しく事情を異にする。その販賣部面は既に著しく統制化されたるも、生産部面は未だ全く私的經營に委ねられてゐる。これは農業そのもの特質に基くものであり、他の基本産業と同様に取扱ひ得ざることを示すものである。若干主要農産品の販賣部面を國家統制——專賣——下に置くことは可能なるも、生産部面に對しては國家は大局の指導——技術の改良、開墾助成等々を爲すに止むべきである。少くとも我國の如き小農經營及び農村人口過剩の國に於ては然りである。

一、前項の如き國民生活に缺くべからざる基本産業乃至公益事業以來の重要産業は、今日概ね私的經營に委ねられ、殆んど言ふに足る公的統制は存在しない。しかしこれらの産業に於ては、資本主義的なカルテル統制が相當強度に行はれ、また或るものは獨占化するに至つてゐる。例へば製糖、砂糖、紡績、人絹、洋灰、肥料の如きは前者に屬し、製紙、ビールの如きは後者に屬する。重要産業統制法は主としてこれらの産業を適用對象とするものであるが、その眼目がカルテル強化乃至保護なりしことは既に指摘せる通りである。たゞ製糖業に關しては、政府は八幡製鐵所を中心として三三會社を合同して日本製鐵株式會社を設立し、その株の過半数を所有することによつて直接の經營指導權を手中に收め、延いて製鐵業全體をリードせんとしてゐる。この方法は私營企業組織より社會化形態へ移る過渡期の便法として重要性を持つが、しかしそれは國家が既に當該産業に於て相當重要な生産設備を所有するか、又は新たに植民地の開發を行はんとする場合に於て可能且つ有意義なるに止まり、應用の範圍は極めて狭くない。大戰後ドイツに於てこの種の方法が多く用ひられたがそれは戰時中擴張、増設せられたる

原料品工業の發展は可能である。

一四、生産力發展の見地より現代に於て特に必要なるは、未開發の自然資源と過剩労働力との結合による新公共事業の發展である。この種の公共事業は、立地集積政策を加味して計畫される時最も効果的である。例へば東北地方に一大發電所を建設し、その周圍に種々の電化、電爐工業を發展せしむるが如きである。これらの事業は、一つには巨額の資金を要し、二つには個人的營利を絶対に排除すべきものなるが故に、直接の經營者若くは公營とするを良しとする。

一五、最後に、これら國營化産業への投資を圓滑ならしめ、資本の公的蓄積を順調ならしむるための、金融機關の國營が考へられる。かゝる金融國營は、單に國營化企業への投資のみならず、その他の長短期金融、農業金融、庶民金融等との關係に於て、全體の調和を考慮して行はねばならない。従つてその具體的な檢討は、金融機關の統制に關する別箇の報告に譲り、こゝではたゞ單にこれを指摘するに止めよう。

一六、以上を要約して、差し當り次の如き諸産業の國營化が最も強く要求せられる。
(一)電力

第五、國營化産業の經營組織

一八、國營化産業の經營組織は、言ふまでもなく箇々の産業の特殊事情に應じて決定されるべきであり、その間或る程度の弾力性を保持すべきであるが、しかしこゝにその大體の方針を述べることは不可能ではない。以下に國營化産業の採るべき經營組織の大綱を檢討しよう。

一九、まづ政府の省或ひは部局に依る直接の經營はこれを避くべきである。何故ならば、上述せる諸産業は、政府の直接の仕事たる外交、軍事、財政、教育、保健、衛生、郵便等とは根本的に性質を異にするからである。後者は本質的に政府若くは議會の機能から離すべからざるものであるが、前者は言はゞ企業であり、生産事業である。兩者の間に自ら區別あるべきは當然であらう。また産業能率の見地からもこれは必要である。即ち一面に於て經營當局者に自由裁量の餘地を與へてその専門的手腕を振はしむるやうにし、他面に於て一部政治的勢力の干渉によつて經營方針が動かさるゝが如きことなきやうにしなければならぬ。それがためには現在の鐵道省の如き經營組織を避け、獨立の國營トラスト組織を採用するを得策とする。例へば電力國營の場合、

- (2)重要原料品輸入
(3)代用原料品工業
(4)石炭、製鐵
(5)砂糖、ビール、製紙、肥料
(6)立地集積政策を加味せる公共事業
(7)國營化産業への投資、金融機關

一七、たゞこゝに一言注意を要するは、今日財政上の見地より主張せられつゝある國營である。砂糖及びビールの專賣論の如きそれである。この種の國營論は、國家收入を増加することを主たる建前とし、國民生活の安定を從としてゐるが故に國營の結果却つて價格騰貴をもたらすか、又は労働強化となるを保し難い。少くとも積極的な價格低下を期待することは困難である。さりとて、國家收入の増加を目標とする限り、專賣收入が在來の消費稅收入より少きに於ては、何のための專賣か解らぬといふことにもなる。財政的見地よりする國營論の危險は斯かる點に在り、従つて我等はこの種の議論に對し慎重なる檢討を爲す必要があらう。しかし砂糖及びビールの專賣乃至國營それ自體は、既に説明せる諸基準に照らして可能且つ必要であり、それは國民生活安定を目標として實行さるべきである。

一の國營電力會社を設立するが如きである。
二〇、斯かる國營トラストの理事機關には、各方面の利害關係代表者を入れることをやめ、専門的手腕を眼目として政府これを任命すべきである。従つて、國營化されたる私企業の舊首腦者をもそのまゝ新國營企業の理事者たらしむるが如き慣行またかゝる國營を幹旋せる政府當局者が優先的に新理事者たるが如き慣行は、絶対に排撃されねばならぬ。しかし眞に國營を理解し且つ事業的才幹ある人物ならば、如何なる方面より選ばるゝも差支へない。但しその場合當然舊職を辭すべきである。
二一、國營化産業の性質に應じ、その必要ありと認めらるゝ場合には、消費者、労働者、農民等の利害を代表する一の諮問的機關が設けらるべきである。この種機關の構成者は、各方面に存在する代表的團體より選出に基て政府これを任命する。例へば労働者側を代表する委員は、日本労働組合會議に諮問して任命するが如きである。また全國を幾つかの地域に分ち、各地域別に經營主體を設くる場合に於ては、同様に地域別諮問委員會の必要を生ずるであらう。
二二、國營化企業の能率的經營に依る生産

力の發展のためには、労働者の積極的な協力を必要とするが故に、労働者の意見を促すことを目的として、工場委員会又は職場委員会が設置されるべきである。委員は原則として労働組合よりの選出とし、然らざる場合は工場員若しくは職場員の無記名投票に依る選挙とする。かかる委員会は、労働条件及び作業施設のみを管掌事項とし、経営の細目には干渉せしめざることをする。経営と雖も労働条件に密接な関係を有するが、しかし能率的経営による生産力發展の見地よりするならば、それは経営当局者の責任に委せらるべきであり、専門的知識なき労働者の立入つたる経営干渉は却つて能率を阻害し、労働者自身のために損失である。

二二、各國管トラスト毎に従業員代表者より成る労働委員会を設置すべきである。労働委員会への委員選出母體は、前項の工場委員会又は職場委員会とする。労働委員会は、経営當局者との團體交渉機關たるべく、労働条件其他に關して團體協約を締結する。また経営當局者と協力し、トラスト經營の労働方面を擔當し、労働者の能率増進規律向上に努力する。尚ほ同委員会には、當該産業に存在する代表的労働組合よりも委員を参加せしめる。

第六、國營化—私有企業國營化の

方法

二四、私有企業の没收或ひは無賠償による國營化は、今日に於ては問題外である。公正なる評價に基いて買収若しくは賠償を行ふといふことは既に今日の常識となつて居り、政策としても賢明且つ妥當である。

二五、まづ第一に、厳正公平なる評價が行はれねばならぬ。これは言ふに安くして行ふに困難なる問題であるが、しかし可能なる限りの方法を以てこれを實現するに努めねばならぬ。斯かる方法としては、當該産業の實情に精通せる専門家及び利害關係代表者より成る評價委員会を設置することがまづ考へらる。しかし、その評價の重點を當該企業設備の建設費プラス改良費に置くか、新規に建設すると假定した場合の費用に置くか、又は現實の市場價格に置くかは常に議論の種となる問題である。最も簡單なる方法としては、國營化の決定する以前に於ける或る一定期間の事業成績と、私營企業のまま繼續する場合の將來性とを併せ考慮して計算する方法がある。更にまた必要なるは、政府の補助金又は獎勵金によつて増加せる資産價值を引き去ることである。要するにこれらの方法が厳正公

平に行はるゝならば、水膨れ資産を新國營企業に持ち越す通弊を除去し得られやう。

二六、斯くして厳正公平なる資産評價を得たるのち政府はこれを買収するのであるが、その形式は、新たに生るゝ國營トラストの株式への乗替を以てすべきである。この株式は、公債の發行利回りよりも若干高き程度の配當制限付とし、經營への參與權を有せざるものとすべきである。この種の株式の思想は、株式會社組織の發達及び變遷に伴ふ株式の社債化現象等よりみて心子しも不自然なるものではない。資本主義の高度化に伴ふ企業組織の擴大は、經營と所有とを殆んど完全に分離せしめ、所有權必ずしも經營權を意味せざるに至つてある。従つてこの種の株式を國營化するゝ商私營企業の株式と一定割合—公正なる評價に基くところの—を以て交換せしむることは、現行經濟常識より見るも極めて妥當である。

二七、斯かる國營トラスト株式の配當は、その利益金中より行はるゝものであり、従つて交付公債による買収の場合の如く國民に新たな負擔を課する憂ひなく、しかも一面その經營首腦者をして能率的經營に精進せしむる効果がある。たゞ配當不能となる場合を考慮して、配當を政府保證とする方法もあるが、

第七、國營化産業の財政

三〇、國營トラストは獨立の收支計算に於て運營され、原則として國庫よりの補助金又は獎勵金を排撃する。たゞ社會政策的見地若くは國防的見地よりみて特別の事情ある場合は例外なるもそれも飽くまで暫定的たるを要する。國營化産業が稅收入より補助に依存するが如きは、國營却つて國民の負擔を増大する憂ひあり、その意義を没却するものだからである。

三一、各國管トラストの長期事業資金は原則として前記せる配當制限付株式の公募を通じてこれを調達する。そのために特殊の國營産業金融機關の設置—現存特殊銀行の改組に依る—は絶対に必要である。短期の借入金其他も、斯かる特殊金融機關を通じて行ふを便宜とする。

三二、各國管トラストの利益金査定方法及び利益金處分方法に關しては、法令を以てその一般原則を定める。しかし大體に於て償却費、共同學術研究費、従業員待遇改善費等は廣義の意味に於ける原價計算の中に取扱はしむべきである。

第八、國營産業の監督

三三、現在の商工省、農林省及び内務省社

會局を合併して新たに産業労働省を設置し、これに國營化産業を中心とする産業統制事務を所管せしめる。

三四、産業労働省に、消費者、労働者、農民及び私營企業家を代表する四箇の諮問的委員會を設け、その關係事項に關して産業労働大臣に意見を具申せしめ、またその諮問に應ぜしめる。これは全體的計畫經濟樹立の過程に於て、各利害集團間の磨擦を防ぎ、全國民經濟の調整を計るために必要である。而してその委員は、それ／＼の利害集團に存在する代表的經濟團體をして指名せしめ、その指名に基いて産業労働大臣これを任命すべきである。

三五、消費者擁護を目的とする價格統制は、産業労働大臣の權限及び消費者諮問委員會の活動に依つて十分に達成せらるべきも、必要に應じて地域別に價格調節官及びその諮問機關(地域的な消費者諮問委員會)を設置すべきである。しかしこの場合出来るだけ各般の經濟關係を考慮し、天降り式價格統制に陥ることを避くべきは言ふまでもない。

三六、各國營化産業を運營する國營トラストは、少くとも一箇年四回その營業報告書を産業労働大臣に提出し、産業労働大臣は更に年一回これを議會に提出、協賛を求むべきで

しかしこれは出来るだけ避くべきである。政府保證に代る方法として、配當不能若くは極度の低配當に陥りたる場合裁判所にレシーバーを申請し得る權限を株主に與ふることも考へらるゝ。若し必要ならば、この程度の規定にて充分であらう。

二八、私營企業の社債權者及び其他の債權者に對しても、株主に對すると同様の方法によつて賠償を行ふべきである。即ちこれら債權の現在價值は、債務者たる私營企業の將來性を充分に考慮して評價される。斯くして新たに生るゝ國營企業には、配當制限付の株式に對する配當義務以外に、殆んど何等の債務も引繼がれざる筈である。

二九、私營企業の従業員は原則としてそのまゝ國營企業に引き繼がるべきである。その場合彼等の有する退職手當、勤続手當、賞與、昇給等の權利、並びに諸種の共済的施設は、そのまゝ引繼がるゝか又は適當に賠償されるべきである。勿論これらの權利は、私營企業の所有主が従業員に對して負ふ債務であるが故に、前記資産評價の場合嚴密に考慮され、計算されるべきことは言ふまでもない。その意味に於て評價委員會に従業員の代表者を参加せしむることは絶対に必要である。

ある。その他産業労働大臣の要求ありたる場合にも、報告書提出及び帳簿供覧の義務を負ふ。

第九、計画的社會化の最高指導機關

三七、産業關係閣僚及び若干名の無任所大臣より成る一の産業計畫中央委員會を設置し、計画的社會化の最高指導機關たらしむべきである。而してその下に現在の内閣調査局、資源局、東北振興事務局等の發展的解消に依る一大調査立案の機關を設置し、あらゆる専門的智識をその中に組織化する。特に各般の學術研究機關を統一して一の大規模なる共同研究機關を設置し、専門的研究と産業技術進歩との間に有機的な連絡を付けることが

第十、結 語

必要である。各國管トラストは共同研究費を支出して、かゝる機關を積極的に育成利用する。

三九、以上極めて概括的ながら、重要産業經營——計画的社會化政策の要綱を述べた。現在既に國營若くは公營下に在る産業、例へば鐵道の如きは、上記の如き方針に沿ふて改組されるべきである。また上記せる政策の中にその實行の順序に於て自ら緊急の差あるべきは云ふまでもない。更にまたこの要綱は、箇々の産業によつてその適用の形態及び方法を異にするであらう。従つて更に別個に、各種業別の詳細な國營案が立案されるべきである。最後に、本案は全般の産業統制方策及び社會政策と密接に關連するが故に、これのみを孤立的に取扱はざるやう注意すべきである。

一、政府案の眼目

(イ)米價吊上げ政策を基本とする米價の月別均等化

(ロ)米穀需給特別會計の損失の防止とその一般會計への轉嫁

(ハ)臺灣朝鮮の植民地産米の内地移入阻止

二、社會大衆黨の本法案に對する見解

(イ)吾々は産業統制そのもの、趣旨については賛成である。社會主義制度は計畫經濟であり、組織經濟である。したがつてその基調とするところは産業統制經濟である。かゝる意味において社會的産業統制は、またわが黨の年來主張してゐるところである。

(ロ)然るに政府の本法案は、米穀販賣高の僅か一五%にすぎぬ、地主のための米價吊上げ政策を主眼とし、高米價を月別に均等化せしめて維持しようとの企圖から、臺灣朝鮮等の植民地米の内地移入を、法制を以て阻止せんとするにある。そののみならず、從來は米價高維持の目的を以て、政府は米穀の市場に出廻る數量を調節せんとし、買上げて来た

のであるが、この米穀の政府買上げのための資金は『米穀需給特別會計』において運用資金十一億五千萬圓を計上し、すでに最近においては、これがために二億八千萬圓の損失を招くに至つたのである。この莫大な政府負擔を何らかの形において除去せんとし、所謂過剩米をば政府が今回は買上げずして、農民各自の責任において管理せしめて、市場出廻り數量を調節し、政府買上げによる特別會計の損失を僅少ならしめ、且つ、過剩米調節に用する費用をば一般會計において支出せしめんとする一石二鳥の策に出たものが本法案の主要なる眼目である。

(ハ)その結果、第一に問題となるべきは、米價吊上げ政策が社會的に妥當なるや否や。第二には、本法案の適用府縣と不適用府縣の地方における米穀政策の不統一から生ずる米作農民に及ぼす影響。第三には植民地對内地の米穀政策を繞る對立の激化と、第四には都市と農村の對立の激化を更に激成せしめる危険が胎生すること。この四點について吟味する必要がある。

(ニ)都市消費者大衆は勿論、現在では農家の四〇%が米の買手である。したがつて米穀統制法實施の結果、米價の月別均等化によ

り、確かに農所の不安定の安定には役立つが、都市勤勞大衆及び農民大衆の生活が窮乏しつゝある今日、米價高政策を維持することは、益々これから國民大衆の生活を壓迫する結果となる。吾々はかゝる米價高政策に賛成することはできない。むしろ、米價政策の基調は、米の生産費(肥料小作料地價等)を引き下げ「公正米價」政策でなければならぬ。然るに政府案は米價高を基準にしてゐる。こゝに政府案の反動的な地主性の第一歩が刻まれてゐる。第一に本法案の不適用府縣、米穀不足地方においては、本案が實施されてもその適用を受けないのであるから、現行米穀統制法の支配下に置かれる。その結果、相變らず不合理な法規のために、すなはち政府に賣渡さんとすれば一石二圓の中込保証金を必要とし、同一銘柄の米百俵を賣、利さへ賣却した金は三箇月後でなければ現金とならぬ等の法規の故に、中農以下の農民大衆は政府の買上げに應ずることができず、つねに政府買上價格の二三割安の庭先相場で米穀商、肥料商、地主に叩かれてしまふ。叩いた彼等はそれを纏めて政府へ賣つて、立ち所に巨利を占める。また、本法案の適用される米穀過剩地方では、強制的に手持米を組合へ寄託しなければ

ならぬので保管料・手数料を負担し且つ現金の必要に迫られ寄託米を擔保に融資せんとすれば、時價の七割に四分五厘の利子を支拂はねばならぬ。これでは二重三重の負擔の重課となり、却つて、地主や肥料商や米穀商に叩かれるよりも、なほ甚しい損害を蒙らなければならぬ。

況して、生活窮迫の國民大衆の要望は米價安であり、それは生産費低下による公正米價である。然るに、生産費安の植民地米の内地移入をば、内地の自治管理にカムフラージュして阻止すれば、勢ひ植民地對内地の對立を激成し、更に農村對都市の對立を激化する。かゝる矛盾した政策の實施は、ますます社會的不安を激成して廣田内閣の一枚看板たる、『批政一新』とはまさに逆な政治の出現と云はなければならぬ。

三、社會大衆黨の本法案に對する積極的意見

(イ)米穀政策の基調は公正米價政策、すなはち米穀生産費を引き下げた公正米價政策でなければならぬ。故に

- 1. 農民本位の肥料統制の斷行
- 2. 小作法の制定——小作料・地價の引き下げ

3. 米作損害保険の國營
4. 負擔の軽減

を實現せしめ、この四點を前提とする米穀統制を行ふべきこと。

(ロ)植民地對内地の米穀政策の基調は、すでに植民地においては内地米と同質のものが安く多量に生産されてゐる。故に、米穀政策の展望は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、内地農業は除々に高度な農業工業化に向はしめる方向へ指導し、かゝる観点から農業上の植民地對内地の對立の均衡化を圖り、立地農業の見地より米穀の生産統制をなすべきこと。

(ハ)都市と農村の均衡化は社會政策の基調である。故に、公正米價政策による米穀統制政策を奨励補助する意味において政府は

1. 寄託米時價全額の融資。
2. 利子保管料・手数料全額の國庫補助。
3. 統制米の販賣は、消費組合及び白米小賣商になさしむること。
4. 政府買上法規の改正。
5. 政府米拂下げ規定の緩和。

四、參考資料 (省略)
B・産糧處理法案

一、政府案の要目

(イ)商取引の認可主として産糧自治統制
(ロ)特約取引の認可主として産糧自治統制

故に、集團的に養蠶農家は叩かれ剩つさへ、國家認可の下に特約取引を通じて「養蠶出來高請負労働者化するわけである。

三、社會大衆黨の本案に對する積極的意見

(イ)産糧統制そのものには趣旨として賛成である。

(ロ)しかし政府案は産糧の生産者たる養蠶農家の利益については積極的に保護してゐないのみならず、却つて製絲家に歸屬せしめようとしてゐる。

(ハ)故に養蠶農家本位に本案は改正されなければならぬ。それには先づ――

1. 産糧の公道標準價格を決定し、公道價格を基準に融資せしめ、その損失は國家が補償すること。
2. 農民本位の肥料統制
3. 産糧の生産制限とその損失の國家補償
4. 寄託米全額融資
5. 利子保管料・手数料の全額國庫補助

(ニ)製絲政策の混亂は、日本の養蠶農業の全生産行程である産糧・製絲織布の三の生産段階が無秩序に分離相剋の状態にあるに基くものである。この産糧は養蠶農家に、製絲は製絲資本家に、絹布は紡織資本家にと、轉

手バラバラであり、それがつねに製絲家中心に統一しようとするところに無理があり、混亂を來してゐる。故に日本における製絲業の根本的對策は養蠶家を基本として養蠶・製絲・織布の全生産行程を體系的に組織せしめなければならぬ。このことは、すでに昭和十年年度農民運動方針に、わが黨は明示してゐるところである。すなはち養蠶農家自身が生産協同組織を以て、製絲から織布までをなさしむる方針を樹立し、これを農業立地の見地に立ちて具現化せしめ、この観点から生産統制をなすべきである。

四、參考統制資料 (省略)
C・重要肥料統制法案

一、政府案の要目

(イ)硫酸アンモニア、石灰窒素及び過燐酸石灰の三種の化學肥料の價格統制
(ロ)統制價格の決定権は、各種別別肥料業組合に自主決定をなさしむ。

二、社會大衆黨の本案に對する見解

さきに政府は『肥料業統制法案』として第六十七議會に提出したが、それを『重要肥料業統制法案』と改題して特別議會に提出せんとしてゐるのである。今次提出される案は(イ)肥

料業の許可制を廢止し、(ロ)主務大臣の統制命令權を削除し、更らに(ハ)生産能力不良工場の改善又は廢止の規定をも削除してゐる。したがつて、本案が實現されれば、カルテル加盟會社の中、もつとも不良な會社の生産費プラス利潤を以て賣りつけられることになり、たとへそれが不良會社であつても、完全に利潤が保證され、生産能力の高い會社はより高き獨占利潤を確保できるので、肥料資本家にとつては好都合であるが、しかし肥料の消費者たる農民大衆はべら棒に高い肥料を購入しなければならぬ結果となる。

まして硫酸の如きは、生産過剰であり、すでに昭和八年肥料年度において内地の生産高七十五萬トンに對し、内地消費高六十六萬七千九百トンに對し、内地消費高二十九萬二千九百トンに對して生産能力四十一萬五千トン、過燐酸は同年度消費高百六萬八千七百七十七トンに對して生産能力は二百二十二萬三千トといふ生産過剰状態である。

かゝる生産過剰の状態に置かれてゐる肥料は、窮乏下に無施肥農耕の餘儀なきに立ち至れる農民大衆に對して、當然に市價は低められて供給されるべきであり、農民はそれを望んでゐる。にも拘らずこの過剰生産能力を保護

し、肥料資本家を積極的に擁護せんとしてゐるのが本案である。そは他なし、今日の政府の肥料政策が農民に肥料を供給するためではなく、化學肥料の軍需的戰時編制に重點が置かれてゐるからである。すなはち硫酸及び石灰窒素による硝酸系毒ガス、爆薬或はダイナマイト製造が準備されてゐるからである。

そこで、わが黨は、かゝる國防の見地を充分に考慮しながらも、この資本家の統制には反對し、むしろ積極的に『化學肥料の農民本位統制』を主眼とする『社會的肥料國營』を主張せんとするものである。

三、社會大衆黨の本案に對する積極的意見

(イ)重要肥料業統制法案は、統制の名に隠れたる資本家獨占利潤の獲得を内容とするが故に反對である。

(ロ)農民本位の『社會的肥料國營』を積極的に主張する。詳細は『重要産業國營案』を参照せよ。

社會的米穀專賣案要綱(草案)

一、專賣の目的
(イ)米作農民の收益を確保し、消費者大衆に廉價な食料を供給し、以て國民生活の安定を期す。

(ロ)財政上では非収益主義をとる。
 二、專賣の範圍
 (イ)農家自家用米たると何たるかを問はず、すべての米穀は政府の專賣とす。
 (ロ)植民地及び外國産米の移入並び輸入、内地米の移輸出は政府の專賣權に屬す。
 三、專賣の方法
 (イ)各部落毎に米穀生産組合を組織し、これを通じて出納せしむ。
 (ロ)米穀の收納價格は、當該地方の生産價格による。
 (ハ)米穀の賣却價格は國民大衆の生活費を基準とし、賣却價格はたとへ、收納價格以下であつても賣却すること。これが價格の決定は政府の價格局において行ふ。
 (ニ)專賣米穀の賣却は、米穀販賣組合(指定商人)を通じて爲さしむ。
 (ホ)米穀取引所は廢止す。
 四、專賣の機關
 (イ)中央に米穀中央專賣局を設け、各道府

縣に米穀地方專賣局を設け、米穀專賣事務を統轄處理せしむ。
 (ロ)其他必要なる個所に米穀地方專賣局出張所を設く。
 五、會計
 特別會計を設く。
 六、專賣制に伴ふ損害
 損害に對しては賠償金を交付す。
 社會的米穀專賣制立案の趣旨 (省略)
 産米公定價格融資補償案要綱 (草案)
 一、目的
 (イ)現下の實狀は米價が暴落に從屬せしめられ、善農家の基礎を危くせるを以て政府は米價の公定價格を決定し、米價の安定を圖り善農家の危機を救済す。
 (ロ)そのために政府は、銀行又は組合が善農家に産米擔保を以て融資したる場合には、銀行又は組合に對してその損失を補償するものとす。

二、公定價格決定の方法
 (イ)産米公定價格の決定のために米價委員會を設く
 (ロ)米價委員會は善農家代表を參加せしめて構成す
 (ハ)産米公定價格は、産米生産費を基準に善農家の家計實情を參照して決定するものとす。
 三、融資の方法
 善農家が産米擔保を以て銀行又は組合に對して融資を求むる場合、銀行又は組合は公定價格全額の融資をなすものとす。
 四、損失補償の方法
 (イ)政府は補償すべき金額の評議決定のために米價損失補償委員會を設く。
 (ロ)補償金額は米價損失補償委員會において決定す。
 (ハ)政府の支拂ふべき損失補償金は國債證券を以て充つ。

外事關係

概説

四月中に於ける國際情勢一般を概観するに、南阿に於ては伊エ紛争愈々急迫し、歐洲に於ては獨逸のロカルノ條約破棄に關し、各國は事態の收拾に努力せるも、未だ其の緒に就かず。埃太利にては、一旦、一般兵役義務を含む聯邦服務法、議會を通過し、小協商國等よりサンヂェルマン條約違反として抗議を受けつつあるは注目すべき問題なり。
 中華民國南京政府の共產軍に對する態度、軍隊及學生に對する軍事訓練の強化、一時閉熄せる學生救國抗日運動の全國的擡頭等は、昨夏來傳へられたる蔣介石の聯ソ容共抗日政策の一端を物語るものにして共產軍の動向と併せて不斷の關心を要する所なり。
 滿ソ國境問題に付きては、國境紛争處理並に國境確定委員會設立に關する我國の主張に基きソ聯邦側も二十七日交渉開始を受諾せる模様なり。

冀東自治政府は十四日滿洲國に對して修交使節を派遣し、滿冀兩者間の正式外交關係を締約せり。三十日、滿獨通商貿易協定、東京に於て調印せられたるは注目に値すべし。

入國、居住、送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年四月中)

| 取扱官廳 | 本籍、職業、氏名、年齢 | 禁 止 事 由 | 處 置 |
|------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 兵 庫 | 浙江省寧波府 料理職 蔡 如 鈿 四二 | 三月二十日上海より神戸入港の長崎丸にて、大阪に赴く為め再渡來せりと稱するも、身許を證明すべきものなく、大阪府に照會せらるも要救護の處あるを以て入禁方回答ありたるもの | 三月二十七日神戸出帆の上海丸にて上海に送還 |
| | 浙江省寧波府 洋服仕立職 孫 烈 三四 | 四月十七日上海より神戸入港の上海丸にて取引事務打合の爲め二週間の間定めて大阪市川口隆興公司に赴くとて孫亭達と偽名上海貿易商店員なりと稱せらるも取調の結果、嘗て神戸及東京に於て洋服仕立職として孫阿藤丸にて送還せられたる者なること判明 | 四月二十日神戸出帆の淺間丸にて上海に送還 |
| | 山東省濰縣 店員 孫 文 達 二六 | 四月二十七日青島より神戸入港の原田丸にて神戸區下山手通三ノ一四ノ一ス行商孫明聲方店員として就職の爲め渡來せりと稱せらるが、労働條件の處あり | 四月二十七日神戸出帆の泰山丸にて青島に送還 |

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年四月中)

| 取扱官廳 | 本籍、住所、職業、氏名、年齢 | 渡 來 後 の 經 歴 | 送 還 事 由 | 送 還 月 日、出 帆 地、船 名、行 先 地 |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------|
| 警 視 廳 | 河北省冀州府 淺草區松葉町五六青木策雄 方 王 保 針 三七 | 明治四十四年林文成なる者と同伴神戸に渡來直に上京林より支那曲藝を仕込まれ各地を轉々其後無許可にてチンドン屋となり、最近邦人内妻と離婚生活に窮するに至れり | 無許可労働並要救護の處 | 四月五日、横濱、天山丸、大通 |

| 取扱官廳 | 本籍、住所、職業、氏名、年齢 | 渡 來 後 の 經 歴 | 送 還 事 由 | 送 還 月 日、出 帆 地、船 名、行 先 地 |
|------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------|
| | 奉天省康平縣 蒲田區志茂田町六〇吉村長 治方 無職 王 秀 一七 | 昭和十年五月十九日吉村と同伴神戸に渡來、就學と稱し、縫製造見習工として就職吉村の家計困難の爲め本名も生活に窮す | 同右 | 同右 |
| | 浙江省青田縣 深川區千田町一四一篠原道 清方 人夫 厲 徐 二八 | 大正十三年五月行商人として神戸に渡來、名古屋水戸等を經て昭和六年十二月上京、深川にて人夫として轉々せるもの | 同右 | 四月三十日、横濱、筑波丸、上海 |
| | 奉天省 大森區北千束七六三葉伯勤 方 料理職 王 柏 一八 | 昭和十一年留學の目的と稱し、門司に渡來、直に上京肩書に於て家事使用人たりしが、本年二月より四月に互る間目黒區大岡山果實商榷本方より數回に互り金三十圓を窃取、送局起訴となれるもの | 犯 罪 | 五月二日、横濱、新瀉丸、大通 |
| | 安徽省駐河縣 神田區小川町三ノ三西塔周 平方 料理職 范 界 三七 | 昭和十年十一月四日西塔に同伴下關渡來、家事使用人と稱し、實は西塔經營の飲食店に料理職として就働せるもの | 無許可労働 | 同右 |
| 大 阪 | 江蘇省上海 大阪府堺市耳原町一、五三 四郷長富方 無職 陳 巧 二六 | 三月十六日神戸入港の上海丸にて郷の妻なりと稱し、渡來、郷方に寄寓し居れるも、實は郷の義妹にして渡來目的不確實、要救護の處あり | 要救護 | 三月二十七日、神戸、上海丸、上海 |
| | 山東省昌邑縣 東京市品川區西品川町四ノ一〇一七 吳服行商 王 永 江 本籍同右 東京市在原區中延町三七九 吳服行商 吳 述 四一 | 王等は夫々、昭和七年九月、同二年三月、同八年一月、同九年四月神戸に渡來各地を轉々して行商、昭和十年夫々所轄警察署の登録簿本下付を受け一時歸國 | 不正入國並要救護 | 王及吳 三月二十六日、神戸、日光丸、青島 劉及黃 三月二十一日、神戸、泰山丸、青島 |

| | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木 | 長崎 | 神奈川 | 〃 | 〃 | |
| 浙江省永嘉縣 足利郡三和村松田 潘嘉星 四〇 | 江蘇省上海 長崎市大浦町九蘇光魁方 小學生 陳炳炳 一五松 | 江蘇省上海 橫濱市山下町一ノ一 陸正發 三三三 | 廣東省番禺縣 當時大阪港淀泊英船ジラフ 號乘組 貨物係 榮 二五柄 | 河北省樂亭縣 大阪市西區本田町通二ノ四 八 李國榮 三二 | 本籍同右 青森市古茶屋町二四一 吳服行商 劉 鶴 二五期 本籍同右 東京市品川區西品川町四ノ 一〇一七 黃翠修方 黃文臣 二二五 |
| 陳は大正十三年十二月渡來關東より九 州は渡りて轉々竊盜前科あり、ハ ルは大正元年頃兩親同伴渡來、東京大 阪、名古屋等轉々カフエー女給とし て稼働、翁は大正十五年十一月渡來、 大坂に於て雜貨商を営みたるも營業不 振、昭和十年十二月三名共謀し臺灣人 中和通(三〇)と鹿兒島市仲町大山 方に於て大島袖五反時價百圓相當を萬 引、送局せるも證據不充分に不起訴 となる | 三月十一日上海より渡來の際、就學を 條件として入國許可せられたるも、密 に洋服仕立職に従事せるもの、密 大正十一年頃渡來、關東各地を傘行商 しつゝ轉々、昭和四年十二月支那蕎麥 製造社販賣に轉業茨城縣筑波郡香島村 張替フク(一九)同人妹トク(二五)の兩 名を内妻とし、フクを居村牛肉商吉田 文吉に四十五圓を以て身賣する等公安 風俗を紊るもの | 昭和七年七月渡來、横濱市内を轉々武 働、一月二十四日山下町麻雀俱樂部四 喜方にて賭博現行を檢挙せられたる際 逃走を企て負傷せるも全快 | 四月十二日大阪入港、十四日大丸百貨 店にて香水一ヶを万引、送局せるも起 訴猶豫となれるもの | 大正九年より川口町中國人貿易商の店 員として稼働したるが、昭和八年末頃 より西岡龜藏と詐稱、浪花區大國町理 髮業田中榮造内妻西岡キミ(二八)を誘 惑同棲し風俗を紊るもの | 本年三月神戸渡來に際し肩書住所に杜 く旨陳述し入國許可せられたる處、爾 來大阪市港區壽町に居を構へ居るも救 護を要するに至る處あるもの |
| 犯罪 | 不正入國 | 同右 | 犯罪 | 素行不良 | |
| 四月三十日、鹿兒島、淡路丸、 上海 | 四月二十五日、長崎、長崎丸、 上海 | 四月二十四日、横濱、六甲丸、 上海 | 四月十六日、神戸、ジラフ號、 香港 | 三月二十八日、神戸、長城丸、天 津 | |

外謀取締關係

一、在神戸英國領事館のアンチモニー鑛山調査

アンチモニー竝に亞鉛は軍需必需品なる處、從來我國に於ける產出量僅少にして之が大部分は中華民國楊子江沿岸に産するものを英國「アーノルド」會社の手を経て輸入し居りたるも、近來同會社は我國に對する輸出量を制限しつゝある状態にあり、然るに最近大阪市北區堂島ビル内日本拓鑛株式會社の所有に係る廣島、高知兩縣下の廢鑛が亞鉛、アンチモニーの品位竝

外謀取締關係

に含有量に於て世界的に優秀なる高嶺なること判明、其の事實が某新聞紙に掲載さるゝや在神戸英國領事館に於ては三月二十四日邦人通譯井上秀夫をして会社側の要人(兵庫縣下に居住)に對し電話並に直接訪問に依り種々嶺山事情を聴取し且會社設立趣意書の惠與、公募株の殘部ある場合には假令一、二株なりとも引受け度き希望を述べたる趣にして、兵庫縣當局に於ては趣意書贈與の拒絶及其の入手の防止を圖りたる上更に同會社株を外國公館筋に入手せしむるに於ては株主總會其他各種の機會に於て會社の内容延ては國防上の重要資源の機密漏洩の虞あるを以て其の入手を絶對防止するの必要ありと認め種々手段を講じたり。尙前記井上秀夫の言に依れば、駐日英國大使館より在本邦各地の領事館に對し本邦に於けるアンチモニー、亞鉛等軍需必需品の資源調査を嚴命し來れる趣にして時局柄特に留意を要するものありと認めらる。

二、帝都叛亂事變に際する外國情報機關の活動並其の取締狀況(其の一)

本件に關しては前月號所載の通りなるが、其の中蘇聯邦大使館關係客疑邦人に就いては其の後取調の結果謀報活動の事實愈、明瞭となり、警視廳に於ては四月一日より同末日迄に更に關係者十名の檢査を續行し軍機保護法及治安維持法違反として引續き取調中にあり。而して本件關係檢査人員は現在次の如し

蘇聯邦關係被檢査者 通計 三〇名
 其他被檢査者 通計 四名(内外國人一名)
 總計 三四名

三、國情調査容疑照會調 (昭和十一年四月中)

| 照會月日 | 照會者 | 被照會者 | 照會内容 | 申報廳府縣 | 摘要 |
|------|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|----------------------|-------------|
| 三、一〇 | ドイフ、ブレイメン航海學校、カール、ダブリュー、エーレル、デイング | 長崎 神戸 税關 | 長崎、神戸港に關する各種文獻 | 兵庫、長崎 | 公表の範圍内に於て回答 |
| 三、二七 | 印度ボンベイオドガデ街國民化學製品會社 | 高山 耕山 化學陶器株式會社 | ボンブ製造の有無等 | 京都 | 不回答 |
| 三、三〇 | 米國ニュージャーシー州ニューマーケ立圖書館 | 下關、津、栃木、高岡、敦賀、豊橋、旭川、山形、各商工會議所 | 各市に於ける經濟、産業其他の要覽 | 三重、栃木、山口、富山、福井、愛知、山形 | 〃 |
| 三、三一 | 在横濱和關領事館 | 横濱 税關 | 昭和十年中に於ける横濱港輸出入の硫酸キニーネ塩酸キニーネ等の數量價格、國別等 | 神奈川 | 〃 |
| 四、四 | 東京セールスワソン商會 | 名古屋 市役所 | 名古屋に於ける人口市債、市稅收入、稅外收入等 | 愛知 | 〃 |
| 四、四 | アフリカ、モンバサ郵便局兩ゼサラトハリバイモデイ商會 | 横濱 商工會議所 | ボタン及靴類の製造工場並買易業者 | 神奈川 | 〃 |
| 四、四 | パレスチナテルアヴィヴ兄弟商會 | 横濱 商工會議所 | 眼鏡類、ゴム製品製造業者並買易業者 | 神奈川 | 〃 |
| 四、四 | 南米エクアドルキトー郵便兩 | 横濱 商工會議所 | 脂肪苛性ソーダ、硫酸ソーダ、ソーチニウム酸化水素、ソーダ、珪酸塩等の製造業者並買易業者 | 神奈川 | 〃 |
| 四、四 | 南米ベネズエラ共和國ガラスカ市、マヌエラ、デゴヤ商會 | 長崎 商工會議所 | 鐵製品其他の製造業輸出業者等 | 長崎 | 〃 |

| | | | | |
|------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|-------------------|
| 四、八 | 印度アーメダバット、ジャダ バインゴト街 アイ、エム、ガンヂー兄弟商會 | 北海道釧路市 北東貿易株式會社 | 小麥、豌豆等の産出高物價表、 労働者の状況 | 北 海 道 |
| 四、八 | 和蘭ラエイ 國際統計學會 | 名古屋市役所 廣島市役所 | 面積、住宅、電氣、瓦斯、水道、 人口動態、下水、塵芥處理等各 般に互に詳細なる統計 | 愛 知、 廣 島 |
| 四、八 | 駐長崎米國領事館 | 長崎商工會議所 | 日本に於ける航空輸送會社の 所在地、社名其他 | 長 崎 |
| 四、一〇 | 土耳其イスタンブール政府御 用商人 イ、エイチ、ベレツケツア ド | 大阪、長崎 商工會議所 | 一般軍需品、潜水艦の製造工 場の紹介並専門技師の派遣等 | 大 阪、 長 崎 |
| 四、一〇 | 紐育商工會議所 | 室蘭商工會議所 | 商工會議所にて蒐集したる各 種統計表及各種風景圖等 | 北 海 道 |
| 四、一三 | 西班牙國バルセロナ市タリス チナ町 アーネストエスカラス商會 | 横濱商工會議所 | 薬化學製品並に染料製造工場 の一覽表 | 神 奈 川 |

社會運動の國際的連絡關係

北米方面よりの邦文左翼出版物に依る宣傳

昭和十一年四月中海外(北米方面)より送付に係る左翼運動關係出版物並宣傳通信中重要なる事例を列挙すれば次の如し。

| 發見月日 | 發送者 | 送付先 | 事 例 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 四月十一日 | 桑港市マレーケット街 南加プロ文化同盟 | 札幌、釧路、函館各刑 務所在監中の志賀義 雄、福本和夫外三名 | 日本共産黨を支持禮讚し非轉向者を賞揚激勵する挨拶文の郵送越あり札幌通信局に於て發見し郵便法違反として所轄検事局に告發せられたり。 |
| 四月五日 | シヤトル市第一ア グエニユー一九一五 番 北米航路乗組海員有志 | 京都府 舞鶴共立會 | 一、國際通信九月號 二、黨機關者を一掃せよ 三、黨分裂者を粉砕せよ 四、日本海員大衆諸君 日本海員組合員諸君 右四種の宣傳印刷物の郵送越あり一、二、三は逓信省外國郵便課に於て郵便禁制品として處分せり。 四、日本海員組合員諸君 「用意はよいか？」と題する國際通信パンフレット昭和十一年二月二十五日發行を郵送越せり。 |
| 四月中旬 | ロスアンゼルス | 大阪府下左翼労働組 合 | |

情報其の他

一、ソ聯邦汽船の不開港寄港事件

ソ聯邦汽船「スウィーチャン」號及「ドヴィナ」號の不開港寄港事件の狀況に關しては前月號所載の通なるが、三月三十一日船舶法第三條違反として兩船長の送局を見、四月十四日起訴、同二十三日青森區裁判所に於て罰金千五百圓、船體沒收の檢事求刑に對し區裁判所は假法華灣不法寄港の事實を認め、三厩灣寄港は上級機關の指令により寄港したるものにして、船長に情報其の他

犯意なしとして其罪を認定し、結局「スウィーチャン」號船長に對し罰金千圓の判決あり、檢事控訴なく刑の確定を見、船長は五月二日控訴費用罰金計千五百六十圓を納付したるを以て、六日午前十一時四十分「スウィーチャン」號を出航せしめたり。本件に關し屢次行はれたる司法警察官、檢事の取調に徴するも、三艦濶不法寄港の犯意は之を認定するに難からざるものあり、特に國營船舶部が被告人との間に意思を通じ被告人をして津輕要塞地帯の偵察を爲さしめたりと認めらるゝ資料なきに非ず、然るに今日この判決を見たるは洵に遺憾とする處なり。然りと雖も、之を司法處分の結果のみに止め放置するに於ては、將來の取締上支障あるのみならず、我國々防上由々敷き事を惹起するの虞なきを保し難きを以て當方取調の結果に基き、左記諸點を指摘し、ソ聯側と嚴重折衝の上陳謝せしむる様外交交渉方外務省宛照會し置けり。

記

一、三月十七日未だ「スウィーチャン」號が青森縣尻矢沖合航行中浦塩に於ては、既に不開港たる三艦を殊更に入港豫定地として、我方に交渉を開始したるは如何なる意圖に基くものなりや。

解し得ずとする三艦入港を指定したるや。
三、我方より何等許可を取付けざるに不拘、在浦塩國營船舶部業務部長代理「ヨールキン」は兩船に對し三艦入港の許可を得たりと指令し、石炭荷役の許可を得たりと船長宛打電したる不法事實。

二、上海、浦塩間定期航路の増船計畫

上海 浦塩間の直航定期航路は昭和七年三月より開始せられ「セーヴェル」號(三、五〇〇噸級貨客船)之に當り居りた

四、外交全權「チーホノフ」は三艦を知らずと稱し居る趣なれど、當方の取調によれば本名は函館在任中三艦に遊びたる事實あり、現に本名と同行せる證人も現存す。

る處、情報によれば、ソ聯當局は今後「ハムロフスク」號(セ號と同型)をも併用し、兩地間航路の充實を計畫し居る由なり。

現在に於ても同航路利用の乗客は極めて僅少にして、當局が採算を無視し居るは明瞭なる處、更に一船を増加するは如何なる意圖に基くや不明なるも、本航路は從來とも邦人主義者等により利用せられたるの事例少なからず、將來特に注意の要ありと認めらる。

佐々木 篤

嚴
祕

特高外事月報

昭和十一年九月分

內務省警保局保安課

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要な關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- | | |
|--------------|-----------|
| 一、共產主義運動 | 一、朝鮮人運動 |
| 一、國家(農本)主義運動 | 一、宗教運動 |
| 一、政黨運動 | 一、無政府主義運動 |
| 一、勞働運動 | 一、其の他の運動 |
| 一、農民運動 | 一、消費組合運動 |
| 一、商工運動 | 一、借家人運動 |
| 一、水平運動 | 一、其の他 |
- 外 事 關 係
- 一、入國、居住、送還關係
 - 一、社會運動の國際的連絡關係
 - 一、外謀取締關係
 - 一、情報其の他

警察時報編輯部編 日六

特高關係

(運動狀況)

一、概説……………一

一、共産主義運動の狀況……………五

一、共産主義宣傳印刷物「眞實」の配布狀況……………八

二、日本労働組合全國協議會の運動……………二

三、日本無産者醫療同盟の運動狀況……………三

四、山手託兒園の開設……………四

五、學生運動ノ狀況……………四

六、プロレタリア文化運動の狀況……………四

一、國家(農本)主義運動の狀況……………六

一、叛亂事件審理狀況……………一〇

二、神兵隊事件被告の檢束……………二

三、維新會々員の檢擧……………二

四、橋本大佐の動靜……………二

五、東方會の運動情勢……………二

六、三六俱樂部の近況……………二

七、國民協會の情勢……………二

八、莊内行地社の解散……………三〇

九、林貞四郎の連絡旅行……………三一

一〇、對支問題に對する運動……………三二

一、右翼戰線統一運動の狀況……………三三

一、政黨運動の狀況……………四一

一、新日本國民同盟の情勢……………四二

二、大日本生産黨の情勢……………四三

三、愛國政治同盟の情勢……………四五

四、立憲黨正會の情勢……………四六

五、社會大衆黨の動靜……………四六

一、労働運動の狀況……………六四

一、陸軍工廠従業員の労働組合加入禁止と之が反對運動の狀況……………六四

二、労働無産協議會並に關係労働團體等の政治戰線統一運動の狀況(其の二)……………七九

三、右翼労働團體等の人民戰線排撃狀況……………八九

四、組合會議執行委員會狀況……………九一

五、愛國労働組合全國懇話會第一回全國大會並常任委員會等の狀況……………九二

六、日本労働同盟の情勢……………九八

七、國産工業株式會社(元戸畑鑄物株式會社)木津川工場の臨時工解雇に伴ふ解雇手當請求訴訟事件……………一〇一

八、東都乗合自動車株式會社の争議……………一〇五

一、農民運動の狀況……………一〇四

一、全國農民組合「創立十五周年記念大會」の狀況……………一〇四

二、皇國農民同盟鳥取縣聯合會創立……………一一一

三、農村關係諸團體の運動狀況……………一二三

一、商工運動の狀況……………一二七

一、全日本商權擁護聯盟の運動……………一二七

二、全國米穀商組合聯合會の運動……………一二七

一、水平運動の狀況……………一二九

一、全國水平社の運動狀況……………一二九

一、朝鮮人運動の狀況……………一三〇

一、在京朝鮮新聞關係者の檢擧狀況……………一三〇

二、南鮮水害救済運動狀況(其の二)……………一三四

三、海外不逞鮮人と連絡ある容疑鮮人の檢擧……………一三六

四、朝鮮人の内地出入狀況調……………一三八

一、宗教運動の狀況……………一三九

一、扶桑教「人の道」教祖の強姦罪告訴事件の概況……………一三九

一、其の他の運動狀況……………一四九

一、消費組合運動の狀況……………一四九

(雜 錄)

一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一五〇

一、運動日誌……………一五二

一、主なる社會運動團體一覽表……………一五九

(研究資料)

一、共産主義運動……………一六一

一、眞實第一號……………一六一

二、眞實第二號……………一六七

三、眞實第三號……………一七六

四、眞實第四號……………一八三

一、國家(農本)主義運動……………一九五

一、本學會本旨、會則……………一九五

二、國策産業協會の「一新の具體目標」……………一九六

一、労働運動……………二〇一

一、國産工業株式會社(元戸畑鑄物株式會社)木津川工場の臨時工解雇に伴ふ解雇手當請求訴訟控訴審判決文……………二〇一

一、附、參考資料……………二一〇

一、直心道場系團體一覽表……………二一〇

目次

外事関係

- 一、概説……………二二一
- 二、入国、居住、送還關係……………二二二
 - 一、中国人(滿洲國人)入国禁止調……………二二二
 - 二、中国人(滿洲國人)送還調……………二二六
- 三、外謀取締關係……………二二六

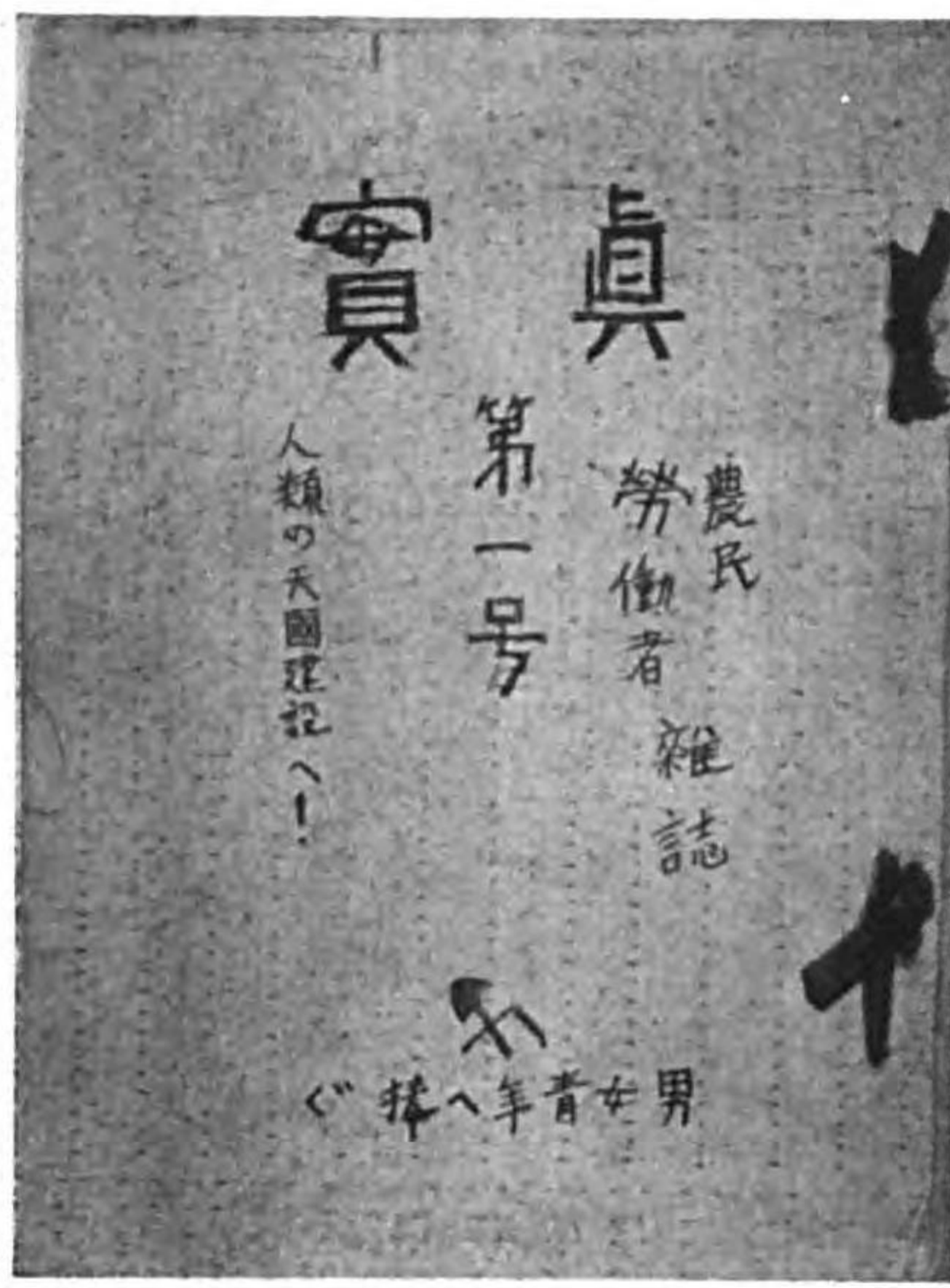
目次終

- 一、國情調査客観會調……………二二八
- 二、社會運動の國際的連絡關係……………二二八
 - 一、諸外國よりの宣傳活動……………二二八
 - 二、蘇聯邦インフラリストの外客誘致宣傳印刷物の差押……………二二〇

プロレタリアート、フレンド、クラブ(P.F.C)署名の印刷物寫真

(共產主義運動の項竝に研究資料欄参照)

眞實第一號表紙(縦五寸五分横四寸、以下各號同)



字は凡て黒色、點綴部は赤布を用ゆ

眞實第二號表紙



字は凡て黒色、點綴部は金具を用ゆ

眞實第三號表紙



字は凡て緑、旗は赤色、點綴部は金具を用ゆ

眞實第四號表紙



眞實は朱色、旗は赤色、家屋は緑、第四號は黄色、點綴部は金具を用ゆ

特高關係

運動狀況

概説

九月中に於ける各種社會運動を概観するに共產主義運動に在りては、其の非合法分子は依然地下的奮動を續けつゝある狀況なるが、その表面に現れたるものゝみにても東京市内に於てプロレタリア・フレンド・クラブ（略稱P、F、C）の名の下に、機關紙『眞實』を發行配付して中等學校生徒、少年労働者及婦人労働者を目標に（文理平易なるも極めて矯激）共產主義思想のアチプロに努め又全協再建分子は過去に於ける闘争方針の誤謬を清算し合法場面を利用して人民戦線を樹立すべきことを協議し、或は労働團體の戦線統一の必要を強調せる印刷物を配付する等漸次コミンテルン第七回世界大會の決議方針を實踐に移しつゝあるやに認められ一方合法場面に於ても新潟縣下に於ける醫療同盟の活動は漸次活潑となり、又プロレタリア文化運動も東京市豊島區在住の進歩的市民作家を中心とする美術俱樂部の結成運動、金澤市に於ける「北方文學會」の積極的活動、大阪に於ける關西作家俱樂部員と大阪協同劇團幹部より成る座談會及作品研究月例會の開催等其の活動は漸次活潑となりつゝある狀況なり。

右翼運動にありては叛亂事件に對する審理は逐次進行し、九月末迄に叛亂部隊參加者以外の者にして起訴せられたる者累計三十九名（判決言渡六名）（公判中五名）不起訴者累計四十一名に及び、西田税の藏匿事犯被疑者三名に對しては別に東京區裁判所に於て

概説

判決言渡ありたり。又叛亂事件前後より容疑的言動あり注意警戒中にありたる神兵隊事件保釋者は其後言動益々矯激化し、陸軍特別大演習を目前に控へて甚しく一般の公安を害する情勢にありたるを以て九月二十二日を期し關係府縣一齊に其の急進分子の豫防檢束を行ふ所ありたり。更に右翼各團體にありては這般來發生したる成都事件北海事件等を繞る對支問題に關し、特に強硬なる主張を以て當局を激勵し或は輿論の喚起に努むる等旺に民國膺懲運動を展開しつゝあり。

右翼戰線統一運動は愛國勞働農民同志會、皇國農民同盟、維新政黨準備會、純正日本主義青年運動全國協議會結成準備會等を樞軸とする各派の運動に加へ、橋本大佐の大右翼結成、中野正剛の農民戰線統一の呼號等新なる運動擡頭し、更に之等の派生的運動として在京右翼分子により明月會及淺草方面に愛國戰線統一協議會の結成さるゝあり、或は江東地區に於ても愛國團體の糾合により橋本大佐の表面的進出を鶴首しつゝある實情にあり。

特高關係諸政黨の主要なる動靜を擧ぐれば、新日本國民同盟にありては最近に至り漸く活氣を呈し、對支問題竝に電力國營問題等に關して指令を發し、其他當局に對する激勵、輿論の喚起等に努めつゝあり。之に反し本同盟革新會派は高橋忠作の信望失墜して名實共に孤立の状態となれり。生産黨は内部陣容の一新後黨勢俄かに活氣を呈し對支膺懲運動、人民戰線排勳運動等活潑なる活動を展開せんとしたるに、神兵隊事件被告の檢束により其の活動一時頓挫の状態となれり。愛國政治同盟元荒川支部維新青年隊長本多武良男を中心とする梅櫻會は九月十八日結成を見たり。立憲養正會の會員百二十五万獲得運動は八月末を以つて百一万二千三百五十五人を獲得したりと稱しつゝあるも其算定標準には甚だしき疑問あるのみならず、意識分子は遙かに少數なりと認めらる。社大黨にありては九月中に軍需工業調査、地方制度調査、土地制度調査の各委員會を増設して本部調査部を充實し、黨の政策の調査研究及政府の國策に對する態度の決定等に鋭意努力し一方關東、東北兩地

に地方大會を開催し、或は東京大阪其他各地に於ける市民團體の結成を指導する等専ら黨勢擴張と黨の政策の大衆化を圖りつゝあり。然れ共無産團體の戰線統一運動に對しては左翼の策動を警戒排撃し自重的態度を持しつゝあり。

勞働運動にありては九月十日突如陸軍當局に於て採定せる工廠従業員組合脱退恣憑、爾今勞働組合不加入の請書徴收の舉措は各方面に多大の反響を與へ關係團體たる官勞、組合會議、社大黨等は勿論他の勞働團體をして齊しく此の措置を不當なりとして憤激せしめ、果然團結擁護の爲め反對運動を展開しつゝあり、之に反し日本主義勞働團體にありては陸軍の措置を當然なりと贊意を表し、自派の立場を有利に導くべく策動し、更に一般事業主にありては之亦贊成的態度を示し、既に東都乗合自動車株式會社の如き此陸軍の措置を模倣して組合不認の態度に出でたる爲め遂に勞働爭議を惹起し加之惡化して幾度か警察事故を惹起するに至れる情況にして今後と雖も同様の舉措に出ずるもの續出するやも圖り難き情勢にあり。此際事業主の動向及之に對する勞働組合側の動向は周到なる注意を拂ふの要ありと認めらる。勞農無産協議會竝に社會大衆黨を中心として行はれつゝある所謂合法左翼、勞働團體の無産政治戰線統一運動は、其後各團體の内部情勢其の他により遅々として進展せず目下停頓状態を呈せり。人民戰線運動に對しては日本主義勞働團體は勿論右翼社會民主主義勞働團體に於ても、夫々の立場に於て之が排撃運動を展開しつゝあり。一面右翼勞働團體たる愛國勞働組合全國懇話會の愛國新政黨樹立問題に對する態度に關しては、所屬團體中に各派の混在するあり、殊に産勞對總聯合間には截然たる意見の對立を來し釋然たらざるものありて、全國大會に於ては單に「愛國新政黨樹立促進に努力する」ことに決定を見たる程度にして本問題は今後尙相當の波瀾を豫想せらる。又滿洲事變後國家社會主義を標榜して異常の進展を見たる日本勞働同盟は其後漸次勢力衰頹したるを以つて之れが打解策として九月廿五日愛國勞働農民同志會に加盟を決議し解消するに至れり。

農民運動にありては全國農民組合に於て組合創立十五周年記念大會を開催し、反ファツショ闘争を目標とする農民戦線の統一、小作法小作組合法の獲得、大衆課税反對等の當面せる諸闘争を強力に遂行するための出發點たらしむることを決定する所あり、一面右翼農民團體たる皇國農民同盟の全國的組織活動は漸次進展し本月三日には鳥取縣聯合會の創立を見るに至り。其他農村關係諸團體の運動としては産業組合は専ら産業組合課税反對に主力を注ぎつゝあり、又系統農會は重要農村國策としての國民負擔の均衡、農村負債整理の徹底、自作農創設維持施設の強化、農業災害共済制度の實施、農村行政機構の整備改善等の諸政策の實現要望に於て政府に於て農民生活の實情を充分考慮善處方の運動を進め居れり。

商工運動としては全日本商權擁護聯盟は産業法令の違法脱法行爲を摘發せる反産運動資料を作成し關係方面に配布し、又全米聯は米穀自治管理法實施後の對策として、政府を脅動し前議會に於ける貴衆兩院の爲せる附帶決議の實行を促進し營業權の確保に努めん事等を決定し陳情運動を爲しつゝあり。

全國水平社本部にありては政治季節の切迫に伴ひ全國遊説を開始し、既に本月中に奈良、三重、徳島の各地に於て議會報告演説會を開催したり。

又久しく睡伏し居りたる關東消費組合聯盟にありては最近反ファツショ戦線統一の機運擡頭に刺戟せられ、從來の政治的無關心を批判し反ファツショの全的戦線統一の爲めに努力すべしとなし、一般方針中に政治への積極性の強調と政治政策を盛る必要を表明する所あり、一方日消聯消費組合機關紙「消費組合新聞」を引續き發行する等漸く活動を開始するに至れり。

最近世上に於て邪教なりと評せられつゝある扶桑教「人の道教團」は其の教義布教手段等に關し容疑の點あり大阪府を始め關係廳府縣に於て鋭意内偵視察中の處、偶々九月二十一日大阪府當局に於ては同教團盛岡支部長大塚厚一より提起せる教祖

御木徳一に對する強姦事件の告訴を受理するに至りし爲め、二十八日御木徳一を檢舉し告訴事實の取調を行ひ三十一日送局すると共に引續き同教團に纏綿し居りたる幾多の疑惑を根本的に調査し以て其の真相を剔抉すべく捜査を開始するに至れり。

朝鮮人運動の分野にありては最近内外に於ける客觀的諸情勢に刺戟せられて共産主義系鮮人の策動漸く活潑となり、這般の南鮮地方の水害に際しては之が救済運動に藉口して密かに其の再組織を計畫實踐しつゝあり、又治安維持法違反事件刑餘者を中心として發行しつゝある諺文朝鮮新聞の如きは其の配布網を通じて分散せる左翼分子の糾合統一を企てつゝありたる等の事實に徴し、今後之等の分子の動靜に付て嚴密警戒を要すべき情勢にあり。又一方海外不逞鮮人と密絡關係ある容疑鮮人の内地來往頻繁を加へ本月中旬以來警視廳管下に於て該當者二名を檢舉したり、更に之等分子の手引其他により何時不逞鮮人の内地潜入を見るに至るやも圖り難く特に嚴重警戒を要する所なり。

共産主義運動の狀況

一、共産主義宣傳印刷物「眞實」の配布狀況

(一) 印刷物の配布狀況及其の目的

九月七日東京市深川區越中島町八番地所在東京府立第三商業學校附近に於て、放課後

師路の同校生徒二十三名に對し、P、F、C署名の「眞實」と題する左翼宣傳寫真印刷物(自一號至四號)を配付したる者ありたるの事實、後刻配布を受けたる生徒の届出に依り判明したるが、該印刷物に依ればプロレタリア・フレンド・クラブ(略稱P、F、C)なる組織が結成せられ「眞實」はその機關紙なるが如し。

而して該印刷物に依れば、眞實發行の目的は「無産階級の解放、當然の結果としてプロレタリア獨裁政治への革命、無産階級の政治への關心を助長、共産黨成立上の意義並眞實のプロレタリアートの幸福の爲を紙上の指針とする」(眞實第二號一頁の換言すれば「共産黨の目的を大衆に宣傳すること」)（眞實第二號編輯後記）を以て、其の目的となせり。

(二) 印刷物の内容 印刷物の内容は、最近の政治外交其の他の社會問題を捉へ、或は童話の形式を以て極めて平易且巧妙に共産主義の正當性及之が實現の爲労働者農民の團結奮起を強調せるものなり。即ち先づ職工と資本家の關係及物資の生産並其の價格決定の關係等を労働價值説によつて平易に説明し、或は「鐵びんの話」、「ハイの話」其他動物の人間觀を童話式に記述して、労働者の悲惨なる状況及資本主義社會の不合理をアチプロし、或は「風雲急なる國境の眞相」なる題下に「日本の滿洲に於ける軍事行動を總べて帝國主義なり」とし、或は「戦争は労働者農民を犠牲にするもの」なりと稱し、又「朝鮮人に智識を得させしめざることに依り搾取を繼續せん」としつゝありと稱し、以て「全世界のプロレタリアの團結及帝國主義戦争反對の必要」を強調しつゝあり。

更に國體の問題に關しては、「人間は猿類から進化した動物にして、天皇も決して神の子孫ではなく普通の人間」であり、又「決して情深い偉人でもなく只一般の人間より惡くないだけのこと」なりと稱し、又「天皇が大臣の任命に際しては、資本家の手先たる西園寺の指示に依るものにして、全く資本家の繰り人形」なるを以て若し「學校に於て忠義を勧められても

之に従ふの要なき」のみならず「社會の不合理を改革する爲には天皇資本家の打倒なくしてはその目的を達し得ざる」旨を強調せり。

而して之等の不合理を打破して「一番多く働く者が一番幸福になれる社會を作り、總べての人間が仲よく楽しく働いて行かうと考へる者は共産主義者であり、この共産主義者の團體が共産黨である」と稱し、又「共産黨は全く自己を犠牲にしてその目的達成の爲活動する尊敬すべき團體である」と賞揚し、一方社會大衆黨に對しては、「日本の議會制度が大衆の選舉せざる資本家の手先たる議員より成る貴族院樞密院を以て構成せらるゝインチキ制度なるに不拘、この議會に於て大衆の爲に闘ふと稱するインチキ政黨なり」と貶し、又「總同盟はストライキの際労働者側の條件が悪くとも幹部が資本家側より金を貰へば直ちに妥協する組合である」と稱し、極力之等の團體の排斥に努めつゝあり。而して茲に最も注目を要することは、「日本労働組合全國評議會は飽迄労働者の利益の爲闘ひぬく組合」なるを以て「生活改善を要望する職工は總同盟を脱し、日本労働組合全國評議會(日本労働組合全國評議會は割合に左翼的である)に参加することを勧めつゝあること及軍部並社會大衆黨のファツシヨ化を攻撃しつゝ、一方に於ては「二・二六事件の際軍事參議官會議に於て資本家の横暴を怒つて其等に通じた重臣を殺したる青年士官を天皇は叛亂軍と稱し、兵士が忠義と信じて行つたことに罰を以て表彰した」と稱し、或は「永田は資本家より金をもらつて馬鹿正直の眞崎大將(他の箇所に於ては鯁骨漢のM大將と稱す)を左遷した」と稱し、或は「相澤中佐、死刑の判決、見ろ、今日の日本には正義なんてありはしないんだ、天皇は普通の人間ぢやないか、馬鹿の見本」と稱し、恰も相澤中佐及帝都叛亂事件關係の急進將校を賞揚乃至は同情せる論旨あること、なるが之等は最近に於ける所謂人民戦線運動並コミンテルンが所謂帝都叛亂事件後急進將校の獲得に努むべき旨指令せるや

の情報あるに鑑み特に注意を要する事象なり。(眞實自第一號至第四號資料欄掲載参照)

(三) 取締状況 「眞實」の状況以上の如くにして現在の所、果してプロレタリア・フレンドクラブなる組織が結成せられつつあるや否や不明なるが前記「眞實」の發行配付のみにて治安維持法違反の宣傳罪及不敬罪に該當するものにしてその一般大衆に與ふる影響極めて大なるものあるを以て其の行爲者に關しては目下嚴探中なり。

二、日本労働組合全國協議會の運動

(一) 全協再建委員會名義の印刷物發行 全協再建を企圖しつつある左翼分子にありては本月十五日附にて左記の如き全協再建委員會名義を以て目下注視的となりつつある労働無産協議會對社會大衆黨の合同問題並に關係労働組合の戦線統一問題に關し「分裂のための無條件合同か統一のための共同闘争か」と題する印刷物を發行せり。

別記

分裂のための無條件合同か統一のための共同闘争か

日本の合法左翼は執拗な努力の結果、七月三日遂に新黨樹立に成功する事が出来た。新黨は「理由なき理由」を理由として結成されたため黨幹部の期待に反して労働階級の戦線統一の立場から猛烈な不信と反撃を蒙り得たけれども黨上部が若干の代議士や府會議員それを取りまく議員病患者によつて「選挙」のために成立し「社大黨はフアツシヨ化して諸君への門戸を閉鎖してゐるのではないか」とさへ云へば左翼労働者をそのデマゴギーに引きつけて置く事が出来ると信じてゐる以上それは「誠に遺憾だ」「いづれ、そのうち誤解がとけるであらう」と云つて済まされる事なのであらう。この故に議員達が當然の反對を期待して、社大黨に無條件合同を

提唱せんと企てつゝあることは、社大黨をフアツシヨだと規定し彼等の生命線「獨自性」(獨強)を維持し以つて大衆の統一戦線を妨害する上からは最も適切な戦術と思はれるであらう、然し惜むらくは日本の労働階級は彼等のこの小手先の小細工に引つかゝるべく餘りにも多く裏切り続けられ窮迫し今日、何か最も重要にして何が最も怖るべきかに就て知つて居る爲に、その統一戦線破壊者と有象無象の獨強主義者の試みは概して悲しむべき結果とならざるを得ないのである。

親愛なる東交の兄弟姉妹諸君、諸君はかゝる分裂主義者によつて捲き起された組織内の動搖に對して如何に闘つたか？吾々は諸君がその職場に於て機關に於て率先してこの危険なる策動者に反撃を以て報いた事を知つてゐる。

又東京有志の名に於て發表された(七月廿九日)「東交分裂招來反對全合同實現の爲に闘へ！」なる文書を中心とする諸活動も見聞してゐる。

これらの努力は全國のプロレタリアートの支持と尊敬を得るに値するものでなくて何んであらう、然し乍らそのみでは決して充分ではない！事は重大であり諸君の努力は數倍に強化されても尙且つ充分すぎる事はないであらう。

この意味よりして吾々が送る以下數點の意見が諸君の闘争の參考となれば幸甚である。

(一) 東交イズムと闘へ

兄弟姉妹諸君！

如何なる理由によつて吾が東交が日本労働運動の先驅者として出發し解放運動の勃興に際して嚆たる戦績を残して滿洲侵略以來のトウ／＼たる反動の波間にあつても屈する事なく日本プロレタリアートの前衛隊としての實力と信頼を保持し得たのであらうか？言ふ迄もなくそれは組合員各自の絶大な犠牲の蓄積と労働者農民の壓倒的支持を背景として敵の心膽を寒からしめたる數々の闘争によつてであるが諸君及先輩が過去の解放運動を毒した所の分裂と闘争の弱化的爲の政黨組合の離合集散に災ひされず確乎として輝かしき組織と闘争を防衛し遂行し續けた事實を無視する事は不可能である。然し乍ら此の輝かしき混亂よりの獨立性も發展激

化しつつある現状勢の中にあつて漸く闘争の前進を妨害するものに轉化する傾向を示すに至つたのである。東交の一應の結束、その闘争力を過大に評價した所の東交イズムが「俺達は俺達で立派にやるから應援はいらん黙つて見てゐて呉れ」とは云ひ乍ら過去のストライキに於て幾度敗れた事か！かゝる原始的態度は政治的闘争に對する無關心と誤解とに基づく事は明かでありストライキ戦術に於てはその原始主義が克服されつゝあるが非政治的態度の害はたゞにストライキのみに止まらないのである。今日吾々が當面してゐる統一問題を含めた一切の闘争遂行の上に東交イズムが代表する原始主義の掲棄が要求されつゝある。「東交イズムと闘へ」これ即ち政治的闘争の重要性を知れ。

(二) 政治的闘争を強化せよ！に外ならないのだ。

諸君に向つて政治的闘争と經濟的闘争との差異を論ずるは恐らく無用であらう然し乍ら諸君の職場に於て眞面目なる同志が「職場の闘争を政治によつて亂さないでくれ、政黨問題で組織を混亂させないでくれ」と云つて居るのを聞くであらうこれこそ職場内闘争の強化が一切の政治的問題と無關係に存在し得るとする原始的經濟主義が組合員の口をかりて發する悲鳴でなくてなんであらう。選挙目當の區々たる幹部の策動に依つてさへ(敵はもつと多く且つ強い)かくも簡単に「職場内闘争」が妨害され輝ける東交が今にも「分裂」するかの如く云はねばならぬ事——茲に吾々が諸君に向つて原始主義を速かに克服し政治的闘争への参加によつて今一層鍛錬されん事を要請する理由があるのである。日常闘争の中に相關々係を見出しその強化によつて解放されんと努力せず

して政治に對する消極性經濟闘争主義的態度に迷れた者に對する當然の結果である。諸君の政治に對する無關心の故に幹部の非民主主義的政治(主として選挙に關する)的態度の表明(東交としての新黨の支持)となつたのではないか。解決の道は一つだ。進んで政治的問題に突入れこれを日常闘争と遊離した存在より引戻しこれを活用することだ。

(三) 幹部の分裂行動に就いて

労働協議會に對する東交幹部の行動に就ては職線統一の立場よりは勿論、同時に非民主主義的態度が攻撃的となつてゐる。然し何れの非難攻撃にしても、それが露骨にして單純なものである限り吾々の窮んで居るものに對する最上の手段ではない。吾々は東交の歴史の上に於て數々の裏切幹部とそれに對する大衆の闘争とを持つてゐる。その闘争は強かつ多くの効果を擧げた。然し乍ら吾々が一層の成功を望むならばこの闘争に於ける大衆自身の自己批判の徹底さに注意を拂ふべきである。幹部の誤つた行動も、非民主主義的態度も客觀的には正しく大衆全體の意識や闘争力の總和である。これは如何なる幼き組織に對してもかく言へるのであるがわが東交はかゝる裡れたる組織ではない。組合員自身がやろうとさへしたら、幹部の誤つた方向に對する下からの是正が非常に可能な状態である組合である。過去に於て吾々がその自己批判を忘却して、たゞ「攻撃せんが爲の攻撃」と云はれる種類の攻撃をその幹部に加へたとしてもそれが大幹部をねらう爲であらうとそれが社會ファシストを放逐せんがためのものであらうと問ふ所ではない。

劣にして幼稚なる方法である事に氣付いたならば速かに改むべきではなからうか?
此の意味よりして今日の問題に於ても徒らに盲目的な幹部攻撃よりは自己の政治的關心と自己の選出した幹部に對する支援と監視の缺除に第一の批判を試みるべきである。
(これは決して誤れる幹部の方針と行動を許せと云ふ事ではない。——かゝる基礎の上にはじめて効果的に幹部の誤謬を是正し得るのである。)

(四) 聲明書に對する批判

以上の觀點よりすれば東交有志の名による聲明書は其の新黨批判幹部の誤謬指摘の點は賛成し得るもその根本に於ては吾々と多くの點に於て相反するものである。吾々の不満の最大なる點はその態度が吾々の過去の誤つた、それと何等違ふところがない點にある。統一職線を論じ組合分裂反對を誹呼するものは幹部の分裂行動のみを批判して事足れりと思つてはならない。幹部の行動は何故許すべからざるものであるかを示すと共にこれは何が原因となつて現れたか如何すれば克服し得るか組合員は何を成さねばならぬかを提起し強調せねばならぬ義務があるのである。若しからざればその批判は單なる感口——自分で何もやらないで——新たな分裂策動乃至は幹部乗取り運動と何等異なる所がないのである。

(五) 職線統一の爲には何を爲すべきか?

親愛なる同志諸君!
今や統一の爲めには新黨の分裂政策や東交幹部の誤謬の指摘や非難のみでは不充分である。これは明かにされた。かくして吾々

は統一の爲に必要な條件を列挙する所迄来て居る。吾々は以下に示す點に就て同志諸君の検討を希望して已まない。

- A 一錢の貸下げ一言の訓示も即ち重大な政治問題なるを失はず陸軍大臣の言が臺所の調味料に迄もひびく現日本の状況に對する認識に立つ政治的教育乃至闘争の強化こそ職線統一の問題の基礎であることを強調しなければならぬ
- B 選挙闘争が單なるお祭騒ぎだとか幹部共の勢力争ひの修羅場だとする敗北的意見を克服して政治的經濟的闘争にもつ重要な關係を明かにする事によつてその闘争の方針を再検討する(組合内役員選挙市府國會議員選挙等に於ける宣傳協定共同闘争の問題選出者と當選者との關係等々)
- C 組合内に於ける民主主義の暢達「政黨支持自由」の決議の再認識に依る組合内統一の努力凡ゆる分裂挑發に對する批判大衆討論
- D 東交當面の闘争(組合員を色分にして争はせることなく

(二) 全協再建の職線統一懇談會關係者檢舉状況

警視廳當局にありては本年八月以來職線統一懇談會なる名儀の下に全協の再建を策しつゝありたる元共産黨員長島幹司、同林英一事李昌鼎外十六名を檢舉取調べ中なるが、是等一派の企圖せる處は「過去の全協は力關係を無視し無理に職場大衆等を動員してデモ等を敢行せしめたり大企業内等に三、四名の分會員が出来る」と直ぐ其の分會員を上部機關に上げて職場内の闘争を等閑に附して居つた、又君主制廢止の如き高度のものをスローガンとして徒に文書の上でのみ闘争し改良主義組合との協同闘争等は一應問題になつても直ちに反ダラ闘争等を革反を通じて爲さしめ、其の他革命的言辭に依つてのみ闘争され大衆から離反し街頭的になつてゐた、即ち過去の全協には非常に極左的政治

- E 左右労働組合、政黨下大衆に對する共同闘争の提唱、共同闘争を通じてその職線統一の提唱(徒らに門戸開放を要求したり理論的にファッショ呼ばりをする事ではなく例へば貸銀値上要求——共通的要求だ!——に基く共同闘争の提唱をやるべきだ)
 - ★ 分裂のための無條件合同
 - ★ 破壊のための新黨對統協か
 - ★ 統一のための無條件共同闘争
- (以上簡單に過ぎるけれどもこれで一應止めて置く
再び上の問題について評論するつもりである)
- 日本労働組合全國協議會
再建委員會

的偏重があつたと批判し、我々は全協の過去の誤謬を克服し再び犯さない様にしなければならぬ、故に眞の大衆的な闘争は非法法では行はれない、どうしても合法的な闘争を行はなければならぬ、従つて現在の合法的な組織を百%に利用しそれを革命化しなければならぬ、大衆は眞面目に闘争すれば必ずついて来るものだ、依つて當面の重要問題たる労働組合の全的合同的爲に吾々は即時既存労働組合に加入し下からの闘争に依つて組合の全的戦線統一を圖るべきである、それにはファツシヨ的組合にも加入する必要あるが不取敢最も加入し易い全評に對しては即時下シ／＼加入すべきである、殊に昨年のコミンテルン第七回大會のテーゼにも共産主義者は即時既存労働組合等に入るべきであると言はれてゐるから吾々が全評等に加入することは最も正しいことである、而して我々は既存労働組合に加入し反ファツシヨ等のスローガンを掲げ全的合同的に依る戦線を統一すべきで吾々は其の爲の指導體とならなければならぬ云々」(以上之等一派の中の主なる者の自供其の儘なり)と謂ふにありて要するに大衆的な合法労働組合即ち全評に限らず全協同盟等にも加入し日常闘争を活動に敢行すると同時に下からの全的合同的目標として闘ひ人民戦線樹立體で共産主義革命迄進展せしめざるべからずとなし本年三月以來數次に互り懇談會等を開催して之が實踐化の爲策勵し居りたるものなり。

三、日本無産者醫療同盟の運動状況

(一) 龜田醫療同盟組織準備會の活動状況 本準備會は彙報の如く本年十一月一日迄に開診すべく努力中なるが、本月二十六日龜田町泥濁青年俱樂部に於て五泉醫同米澤、酒井兩醫師、葛塚醫同水野醫師並同書記長齊藤國定等の列席を求め、組織準備委員押木正治外十二名參集の上組織準備委員會を開催し、先づ各委員より同盟員獲得に關する情勢報告ありたる後齊藤國定、醫師水野進等より技術者獲得に關し、其の條件並人選に對する意見を披瀝し、其他診療所に當つべき借家交渉、専任書

記獲得、顧問制々定等に付協議決定せるが目下の處設置實現容易ならざる状況にあり。

(二) 日本無産者醫療同盟の活動状況(五泉醫同) 本同盟は、昭和八年八月結成以來組織擴大の上向線を辿り同盟員六〇〇名を擁する現状なるが、更に組織の結束進展を策する爲、九月八日午前十時三十分より中蒲原郡五泉町所在五泉劇場に於て第三回大會を開催し午後零時四十分散會引續き家族慰安會に移りたるが、主なる事項左記の通りにして、其言動不穩の點認められざるも尖鋭分子の介在相當數に達し、時々極左的片鱗を仄す等其動向注意を要するものあり。

左記

- (1) 出席者 七〇名
(政治集會の届出をなし且つ家族慰安會の關係もあり出席者は各班に於ける中心分子のみ)
- (2) 審議決定する議案
 - 一般運動方針。
 - 小兒健康相談所設置の件。
 - 定期異動健康相談所設置の件。
 - 町村醫資格獲得の件。
 - 寄生蟲其他農民病撲滅の件。
 - 健康保險資格獲得の件。
- (3) 新役員
 - 委員長 淺井權之十
 - 委員
 - 加藤健治 二瓶孫太郎 星田市之座 野村政治
 - 風間和吉 目黒源治 西脇留吉 五十嵐徳吉
 - 長谷川由太郎 五十嵐秀 佐藤倉吉 羽賀善藏
 - 大槻又三郎 伊藤政治 加藤伊平 長沼徳治
 - 相田福治 淺井權之十

四、山手託兒園の開設

福岡縣若松市居住左翼分子中村勉、永尾登、河村昇、國崎キタ等は、豫而一般無産者子弟に對する實費收容程度の託兒所設置計劃を樹て著々準備中なりしが、偶々同市三箇所の幼稚園が何れも定員過剩に悩み收容不可能の狀態にして、中流家庭以上の入所申込者四十名に達したる爲、愈、九月十五日正式に之が開設を見るに至り、「山手託兒園」と命名し、國崎キタ中心と

なり兒童の教養に勉めつゝあるが、今後更に増加の傾向あり。

而して、本名等は將來之が収入に依り、消費組合をも設置經營すべく劃策中なるを以て福岡縣にありては注意中。

五、學生運動の状況

(一) 京大左翼學生の策動 有限責任購買組合京都家庭消費組合は去る七月十四日附にて當局より經營不良を理由とし其の認可の取消命令を受け解散するに至れるが、京消京大支部も其の影響に依り遂に閉鎖するの止むなきに至れり。然るに京大左翼學生に在りては之を甚だ遺憾とし種々對策を凝しつゝありたる模様之處、第二學期に入ると共に其の活動表面化し印刷業八木末松を表面の經營者と爲し、元京消京大支部責任者山口繁太郎を經營主任に擧げ九月十七日個人名義の學生購買店を開店一般學生に宣傳せり。

六、プロレタリア文化運動の状況

(一) 池袋美術クラブ結成状況 本年七月下旬頃より東京市豊島區池袋町居住佐藤英雄外二三名の提唱に依り、豊島區在住の畫家、彫刻家及美術關心者を中心に進歩的市民作家の社交的機關としての美術俱樂部結成準備中なりしが、三十餘名の賛成者を得たるを以て本月十日之が美術クラブを結成せり。
而して本クラブは「親睦と互助を目的とす」と稱し、差當り容疑の行動認められざるも會員中には舊ヤブ關係者を包含し居るを以て其動向注意を要す。

(二) 金澤文學會の状況 金澤市所在「金澤文學會」は、昨年十二月左翼文學愛好者に依り結成されたるものなるが、創立以來活動の見るべきものなく有名無實の状態にありたるを遺憾となし新なる活動を展開すべく寄々協議中の處、九月十五日小

坂藤一外一〇名參集審議の結果『北方文學會』と名稱を變更し、且つ機關紙「北方文學」を發行頒布する事とし同日創刊號百部を印刷配布せり。

而して組織方針に關し、布目第一より「北方文學は大衆を目標として活動すべきである」と力説したるも贊同するものなく、結局飽迄純文學とし眞の文學愛好者を網羅する方針を採用する事に決定したるが、會員の大半は左翼的要注意人物なるを以て其動向注意を要す。

(三) 關西作家俱樂部主催「新劇ヲ語ル」座談會開催状況 關西作家俱樂部にありては、九月十七日大阪市浪速區新世界パンヤ食堂に於て、司會者は大森勇夫外十七名出席の上、大阪協同劇團主要幹部大岡欽治外六名を迎へ、「新劇ヲ語ル」座談會を開催したるが、先づ劇團側より「協同劇團結成迄の關西新劇史」「觀客層の問題」「脚本の問題」等に就き説明ありたる後『作家クラブは當劇團の爲に優秀なる作品を提供せられたし』と要求せるに對し、作家クラブ側より協同劇團との作品研究等に關する月例會開催を提唱し協議の結果、相互委員を選任する事を申合せ將來の連繫を約し散會せるが、今後益々發展の傾向窺はるゝを以て大阪府に於ては注意中にある。

國家(農本)主義運動の狀況

一、叛亂事件審理狀況(其の六)

(一) 九月中起訴者 (叛亂部隊参加者を除き累計三九名内軍人二三名)

| 月日 | 罪名 | 所屬階級又ハ住所(本籍) | 氏名 | 年齢 |
|-------|--------|-----------------|-------|----|
| 八月二十日 | 叛亂者ヲリス | 參謀本部 | 田中彌 | 三七 |
| 九月一日 | 同 | 歩兵第十三聯隊 | 志岐孝人 | 二六 |
| 九月十二日 | 同 | 歩兵第二十五聯隊 | 片岡俊郎 | 三〇 |
| 同 | 同 | 近歩第二聯隊 | 松平紹光 | 三八 |
| 同 | 同 | 戸山學校 | 柴有時 | 三八 |
| 九月十九日 | 同 | 歩兵第四十五聯隊 | 菅波三郎 | 三三 |
| 同 | 叛亂 | 歩兵第十二聯隊 | 小川三郎 | 三一 |
| 同 | 同 | 歩兵第十二聯隊 | 江藤五郎 | 二七 |
| 同 | 叛亂者ヲリス | 歩兵第七十三聯隊 | 佐々木二郎 | 三二 |
| 同 | 同 | 同 | 大藏榮一 | 三四 |
| 同 | 同 | 野砲第二十五聯隊 | 朝山小二郎 | 三四 |
| 九月一日 | 同 | 東京市日本橋區本町四ノ一四ノ五 | 杉田省吾 | 三五 |

| | | | | |
|--------|--------|-------------------------|-------|----|
| 九月十二日 | 同 | 石川縣金澤市横山町二番丁二五ノ二 | 越村捨次郎 | 三六 |
| 同 | 同 | 石川縣金澤市高岡町五九 | 宮本正之 | 二三 |
| 同 | 叛亂幫助 | 東京市澁谷區千駄ヶ谷一ノ三六二 | 松本井龜太 | 五五 |
| 同 | 叛亂者ヲリス | 東京市豊島區西巢鴨町二ノ二三九〇 明治中學講師 | 宮斗南コト | 三四 |
| 同 | 叛亂 | 東京市王子區岩淵町二ノ二八七 柴崎武四郎方 | 町田専藏 | 三〇 |
| 九月二十六日 | 叛亂幫助 | 東京市麻布區籠土町六七 | 龜川哲也 | 四六 |

(二) 九月中不起訴者 (叛亂部隊参加者を除き累計四十二名、内軍人十二名)

| 月日 | 所屬階級又ハ住所(本籍) | 氏名 | 年齢 |
|--------|----------------------|------|----|
| 九月三日 | 獨立守備歩兵第六大隊 | 黒崎貞明 | 二五 |
| 九月二十日 | 歩兵第三十八聯隊 | 松浦邁 | 二六 |
| 九月二十二日 | 歩兵第六十一聯隊 | 大岸頼好 | 三五 |
| 同 | 歩兵第七聯隊 | 市川芳男 | 二七 |
| 同 | 山砲第九聯隊 | 明石寛二 | 二五 |
| 七月一日 | 東京市麹町區元園町一ノ三六 | 中村義明 | 三八 |
| 同 | 東京市杉並區阿佐ヶ谷二ノ五六二 東成莊内 | 宮本義平 | 二二 |
| 九月一日 | 同右 | 小野元士 | 二五 |

| | | | | |
|--------|---------------------------|------|--------|----|
| 同 | 同右 | (青森) | 鳴海 敬二 | 二三 |
| 九月十四日 | 富山縣射水郡伏木町古國府七一 | (富山) | 太田 幸一 | 二八 |
| 同 | 東京市赤坂區青山町二ノ六五 | (東京) | 宅野 清征 | 四二 |
| 同 | 東京府入王子市千人町一三八 | (東京) | 野口 幹 | 三九 |
| 九月十九日 | 東京市蒲田區萩中町一三三 | (東京) | 小林 長次郎 | 四九 |
| 同 | 東京市世田ヶ谷區深澤町二ノ一二五八 | (東京) | 小林 順一郎 | 五七 |
| 同 | 東京市世田ヶ谷區二ノ一四三三 豫備陸軍中將 | (東京) | 四王 天延孝 | 五八 |
| 同 | 岐阜縣大垣市新馬町二六三 豫備歩兵大佐 | (岐阜) | 野田 豊 | 五四 |
| 同 | 東京市世田ヶ谷區松原町二ノ七一〇 豫備陸軍少將 | (石川) | 松本 勇平 | 六〇 |
| 同 | 東京市淀橋區百人町三ノ三七三 | (福井) | 藤原 雄次 | 三九 |
| 同 | 東京市本郷區湯島新花町九一 大亞細亞學生聯盟本部内 | (石川) | 越野 久雄 | 二五 |
| 同 | 東京市蒲田區蒲田町七四 | (新潟) | 長谷川 敏三 | 二四 |
| 同 | 東京市淀橋區諏訪町一四八 | (愛媛) | 森 傳 | 四六 |
| 同 | 東京市麹町區永田町一ノ三〇 | (徳島) | 瀬尾 榮太郎 | 五六 |
| 九月二十一日 | 東京市向島區隅田町三ノ四五九 | (東京) | 宇野 信次郎 | 三九 |
| 同 | 東京市目黒區駒場町七八九 | (東京) | 古賀 斌 | 三一 |
| 九月二十五日 | 大連市朝日町入番地 | (石川) | 島野 三郎 | 四四 |

| | | | | |
|--------|---------------|------|-------|----|
| 同 | 哈爾濱地段街六五番地 | (千葉) | 大澤 隼 | 四三 |
| 同 | 住所不定 | (東京) | 井上 亨 | 三八 |
| 九月二十八日 | 横濱市中通吉田町五十八番地 | (東京) | 木村 義明 | 二八 |

(三) 公判請求刑

八月十五日起訴せられたる滿洲方面資金關係者辻正雄、淺沼慶太郎、北村良一大尉、西山敬九郎大尉及澁川善助關係の中橋照夫の五名は九月二十一日より東京特設軍法會議法廷に於て公判開廷さるゝに至れり。

而して前者は第一班として裁判長若松只一中佐(參謀本部)法務官津村幹三(近衛師團)檢察官西春英夫(第一師團)夫々關與、第二班の中橋照夫に對しては裁判長吉田憲少將(陸軍省)法務官伊藤章信(第十師團)檢察官竹澤卯一(近衛師團)關與の下に二十一日より連日審理の結果先づ九月二十六日第二班の中橋照夫に對し檢察官より論告の後禁錮五年の求刑行はれたり。

(四) 犯人藏匿事件公判

叛亂事件當時西田税を藏匿したる赤澤良一、佐々木四郎、丹羽五郎、佐藤双六の四名は本年四月九日警視廳より東京憲兵隊に移送されたるが其後東京特設軍法會議に於て取調の結果五月下旬更に東京刑事地方裁判所に移送され東京區裁判所檢事局にて審理中の所、九月二日に至り佐藤を除く三名に對し東京區裁判所刑事第三號法廷に於て堀田裁判長遊田檢事立會の下に公判開廷されたり。而して即日事實審理を終り、檢事の論告求刑行はれ次で大野、大沼、莊田要、日下の各辯護人の辯論行はれたるが越えて同月十四日夫々判決言渡あり、赤澤は服罪したるも他の二名は何れも控訴したり。

| 罪名 | 判決 | 求刑 | 氏名 | 年齢 | 住本 | 所籍 |
|------|-------------------|------|--------|----|------------------|----|
| 犯人蔵匿 | 懲役一年 (未決六十日通算) | 懲役一年 | 赤澤 良一 | 三一 | 香川縣三豐郡花間村大字菅原字柚首 | |
| | 懲役六月 (未決六十日通算) | 懲役八月 | 佐々木 四郎 | 三〇 | 足立區千住町三ノ三六戸主 | |
| | 懲役六月 (未決六十日通算) | 懲役八月 | 丹羽 五郎 | 三二 | 赤坂區青山町六ノ二三 警三五男 | |
| | | | | | 小石川區水川町四三 葛村友房方 | |

二、神兵隊事件被告の檢束

昨年九月東京刑事地方裁判所に於て豫審終結決定を見たる神兵隊事件被告五十九名中資金關係者六名を除く他の五十三名は、内亂豫備罪として大審院に繫属することとなり目下豫審續行中なるが、各被告は昨年未迄に全員保釋又は責付となり出所したり。然るに出所後の彼等は依然として改悛の模様なく、舊態來秘かに神兵隊ニュースを發行し、或は本年二月維新寮を結成し、又更に最近に於ては修成義塾、海濱大學等によりて隊員の結束と心身の鍛錬に努め、其間過激の叛亂事件を容認肯定するが如き相當客疑の言動ありたるを以て、警視廳、大阪府等に於ては鋭意内偵中でありしが、時恰も陸軍特別大演習を前にして益々矯激化の傾向ありたると、顯官の往來頻繁に乗じ何時不穩事端の發生するやも計り難き實情ありたる爲、九月二十二日午前五時を期し關係府縣連絡の上、一齊に急進分子の豫防的檢束を爲したるが、疾病其他により取調不能の者及容疑薄弱なるものは漸次釋放し、他は引續き取調中であり。

向豫審終結決定に於て東京刑事地方裁判所の公判に付せられたる資金關係者岩村峻、佐塚袈裟次郎、岩崎經燾、杉澤勝治(殺人豫備罪)寺本久八(爆發物取締罰則違反)及資金關係の派生事件(公文書竊取、公文書偽造、公文書偽造)關係者たる岩村峻、古屋榮一、千秋直道に對する第一回公判は、九月一日同裁判所に於て開廷せられ、各被告は何れも豫審の一部を否認

する所ありたるが、訊問後裁判長は文書偽造關係を殺人豫備並爆發物取締罰則違反事犯より分離すること及文書偽造事件のみ次回公判を十一月十、十一、十二日開廷し、殺人豫備並爆發物取締罰則違反關係は、大審院に於ける神兵隊關係者の審理狀況を見たる上改めて決定することを宣し閉廷したり。

三、維新會々員の檢束

在京維新會は昭和九年八月青年日本同盟(國民協會の前身)より脱退したる市原壽、田中近藏等を中心に結成されたるものにして、創立以來直心道場系急進團體に伍して諸種の策動を爲しつゝありたる外機雜誌「維新」に據りて現支配層を論難擲論し、或は常に非合法を肯定するが如き激文を登載し殆んど毎號の如く發賣頒布を禁止さるゝの實情にありたり。

特に帝都叛亂事件以後に於ては、事件關係者を全面的に支持賞恤して直接行動を示唆煽動する等筆致益々矯激化し質的には所謂怪文書と異ならざるに至りたるが、八月一日附八月號も亦同三日發禁處分に附せられ全部の差押を受くるや、彼等は別途に同一内容の秘密出版を敢行し以て差押を逸脱するに至れり。

右八月號は其の内容に於て明かに朝憲紊亂、犯人賞恤、犯罪煽動の記事を掲載し居れるのみならず、彼上の如く最も惡辣なる方法によりて非合法出版を爲し居れるを以て、警視廳に於ては司法處分と共に斷乎「維新」の發行禁止處分に附すべく、關係者を取調の結果執筆中近藏、市原壽等の外竹本信一以下七名を九月四日新聞法違反として東京刑事地方裁判所檢事局に送致したり。

四、橋本大佐の動靜

所謂八月異動により待命となりたる橋本欣五郎大佐は夙に右翼分子のみならず各方面に異常なる關心を拂はれ居たるが、

愈、豫備役に編入さるゝや同人は逸早く上京して一部右翼分子と秘かに會合する等の事ありたる爲一層其動向は注目さるゝ事となりたり。

而して橋本は八月下旬頃より著々準備を進め維新政黨結成の工作中なりしが、内部に於て時期尙早を唱ふるものありたる、未だ計畫の具體化せざる九月下旬に至り突如一部新聞紙に其内容を暴露さるゝに至りし爲、其後右計畫は表面中絶の形となりたるも今後の推移によりては再燃の可能ありと認めらる。尙右維新政黨結成の企圖は巷間傳ふる所によれば、建川美次、小林省三郎、下中彌三郎等の支持ありて、其傘下には明倫會、皇道會、新日本國民同盟、國民協會勤勞日本黨、日本勞働組合總聯合、愛國社、大日本生産黨、新日本海員組合、立憲養正會等を糾合するの豫定にありとの趣なるも具體的結成迄には相當の迂餘曲折を免れざるべし。尙資料欄所載の國策産業協會の「一新の具體目標」は此一派の指標する所なりと傳へらる。

橋本大佐は又右風評とは別個に独自の立場に於て九月一日後記の如く今後の決意を明示したる挨拶状を各方面に廣く頒布し、俄然衆目を蒐むる事となりたるも之亦未だ具體的には何等の活動を認むる能はず。

尙在京右翼分子に於ては九月十八日橋本大佐を主賓とする慰勞會を開催し、過去に於ける同人の奮闘を慰勞すると共に今後の活動を期待する旨激勵する所ありたるが、出席者は今牧嘉雄、五百木良三、中谷武世、太田耕造、倉田百三、江藤源九郎、松延繁次、狩野敏、宮崎龍介、笠木良明、佐々井一是、陶山篤太郎、津久井龍雄、高山久藏等約六十名に達し盛會裡に終了せり。

謹啓 殘暑未だ酷しく候處貴下益々皇國の爲御奮闘の段感激の至に奉存候扱て小生從來現役軍人として心血を國運の進展に傾注し安業の彌榮を期し粉骨砕心乍懼多少國家的大業に貢獻せし處有之

狀態にして恰も歐洲大戦前の獨逸に彷彿たり加之國內亦亂離蕪雜にして統制を缺如し歸一する處を知らず 皇國の將來實に憂心憂慮すべきもの有之候

故に吾人は雄飛一番舊來一般の通念より脱出し眞に國家の總力を完全に

天皇に歸一し奉り國力の最大限を遺憾なく發揮すべく國家體制を新定石に移すにあらざれば此難局を切抜け光輝燦然たる大和民族の歴史的使命を遂行する事絕對に不可能と確信仕候而して之が具現の爲には吾人は忠誠一本和衷協力國家の難局に向つて赤誠奉公するの決意最も必要と存候

神々も照覽あれ此意味に於て小生現役を去ると雖も一日の餘安を許さず直ちに忠誠眞摯なる國民の職線に伍し驚鈍を盡し國運の進展に奉公致す覺悟に御座候由つて茲に豫備役轉入御通知旁々小生目下の微衷を披瀝し今後倍舊の御交誼御協力の程唯々奉懇願候尙小生抱持する思想は左の如し此方針に據り邁進すべき決心に御座候へば御參考迄御高覽に奉供候

昭和十一年九月一日

敬白

橋本 欣五郎

飛躍的大日本國家體制

世界ハ今ヤ、唯物的自由主義制度ノ行詰リニヨリ、茲ニ一大更新ヲ必要トスル歴史の轉換期ニ直面セリ。然ルニ世界各國ハ何レモ舊國家生活姿態ヨリ未ダ完全ニ更生シ得ズ、其實力相伯仲シ嶄然他ニ光被スルニ足ル體制ヲ有スル國家無シ。

國家(農本)主義運動の狀況

此時代ニ於テ一步ヲ先ンジ、優秀ナル國家體制ヲ確立スルモノハ、正ニ世界ニ光被スルヲ得ベシ。

推フニ八紘一宇ノ顯現ヲ國是トスル我國ハ、即時其本然ノ發揮ニ依リ國民ノ全能力ヲ擧ゲ天皇ニ歸一シ奉り、物心一如ノ飛躍的國家體制ヲ確立シ、光輝アル世界ノ道義的指導者タルヲ要ス。此意義ニ於テ次ノ新體制ヲ提唱ス。

一、精神的飛躍

我國體ノ尊嚴ノ無上絕對ノ普遍的眞理ノ顯現ナルコトヲ國民ニ感得徹底セシムルト共ニ、本體制ヲ以テスレバ、當然世界ノ道義的統一ヲナシ得ベキ確信ヲ信仰的ナラシメ且現唯物的自由主義機構ノ下ニ萎微シツ、アル我民族ノ純正明朗ニシテ不偏中庸、假知的、武勇的、仁義的ナル高級特質ヲ進歩的形態ニ於テ再生堅持セシムルハ勿論、益之ガ助長發達ヲ策シ、精神文化ノ中樞トス。

二、經濟的飛躍

經濟ハ之ヲ營利主義ノ桎梏ヨリ開放シ、資源、勞力及技術ヲ價值ノ根源トシ、國家之ヲ統制管理ス。生産ニ於テハ勞力、資源ノ存スリ限り、調整シタル國家企業ヲ最大限ニ擴張シ、國民生活ヲ極度ニ向上セシムルヲ第一義トシ、飛躍的増産ヲ敢行ス。

勞力ノ能率ヲ最大限ニ發揮スル爲、近代科學ヲ極度ニ利用ス。貨幣ハ資源勞力技術ニヨリ生産セラル、價值質量ヲ其準備實質タラシメ、國家之ヲ發行シ、單ニ交易的價值ヲ有セシム。貿易ハ國家之ヲ管理シ、原則上國家的必要範圍ニ制限ス。

三、外政的飛躍

國家(農本)主義運動の狀況

我版國內ニ於テハ緊密ナル有機的體制ノ下ニ、各民族ノ特質ヲ發揮セシメテ、制限的自治ヲ行ハシメ、全體的二民族文化ノ向上ヲ圖リ、皇化ノ實體化ヲ行フ。

此方式ヲ以テ運次世界ニ及ボス。

四、軍備的飛躍

軍備ノ主體ハ無敵空軍トシ、軍ノ航空機タルノ觀念ヨリ脱却シ、國家國民ノ航空機タルノ觀念ニ至ラシムルコト、恰モ古來我國民ノ日本刀ニ對スル信賴ト同様ナラシム。

五、政治的飛躍

政治ハ本國家體制ノ完成ニ全能力ヲ集中シ、何等ノ徒勞ナカラシムル爲、之ヲ完全ニ信奉スル全版圖ノ同志ヲ以テ其指導ニ當リ天皇ニ實ヲ受ク。

五、東方會の運動狀勢

中野正剛を盟主とする東方會にありては最近從來の研究機關より一步を進め積極的に政治分野への進出を企圖し、既に之が第一着手として各所屬代議士の地盤關係にある農民組合其他の團體を中心として農民戰線統一運動を開始したるは既報せる處なるが其後鳥取縣選出國民同盟所屬代議士由谷義治が同盟を脱退して本會に投ずるあり新陣容の下に具體的對策を講ずる爲九月七日在京中野正剛方に於て準備會を開催せり。出席者は後記(一)の如く中野正剛外二十二名にして先づ議長に大石大代議士を、書記に關山茂太郎を推し、議事に入り、劈頭山形縣農民組合同盟代表木村武雄代議士より九月四日の下打合の結果得たる後記(二)當面の政治行動に關する聲明書の成案を報告したるを原案通り發表することに決定し、次いで農村問題解決協同運動實行の組織委員及耕作權の確立其他諸項目急遽實現の爲の農村政策委員を後記(三)の如く選任し更に之が問題解決協同運動に關する決議文を後記(四)の如く決定し、最後に農村負債整理負擔輕減促進陳情書提出の件を附議したる結果後記(五)の如き決議を近く陸相を通じて政府に提出することに決定し午後六時散會したり。

斯くて本會は絳上の農村關係の運動を好題目とし、急速的に組織の擴充を圖るべく本月初旬來中野以下各代議士は夫々其

の勢力關係を辿りて時局批判名下に各地に演說會又は講演會等を開催し、會の主義宣傳に狂奔しつゝありて既に宮城、山形、千葉、長野、愛知、山口、三重、滋賀、高知、福岡各地方にありては漸次發展を見んとする情勢にあり。

後記(一)

出席者

- 山口縣代表 青木作雄
- 宮崎縣東方會代表 三浦虎雄
- 土佐農民總組合代表 大石大
- 諏訪農民團代表 黒田新一郎
- 黒澤尻東方會代表 小笠原由松
- 北總俱樂部代表 竹尾式
- 山形縣農民同盟代表 森峰一
- 鶴岡市代表 木村武雄
- 盛岡東方會代表 朝倉七郎
- 青森縣代表 山本武
- 島貫武雄
- 佐々木慶治
- 村井久太郎
- 小野謙一
- 渡邊泰邦
- 田中養達
- 生田乃木次
- 代議士 由谷義治
- 代議士 中野正剛

國家(農本)主義運動の狀況

後記(二)

當面の政治行動に關する聲明

一、内閣に非常時對策上の信念なく、政府與黨に政治的の責任感なきが爲、政策上の立案は元來其の任に非ざる事務官に一任せられ、非常時の急所を外して、机上の空論を羅列し、朝變暮改徒らに人心を動搖せしめ、財界を惑亂せしむるに過ぎず。

二、官僚案たる諸種の非常時對策なるものを見るに、或は大官廳を起し、或は課局を加へ、人員を増し、豫算を要求し、國民の膏血に衣食して官僚機構の擴大強化を謀り、却て繁文縟禮を長ずるもの比々として然らざるなし、乃ち齋藤内閣以來幾多の農村對策の如き何れも國帑を濫費し、機構を重複したるのみにして、一として其の効果を民衆層に浸透せしめたるものなし。

三、産業の國有經營に實際上的の試練を加へて其の經營を國有民營化せんとするは、蘇聯の趨勢なり。

- 齋藤直幹
- 杉森孝次郎
- 代議士 杉浦武雄
- 三田村武夫
- 進藤一馬
- 外五名

國家(農本)主義運動の狀況

結合せしめ、以て産業をして國民福利に奉仕せしめんとするは、
 岡、伊、米等の大勢なり。非常時産業政策の要點は此等列國の
 經驗に鑑み、生産力の急速なる増大を實現すると共に、資本の
 横暴を制し、其の能率を驅使して國家の利益に奉仕せしむるに
 あり。目下政府立案中の電力民有國營案の如き正に世界經驗の
 結果を尊重して非常時國策の基調とすべきものにして、若し經
 營者、労働者、消費者をして事業經營に參與するの途を拓くも
 のなく單なる官僚イデオロギイの形式に墮し、却て國民的産業
 精神を萎縮せしむるが如きは嚴密に之を監視せざる可からず。
 四、政府の爲さんと欲する所比々として斯の如き際最も閉却せら
 れたるは聖代に於ける無告の窮民とも稱すべき農村大衆の要求
 にして、彼等焦眉の急に應ずべき一の効果的對策なきは勿論、産
 業組合、農會、畜産組合、水産會、養蠶實行組合等々の如きも
 官僚的支配力と既成政黨の勢力との結合によりて歪められ、
 逐次に案出さるる、政府の農村政策は皆農村支配力の農民に對
 する極端を長するのみにして、農民の立場に即する適切なる要
 求に至りては一として政策の上に具現せられたるなし。
 五、我等は外交、國防、産業、各種の問題に關し、急速に其の主張を
 明白にして政治闘争を展開すべきも、先づ最も慘めに閉却せら
 れたる農村問題に對し、當面緊急の要求を明白にして全國の農
 民大衆に喚びかけ、當面政治行動の一要素たらしめんとす。

後記(三)

- 一、農村問題解決協同運動實行組織委員
 委員長 大石 大
 委員 黒田新一郎
 土佐農民組合代表
 諏訪農民團代表

黒澤尻東方會代表
 山形縣農民同盟代表

盛岡東方會代表
 岐阜縣代表
 山口縣代表
 土佐農民組合代表(不出席)

一、農村政策委員

- | | | |
|--------------|-----|-------|
| 代議士 | 委員長 | 由谷 義治 |
| 〃 | 委員 | 杉浦 武雄 |
| 〃 | 〃 | 田中 養連 |
| 〃 | 〃 | 渡邊 泰邦 |
| 〃 | 〃 | 森 峰 一 |
| 〃 | 〃 | 三浦 虎雄 |
| 〃 | 〃 | 馬場 元治 |
| 〃 | 〃 | 小野 謙一 |
| 〃 | 〃 | 竹 尾 式 |
| 代議士 (不出席) | | |
| 青森縣代表 | | |
| 北總俱樂部代表 | | |

後記(四)

農村問題解決協同運動
 一、東方會は庶政一新の根幹ともなり廣義國防の基礎ともなるべ
 き農村問題に關し眼前に緊急なる要求を携けて國民運動の一要
 素となし之を以て全農民同志と協同運動を展開せんとするもの
 である。
 一、次の諸項目を急速實現するを目的とし委員を選定して原案を

作成せしめ之に準據して全國同志團體の連携協力を求む。

- イ、耕作權の確立
 ロ、負債整理の促進
 ハ、土地制度の革新
 ニ、國有林野の解放
 ホ、農村負擔の軽減
 ヘ、大規模なる滿蒙移民の實行
 ト、農産品物價と工業製品物價との缺狀差額矯正
 チ、農村各種産業團體の自主的一元化
 リ、農業保險制度の創設
 ス、醫療社會化の徹底

後記(五)

農村負債整理施行に關する決議

現行農村負債整理法は、その規模狭小にしてその手續煩瑣なる
 のみならずその條件、苛酷にして實情に副ふ所なし、之に對して

六、三六俱樂部の近況

三六俱樂部小林順一郎以下の幹部は帝都叛亂事件發生當時種々策動したる廉により憲兵隊の取調を受けたるが、其後郷軍
 本部よりも特に「三六俱樂部と無關係」なる旨の下部通達等のことありたる爲、俱樂部の地方支部に對しては少なからざる動
 搖を與へ、中には解散若くは脱退を聲明するもの等相次ぎ一時は相當混亂状態にありたり。

當時本部に於ては種々之が釋明に努め以て全國的動搖防止に備ふる所ありたりと雖も、各地方支部にありては一部分を除
 き概して本部を敬遠するが如き態度を以て其の成行を靜觀しつゝありたり。

小林順一郎は當時斯る情勢に對して郷軍層を基幹とする革新運動は進展不能なるを看取し「須らく愛國運動は労働農民大
 衆を根基とすべし」として昭和八年末埼玉縣下に於て結成せる愛國労働農民同志會の擴大強化に著眼し、先づ其の會長を三六理

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の状況

事松本勇平少將に譲りて自らは其の顧問となり、専ら其の背後に在りて別項の如く右翼戦線統一運動に専念すると共に俱樂部更生の策動を続けつゝあり。

然るに九月十九日に至り、小林、松本、四王天、野田等の三六俱樂部幹部に對する叛亂事件關係は陸軍大臣に於て司法處分に附せざる事に裁定ありたるを以て、本部にありては逸早く後記の如き釋明文を各支部に發送して積極的活動の決意を示し、姉妹的團體愛同と相呼應して所謂人民戦線運動の排撃に集中し、更に之と關聯して軍民離間の策動一掃を期する等機關紙三六情報及I O 3 6等を通じて輿論喚起に努めつゝあり。

昭和十一年九月月二十一日

三六俱樂部主事 有馬成甫

拜啓

二月事件勃發當時當俱樂部加盟同人ノ憂國純正ナル行動ヲ快トセザル一部方面ニ於テハ當俱樂部若クハ少クモ當俱樂部内ノ一部ノ同人ガ恰モ該事件ニ關係アルモノ、如キ宣傳ヲナシ某地方ニ於テハ尙ホ之ヲ信ジタル者モ尠ナカラザルヤニ聞キ及ビ居リ當俱樂部ノ本質ニ關スル名聲上甚ダ遺憾ニ存シ居候處其原因ハ事件當時、時局收拾ニ誠意協力ノ爲メ行動部隊ヲ訪問シタル三同人ノ其行動ニ關スル訓書並ニ三六俱樂部ノ本質ニ關スル小冊子林大佐ノ口述書ガ其訪ニ送致サレアリタルガ爲メト被在候、勿論該事件ニ關係ナキコトハ豫メ明瞭ノコトニ候ヘシモ、今九月二十一日改メテ當局ヨリ十分ニ調査ノ結果、當俱樂部同人ハ眞

ニ該事件ニハ何等關係ナク全ク問題トナラザルモノナルコトヲ認メタル旨公式ニ且ツ快ク申渡サレ候次第ニ御座候、情狀ヲ酌量シテノ不起訴ノ如キモノニテハ無之、全ク青天白日ノ證明ニ有之申候間此義御地同志並ニ知人各位ニ可然御吹聴願上候之レニテ從來二月事件ニ關シ當俱樂部ヲ疑惑ノ眼ヲ以テ眺メ或ハ殊更ニ關係アルモノ、如ク宣傳シ同志ノ親善的活動ヲ阻害シ在郷將校間ノ分裂ヲ招來セシメタル不純人士ヲ良心的ニ自責セシムルコトヲ可得ト奉在候
先ハ右御通報迄如斯ニ御座候
時局愈々重大ノ折柄切ニ御自重ノ爲 皇國御健闘ノ程奉願上候 敬具
二伸 本通報ハ當俱樂部ニ對スル認識是正ノ爲ニ付 當俱樂部員ニアラザル有力者ニモ御送附申上候様ノ次第不惡御諒承願上候

七、國民協會の情勢

本會は去る衆議院議員總選舉に於て會長赤松克麿及總務長津久井龍雄の兩名が落選して以來、殆ど沈黙の状態を続けつゝありたるが、這般所謂國策の一として發表せられたる選信省案電力國營問題が各方面に對し多大の反響を齎すや同問題に對する本會の態度決定の要ありとして、九月八日黨務委員會を開催したる結果「選信省案は所謂庶政一新の前驅的役割を爲すものなるを以て多少の瑕瑾は之を不問にして支持すること」及「國營事業の弊害たる官僚主義と非能率主義に關し當局の關心を喚起せしむること」に審議決定せるが、次で同月十四日及十五日の兩日に互り赤松克麿外五名の代表者は海軍、陸軍、選

信の各省及首相、藏相兩官邸を歴訪し、左記進言書を提出して之が實現方を要望する處ありたり。
一方本會大阪府聯合會に在りても本月六日黨務委員會に於て本問題を附議し、「電力國營反對運動粉碎の爲決議文を作成して各電力會社に手交すると共に、之が輿論の誘發を圖ること」に決定したるが次で同月十二日「踊る妖怪」と題する電力國營反對運動排撃に關する傳單五千枚を作成し市内各方面に之を撒布する等の事ありたり。

(左記)

電力國營案ニ對スル進言書

我等ハ選信當局ノ主張スル電力民有國營案ガ概ネ軍事上經濟上國家當面ノ要求ニ適合シ庶政一新ノ前驅的役割ヲ演ズルモノナルコトヲ認メ姑ク多少ノ瑕瑾ヲ不問ニシテ其ノ即時實現ヲ要望スルト共ニ從來ノ國營事業ニ動モスレバ伴隨セル官僚主義ト非能率主義ノ弊害ヲ排除スル爲ニ當局ニ於テ十分ナル考慮ヲ費サレムコトヲ進言ス

昭和十一年九月十四日

國民協會本部

- 内閣總理大臣 廣田弘毅閣下
- 陸軍大臣 寺內壽一閣下
- 選信大臣 頼母木桂吉閣下
- 大藏大臣 馬場銜一閣下
- 海軍大臣 永野修身閣下

八、莊内行地社の解散

莊内行地社は昭和六年十月大川周明の生地山形縣酒田市に結成せられ、翌昭和七年二月十一日「神武會」の組織さるゝや、同社は率先之に加盟し社内に同會酒田支部を併置し同時に支部機關紙「出羽興民新聞」を創刊して神武會内に於ける中堅的指導的立場に於て實踐運動に努めたる結果一時は所屬會員千有餘名に達し會勢著しく發展を見るに至れり。

然るに昨年二月神武會本部の解散を見るや酒田支部も自然解消となり、同會と唇齒輔車の關係にありし莊内行地社に於ても盟主を失ふと共に全面的に活動機能を喪失し殊に本年二月の帝都叛亂事件以後の社會情勢は益々活動の餘地なく殆んど有名無實化するに至れり。

茲に於て同社幹部は九月四日大連より周明の實弟大川周三を迎へて最後の協議を行ひ、

- (一) 本社存立の使命は過去數年來の活動により略々達成したること。
- (二) 神武會解散の今日、本社は單に残骸的に見らるゝを以て此の際解散を斷行し時代の推移を靜觀すること。

等を協議決定し本月二十二日出羽興民新聞社樓上に理事長橋本俊治外幹部二十餘名參集の上解散式を舉行し同日左記聲明書を發表したり。

而して同社機關紙出羽興民新聞は近く改題して大川周三之が社長となり主力を農村啓發、特に産業組合運動支持の方針により元莊内行地社同人の支持を得て普通新聞の形態により存続發行せらるゝ模様なり。

尙同新聞が本年三月帝都叛亂事件に關する記事掲載に係る新聞紙法違反事件は略式命令により發行兼編輯人たる齊藤順治

に罰金各百圓(計貳百圓)編輯擔當者齊藤與助に同百圓の判決ありたるも被告は之を不服とし正式裁判の結果、九月十八日前記發行兼編輯人に對して罰金各八十圓(計百六十圓)編輯擔當者には同百圓の判決言渡しありたり。

(左記)

聲明書

昭和六年十月同志相結んで莊内行地社を組織してより茲に五星霜常に皇道國民運動の唱導實踐に微力を盡し來りしが既に吾等の

使命略遂行一段落を告げたり、こゝに於て深く當社を解散し暫く時代の進運を靜觀吾等志業の達成に備へんとす
昭和十一年九月二十日

莊内行地社

九、林貞四郎の連絡旅行

叛亂事件後に於ける右翼團體の動向は極めて錯雜混沌たる傾向を辿りつゝあるが、就中直心道場系團體にありては事件勃發によりて大眼目社の自然消滅したる外核心社の解散(七、六)天井村塾の改稱(八、一)全日本護國聯盟、護國日本社、護國道場の解散(七、二五)本學會の改稱(九、一)等相次で解散又は再編成を試みつゝあり。

然れ共警察的に之を觀察すれば斯る表面的形式的事象は些して介意するの要なく、其の實際的動向にこそ注意を拂ふべきものと認めらる。

現に在小樽市林貞四郎は本年七月其主宰する全日本護國聯盟の解散を突如として宣言する所ありたるも依然策動を休止せず、九月二日従弟葬儀の爲京都に旅行したるを機として、京都、名古屋、東京等に數日滞在し、中川裕、北山五郎、三浦延治、三浦慶定、大森一聲及直心道場塾生等と連日會談連絡を遂げ九月十五日歸道したる事實あり。

一〇、對支問題に對する運動

最近日支關係の好轉傳へられ、兩國々交の本的基調が調整樹立せられんとするやの情勢にありたる折柄、去る八月二十四

國家(農本)主義運動の狀況

日四川省成都に於て突發せる邦人虐殺事件は、所謂成都事件として我國人心を痛く刺戟し、俄然對支輿論の硬化を見るに至りたり。而して其後に於ても北海事件(九月三日中野順三殺害)漢口事件(九月十九日邦人警官射殺)を始め幾多の毎日、抗日事件頻發し、一般報道機關亦筆を揃へて支那の排日暴狀を攻撃する所ありて、國內各方面に於ける支那膺懲の聲は益々高潮に達したり。

而して成都事件發生以來、別表の如く右翼團體に於ては、大日本生産黨、新日本國民同盟、明倫會、愛國社等が連早く政府當局に對し強硬政策遂行方の要望を爲し、或は全國支部に指令を發して演說會、國民大會等を開催せしむる所ありたる外、在京右翼青年分子等は今事件を契機とし對外強硬運動の研究並實行機關として「外交問題青年同志會」を結成するあり、或は政教社皆川三陸等主唱の下に在京愛國團體有力分子を糾合して懇談會的組織を結成し、別動隊的立場に於て運動を開始する等、當局鞭撻と輿論喚起に努めつゝあり。

其他各地に於ても郷軍或は右翼團體等主動となり、演說會、縣市民大會の開催、當路關係方面に對する決議文、建白書送付等の運動ありたるが、今後對支交渉の情勢によりては一層運動は熾烈化するものと思料せらる。

| 府縣 | 團體名 | 運動 | 備 | 況 |
|----|-----------|---------------------------------------------------------------------|---|---|
| 東 | 新日本國民同盟 | 九月八日全國支部宛「政府當局に對し此際斷乎強硬方針遂行方の決議文を送付せられたる旨の指令を發す」 | | |
| | 東京府支部協議會 | 本部の指令に基き決議文を作成し、代表者三木亮孝外十一名は九月十日首相以下關係各省を訪問し之を提出したり。 | | |
| 東 | 外交問題青年同志會 | 國體維護聯合會加盟團體員を主する右翼青年分子は九月二十九日會合し、對支問題を中心として半永久的對外強硬運動を爲すべく標記團體を結成す。 | | |
| | | 實行委員八名は九月三十日首相及關係各省並支那大使館を訪問し夫々要請書を提出す。 | | |

| 京 | 大 | 都 | 京 | 京 | 愛 | 愛 | 明 | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 大日本生産黨 | 在東京愛國團體有志 | 國民協會京都特別支部 | 新日本國民同盟京都支部 | 維新政黨京都地方準備會 | 愛國青年會 | 報道使命擁護聯盟 | 大日本生産黨關西本部 | | | | |
| 關西本部の決議に基き代表者四名は九月七日外、海、陸各首を訪問し「斷乎英斷を以て聖刃を振り根源を絶ち云々の建白書を提出すると共に支那大使館を訪れ誠意ある態度を要請する旨の抗議文を手交す。 | 九月十三日八王子市に於て支那ロシア對國交問題大會を開催したり。 | 政教社皆川三陸外三名發起にて九月六日東京愛國團體有志懇談會を開催し對支強硬運動を起すことに決定す。 | 右決議に基き九月七日代表者十五名は首相以下外、陸、海各相を訪問し「根本黨派の立場により飽強硬態度を以て臨むべし」との決議文を提出す。 | 九月五日政府當局宛「斷乎實力を發動せられたる旨の要請書を送付す。 | 九月五日擴大委員會を開催し「事件の重大性に鑑み強硬なる態度を執られたる旨の決議を爲し首相以下關係當局宛送付す。 | 九月四日成都事件遭難者渡邊流三郎に關し大阪毎日新聞社宛弔詞を發す。 | 九月二十三日首相其他關係各省宛「斷乎たる決意を以て正義の實力を發揮されたい旨の決議文を送付す。 | 九月六日國民大會を開催し「斷乎たる處置に出でられたる旨の決議を爲し首相、外相宛之を打電せり。 | 九月三日緊急委員會に於て政府當局宛建白書並支那大使館勸告書(中止せしむ)を作成し送付したり。 | 九月十日、十二日の兩日支那膺懲演說會を開催す。 | 九月十九日暴支膺懲國民大會を開催し宣言並「大アジア主義に則する強硬政策を以て當られ度」旨の決議を爲し之が實行方法は關東本部をして善處せしむることに決定す。 |

國家(農本)主義運動の狀況

| 神奈川 | 兵庫 | 奈良 | 三重 | 愛知 | 廣島 | 島根 | 宮崎 | 鹿兒島 |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 二 十日 會 | 報 道 使 命 擁 護 聯 盟 | 大日本國粹會奈良縣本部 | 三重縣愛國新團體設立準備會 | 大日本郷軍同志會同盟(準) | 大日本 櫻 魂 社 | 名古屋 雜 誌 俱 樂 部 | 正 創 社 | 廣島 興 國 同 志 會 |
| 明 倫 會 橫 濱 支 部 | 三 重 縣 愛 國 新 團 體 設 立 準 備 會 | 大 日 本 郷 軍 同 志 會 同 盟 (準) | 大 日 本 郷 軍 同 志 會 同 盟 (準) | 大 日 本 櫻 魂 社 | 名 古 屋 雜 誌 俱 樂 部 | 正 創 社 | 廣 島 興 國 同 志 會 | 廣 島 興 國 同 志 會 |
| 一、九月七日電力國警促進演説會を開催したるが、途中之を市民大會に変更し、「斷乎支那を野蠻せんことを期す」旨の決議を爲したり。 | 一、九月五日首相並閣僚等及川越駐在大使宛「斷乎たる國策の下に善處し國民の要望に報ひられたるべき旨の決議文を送付す。 | 一、九月七日成郷事件被害者慰問會並國民大會を開催し席上宣言「此際其根柢を埋すべく斷乎たる處置に出でられたるべき旨の決議を爲し首相、外相宛打電す。 | 一、支那の毎日暴狀に對し總本部の無爲無策なるを遺憾とし驅起を促す旨の申言書を總本部に發す。 | 一、九月十四日首相以下閣僚各宛宛「重要地帯の保障占領を斷行せよ」との趣旨ある決議文を發す。 | 一、九月中旬頃關係各相宛「萬難を排し徹底的處置を要請する」旨の建白書を送付せる模様なり。 | 一、九月十五日陸相宛「速かに起ちて斷乎正義の聖劍を加へ」云々の建白書を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「獨逸の膠州灣占領の例に倣ひ速かに實力を發動し」云々の決議文を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 |
| 一、九月五日首相並閣僚等及川越駐在大使宛「斷乎たる國策の下に善處し國民の要望に報ひられたるべき旨の決議文を送付す。 | 一、九月七日成郷事件被害者慰問會並國民大會を開催し席上宣言「此際其根柢を埋すべく斷乎たる處置に出でられたるべき旨の決議を爲し首相、外相宛打電す。 | 一、支那の毎日暴狀に對し總本部の無爲無策なるを遺憾とし驅起を促す旨の申言書を總本部に發す。 | 一、九月十四日首相以下閣僚各宛宛「重要地帯の保障占領を斷行せよ」との趣旨ある決議文を發す。 | 一、九月中旬頃關係各相宛「萬難を排し徹底的處置を要請する」旨の建白書を送付せる模様なり。 | 一、九月十五日陸相宛「速かに起ちて斷乎正義の聖劍を加へ」云々の建白書を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「獨逸の膠州灣占領の例に倣ひ速かに實力を發動し」云々の決議文を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 | 一、九月九日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 |
| 一、九月五日首相並閣僚等及川越駐在大使宛「斷乎たる國策の下に善處し國民の要望に報ひられたるべき旨の決議文を送付す。 | 一、九月七日成郷事件被害者慰問會並國民大會を開催し席上宣言「此際其根柢を埋すべく斷乎たる處置に出でられたるべき旨の決議を爲し首相、外相宛打電す。 | 一、支那の毎日暴狀に對し總本部の無爲無策なるを遺憾とし驅起を促す旨の申言書を總本部に發す。 | 一、九月十四日首相以下閣僚各宛宛「重要地帯の保障占領を斷行せよ」との趣旨ある決議文を發す。 | 一、九月中旬頃關係各相宛「萬難を排し徹底的處置を要請する」旨の建白書を送付せる模様なり。 | 一、九月十五日陸相宛「速かに起ちて斷乎正義の聖劍を加へ」云々の建白書を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「獨逸の膠州灣占領の例に倣ひ速かに實力を發動し」云々の決議文を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 | 一、九月九日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 |
| 一、九月五日首相並閣僚等及川越駐在大使宛「斷乎たる國策の下に善處し國民の要望に報ひられたるべき旨の決議文を送付す。 | 一、九月七日成郷事件被害者慰問會並國民大會を開催し席上宣言「此際其根柢を埋すべく斷乎たる處置に出でられたるべき旨の決議を爲し首相、外相宛打電す。 | 一、支那の毎日暴狀に對し總本部の無爲無策なるを遺憾とし驅起を促す旨の申言書を總本部に發す。 | 一、九月十四日首相以下閣僚各宛宛「重要地帯の保障占領を斷行せよ」との趣旨ある決議文を發す。 | 一、九月中旬頃關係各相宛「萬難を排し徹底的處置を要請する」旨の建白書を送付せる模様なり。 | 一、九月十五日陸相宛「速かに起ちて斷乎正義の聖劍を加へ」云々の建白書を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「獨逸の膠州灣占領の例に倣ひ速かに實力を發動し」云々の決議文を送付す。 | 一、九月四日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 | 一、九月九日首相外關係各相宛「政府は速かに徹底的に解決し支那をして親日の實を擧げしめられたるべき旨の建白書を送付したり。 |

一一、右翼戦線統一運動の状況

右翼戦線統一運動は續報の如く依然として各派の動向錯綜して情勢全く混沌たるものがあるが、就中橋本欣五郎大佐が九月上旬別項の如き挨拶状を各方面に發表したる儘待機の姿勢を持するに至れるは、其勢力、背後、歸趨等の未知數なるの實狀

に徴し、右翼陣營に新たななる波紋を投じたる結果となりたるやの觀あり。即ち皇國農民戦線統一運動關東側の愛同にありては佐藤鉄馬大佐を逸早く其の相談役に聘し、同大佐が豫て在阪吉田賢一と親交あるを利用し屢々同人を大阪に派して兩派の融合に努めしむると共に、橋本大佐をも佐藤大佐を通じて獲得せんとしつゝあるやの趣なり。然れ共未だ白紙の立場に在る橋本は只管自重して表面的態度を闡明せざる爲、在阪維新政黨結成準備會を初め在京右翼青年分子等に於ても明月會、愛國戦線統一協議會、江東地區愛國團體等を結集し、以て夫々の地歩を鞏固充して橋本大佐の動向を凝視しつゝあるの實狀なり。然りと雖も、斯る態度は所謂大右翼結成の際に於ける條件に至大の關係あるを期しての行動とも云ふべく、之等諸分野も今後の推移如何によりては如何に轉換するや速かに豫斷するを得ざる所なるべし。

(一) 皇國農民戦線統一運動の情勢

所謂皇國農民團體の戦線統一運動は、曩に愛國労働農民同志會の進出により、關東關西兩派に勢力分割の情勢を馴致し、早くも雜關に逢著したるは既報せる處なるが、其後兩派は引續き自派勢力の擴充に専念し、其間内面的に之が妥協工作を講じつゝある模様なるも未だ完全なる意思の融合を見るに至らず、目下本運動は全く停頓状態にて其の前途豫測し難き情勢なり。

即ち關東側の主勢力たる愛同は其後日本労働同盟近藤榮藏及佐藤鉄馬大佐等の有力分子の加盟を得て彌々其の陣容を強化し、引續き所屬地方皇農團體を中心として組織の擴充に狂奔しつゝあるが、一方關西側との感情緩和の爲九月初旬皇農吉田賢一と特種關係にある前記佐藤鉄馬を密かに大阪に派し、吉田の態度を打診せしめる等局面轉換策に腐心しつゝあるも當時吉田は何等明確なる意圖を表明せず、單に考慮を約したる程度にて會見を終りたる模様なり。

又勞農協議會の結成準備運動は、客月二十五日關西勞農協議會の結成に刺戟され阿部理事長及愛勞全國懇談會幹部等は客

月末來屢々會同して之が結成準備の具體的協議を遂げつゝありしが大體懇談會を中心に愛同並其の他有好團體を糾合せんとするものゝ如く目下其の實現を急ぎつゝあり。

其他愛同は近時軍需工場内に人民戦線運動機運の擡頭を見つゝあるは國家非常時の今日遺憾なりとし、三六俱樂部其他有力方面の應援を得て全國各工場内に愛同機關紙、三六情報等を配布し、之等人民戦線紛争闘争を通じて漸次組織の確立を圖るべく目下旺んに策動を續けつゝあり。

斯くて愛同は漸次會勢の發展に伴ひ此際會の陣容整備と將來に對する態度闡明の爲來る十月四日川口市に於て第一回全國大會を開催すべく準備中にて九月十日之が指令を各所屬團體關係者宛通達せり。

一方關西側中心勢力たる皇農吉田賢一派にありては、前記の如く本月初旬愛同佐藤鉄馬の訪問を受け種々妥協提携方を懇懇せられたる模様なるも吉田は未だ妥協の困難なる狀況を看取し、何等之に具體的意圖を表明せず、佐藤は態度緩和を要望の上歸東したるは前述せる所なり。而して吉田は内心寧ろ愛同を敬遠し、別個に融合可能の團體との漸進的統一合同を意圖しつゝある模様にて本月初旬西光万吉を密に千葉に派し、皇農自治聯盟石橋彌に對し、合同工作に關する折衝を行はしめたる結果兩者相當の諒解成りたるやの狀況なる外同月中旬自ら滋賀勤勞民衆同盟矢尾吉三郎を訪問し其の提携を策する等目下旺んに暗躍を續けつゝある模様なり。

又前記皇農自治聯盟石橋彌は、其後右關西側吉田一派の外關東側愛同より夫々参加方懇懇せられたる模様なるが、依然慎重なる態度を持しつゝあり。而して本名は「現在勞農團體の多くは孰れも他力依存の不純分子の集合にして自己の主義主張と合致せざるものあり」との觀點より之又別途純眞なる農民團體又は青年團體を糾合せんと意圖の下に同志橋爪明男、穂

積五一等と密に計畫を進めつゝあるやの模様なり。

一方新國同革正會高橋忠作は既報の如く群馬縣下に丹生村、吉田村兩皇農準備會を結成したるも其後唯一の同志大塚源七郎は感情問題より前記丹生村準備會を率ひて愛同の傘下に入り吉田村準備會も之に倣はんとする情勢にて、高橋は今や全く本戦線統一運動場裡より驅逐せられ孤立の狀態となりたり。

(二) 維新政黨準備會の狀況 在阪維新政黨準備會に在りては、其後に於ても依然行動の見るべきものなく、僅かに加盟諸團體をして地方準備會結成運動に當らしめつゝあるに過ぎざるが、他面關東方面に於ける橋本欣五郎、下中彌三郎一派の新黨樹立運動に對しても秘かに秋波を送ると共に、同運動の推移に關心を拂ひつゝありたる模様なり。即ち本準備會主宰者吉田益三は黨務整理の爲と稱し九月十日上京、同十八日迄滯京し、其間橋本欣五郎と會見したる事實あるの外、關東方面に於ける本準備會の組織運動の準備工作として在京右翼分子と屢々會合連絡を遂げたる結果、同方面世話人として小池四郎(愛國政治同盟)入江種矩(國體擁護聯合會)佐々井一晁(新日本國民同盟)の三名の諒解承諾を得たるやの趣なり。

斯くて吉田益三歸阪後同月二十七日常任準備委員會を開催し、第一回全國代表者會議開催問題を議題として協議の結果「本準備會の運動は著々實效を收め順次地方準備會の結成を見つゝある狀況なるを以て、一層本運動の趣旨徹底並勢力伸張を圖る爲、來る十月中旬大阪市に於て全國大會を開催し、引續き時局批判演說會を開催すること」に決定し散會したり。

一方地方準備會の結成狀況を見るに、客月中京都、兵庫に於て之が組織を見たる後は、僅かに大阪並宮崎二府縣下一部團體に於て組織準備中なるに止まりて、概して反響の認むるものなき狀況なり。

(三) 純正日本主義青年運動全國協議會結成準備會の情勢 本準備會に在りては引續き友誼的團體及個人に對し参加方懇懇に努

めつゝある一面、指導者中川裕は、本準備會對する在京方面の態度並一般情勢を打診すべく九月中旬上京し各方面と連絡を爲す所ありたるが、歸洛後之が報告を兼ねて今後の運動方針を協議すべく同月二十二日委員会を開催し、席上中川裕より「全国各地に於ける組織運動は著々進捗を見つゝあるも、東京方面の情勢は頗る混頓たるものありて今遽かに統一並提携は至難なる」旨の報告ありたる後、今後の運動方針に對しては「東京との提携なくして急遽全國的協議會結成を企圖するは無意義なるを以て、取敢ず具體的進捗を見つゝある北陸、中部、關西、中國、九州を打つて一丸とする西日本協議會を結成し、併て本準備會に共鳴を寄する北海道、千葉、埼玉の有志をして在京分子と連絡せしめ東日本協議會を結成したる上、東西相呼應して全國的協議會結成に迄發展せしむること」とし、紋上決議に基き、來る十月下旬頃京都市に於て西日本協議會結成大會並記念演說會を開催すること」に決定する所ありて散會したり。

而して本運動に對する各地の動向は、一部團體乃至個人的に賛意共鳴の意を表するものもあるも、未だ具體的に地方的準備會の結成を見たるものなき狀況なり。

(四) 明月會の結成 在京影山正治(大日本生産黨)三木亮孝(新日本國民同盟)大川兼一(愛國政治同盟)以下紋上各團體所屬青年分子等は、各方面に擡頭しつゝある愛國戰線統一の機運に鑑み「之が組織實現の中核的存在たらんには、先づ青年の橫斷的結合を第一條件とせざるべからず」との趣旨の下に、過般來協議を續けつゝありたるが、九月十三日の會合に於て、會名稱を「明月會」と定むること(但し青年戰線統一運動の母體たる意味に於ける暫定的名稱たること)其他を決定する所あり、更に同月十七日再び協議會を開き運動方針を協議の結果 (1) 在阪維新政黨準備會の中堅青年分子を可及的速かに結合せしむべく進むこと (2) 本會は紋上三團體青年の結合を圖る爲暫く俱樂部的組織として續け、漸次合同促進協議會(共同闘争

機關)に發展せしむること (3) 合同促進協議會に發展せしむる具體的方策立案の爲委員を擧ぐることに(影山外五名決定)
 (4) 近く第一回委員會を開き、具體的運動方針並他團體及個人の參加問題等を協議すること等を決定する所ありたり。

而して本運動は、前叙の如く影山正治以下生産黨青年分子(殆んど神兵隊事件關係者)並新日本國民同盟、愛國政治同盟所屬の活動的青年分子を以て構成せらるゝものにして、他而最近に於ける神兵隊事件關係者等の行動と相俟つて、其の動向は相當注目せられたるが、別項所報の如く同事件關係者が本月二十二日檢束せられたる爲、運動に稍一頓挫を來したる模様なり。

(五) 愛國戰線統一協議會の結成 愛國團體戰線統一の氣運に伴ひ、都下淺草地方右翼各團體に在りては國民協會淺草支部佐藤守義を中心として同方面に於ける戰線統一の一陣營を結成すべく劃策中に在りたるが其後國民協會淺草支部、政黨解消聯盟淺草支部、又新俱樂部、郷軍同志會の四團體間に提携成りたるを以て九月十三日淺草公會堂に於て各團體代表者會合し、結成準備打合會を開催する所ありたるが、同月二十五日同所に於て「愛國戰線統一協議會」結成大會(國民大會へ移行)を舉行したり。

當日は佐藤守義、小池四郎、赤松克麿、津久井龍雄、松谷與二郎、森本耕、高山欣也、外一、二〇〇名參會の下に午後六時五分開會し、佐藤守義議長席に就き結成經過の報告を兼ねたる挨拶ありて左記 (一) 宣言規約の可決及役員の選任を爲し演說會に移り、森本、津久井、小池等は交、戰線統一の急務なる所以を強調する所ありて結成式を終り、引續き國民大會に移り佐藤守義議長となり叛亂事件に對する政府の責任を糾弾するの要ある旨の挨拶ありて議案 (一) 電力國營の件 (二) 人民戰線粉碎の件 (三) 日支紛争の件(關係各省宛決議文を送付すること)を審議可決し、續て松谷與二郎、赤松克麿等より強力内閣の出現

を要望する趣旨の演説あり終つて聖壽萬歳を三唱し午後十時平穩裡に散會したり。

斯くて淺草地方に散在する右翼諸團體の結合に依り「愛國戰線統一協議會」の結成を見るに至りたるが、彼上大會の決議に基き佐藤守義外八名は翌二十六日首相以下關係各當局を訪問し左記(二)決議文を提出する處ありたり。

左記(一)

宣言

皇國日本の重大難局に當面し、日本國家と運命を共にする必然性を有する我等皇國民は何を爲すべきか。此の難局は世界混亂の素因をなす物質偏重の思想に煩はされたるものにして其の深遠にして局面の廣大なるは到底明治維新前の國難の比にあらず。今や世界各國は局面打開のために敢て同胞相食むの苦闘を續けつゝあるも、尙ほ混沌の最中より僅に一步を踏出すことすら能はざるの實狀にある。

この秋に當り日本の現状は、外には滿洲事變を契機として、國際聯盟の脱退、次では華府條約の破棄、軍縮會議の決裂となり、我國の外交上の立場は極度に尖鋭化し、露滿國境には暗雲の低迷するあり、相踵く日支の軋蹙英米による外交包圍陣等、盡く一觸即發の重大危機を孕まざるものはない。然るに一方國內の情勢たるや一般國民の生活は窮迫し、功利主義的思想は瀰漫し、加ふるに賣國的社會主義思想は此の間に横行を逞ふし、近時人民戦線の名に於て共產主義の標頭漸やく見るべきものあり。而るに日本固有の美風は棄て、顧みられず風潮眞に俗惡低調を極め、五一五事件を始め幾多不祥事件の勃發を來したのである。このよつてくる政治的責任に對し、爲政者は徒らに經綸國策を羅列すれども實行に

躊躇するの狀態にして、愈々維新斷行の必要に迫らるゝこと急なるの實狀である。

斯かる日本の内外多難なる局面に處して全國民は速に歐米物質文明の洗滌を脱却清算し、日本人としての本然の姿に立歸り、舉國一體となつて、日本民族の傳統、歴史の上に立脚し、日本精神を基調として、當面する諸問題の解決は勿論、斷乎國家革新へ直進せねばならぬ。

我等は此の革新途上に於て分散せる個々の運動の甚はだ無力なるを痛感し、同志一體となつて、全國各地方の大同團結の前提とし、皇道を以て國家革新を斷行し、この大道は實に世界に通ずるの大信念の下に被壓迫民族を開放し、躍進日本の世界的雄飛に貢獻せんとするものである。

右宣言す。

皇紀二千五百九十六年九月二十五日

愛國戰線統一協議會

愛國戰線統一協議會規約大綱

- 一、本協議會を愛國戰線統一協議會と稱す
- 一、本協議會は宣言の實現を以つて目的とす
- 一、本協議會は協議會の趣意に賛同する團體並びに個人を以つて組成す(以下略)

役員

- 議長 佐藤守義
- 副議長 織田四郎 萩原基由 高山欣也
- 書記長 田中康資
- 顧問 向山軍二郎 才津原 積 木村 俊
- 佐藤長吉郎

左記(二)

決議

一、電力問題は民有國營を以て完備と謂ふ可からず一步進んで國家革新の前提として國有國營を強行し、更に重要産業全般の統制強化を期すべし

(六) 江東地區愛國團體の情勢

都下江東地區愛國諸團體に在りては新日本國民同盟向島支部長山内市平の主唱に基き、愛國戰線大同團結の機運促進を圖る趣旨の下に地元江東方面の戰線統一を意圖しつゝありたるが、本月二十二日愛政、新國同、勤勞日本黨、等各團體代表會合し懇話會を開催したる結果強力なる統一團體を結成することに意見一致し、前綾内山市平外九名の結成準備委員を決定する所ありたるが、次で九月二十五日橋本欣五郎を招聘し、愛國革新聯盟、興國聯盟、勤勞日本黨城東支部、新日本國民同盟向島支部、愛國政治同盟、東電愛國同盟員四十八名出席の下に第二回懇話會を開催し、橋本大佐の講演並同大佐を中心として懇談的に意見の交換を爲したる後戰線統一懇話會に移り會名稱其他具體的方針に就き協議する處ありたるも意見の一致を見ずして散會したり。

- 一、人民戦線なるものは反軍思想 共產主義の躍動に外ならず、我が光輝ある國體と斷じて相容れざるを以て徹底的に之を撲滅すべし。
- 一、頻發する支那の暴戻は從來の所謂追隨外交に其の責の一半ありと斷ぜざるを得ず、大陸政策遂行、東亞全局の和平確保のため、強硬方針の下に即時武力の發動により軍閥蔣政權を打倒し日支問題を根本的に解決すべし。

右決議す

昭和十一年九月二十五日

主催 愛國戰線統一協議會
國民大會

政黨運動の状況

一、新日本國民同盟の情勢

(一) 本部派 新日本國民同盟に在りては、帝都叛亂事件以後殆んど内部統制と組織強化に没頭し、對外的には活動を休止靜觀中にありたるも、委員長佐々木一尾を始め一部幹部は同盟の類勢挽回を策する爲、小林省三郎橋本欣五郎等とも會合しあるやの模様なるも、本部としても別項(註) 選挙権記載の如く成都事件に關する指令を發したる外、電力國營問題に關しても後記の如き指令を發する等漸く活潑なる運動を開始せんとしつゝあり。而して同盟本部にありては、同月八日理事委員會を開催し、電力國營問題及成都事件に關する政治闘争を開始すること及其第一著手として本問題に對する同盟の態度を闡明する爲指令内容と同趣旨の決議文を政府に提出することを協議決定し、之が實行委員三木亮孝外十一名は同月十日首相外陸、海、外、選、商、鐵各相を訪問し、決議文を提出すると共に種々意見を開陳する所ありたり。

(二) 軍正派 本會の中心人物高橋忠作は其の組織の大部分を今里の爲に愛同傘下に糾合せられたる爲遅れ馳乍ら群馬縣の同志大塚源七郎と相謀り同縣下に於て吉田村、丹生村に皇國農民同盟結成準備會を結成する所ありたるも其後に於ける高橋の行動は地方情勢を無視せる獨斷的のものありとて大塚は之に痛く憤慨し、高橋忠作の存在を無視して同盟員を説き愛國勞働農民同志會に加盟するに至れり。斯くて高橋は僅かに其運動の據點と恃みたる同縣下も早くも大塚の難背に遭ひたる爲全く名實共に孤立の状態となりたり。一方同人の率ゆる新日本國民同盟軍正會も同人の勢力微弱となるに伴ひ殆んど有名無實の存在を呈するに至れり。

後記

指令 昭和十一年九月八日

新日本國民同盟本部

各支部、支部準備會御中
電力國營問題に關する件
各支部、支部準備會は本指令を中心として即時役員會議を開催し會議の正式決議を経て、左記決議を首相、陸相、海相、逓相、鐵相、商相、鐵相に送達せられたし

決議

(一) 目下政府に於て審議を重ねつゝある、逓信省立案の電力民有國營案は皇國現下内外の情勢に照らして、當面比較的國費をかける且つ公債増發の危険なくして電力資源の積極的合理的開發を圖り且つ運營の統一的合理化に依つて豊富低廉なる電力を供給し以て國富力の基本的増進、産業の發展を來すと共に電力電燈配分の均衡化及び料金の値下による國民生活の軽減、國防の基礎たる軍需工業の動力資源を豊富ならしめる等の點より見て、一日も速に實施すべき緊急國策なるを以て政府は直にこれが實現に邁進せられんことを要す

(二) 本案に對する反對運動は、一部少數財閥に並該産業關係者の個人的利益擁護のため、國家の躍進と國民生活の破綻を顧みざる

二、大日本生産黨の情勢

(一) 本部情勢 本黨は這般内部陣容の一新を圖りて以來行動速かに活潑となり、時局問題等を捉へて積極的運動に出でつゝある外、特に黨内神兵隊事件關係者等は、凡有機會に於て生命奉還、尊皇絶對を強調し、青年分子の身心鍛鍊と結束の

る我利心の發動に過ぎざるもので、現下我が國情の斷じて許容し能はざる所である、政府は時局の非常時に鑑み國家百年の大計樹立のために牢乎たる決意を以て斷行せられたし

(三) 近時民政、政友兩黨内に擡頭しつゝある國有國營論の如きは殊更ら現經濟機構の下にあつては財政政策上實現不可能の所論を弄して結果に於て逓信省案を葬り、依つて以て財閥産業資本家及び特權階級の陰謀に側面より加擔せんとする最も悪質極る偽議政策にして一顧の價值だになし、政府はよろしくかゝる妄論を排撃して、一路逓信省案の實現に邁進せられたし

昭和十一年九月 日

新日本國民同盟××支部

内閣總理大臣 廣田 弘 毅 閣下
(以下各省大臣宛別々に送達すること)
陸軍大臣 陸軍大將 寺 内 壽 一閣下
海軍大臣 海軍大將 永 野 修 身閣下
逓信大臣 頼母木桂吉閣下
大藏大臣 馬場 鑛 一閣下
商工大臣 小川 郷 太郎閣下
鐵道大臣 前 田 米 藏閣下

強化に努むる等其の動向は頗る注目せらるゝものありたるが、他面同事件関係者の専横的行動に端を發し、黨内に信望厚かりし關東本部書記長井上四郎の辭任(八月)を見るに至り、内部的に複雑なる諸事情纏綿しあるを曝露したり。而して吉田益三は之が内部的統制問題に關し痛心しつゝありたるが、九月中旬上京し同十五日緊急幹部會を開き、對支膺懲運動(別項對支膺懲運動)及後記人民戰線排擊運動等に關し協議すると共に、後任書記長として久野一雄を指名し承認を得たるを以て、同問題は表面的一應解決したる形となりたるも、九月二十二日神戶兵隊事件關係者が檢束(別項神戶兵隊事件)せられたること、再び黨内に微妙なる反響を及ぼしたるものゝ如く、上、中旬に於ける活潑なる行動に比し下旬は全く沈靜の態度を持しつゝあり。

(二) 人民戰線排擊運動 本黨に在りては最近頗る國內の視聽を聚めつゝある所謂人民戰線運動に對しては、「同運動の本質は第三インターナショナルが世界赤化を圖らんとする新戰術にして、皇國々體とは絶対に相容るゝ能はざる思想に基くものなり」と爲し、實國的左翼労働組合、政黨の徹底的撲滅を強調し、曩に大阪官業労働組合の社大黨支持取消並組合解散を當局に要望する所ありたるが、其後も東、西兩本部相呼應し策動を続けつゝありて、關東本部に於ては九月上旬來東都バス爭議に介在し、爭議指導に當りつゝある社大黨排擊を行ひ、一方關西本部に於ても引續き大阪官業労働組合、市電従業員組合、市電自助會等の社大黨支持反對及組合即時解散運動を行ふ所ありたり、而して九月十五日陸軍當局が大阪官業労働組合の組合加入禁止命令を發するや「吾黨の主張貫徹せり」と稱し益々運動に拍車をかけ、同月十七日左記の如き「軍部關係事業の肅正を圖り、以て内外緊迫せる諸情勢に對應せられたき」旨の聲明を發表したる外、目下日本主義労働組合を條件として労働組合法制定を要望すべく準備中の如く、更に同黨の指導下に在る大阪市電従業員交通俱樂部に於ても、同月十六日「コミン

ンテルンの密令に動く亡國的人民戰線を排撃せよ」と題する檄を各方面に配付する等のことありたり。

(左記)

聲明書

今般陸軍省が管下各工場内の民主々義労働組合に對し斷乎たる方針を採用せる事は誠に當然の處置にして寧ろ遲きに失するの感あり。

元來社會大衆黨、勞農無産協議會等々は第七回コミンテルンの指令に従ひ自ら「人民戰線」の主體を以て任じつゝある反國體的結社にして所謂合法の名の下に存在せしめ置くべきものに非ず。

彼等は「帝國主義戰爭絕對反對」なる妄語を以て皇軍を侮蔑し反軍思想を鼓吹して軍民の離を策しつゝある内敵にして一朝有事の

際内部より邦家の敗北崩壊を策謀する懼れ有る國賊的集團なり。我等は社會大衆黨、勞農無産協議會の逆襲的態度を斷乎排撃し彼等の國體破壞、皇軍崩壊の陰謀を根底的に剔抉處断し一は以て軍部關係事業の肅正を計り一は以て切迫せる國際情勢に備へ國體明徹の實を掲げられむ事を當局に向つて切望して止まざる次第なり。

右聲明す

昭和十一年九月十五日

大日本生産黨

三、愛國政治同盟の情勢

(一) 梅櫻會の結成 元本同盟荒川支部維新青年隊長本多武良男を中心とする一派は、本年三月同盟脱退を聲明し爾來、本多を主班として新團體梅櫻會の結成準備中に在りたるが、(六月)九月十八日滿洲事變五週年紀念日をトし之が結成式を舉行したり。當日は午前六時本多武良男、森直次、長門正夫、風見由太郎、野田秀鐵等五名の代表者は明治神宮に早曉參拜を行ひ、之を以て結成式に代へると共に誓言規約(六月)並左記役員氏名を發表する所ありたり。

左記

役員氏名

顧問 木島完之 國井道之 米田博秋
相談役 風見由太郎 前田政太郎 小松太郎吉
主事兼會計 本多武良男

幹事

今野 修 田村好次 藤井景碩
水田正憲 若林政志 山崎 澄
野田秀鐵 倉持瀧太郎 内田喜多次
長門鐵之

(二) 日本中小商工聯盟の動靜 本同盟の指導下にある本聯盟に在りては、豫て中小商工業者擁護の立場より高島屋十錢ストアー排撃運動を畫策中なりしが、目下東京市杉並區高圓寺町七ノ九一八所在の高島屋ストアーの事業擴張計畫中にあるを知り、本月一日大川兼一外七名の代表者は高島屋東京支店を訪問し石飛事務本部長に面會の上「高圓寺に於ける高島屋十錢ストアーの擴張計畫を中止せられ度き」旨の決議文を手交し會社側の善處を要望する所ありたり。

四、立憲修正會の情勢

本會に在りては、八月末會員百萬獲得を期して熾烈なる運動を続けつゝありたるが、同月末豫定數を突破する百一萬二千三百五十五人を獲得したりと稱し、九月三日田中總裁署名の「區聯合支部に告ぐ」と題する感謝並激勵印刷物を發送する所ありたり。而して所期の目的たる十月末會員百二十五萬獲得に關しては一層各地支部の努力を期待すべく八月末募集成績表を送付すると共に、九月十七日「百萬突破の感激の後を受けて十月中旬迄に百二十五萬達成を期せ」或は同月十九日總裁署名の「全國挺身同盟員の今一息の奮闘を望む」旨の激勵文を發送する等極力全國支部の鞭撻督勵に努め、更に總裁田中澤二は西日本聯合支部の情勢視察並督勵の爲同月二十二日西下する所ありたり。

一方各地支部に於ては本部よりの頻々たる指令に基き會員獲得運動に狂奔し其の成績を報告しつゝあるが、屢報の如くその報告數は形式的に數を連ねて只管責任を免がれんとする杜撰極まるもの多き模様なるを以て意識的會員は遙かに寡少なるものと認めらるゝの状況なり。

五、社會大眾黨の動靜

(一) 黨の各種政策と政府案に對する態度 社大黨に在りては九月中の常任中央執行委員會に於て黨調査部に軍需工業調査委

員會、地方制度調査委員會及び土地制度調査委員會を増設し、同黨の政策の調査研究乃至政府國策に對する態度決定に鋭意努力中にある。

一、所謂選信省案たる電力民有國營案に對する態度

電力民有國營案は黨年來の主張にして來る通常議會に於ては黨の主張に係る電力民有國營案を第一案とすることは勿論なるも、既成政黨に依り否決されたる場合には第二次案として斷然選信省案を支持し之が通過に努力する模様にして、九月十日の常任中央執行委員會は電力國營問題に對する黨の態度を正式に確定したる上「電力國營問題と我黨の態度」(別記二)を作成、指令第七號として發送したり。

二、文部省案たる義務教育二ヶ年延長案に對する態度

本案に對しては、義務教育にして二ヶ年延長となれば一方幼年工搾取の弊害を除去し得ると共に他方更に一般労働者の教育程度を向上せしめ以て資本案を牽制し労働條件を有利ならしめ得るものとして之に賛成し來る通常議會に於ては政府案を支持する模様なるが、教育制度改革に關する黨独自の案としては同黨調査部に於て研究調査中の所九月十五日(別記二)「公費勞學義務教育十年制案」を決定するに至れり。

三、税制改革に對する意見

黨税制改革調査委員會に於ては屢、本部に會合調査研究中にありたるが九月十九日午後本部に委員長川上丈太郎外委員出席の上調査委員會を開催し喜入虎太郎作成に係る私案を決定し翌二十日の黨府縣會議員團會議に「政府の地方税整理案に對する決議案」と共に之を上程意見を求むる所ありたるが常任中央執行委員會の議を経て正式決定を見る模様なり。

政黨運動の状況

(二) 黨府縣會議員團會議開催状況

社大黨に在りては八月二十五日府縣會議員團會議召集狀を發送し置きたるが、九月二十日午前十時三十分より午後六時迄東京市芝區日本労働會館に於て右會議を開催したるが其の状況左記の如し。

出席者

- 東京府 爲藤五郎 磯崎眞助 海老澤 要
- 熊本虎藏 藤巻多一 植村金作
- 高梨二男 森居 康 阿部温知
- 波邊文政 吉川守國 波邊 潜
- 山森庄市郎 植田重義
- 井上良二 稻葉房藏 窪田鶴松
- 山口昌一 村尾重雄
- 京都府 渡邊清一
- 兵庫縣 永江一夫
- 秋田縣 小原慶次
- 宮城縣 菊地養之助
- 長野縣 林 虎雄 羽生三七 本藤恒松
- 新潟縣 石田宥全
- 福岡縣 三浦愛二
- 北海道 正木 清
- 神奈川縣 田上松衛 松原 笹口 晃
- 栃木縣 石山寅吉
- 本部側 河上丈太郎 麻生 久 淺沼稻次郎
- 龜井貫一郎 喜入虎太郎 渡邊年之助
- 平野 學 酒井清一

一、開會

河上丈太郎

二、開會ヲ宣ス

井上良二

三、議長挨拶

井上良二

四、本部報告

平野 學

五、書記長挨拶

麻生 久

六、地方報告

- 東京 爲藤五郎 大阪 稻葉房藏
 - 京都 渡邊清一 兵庫 永江一夫
 - 秋田 小原慶次 宮城 菊地養之助
 - 長野 羽生三七 新潟 石田宥全
 - 福岡 三浦愛二 北海道 正木 清
 - 神奈川 田上松衛 栃木 石山寅吉
- 以上何レモ各地方府縣會議ノ状況ニ就キ報告ス

七、議事

一時休憩午後二時再開

1. 地方制度改革要綱諮問案 淺沼稻次郎

別記三 「地方制度改正に關する要目」ヲ説明シ意見ヲ求タルニ各議員ヨリ

(1) 現行ノ府縣市町村ノ下ニ部落ヲ入レテハ如何

(2) 中央行政機構ノ改革ヲ入レテハ如何

(3) 軍事工業都市ハ一般都市ト切斷シテハ如何

(4) 三部制ヲ廢止シテハ如何等ノ意見ヲ提出アリ

府縣會行動方針要綱諮問案 河上丈太郎

別記四 府縣會行動方針要綱諮問案ニツキ説明シ意見ヲ求メタルニ

(1) 府參事會員ト議長等ノ選舉ニ關シ其ノ割當ニ就テ交渉アリタル場合ハ如何

(2) 黨ノ重大政策トノ交換條件トシテ之等ノ交渉アリタル場合ハ如何等ノ意見ヲ提出アリ

別記五 「政府の地方税整理案に對する決議案」ヲ説明意見ヲ求メ質疑應答アリタルモ具體的意見ヲ提出ナシ

以上各議案ニ就テハ將來黨ノ具體的方針ヲ決定スル上ニ如上ノ各議員ノ意見ヲ參酌シテ決定スル方針ナリ

府縣會議員選舉公營並ニ選舉權擴充ニ關スル件(大阪府縣提案) 窪田 鶴松

提案理由ヲ説明討議ノ結果、選舉ノ公營ニ關シテハ各府縣別ニ府縣會ニ提案シテ決議案ヲ作ル事、選舉權擴充ニ關シテハ

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

政黨運動の状況

黨代議士會ニ於テ選舉法改正案ニ其ノ意見ヲ採擇スル事ニ一

致ス

警察費ニ關スル件 大阪府聯提出 本案ハ前記第二號

議案ニ併合

税制改革ニ關スル件 大阪府聯提出 本案ハ前記第三

號議案ニ併合

社會施設擴充ニ關スル件 大阪府聯提出 本案ハ前記

第一號議案ニ併合

米穀検査手数料徵收反對ニ關スル件

家屋税中納屋敷室ニ對スル課税反對ノ件

電燈料金値下闘争ニ關スル件 以上何レモ栃木縣聯提

出 以上三案ハ議論ノ餘地ナキ問題ナルヲ以テ之ガ闘争ニ關

スル具體的方針ハ黨本部ニ一任スル事ニ意見一致ス

次期會議ニ關スル件

次回府縣會議員團會議ハ昭和十二年八月乃至九月東京ニ於テ

開催スル事ニ決定

役員改選ノ件

次回議長ハ東京府會議員團ニ於テ選任スル事ニ決定(追而、

東京府會議員團ニ在リテハ本會議終了後、大森町澤田屋ニ於

ケル晚餐會ノ席上爲藤五郎ヲ一致推薦シ次回議長ニ決定セリ

官勞彈壓ニ對スル決議ノ件

陸軍當局ノトリタル官業労働總同盟ニ對スル彈壓ニ關シテ府

縣會議員團トシテ決議ヲ爲シ當局ニ抗議ヲ爲ス事、決議ノ作

成等ハ爲藤五郎、高梨二男、石田宥全、渡邊清一ノ小委員ニ

一任スル事ニ決定セリ

(三) 地方大會の状況 (イ) 東北大會及び時局批判演説會の状況 黨常任中央執行委員會は九月六日指令第六號を發して、去る八月十四日の東北地方協議會の決定に基き東北地方に對する黨勢擴張並に黨政策の大衆化の爲めに東北大會を開催することとし又一方主催地の宮城縣に於ては指令「東北大會開催について」、縣聯ニュース、東北大會招集狀等を發し或は東北地方協議會を開きて協議する等其の準備に奔走中なりし所、愈々九月二十三日午後〇時三十分より仙臺市劇場仙臺座に於て黨員二五〇名、聴衆一五〇〇名出席の上東北大會を開催、司會者岩手縣聯代表横田忠夫の挨拶に次で其の指名に依り東北協議會委員長菊池養之輔議長となり(別記六)宣言、決議及東北各縣知事宛の要請書を決定したる後、安部磯雄の挨拶、祝辭電の披露ありて一時三十分無事大會を終はり、引続き同會場に於て東北協議會主催の時局批判演説會に移りたるが言論取締中注意一件ありたるのみにて午後五時何等事故なく演説會を終了せり。

(ロ) 關東大會及び時局批判演説會の状況 關東地方協議會議長淺沼稻次郎は「關東大會に關する通達」を發し主催地栃木縣聯に在りては準備委員を擧げ案内狀、通告等を發し或は關東地方協議會を開きて大會提出議案を協議する等諸準備を進め來りたるが、愈々九月二十八日午後一時より足利市末廣劇場に於て黨員、代議士、關係府縣聯代表等六〇〇名並に一般聴衆約千名出席の上、司會者栃木縣足利支部長篠原長吉開會の挨拶を述べ議長に群馬縣聯須永好、副議長に栃木縣聯石山寅吉を指名し(別記七)宣言、決議議案を決定、祝辭電の披露に次で委員長安部磯雄(麻生久代理す)の挨拶あり午後二時三十分事故なく大會を終了し、引続き午後四時迄及び七時より十時四十五分迄時局批判演説會を開催し麻生久外黨所屬代議士六名の出演ありたるも言論中何等不穩のものなく無事終了せり。

(四) 官業労働組合彈壓に對する黨の基本的態度 陸軍の官業彈壓問題に對する社大黨の諸活動に關しては労働運動欄に詳述

されたる所なるが、九月十七日に開催されたる黨常任中央執行委員會は本問題に對する對策等協議の結果 (イ) 肅軍に名を藉る軍の態度並に軍の主張する廣義國防は明かに矛盾する、此の觀點に立ちて方針を樹立すること、(ロ) 全國的に團結權の擁護、労働組合法の獲得運動を展開すること、(ハ) 之に關し組合會議は請願令に依る請願運動を爲し黨は之と相呼應して議會内に於て右二點の闘争を敢行することを決定したり。

(五) 市民運動の状況 (イ) 市民委員會の開催状況 社大黨に在りては其の支持團體として労働團體及び農民團體の外に都市に於ける勤勞市民を組織化して黨勢の新分野に於ける飛躍的擴大を圖らんとすの意圖の下に各地に市民團體の結成を指導し來りたるが、東京府下に於ては既に多數の團體結成されたるを以て全國的市民團體結成の魁として客月の委員會に於て先づ東京市民團體聯合會の結成を決定したるが九月二日の委員會に於ては、結成大會を開催すること及び綱領、規約、對策、宣言、指導方針等は小委員を擧げて起草せしむることとし、小委員として阿部茂夫外七名を決定し、九月十五日には大會期日を十月二日と決定したる上綱領、一般政策等の原案を定め更に同月二十六日には大會スローガン、議案等を決定し著々準備に奔走中なり。

(ロ) 大阪府聯市民部の動靜 社大黨大阪府聯にありては昨秋の府會議員並に今春の衆議院議員の選舉に於て異常なる躍進を遂げたるに鑑み、更に來年度行はるべき大阪市會議員選舉を目指して一般市民層獲得の運動を起すべく先づ府聯市民部を確立することとし其の手段方法として民衆商工會議所設置を提唱し、市民部委員長庄健一を中心として七月以來數次の準備會を開催し特に八月十六日の第二回準備委員會に於ては別記(八)要綱を決定し更に九月に入りても引続き發企人會、常任準備

備委員會等を開催し或は大坂商工會議所を訪問し懇談的に意見の交換を行ひたる結果は、其の主要目的たる選舉權の擴張問題に對し誠意なしと認め同會議所との提携は到底望み得ざるを以て今後は中小商工業者の立場より本事業の發展を圖ることを申合はせ又或は商工省を訪問陳情せしむる等其の成立を期して極力努力中にして東京に於ける市民團體の結成と對比して其の動向は相當注目に價するものなるべし。

(六) 黨勢の伸張状況

(イ) 支部の結成、組織の強化

九月中に支部の結成を見たるは東京(杉並、淀橋支部、蒲田支部羽

田班)、宮城(仙臺支部東部班)、石川(石川支部)、大阪(岸和田支部)の諸地方にして、廣島縣福山支部は從來舊社民黨と舊全

(ロ) 社大黨を中心として見たる戦線統一の状況

東京に於ては勞協は黨に對し無條件合同を提議したるに對して之を拒

否したる所、曩に黨支持を申込み承諾を得たる東交、全評、市從、自勞の四労働團體代表は執拗に、勞協、社大の合同を促進せしむべく黨本部を訪問し合同を勸告したる外、全水松本、全農黒田の兩代議士も合同斡旋に乗出す模様なり。又中部地方に在りては全評中部地協代表が黨名古屋支部に對し入黨を申込みたるも同支部は拒否の態度を決したるに、大阪に於ては大阪市電自助會より黨大阪府聯に對し黨支持並入黨を申込みたるに對し府聯は正式に受諾の回答をなせり。又兵庫縣下無産團體(交總神戸市電從、全評神戸地協、全農縣聯有志)も黨支持の申込書を發したり。

(ハ) 地方議會への進出

九月中に社大黨より立候補したる者の成績概ね良好にして殊に川崎市會議員選舉に於ては候補

者八名中五名の當選を見たるが、此等の結果左表の如し。

| 府縣別 | 選舉種類 | 選舉區別 | 選舉期日 | 當落 | | 職業 | 氏名 | 年齢 |
|-----|----------|--------|-------|----|---|-------|-------|----|
| | | | | 當 | 落 | | | |
| 神奈川 | 市會選舉議員 | 川崎市全區 | 九月十日 | 當 | 落 | 職工 | 三木治郎 | 五二 |
| | | | | 當 | 落 | 職工 | 笹井儀郎 | 三五 |
| | | | | 當 | 落 | 職工 | 藤田 暉 | 四一 |
| 京都 | 府會議員補缺選舉 | 南桑田郡 | 九月十日 | 當 | 落 | 組合長 | 日下 德丸 | 四二 |
| | | | | 當 | 落 | 挽物業 | 萩坂長松 | 四三 |
| | | | | 當 | 落 | 左官業 | 鈴木平太郎 | 三九 |
| | | | | 當 | 落 | 農 業 | 大石辰之助 | 四五 |
| | | | | 當 | 落 | 農 業 | 山村仙太郎 | 四九 |
| 廣島 | 市會選舉議員 | 廣島市東部 | 九月十七日 | 當 | 落 | 府聯書記長 | 渡邊清一 | 三六 |
| | | | | 當 | 落 | 縣 議 | 佐竹新市 | 三七 |
| 廣島 | 市會選舉議員 | 廣島市西部 | 九月八日 | 當 | 落 | 青物商 | 日野熊太郎 | 四一 |
| | | | | 當 | 落 | 職 工 | 川畑孝藏 | 三八 |
| 廣島 | 市會選舉議員 | 廣島市第一區 | 九月十日 | 當 | 落 | 職 工 | 由良多一郎 | 四〇 |
| | | | | 當 | 落 | 職 工 | 川畑孝藏 | 三八 |

別記一

指令第七號 昭和十一年九月十日

電力國營問題と我黨の態度

社會大衆黨 常任中央執行委員會

電力國營問題は、それが産業上に於ける革新政策の試金石である點に、最も重要な歴史的意義を持つてゐる。日本の資本主義經濟にその基礎の上にたつ既成政黨の將來は、電力國營が實現するに否とよつて左右されると言ふも敢て過言ではない。我黨の主張する全體的國營案ならば勿論逓信省案として傳へらるゝ發送電民有國營案の程度でも、それが實現することは資本主義及び既成政黨の著しき後退を意味し、逆にその實現が阻止せらるゝことは彼等の勢力の補強及び捲土重來を意味する。電力國營問題を取扱ふに當り、我等は何よりもこの點を念頭に置かねばならぬ。

二、逓信省案の長所

逓信省の發送電民有國營案は左の諸點に於て革新的意義を有する。
一、經營と所有を分離すること——發送電設備の現物出資によつて設立さるゝ電力設備會社はたゞ單に設備を所有するに過ぎず。經營の實権は政府の手に移る。
二、資産評價委員會に當業者代表を参加せしめず、可成の程度の

資産切下を豫定すること。

三、未開發水利權を無償回收するは勿論、既開發水利權の補償も最少限度に留むることを建前とせること。
四、水主火從主義に立脚し、大規模なる水利開發と、大送電網による集約發電を企圖しつゝあること。例へば現在論議の中心となつてゐる尾瀬原開發計畫の如きである。この計畫は尾瀬のみにて五十萬キロワット、利根川地點を合せて八十萬キロワットの出力を持つもので、主として冬期尖頭負荷時の補給に供せらるゝ、その効果は資源の開發、保有並に料金値下の見地から見て極めて大である。

五、配電事業をも統制し、配電組織を合理化すると共に、小賣電料金を相當程度値下せしむる豫定なること。

六、公債の發行を避けたること——我黨は生産的事業、例へば失業救濟事業、國營事業擴張等のために公債を増發することは寧ろこれを主張するものであるが、私營重要産業國營化に際し、資産譲渡の代償として公債を交付することには反對し、國營化によつて設立さるゝ國營トラスト出資證券を交付する事としてゐる。

三、逓信省案の主たる缺陷

勿論、右の如き長所の反面、我黨の國營案に比すれば可成り缺點は多い。
その主なる點は次の如くである。

一、配電を國營から除外すること

配電關係のコストは固定資本利子をも合せて、全體の電氣事業コストの五〇%以上を構成する。従つて假りに發送電國營により卸賣料金が二割下つたとしても、配電關係がそのまゝである限り小賣料金は於ては一割程度の値下にしかならない。

然るに若し配電をも國營化すれば、その利益率が現在有發送電に比して遙かに高い事實に堪がみ、卸賣料金の値下率以上の値下を小賣料金の於て實現し得る。更に電力原價の引下に重大な關係ある綜合配電組織の確立は、配電事業の所有關係を統一しなければ實現困難である。又民營配電業者がどの程度迄政府の統制に服するかも疑問であり、早晚配電もまた國營化されると云ふ期待は、彼等をしてサーヴィスに冷淡ならしむる憂ひがある。

二、配當制限年六分、配當保證年四分が高きに失すること

發送電設備の現物出資によつて設立さるゝ電力設備會社の株主は、言ふ迄もなく現在の電力會社だが、嚴正な資産評價による水膨れ資産の切捨てが行はれればとなく、萬一それが充分に行はれない場合には年六分の配當、四分の保證は彼等にとつて儲け物となる。また充分に資産切捨てが行はれたとしても、電氣事業の獨占的公益的性質に鑑み、その配當制限率は公債利廻よりも若干高い程度の年四分に止むべきである。配當保證は不要だが、若し必要ならば、無配當に陥りたるか又は著しき低配當の續きたる際、裁判所にレシーヴァを申請し得る權限を株主に付與する程度にて充分である。

三、従業員的身分保證に關する規定並に産業協力を促進する方策

政黨運動の状況

なきこと

發送電關係の従業員は少く、配電をも國營化する場合ほど、この問題は重要ではないが、然し今後の國營計畫全般の原則の「を確立する意味に於て、發送電國營案の中に従業員的身分保證に關する規定を包含すべきである。産業協力の方法としては、従業員の自主的なる労働組合を公認しこれを政府及び電力設備會社當局との團體協約制を中心とし、能率増進を目的とする種々の施設を行ふべきである。

四、逓信案に對する我黨の態度

然し乍ら、斯かる諸缺點を持つ逓信省案と雖も、現在の電氣事業經營の狀態に較べれば優ること數等であり、その實現がもたらす政治的意義は極めて大きい、依つて我黨は、既に發表せる我黨独自の國營案を以て進むと同時に、改善の策としては、前述の如き長所を持つ逓信省案の實現をも促進すべきである。殊に電氣業者、資本家團體の反對運動並にそのクワイライタル既成政黨、中野正剛等々の反對陰謀深刻なるに於て然り。今日逓信省案を支持することは、恰も退職金法案を支持せると同様、決して現内閣を支持することにはならぬ。寧ろ斯かる革新的内容を持つ案の實現を圖ることこそ、廣田内閣の脆弱性をパタロすると共に、既成政黨並びに×的小會派を撃つ事となるのである。

たゞ然し注意すべきは、反對運動の進展に伴つて逓信省案が漸次骨抜となることである。國策閣議が「電力國營を「電力統制」に改稱せることは之を雄辯に物語つてゐる。

我等が支持するのは前記の大長所を持つ逓信省案であることを銘記せねばならぬ。その一つでも缺けることは逓信省案の致命傷

である。

五、公債に依る買収案の欺瞞

政友會及び民政黨の國有國營案即ち公債を以て電氣事業の全部を買上げ現在の鐵道省の如き經營組織とする云ふ案は、狡猾至極、睡業に似するものである。其の主なる論據は、經營と所有を分離する事が事實上私有財産権の否認であり、憲法違反だと云ふに在るものゝやうである。松本清博士の如き憲法商法學者もこの種の議論を爲しつゝある。然し現代に於て經營と所有を事實上分離させつゝあるものは、資本主義經濟の根幹を爲す株式會社制度、特に大企業會社自身ではないか。例へば東電の八萬人に上ると稱せらるゝ株主のうち、東電の經營に參與し得る者は極く少数の大株主のみであり、大多數の株主の場合に於ては、東電株を所有すると云ふこと——即ち東電の資産に對する所有權は、毫もその經營權、運用權を意味して居らない。この場合、經營權は所有權から完全に分離されてゐるのである。この種の現象は、企業が集中され、獨占的な大企業會社が生れるに伴つて顯著となつて來た。株式の社會化現象は後期資本主義の一般的特徴である。

従つて若し、政民兩黨乃至松本博士等の議論を以てすれば、現代の大企業會社そのものが悉く私有財産権否認であり、憲法違反であるわけだ。コツケイではないか。

既に述べたる如く我黨は、公債を以て私營企業を買収することには原則として反對する。何故ならば、それは國民の租稅負擔を増大させ、悪性インフレーションを招き、しかも國營化後の經營を官僚的ならしめるからである。政民兩黨の國有國營案の眞實の意圖は、國營を阻止するに在る。

電力國營が國民全般の要求であり、それに正面から反對することの政治的に不利なるを考へた結果財政の前途に深刻な不安を抱かせるが如き公債發行案を出し、革新政策を故意に悪性インフレーションに結び付けて、以てその實現を不可能ならしめんとするに在る。その卑劣にして邪智なること言語に絶する。

六、反對運動の注意すべき二點

電氣協會及び資本家團體一般の反對運動を見るに際して我々は次の二點に注意せねばならぬ。

一、従前は國營乃至公營と言へば、其の對象となる事業の株價は概ね騰貴したが、今般の電力國營問題の場合に限つて株價は一時著しく下落した。これは現在の電氣事業會社の資産に甚だしい水割りのある事。

この水割れ資産は現下の情勢に於ては評價に際し可成りの程度で切捨てを免れないことに原因する。當業者特に水膨れの多い大電力會社にとつて最も辛いのは、この評價の切下であり、必らずしも國營それ自體ではない。

其の證據には彼等は政民兩黨の國有國營案には反對して居ないし、評價の甘かつた製鐵合同に於ては別段の強制が無かつたにも拘らず、四五の民營會社が日本製鐵の設立に参加し、現物出資に對する配當に満足してゐる。従つて現在猛烈な反對運動を行ひつつある電氣業者と雖も、彼等の要求通りの評價にて公債を以て買収するか、又は現物出資による特殊會社設立案にしても出資に對する評價が甘ければ、必らずしも國營化には反對ではないのである。

ところが、現下の情勢に於ては斯かる資本家本位の國營は到底

望まれない。特に水膨れの多い電力會社の場合に於て然り。こゝに彼等の反對運動の第一の出發點があるのである。

二、次に、特に二二六事件後の情勢に於て、電力國營の實現は全般的な革新政策の進展を意味し、資本主義の後退を意味する。

これは既に冒頭に述べた通りである。電氣業者並びにその代辯者が通信省の電力國營案を國家社會主義呼ばりしてゐるのも萬更根據なきにしも非らず、國家社會主義の何たるかは別として、既に指摘せる如き内容を持つ通信省案が可成りの革新的要素を帯びて居り、その實現が我國の産業政策に劃期的轉換をもたらすことは事實である。今や殆んど全資本家團體、資本主義政黨を打つて一丸とする觀ある反對運動は、多かれ、少かれこの事實の認識に第二の出發點を置いてゐる事を注意せねばならぬ。

七、國營促進、料金値下運動を起せ

大體級上の如き認識にもとづき、我黨は差當り通信省案を最少限度とする電力國營の實現促進運動並びに國營促進との關係に於ける電燈電力料金の値下運動に邁進せんとするものである。運動方法に關する指令は組織部より發せられる筈であり、また演說會、研究會等に於て必要なる詳細の資料は近くパンフレットにて刊行の豫定であるが、各支部及聯合會は至急斯かる運動の準備に着手されんことを望む。

別記二

公費勞務義務教育十年制案

一、文部省案反對の理由

(イ) 教育制度改革の目標は劃一主義廣告の打破と實務教育の徹

政黨運動の状況

底でなければならぬ。

(ロ) 然るに文部省「義務教育八年制實施案」はこの根本目標を缺き青年學校代用の機械的年限延長案である。

(ハ) 更に現下の緊急問題は「義務教育費全額國庫負擔」による町村財政の破産救済と國民負擔の軽減による不就學兒童、缺食兒童、竊盜兒童の絶滅と小學校員俸給不拂の根絶にある。

(ニ) 故に吾々は教育制度改革にはまづ義務教育費全額國庫負擔を先行不可缺條件なりとして「義務教育費全額國庫負擔」の伴はざる機械的なる改革案には反對するものである。

二、公費勞務義務教育十年制大綱

(イ) 義務教育年限を十年とす。

(ハ) 國民的基礎教育の爲の普通科を五ヶ年とす。普通科五ヶ年終了者を人材性能教育のために各種初等專門學校に就學せしむ。

(ニ) 各種初等專門學校は現行青年學校を根本的に改革し之を充當せしめ五ヶ年とす。

(ホ) 現行中學校、商業學校、農學校、工業學校、補習學校その他實務學校および師範學校を廢合し前記の初等專門學校に改組す。

(ヘ) 各種初等專門學校は夜間晝間の二部制とし學級を上級下級に分つ。

(ト) 下級は二ヶ年とし國民に必要な理論的および實踐的知識の總體を習得せしめ上級は三ヶ年とし、學生の性能に基き專門職業教育を施す。

(チ) 十ヶ年制義務教育において教育費は全額國庫負擔とす。(授

別記三 業料免除、學用品授與)

地方制度改正に關する要目

一、行政區劃の改廢

(1) 現行の府縣市町村の行政區劃は單に過去の傳統と止むを得ざる便宜とに基づくものであつて、無方針且つ無理想であるから、今日では國家の全體的見地より見て生産力の發達を阻止し、國民の租税公課負擔と福利施設とを不公平にし、剩へ國民保健上由々しき事態を惹起しつゝあるが故に、これを根本的に改革する目的をもつて地方計畫委員會の設置を提唱することは如何

(2) 地方計畫委員會は官吏、各政黨代表並學識ある者を以て構成し、總理大臣を會長とする大規模のものとし、期限を定めて報告書を提出せしめる事としては如何

(3) 地方計畫の樹立に當つては左の三點を以て指導原則としては如何

- (イ) 立地工業の見地より産業を計畫的に配分して以て生産力の發展をはかること
 - (ロ) 國民保健の見地より工場及人口の密集を排すること
 - (ハ) 富の都市集中による負擔並に社會施設の不均衡を排除すること
- (備考) 現實に起りつゝある市町村の配合問題、

特別市制問題、三部經濟問題、工場誘致問題等に對しては地域の利害を排して全國的階級的利害に基づく原則を樹立しては如何。

二、地方自治の擴充

(1) 地方交付金制度の擴張に伴ひ地方自治の擴充を特に強調する必要を生じたのではないが

(2) 地方費の支出方面に於ける自治權の擴充により、地方交付金制度に伴ふ地方行政の官僚化は阻止し得るのではないか

(3) 従つて特に此の際自治體決議機關の強力化を力説しては如何、即ち

(イ) 府縣知事の公選

(ロ) 知事の原案執行權の廢止

(ハ) 府縣參事會の公開

(ニ) 警察權の問題

(4) 地方經濟會議の設置は地方行政に對する無産階級的監督の機會を與ふる機關として實現に努力する必要ありと信するが如何

(5) 選舉制度の徹底的民主化、就中選舉公營は實現の可能性あるものと信するが故に特に力説しては如何

(備考) 地方選舉制度に關しては階級選舉制、世帯主選舉制、複選舉制等反動の見解が盛行してゐるがこれを排撃する必要なきや。

別記四

府縣會行動方針要綱諮問案

第一 議員統制

一、議員團土結成については我黨議員のみを以てする事を原則とし、特殊情勢によつてこの原則に従ふ事能はざる場合は當該府縣聯合會は黨本部と協議する事としては如何。

二、議長選舉に際しては我黨独自の候補者を立てることと原則とし、特殊情勢によつて此の原則に従ふ事能はざる場合は當該府縣聯合會は黨本部と協議する事としては如何。

三、黨本部と各府縣會議員團との連絡を緊密ならしむる爲め相互に報告義務を設定しては如何。

第二 當面の統一的闘争目標

一、自治權の強化

政黨不信の聲に乗じて府縣政の官僚主義は益々強化せんとするが、これに對して自治權を強化する手段として

- 1. 參事會の權限濫用を排除すること。
- 2. 警察機密費をはじめ全ての機密費を徹底的に削減する事を當面の目標としては如何。

二、府縣經濟會議の創設

府縣行政の官僚主義化を排し、更に積極的に府縣政と大衆生活とを密著せしめるために經濟會議の創設を當面の目標としては如何。

政黨運動の状況

三、大衆負擔の輕減

大衆負擔の輕減は社會的交付金制度によつてのみ徹底的に行はれるが、目下政府に於て家屋税の中央移管、戸數割の全廢、一部雜種税の廢止等を立案中であるが傳へられてゐるから

1. 家屋税の免稅點引上、課率輕減、法人使用建物の重課

2. 戸數割の輕減

3. 自轉車税の引下を當面の目標としては如何

四、民衆厚生施設

自治體本來の任務たる厚生施設は現在國家委任事務のために壓倒されてゐる儘があるが

1. 庶民銀行の經營、貯金銀行法の改正

2. 労働者住宅の經營

3. 工場監督の充實改善

また庶民金融の見地より大藏省の一縣一行主義に反對しては如何。

別記五

政府の地方稅整理案に對する決議案

政府の地方稅整理案は家屋税の中央移管と所得稅附加稅廢止及特別所得稅設置を伴ふ戸數割の廢止を主たる眼目とするものと傳へられてゐるが、斯かる整理案は負擔力少なき勤勞大衆の負擔を益々増加するものであつて政府の標榜する國民負擔均衡の方針と背馳するものであるが故に、我等は此處に此の政府案に反對の意

思を表明する。

理由

一、地方財政交付金制度は豫て我黨の主張であり政府が此の方針を取らんとすることに對しては大いに賛意を表す。然し乍ら交付金制度の趣旨は租税負擔の地方的不均衡を是正すると共に負擔力少なき地方勤勞大衆の重い負擔を軽減することを其の本質的な内容としなければならぬに拘はらず、傳へられる所の政府案は此の趣旨に反し、名を交付金制度に藉りて實は大衆増税を企圖するものと言はざるを得ない。

一、家屋税は今日借家人の負擔する大衆税であるか、若しくは戸數割に類似する性質を持つてゐる。我黨は大衆負擔軽減の立場よりこれが廢止を主張しつつあるが、家屋税の中央移管によつて生ずる結果は東京府、大阪府、兵庫縣、愛知縣、靜岡縣、福岡縣、山形縣、茨城縣、等比較的課率の低い府縣が重課され、沖繩縣、高知縣、徳島縣等二三の特に重い地方が軽減に過ぎず、全體としては漸次重くなること云ふ事であらう。家屋税の免稅點を設置せず、借家人に租税轉嫁と闘争し得る方法を與へず、勤勞者本位の住宅政策を確立せずして單にこれを中央に移管すると云ふ事に對しては我等は反對せざるを得ない。

一、戸數割の廢止は我黨年來の主張である。然し乍ら政府案は戸數割と共に所得税附加税をも廢止し、其の代りに所得税免稅點以下の所得に課する特別所得税を設定せんとするもの、據である。所得税附加税を廢して特別所得税を課すると云ふ事は、假りに所得税本税の増徴があるにせよ大所得の輕課と小所得の重課と云ふ結果を來さざるを得ない。更に又戸數割を廢して特

別所得税を課すると云ふ事は戸數割の資産見立割を全廢すると云ふ反動的結果にしかならないのである。

一、我等は地方交付金制度の趣旨を惡用して、地方大衆負擔の増加を來さんとするのが今回の政府案であると考へ、其の方針に反對せんとするものである。

別記六

宣言

久しきに亘る我國内外の不安は、今春の總選舉後急迫を告ぐるに至つたが其の後廣田内閣の成立、特別議會の開催によつて何等緩和さるゝことなく、最近益々國民大衆の前面を暗黒ならしめつつある。

廣田内閣は成立以來軍部、官僚、財閥、既成政黨等の共同戦線を以て國民大衆の要請を蹂躪し、日本資本主義最後の補強工作の爲めにファッショ的統制經濟への幕進を開始しファッショ的國家統制力の強化を強行し激々反動的風潮を拍車しつつある。

見よ！ 労働大衆二十年の苦闘によつて獲得せる團結權の自由は一朝にして蹂躪し去られ、窮乏化せる勤勞大衆の眼前には尨大軍事實に大衆増税の重荷が迫つてゐるではないか！ 而かも極東の國際政局は風雲急を告げ危機を加へつつある！

今や庶政を一新し超非常時局を解消し明朗日本の建設は先づ無力無能の廣田内閣を打倒し、ファッショを粉碎し、既成政黨を擊破し而して我黨による資本主義の改革斷行以外にあり得ない。

我が社會大衆黨は、全日本の新興政治勢力を集結強化し國內改革の斷行労働議會政治創建の爲めに勇往邁進せん。

右宣言す

昭和十一年九月二十三日

社會大衆黨東北大會

決議

我等は現下の時局に鑑み左記事項の實現を期す

- 一、労働議會政治の建設
- 一、大衆課税絶對反對
- 一、重要産業の國營化
- 一、完全小作法の即時實施
- 一、國民生活の安定化
- 一、官業勤勞者彈壓反對、團結權防衛、労働組合法獲得
- 一、資本家地主的東北振興絶對反對
- 一、廣田内閣の打倒

右決議す

昭和十一年九月二十三日

要請書

數年來の打續く不況と凶作に打のめされた東北農民の生活は今更論する必要を認めない。今年の豊作に何とか疲勞を恢復して立上らうとしてゐる秋睡眠債權が豊作に藉口して農村に暗影を投じてゐる。我々はかかる情景を見る時再び豊作飢饉を想像し自暴自棄に陥る東北農民の姿を見るに忍びないものがある。かかる情勢に對し縣は債權横行の焦熱地獄より農民を救ふべく總ゆる手段を以て防止策を講じ直接縣の爲し得る農銀又は勸銀の苛酷な取立等を中止し自ら範を示して上下協力、慈まれざる東北農民の救済と眞の東北振興の實を擧げられん事を要望す

昭和十一年九月二十三日

社會大衆黨東北大會

縣知事

政黨運動の状況

別記七

一、宣言、決議(東北大會と同)

二、議案

市民團體結成促進に関する件

社會大衆黨東京府縣提出

主 文

黨年大會の決議に基き、全國結成促進のため各地方小都市に於ても必ず市民團體結成に邁進すべし。

理 由

資本主義的産業統制の必然の結果とは言へ、最近都市中小商工業者は勿論一般小市民の不況より來る生活の困難と事業の衰退は將に労働者、農民以上である。

政府は口に國民生活の安定を唱へ庶政一新を口約すると雖も金融の杜絶と之が救済すべき社會諸立法の確立なき今日、このまゝにて推移すれば没落倒産の外はない。

故に吾々は市民層を糾合して強力なる團體を結成し、以て中小商工業者の生活權ヨウゴに邁進せんとするものである。

既に東京に於ては二十三團體の聯合會結成を來月二日に控へ大阪に於ては中小商工業者救済の獨自案として大衆商工會議所の成立を見るに至つて居る。

目 標

- 一、國營民衆金庫の徹底的普及促進
- 二、社會諸立法の獲得

政黨運動の状況

- イ、百貨店統制法
 - ロ、商店員保護法
 - ハ、産業方面委員制度新設
 - ニ、国民健康保険法の促進
 - 三、公營醫療機關の確立
 - 四、公營商工學校の開設
 - 五、大衆課税反対
- 運動方法
- 一、各支部に市民委員部設立
 - 二、商工相談部に法律
 - 三、座談會演說會を通して團體結成を促進

電燈電力値下げ其ノ國權斷行ニ關スル件

電氣事業ヲ國營トシ電燈電力値下げ斷行ヲ期ス

理 由 省 略

大衆課税反對に關する件

(決 議)

社會大衆黨東京府縣提出

今回發表せられたる廣田内閣の税制整理案は勤勞階級負擔の消費増徴の半面に巧に資本家階級の負擔累増を粧ひ一見國民全體の不均衡を是正するかの如き觀を呈してゐるが金融資本家に對しては一指だも染め得ず實質的には大衆課税による戰時財政計畫への一歩であると斷ぜざるを得ない。

我等はかゝる大衆課税に斷乎反對し輿論の先頭に立つてこれが粉砕を期す
右決議す

自治振興並に地方選舉公營に關する件

社會大衆黨東京府縣提出

- 1. 自治振興に關する件
- 一、近年各地に於て自治體の議員並に理事者の濫職、疑獄等續出し自治制の危機が叫ばれんとしてゐる
- かくの如き自治政の腐敗墮落は多年自治體に蟄居して來た既成政黨とこれに阿諛追從して來た官僚、理事者の批政の結果である
- 二、然るに最近の官僚主義の擡頭はその獨善主義より自治體の腐敗墮落を自治制そのものに依るかの如く獨斷し自治體の官僚主義化を企圖する傾向がある、例へば東京都制案に於ける都長官選の如きその最も露骨な現れと云はざるを得ない
- 三、一方反動者流はこの自治の腐敗墮落を議員の素質の低下によるものであると云ふ理由の下に時代逆行の級別選舉、所帯主選舉制又は選舉權を戶主のみに與へると云ふが如き反動的運動をなしつゝある
- 四、更に既成政黨は一般民衆の間に高まり來つた官僚專制の機運に便乗して自らの責任を回避しこれを選舉運動取締りの緩和に轉せしめんと策謀をめぐらしてゐる
- 五、我等は自治振興は大衆の手によつてのみ其の成果を擧げ得る

ものであると云ふ建前によつて自治政腐蝕の責任者たる既成政黨官僚理事者を糺彈追窮し

既成政黨糺彈!

官僚フアツシヨ反對!

反動的選舉法改正反對!

選舉違反の嚴罰!

をスローガンに自治政再建のために戦ふべきである

2. 地方選舉公營に關する件

現行選舉法に依れば地方自治體議員選舉は衆議院議員選舉程度の公營さへ行はれてゐない。かくの如き矛盾も甚だしく多額なる費用を要する結果は必然的に地方議會の腐敗墮落を招來し勤勞階級の進出を阻止するものと云はざるを得ない

よつて我等は地方選舉の公營を主張し要求する

借地借家法を全國内に施行するの件

主 文

借地借家法並に其の調停法を六大都市以外に施行すへし

理 由 省 略

別記(八)

大阪民衆商工會議所要綱

恰ねく日本都市の中小商工業者の更生と協力團結のため民衆商工會議所の設立案を提唱する。それは現在商工會議所の持つ大資本家意識から獨立した正しき中小商工業イデオロギーに立つた勤

政黨運動の状況

勞市民の營業更生と生活安定との大衆議場であり參謀本部であり協同團結の源泉たらんが爲めなり。

要 綱

- 一、民衆商工會議所は一般中小商工業者を以て構成す。
- 二、民衆商工會議所は國家産業文化に於ける中小商工業者の重要性を自覺し、その團結と協力に依り中小商工業の營業及び生活の安定擴充を期しその國家的使命達成を期す。
- 三、民衆商工會議所は以上の目的達成のため左の事業を行ふ。
 - 1. 中小商工業者の更生及び保護に關する各種立法の獲得
 - 2. 相互保證による國家並に府市金融制度の確立
 - 3. 共同仕入及び販賣の斡旋
 - 4. 同業各種組合の指導及び育成、同業者又は同地區の共同福利施設及び共同發展對策
 - 5. 營業の宣傳、經營整理、會計等の指導
 - 6. 百貨店法、購買組合法、消費組合法等の中小商工業壓迫法文の改廢
 - 7. 大資本製品に對する中小商工業者の擁護、共同生産機關の設置
 - 8. 政治、經濟、社會情勢等に關する統計調査、講演懇談會研究會等の開催及びこれに關する出版
 - 9. 家賃及び公訴公課の合理化
 - 10. 中小商工業者の營業及び生活更生の政治的要求
 - 11. 輸出入事務代辦、海外の協同宣傳、製品検査及び鑑定
 - 12. 營業上のトラブル調停及び制定

四、民衆商工會議所は地区支部及び種別支部を構成単位とし各分会若干名につき委員一名を選出す

各分会は各區毎に支部聯合會をつくり支部聯合會は大阪民衆商工會議所に結成せらる

労働運動の状況

一、陸軍工廠従業員の労働組合加入禁止と之が反対運動等の状況

陸軍當局に於ては本月十日突如として大阪、名古屋、小倉の三工廠の従業員全部に對し官業労働總同盟加盟の労働組合(大阪官業労働組合五、九〇〇名、名古屋向上會一、六五八名、小倉革正會七五名)に加入し居るものは即時脱退すべき旨慈愼し今後労働組合は一切加入せざる旨誓約の形式を以て調印を取り脱會の手續を終了せり、而して陸軍當局が今回此の舉に出でたるに對し大體次の如き要旨の理由を新聞紙等に發表せり。

記

一、帝都叛亂事件以來陸軍は肅軍に連進し部内の横斷的結成を嚴禁し部内の一致團結を強調して來た、此の肅軍の趣旨を徹底せしむる爲、工廠の労働者にまで及ぼし外部から動かされるが如きことの無い様労働組合加入を禁止した。

一、陸軍工廠は營利的な資本家ではないから一般勞資關係とは異なる。
一、工廠従業員の福利施設等に就ては工廠當局に於て勞務委員會等を設置して之に當らしむる意向である。云々

而して陸軍當局は從來より工廠労働者の横斷的組織に参加することを快しとせざる傾向ありしが前號既載の如く客月十三日大阪工廠内従業員組合の合同を契機として愈々何等かの策を講ずるに非ずやと看測せられたるが果して今回敘上の如き措置を斷行するに至れるものなり。

陸軍の此の舉は各方面に多大の衝動を與へ殊に右三工廠内に七千六百餘の組合員を有する官業労働總同盟は日本労働組合會議に加盟し社會大衆黨支持の關係にあるを以て、是等關係團體等は勿論のこと他の左右各労働團體間に於ても齊しく陸軍は平素國民生活の安定を主張し居りたるに不拘如斯労働組合を否認し労働者の既得權たる團結權を蹂躪せるは矛盾も甚しきものなりと憤激し、吾々は飽迄團結權擁護の爲抗争せざるべからずとなし、之が反対運動を展開しつゝあり。一方日本主義労働團體等において陸軍當局の此の措置は極めて當然なりと贊意を表し自派の立場を有利に導くべく策動し亦一般事業主等も贊成的態度を示し内心喜びつゝある状況なり。左に之等の運動状況等を摘記すべし。

(一) 官業労働總同盟の情勢

官業労働にありては豫てより此の事あるを豫想し居りたるものゝ如くなりしも、餘り突然のことゝて何等の對策なく稍、狼狽の模様なりしが主事川村保太郎は直ちに組合幹部等と對策協議の上本月十一日名古屋に至り委員長西浦宇吉と會見し協議の結果社大黨本部及び組合會議本部等に事情を報告し反對運動を起さしむること、地方としては靜觀的態度をとること等を決定し、川村は本月十二日東京後記の如く社大黨代議士會及び組合會議政治委員會等に事情を報告し、社大黨及び組合會議と協力陸軍當局等に抗議陳情する等之が反對運動を展開しつゝあり。

而して本月二十三日大阪本部に於て中央委員會を開催し川村より運動經過を報告したる後「官業労働總同盟の將來に關する件」に付協議し種々意見の交換を爲したる結果「飽迄官勞の旗を死守し實質的に官公業の労働者の聯合體たらしむること」「來春の中央委員會迄以上の方針を以て努力すること」「聲明書を發表すること」(別記一)の如き聲明書を發表せり)に決定尙本年度大會は明年二月頃迄延期すること等を議決せり。以上の如く官勞としては單獨にて獨自の運動を起すことなく本問題を社大黨並びに組合會議本部に移管し是等と協力して反對運動を展開しつゝあるが本團體は之が爲其の組織の大半を消失し聯

合體として實質的價値を失ひたる觀あり、幹部等は時機を見て工廠従業員組合の再建を圖らむとする意圖の如し。

(二) 組合會議の情勢 日本労働組合會議の在阪首腦部は本月十一日海員組合大阪川口支部事務所集合し對策協議せる結果、本問題は相當重大なるを以て單なる組合會議大阪地協の問題として取扱ふべきものに非ず之を組合會議本部及び社大黨本部の問題として取り上げ對策を樹立すべきなりとし、書記上藤愛一及び執行委員として社大黨代議士たる川村保太郎を上京せしむることとし不取敢別記(二)の如き本席に集合せる首腦部の意見を發表せり。

而して本月十三日東京の全總同盟本部に於て政治委員會を開催し對策協議せる結果

(1) 本月十九日社大黨代議士と共に

陸相を訪問抗議すると共に本問題は他の官業労働及び軍需會社にも波及する虞あるに依り陸相の組合加入禁止理由に關し明確なる言質をとること

(2) 團結權の擁護及び労働組合法制定促進の爲、請願令に依る請願運動を起すこととし之が具體的

方策は本月十九日の執行委員會に於て決定すること

(3) 社大黨と協力して演說會並びに研究會を開催する等大衆運動を起

すこと、尙來る通常議會には議會闘争を爲し且議會に對し請願運動を捲き起すこと

(4) 軍部の今回の措置は人民戦線問題

を過大に評價し之を恐れたる結果と認めらるゝから組合會議としては労働協其の他の人民戦線問題に關しては從來より一層積極的に反對を表明すると共に飽造組合會議及び社大黨を中心として戦線統一運動に邁進すること。等を決定し後記の如く本月十四日社大黨代議士と共に内務省及び陸軍省等を訪問抗議陳情する處ありたり。

而して別項記載の本月十八日の第五回執行委員會席上「官業労働問題に關する件」を議題に供し松岡駒吉、川村保太郎等より闘争經過等を報告したる後種々協議せる結果唯感情のみに趨らず、大局的見地より左記方法に依り社大黨を中心として運動し當局に對する抗議及び啓蒙運動を執拗に繰返し空氣の緩和を俟ちて組合の再建に努力すること等を決定せり。

(1) 請願 (イ) 來る七十議會に對する請願(執拗に署名運動を各地に於て行ふこと)

(ロ) 請願令に依り禮儀を失せざる様宮内大臣を経て長き邊りに請願、聖鑑を仰ぎ奉ること

(2) 抗議、陳情運動を執拗に行ふこと

(3) 今後長期に亙り各組合の機關紙に本問題に關する糾弾的記事並びに論說を掲載すること

(4) 別記(三)(四)の如き聲明書及び社大黨鞭撻の意味の決議文を發表すること

爾來右決定に基き機關紙並びに演說會等に依り團結權擁護と組合強化に努めつゝあり。

(三) 社大黨の情勢 (1) 社大黨にありては本月十一日緊急書記局會議を開催、本問題に對し不取敢黨の態度を聲明する必要ありとし別記(五)の如き聲明書を發表せり。

(2) 本月十三日全總同盟本部に於て代議士會を開催し川村保太郎より事情を聴取したる後之が對策として代議士側麻生

久、塚本重蔵、淺沼稻次郎、川俣清音、龜井貫一郎、組合會議側松岡駒吉、川村保太郎、元廣昇の八名を小委員に任命し一

應陸軍大臣に抗議的陳情を爲すことに決定、次で同所に於て組合會議政治委員會との懇談會を開催し右代議士會の決定に基

く抗議陳情を爲すの外「一般軍需品工場への波及を極力防止すること」労働者の團結權擁護伸張、労働組合法の制定の爲、

請願令に依る請願運動を展開すること」等を決定せり。

(3) 右決定に基き本月十四日午前、麻生、龜井、塚本、川村、松岡、元廣の六名は社會局長官を訪問し「陸軍當局は職工一

人宛を呼び寄せ労働組合を脱退せしめたるは不當である、又肅軍に名を藉り何等義務なき労働者の組合加入を禁じたことは

意味を爲さぬ、政府では民間の労働者が安心する様聲明書でも出して貰ひたい云々」と陳情したるに長官より「陸軍は肅軍の

爲め行つたことである、民間の労働團體に及ぼさぬ様にするは從來と同じである、政府としての労働行政には變りはない、従つて聲明書は出さぬ」と答へ會見七、八分間に引揚げたり。更に同日午後前記六名に淺沼稻次郎を加へ七代表は陸軍省を訪問し山脇整備局長と會見し川村、麻生、龜井等より交々 (イ)陸軍の特殊性を認めぬと云ふのではない充分理解して居る労働組合は不可ぬものだ云ふ當局の意向に對しては異議がある組合に這入つて悪いと云ふ眞意が一體何所にあるか伺ひ度い。(ロ)軍部では陸軍自體のことだと云ふ斯る意味から他の國民生活の向上を妨害する様な方策を突然發表されたことは遺憾である。一應事前に相談ありて然るべきものと思ふ。(ハ)軍部では發表前に内務省、商工省等を通じ確信ある労働統制方針を示されて居たら兎も角、吾々は此の不意打には諒解出来ぬ、資本家が軍部の今回採られたことを眞似し又は利用せぬ様に萬全の處置を採つて貰ひ度い云々と意見を開陳せるに整備局長より、今回の事は陸軍自體のことである肅軍の立場より已むを得ない、労働組合を潰すと云ふ理ではない、組合加入を禁じて労働者の待遇は改善する云々と回答ありそれより陸相に會見し前記同様の意見を開陳せるに陸相より「労働組合を諸君より取り上げた譯ではない、その角を立て怒らぬでもよいではないか」との意見を聴き退出せり。

(4) 本月十七日中央執行委員会を開催し席上本件に付き對策を協議せる結果、陸軍當局の措置は肅軍とは何等の關係なく所謂廣義國防の趣旨に反するものなるを以て労働者團結擁護と労働組合法制定の爲、全面的に運動を開始することに決し組合會議をして關係官廳方面に請願運動を爲さしむると共に黨としては通常議會を中心に議會闘争を展開すること、更に本月二十三日頃東京市内に於て演說會を開催すること等を決定せり。

(5) 前記決定に基き本月二十二日東京府聯主催の下に本所公會堂に於て「廣義國防批判團結擁護演說會」を開催せり。聴

衆約二千名辯士麻生、河上、河野、淺沼他數名交々「軍當局は肅軍に名を藉り事實肅軍とは何等の關係なき穩健着實なる官業労働者に對し強壓を加へたるは結社自由權の蹂躪である、軍當局の主張する廣義國防の精神を冒瀆するものにして國民生活の意に反し労働者の團結權に重大なる影響を及ぼすは明白にしてファツショの表現である、吾々は徹底的に抗争す」云々と強調し相當感動を興へたり。

(四) 勞協及び全評、東交、市従、自勞四團體の情勢

(1) 勞農無産協議會にありては本月十一、十二の兩日の常任委員會に

於て本問題に對する對策を協議せる結果、本問題は單に陸軍關係に止らず他の官業労働組合にも波及し且一方資本家側をして此の機會に労働組合の壊滅策を講ぜしむる口火を與ふることとなり看過すべからざる重大問題たるのみならず國家資本主義強化防衛の爲、労働組合に對するファツショ支配の具現なりとし不取敢別記(六)の如き聲明書を發表すると共に當面の反對運動として陸軍側に抗議すること、東交、全農其の他の團體にも呼び掛け共同動作を執ること等を決定せり。

(2) 本月十三日勞協より社大黨本部に對し官勞問題に關し共同抗議運動方電話にて申込みたるも社大黨は之を婉曲に拒絶せり。更に同日東交執行委員長佐々木瀨三外一名(四團體代表)は全總同盟本部に松岡駒吉を訪問し前記同様組合會議との共同闘争を申込みたるに之を又拒絶せられたるを以て翌十四日東交本部に於て四團體(東交、自勞、市従、全評)代表集合し社大黨及び組合會議より共同闘争を拒絶せられたる爲、四團體の名を以て抗議することに決し別記(七)の如き抗議書を作成陸軍當局に抗議することに決定同日加藤勘十外五名の代表は陸軍省を訪問整備局長に面會を求めたるも不在なりし爲久保少佐に面會し局長に面會斡旋方を依頼し退出せり。

尙全評、東交の兩團體は本月十二日獨自にて別記(八)(九)の如き聲明書を發表せり。

(8) 更に本月十五日労働鈴木茂三郎外八名は陸軍省を訪問し整備局長に面會を申込みたるに不在なりとて、面會を拒絶されたる爲、取次の加藤屬官に對し前記四團體記名の抗議書並びに別記(1)の如き労働協会の抗議書を提出傳達方依頼し退出し、労働書記長鈴木茂三郎は同日午後五時三十分頃「當局の面會拒否に付て」と題する別記(2)の如き印刷物を發行せり。而して前記八名(鈴木を除く)は陸軍省退出後社大黨本部を訪問し淺沼、渡邊等と會見して演説會の共同主催は不可なり辯士派遣の件は常任委員會に諮りたる上返答すべしと答へ會見を終り、東交本部に引揚げ本月二十三日演説會を開催すること等を決議せり。

(4) 四團體にありては前記の如く社大黨より演説會の共同主催を拒絶せられ又辯士派遣をも拒絶せられたるを以て、四團體のみにて開催すべく協議せるが市從側の反對する處となり結局演説會は中止することになりたるを以て、労働本部の主催にて開催することとなり四團體は之に合流し本月二十五日本所公會堂に於て「團結權擁護組合法獲得大衆課税反對演説會」を開催せり聴衆約九百五十名辯士加藤勘十、高津正道外七名何れも「陸軍當局の措置は吾々の自由に對する蹂躪である、宜労働員には所謂五・二五、二・二六事件の責任はない、然るに肅軍に名を藉り排撃するは何等意味を有さぬ五・二五、二・二六事件の責任者は之等穩健なる官労働員を監督する將校である、我々は軍部と雖も其の批判を恐れるものではない。軍部は武器を有するが故に危険である、斯くして軍部に對する認識を深めねばならぬ、軍部に對する批判は叛逆でもなく、反軍思想でもない、國民生活安定が廣義國防なりと主張する、軍部が勤勞大衆の生活防衛たる團結權を蹂躪する以上無産大衆は其の戦線を統一し議會に對し大衆運動を捲き起しファツショ勢力と果敢に闘争すべきである、軍需品工場は勿論全ての資本家も吾々に對し彈壓するに至らん云々」と強調し聴衆に對し相當な感動を與へたり。

(五) 東京市從業員組合 東京市從は本月十四日執行委員會を開催し協議せる結果市從独自の立場に於て聲明書を發表せり。

(六) 大阪團體の情勢 大阪地方労働無産團體協議會にありては本月十八日の懇談會に於て本問題に關する對策を協議せる結果徹底的に抗争することに決定別記(3)の如き聲明書を發表すると共に組合會議、社大黨と連絡提携して共同闘争を展開することに決定せり。

(七) 愛國労働組合全國懇話會の情勢 本懇話會加盟團體たる新日本海員組合、日本産業労働俱樂部に於ては國體明徴を叫ばれつゝある今日陸軍當局の今回の措置は極めて時宜に適したる處置にして寧ろ遲きに失せる憾あり、然れ共陸軍部内に日本主義團體の組織を是認せしむることに努力すべきなりと決議しつゝありしが、本懇談會に於ては本月十一日の第三回常任委員會に於て右の趣旨を陸軍當局に要請することに決定本月二十四日高山久藏外三名の代表は陸軍省を訪問整備課久保少佐と會見し別記(3)の如き要請書を提出し「陸軍當局の今回の處置は眞に時宜に適したる處置と思はれるが確固たる労働政策を示さざるを以て民間資本家中には愛國主義労働組合に對しても之を逆用せんとする傾向あるは誠に遺憾に堪へない尙左翼労働組合に加入を禁止したるのみにて左翼政黨に對して無關心なるに於ては今回の措置は何等意味を爲さざるが故に此の際斷乎労働政策に對する根本方針を定め全労働組合を指導せられ度し云々」と陳情せり。

(八) 各労働團體等の幹部の意向 各労働團體無産政黨其他各種社會運動團體中日本主義的團體を除く他の團體の幹部等は何れも異口同音に陸軍當局の措置は時代に逆行せる不當の處置にして近時穩健着實に進展しつゝある吾國の労働運動を再び悪化せしむるものなり、或は軍部はスペインの動亂延いて最近我國に於ても行はれつゝある人民戦線運動を極度に恐れた

る結果なりと評し、要は労働者の既得権たる團結権を蹂躪するは不都合なり吾々は飽迄團結権擁護の爲反對せざるべからず云々と稱しつゝあり、一方日本主義的労働團體等の幹部等は前述の如く陸軍當局の處置は至極當然なりとして賛意を表し此の機會に自派の進展擴大を圖らんとする傾向あり。

(九) 一般事業主等の意向 一般の工場主、事業主間にありては陸軍の處置は極めて妥當にして寧ろ遅きの憾ありとか、又は陸軍工廠の特殊性に鑑み已むを得ざる措置なるべしとか或は當然のことなるが之を私營工場等に於て眞似るべきものにあらずとか、中には陸軍の措置は當然すぎる程當然にして自工場にも労働組合の組織あるが現在には此儘黙認し將來何等か事を起したる場合(待遇改善の敷願其の他を意味す)は斷乎陸軍當局と同一の態度に出づべき旨洩す者あり、又現に勞資紛争中の事業主に於ては直ちに此の措置に倣ひ組合否認の態度に出でつゝある者ある等夫々の立場に於て種々難多なる批判を爲しつゝあり要は何れも贊成的態度を示し内心喜びつゝある状況にして、向後勞資の紛争惹起せる場合には組合否認の態度を露骨に表明する者續出するに非ずやと看取せらる。尙多數の官業労働者を有する逕信省、海軍省、煙草專賣局等に於ては本問題を契機として従來の勞務政策を變更するが如き意圖なき模様にして目下の處靜觀的態度を示しつゝあり。

(八) 關西純日本主義聯盟の動靜 本聯盟にありては本月十三日附の大阪朝日新聞の「全國陸軍工廠従業員の一齊組合離脱に關する社説」は内容不當なりとして「朝日新聞の不逞を責む」と題する抗議文を右新聞社に郵送せり。

(七) 大日本生産黨の動靜 生産黨にありては本誌前號既載の如く、大阪工廠内従業員組合の合同成立するや陸軍當局に對し之が解散方の進言書を提出せるが、今回工廠従業員組合の離脱を機とし、公共團體たる大阪市従業員を以て組織せる労働團體を黙認し置くを不能となし本月十五日同黨關西本部書記長柴山滿外二名は大阪市長に對し右組合の即時解散を斷行すべ

き旨の進言書を提出すると共に聲明書を發表する處ありたり。

別記(一) 聲明書

陸軍當局の従業員に對する不當なる彈壓は自ら稱へ來つた廣義國防の立前を裏切り國民生活安定に對して誠意なきものと斷ぜざるを得ない。
ことに許すべからざる事は其後に於ても従業員の私的生活にまで干渉を加へ例へば部外幹部との私用による面接をまで禁止するとか友人の結婚披露への出席をまで見合せすとか支部財産の處置まで指示するとかして居る事實がある、斯の如きは國民の當然の權利をまで蹂躪するものであり健全合法的行爲を非合法へ逐ひやる結果を招來するものと信ずる。我等は飽迄この反動的暴争に反對し今後社大黨組合會議と協力して團結權防衛の爲めに闘ふと同時に官業労働總同盟の旗を死守し労働組合の職分に於て闘ふで有らう事を聲明する。
九月廿三日

官業労働總同盟中央委員會

別記(二)

我方國ニ於テハ労働組合法ノ制定ハナイカ今日労働組合ハ公然タル存在ニ有リ、又政府ノ國際労働會議ノ労働代表選出ニ見ルモ又内務大臣ノ議會ノ聲明等ニ見ルモ労働者ノ團結タル労働組合ヲ公認シツ、アルハ明白ナリ、而シテ陸軍工廠ノ従業員ハ軍人軍屬ニ非スシテ純然タル労働者タルノ地位ニアル。
然ルニ今回ノ陸軍當局カ全國ノ陸軍工廠ノ従業員ニ對シテ取ル態度ハ明ニ憲法ニ於テ認メラレテ居ル結社自由ヲ蹂躪セル不當ノ

労働運動の状況

處置ナリト信ス。
又陸軍工廠ニ於ケル官業労働組合ハ過去二十年ニ互ル歴史ト傳統ヲ有スルモノニシテ充モ穩健確實ナル組合運動ヲ取り來レルモノナリ。

若シ官業労働總同盟ノ取り來レル運動方針政策ニ不當ナル點アリトセハ別問題ナルモ何等夫等ニ關係ナク労働者ノ團體ヲ蹂躪スルノ態度ハ斷シテ労働階級トシテ容認シ得サルモノナリ。
而シテ陸軍當局ノ聲明ニ見ルニ今回工廠當局ノ取レル理由ノ一ツトシテ肅軍ニ付テノ一方策ナリトセルモノニ二六事件其他肅軍ノ必要ナル行動ヲ取レルハ軍部内部自體ニアリ、陸軍工廠従業員ハ社會周知ノ如ク國憲國法ニ從ヘル合法的團體ニシテ毫モ肅軍ノ精神ニ背反スルモノニ非ス。

尙我々ハ今回ノ陸軍當局ノ官業労働組合ニ對スル不當ナル彈壓ニ依ツテ二十年ノ歴史ヲ有スル労働組合ノ精神的結合ハ決シテ滅セラル、モノテハナイト信スル、然乍今回官業労働組合ニ對スル當局ノ不當ナル彈壓ハ引イテ我國一般労働組合運動ニ對スル將來ヘノ影響甚大ナリト信スルカ故ニ我々ハ斷乎トシテ陸軍當局ノ不當ナル處置ニ反對セントスルモノテアル。

而シテ其ノ反對ノ具體的方策ハ來ル九月十八日大阪ニ於テ開催セラル、組合會議ノ執行委員會ノ決定ヲ依ツテ猛運動ヲ開始セントスルモノナリ。 以上

別記(三) 聲明書

我國に於ては今日尙未だ労働組合法制定されずと雖も労働者の

團結及其の運動は敢て欽定憲法の精神を顯現するを待たずとも實際問題として假へば政府の労働代表選出の取扱方法を見るも亦關係各省大臣の議會其他公の機会に於ける聲明に見るも労働者の團結たる労働團體及運動は社會的事實として公認され居ることは是を疑ふの餘地はない。

此の團結自由の精神は總ての労働者によつて享受するべきものにして軍人軍屬に非ず、唯、偶、官營工場に労働しつゝあると言ふ特殊の生活形態をとりつゝあるにすぎざる陸軍工廠従業員へも適用さるべき事は又何等疑ふ餘地はないしかも是等の従業員諸君は過去二十年来に互る歴史と傳統を存する官業労働組合を結成し我國労働團體中にも最も穩健且著實なる運動を爲し來りしものにして常に國憲國法を遵守し曾て軍軍の精神に背反せることなきに徹するも明らかである。

然るに今回陸軍當局が此の工廠従業員に對し其の所屬組合より脱退を強要せる事は明らかに憲法により與へられたる精神の自由を蹂躪したるものにして我等は全日本労働階級の名に於て絶對に反對するものである。

陸軍當局は今回此の處罰を説明する口實として軍軍精神の擴充なりとか廣義國防の趣旨徹底の爲めに其の従業員の橫斷的結合を遮断する事が必要なりと力説し居るも右は前述せる趣旨より見て一顧の價値なき獨斷なりと言はざるを得ない否かゝる獨斷こそは陸軍當局が平素最も處るゝ處の軍民離間の因を爲すものにして廣義國防の精神を冒瀆するものと言はざるべからず。

而も陸軍のかゝる獨善的行動は延いて民間企業機構内に於ける労働者の生活權の維持擴大に重大なる悪影響を及ぼすべき事明白

なる今日我等は一層かゝる彈壓に反對せざるを得ない。惟ふに歴史ある労働者の團結は外部よりの彈壓妨害等により其の枝葉的外觀は視野より消滅すると雖も深く労働者の胸中に潜在するその根幹は永久に失はるゝものに非ず必ずや再び萌芽を發生する事を我等は信じて疑はざるものである。

茲に於て日本労働組合會議は凡ゆる手段と方法を傾注して内に於ては當該團體たる官業労働總同盟を助け外に於ては社會大衆黨と結び必ず工廠内に於て近く従業員組合を再建せしむる爲めに死力を盡すべきことを誓ふものである。

昭和十一年九月十八日

日本労働組合會議第五回執行委員會

別記(四) 決 議

我等ハ今回陸軍當局カ陸軍工廠内従業員組合ニ下シタル彈壓ヲ以テ輝キアル我國労働運動ニ對スル一大冒瀆ナリト斷シ組合會議ハ全力ヲ擧ケテ組織再建ノ爲メニ團ヲモノテ有ルカ社會大衆黨マタ此ノ際其全勢力ヲ動員シテ不合理ナル彈壓ヲ排除ノタメニ一大政治的猛運動ヲ展開セン事ヲ要望ス。

昭和十一年九月十八日

日本労働組合會議第五回執行委員會

別記(五) 官業労働強壓に對する聲明

本日の新報紙に因れば陸軍當局は我國労働運動の中堅的團體として最も穩健なる官業労働總同盟に對し組合會議參加、官業労働者の橫斷組織の禁止を強制命じた由である。實情は尙ほ調査を要するとするも官業労働總同盟は周知の如く官業の意義をよく體し

穩健著實なる多年陸軍當局とよく協力し最も産業協力の實踐を擧げ來つた模範的組合であつて何等彈壓に價すべき理由を以つてゐない陸軍當局者談によればその理由を肅軍に求め部内外部の橫斷的結合を排するにありと稱してゐるが斯の如きは實に陸軍そのものが外部の勢力に左右せられるものであるかの如き考へ方であつて自ら不見識を暴露せるものである陸軍は一方に於て廣義國防を説きつつ他方に於て劍を以て労働者の團結權を強壓するの今日の國防はもはや舊式な軍隊的盲從を労働者並に一般國民に強ひることに依つて達成せられるものではなく労働者並に一般國民大衆の自發的な激潮たる參加協力がなければならぬことは陸軍當局自身が最もよく之を知つてゐる筈である老なる軍事費負擔は今や労働大衆をして堪へ難きに至らしめんとしつゝあるに拘はらず労働者團結の既得權をさへも強奪して何の廣義國防であるかかゝる國防こそ眞に魂を失へる形骸的國防であり奴隸的統制であると言はねばならぬ。

陸軍の計畫として傳へられる勞務委員會の如きは既に失敗の經驗済みの組織であり而して全産聯の推稱して止まざる御用組合である、當局の鼓吹する職員と職工との精神的理解といふが如き工廠従業員自發的な組合脱退といふが如き盡々これ鉄劍を振しつゝの強制たるは明白であるのみならず最近に於ける陸軍工廠は尤大なる臨時工を使用し賃銀を引下げ労働強化を強制し従つて工場災害の激増肺結核患者の續出は最悪の資本家的搾取の強行を證明するものである。

陸軍の労働組合彈壓を最も喜ぶものは資本家である、全産聯である、彼等はこの方面に於いても直ちに軍部追隨するは必至である。

労働運動の状況

今日長年月の苦闘を経て漸やく健實なる方針を確立し得んとしてゐる我國の労働運動が軍部並に資本家の斯の如き態度に依つて若し此處一大轉換をなさざるを得ざるに至るならばその責任は擧げて陸軍當局が取らねばならぬ我等は陸軍當局の斯如き反動的政策に斷乎として反對し團結權擁護の爲めに闘はんとするものである。

九月十一日

社會大衆黨本部

別記(六) 聲明書

今回陸軍當局は肅軍を工廠の労働者にまで及ぼすとの建前で官業労働者に對し、労働組合脱退を強要し、且つ將來の加盟をも禁

當該労働組合は、多年寒き上げ來つた組織を將に潰滅されんとしつゝある。今や日本の労働者は、一方賃銀の低下、労働の強化を強要され、他面物價の著しき高騰により、生活は益々窮乏化し、これが打破の爲労働組合の強化擴大が何よりも必要とされてゐる。

- 一、一般軍需品工場労働者が、過重労働である事は、中島飛行機工場所在地の立川の徴兵検査の結果に徴しても明らかである。
二、就中陸海軍工廠の労働條件が、劣悪である事は、軍部發表の統計の明示する所である。
三、此の強まり行く労働強化に對し、官業労働者は、最早堪忍し得られざる状態に直面してゐる。
四、此の時に當つて、陸軍當局今回の行動は此の労働強化と搾取に對する労働者の正當なる抵抗力を全く奪はんとするもので、

官業労働者の生活に對する殘忍なる抑壓である。

五、若し此の暴擧がそのまま看過されるならば、他の官公業労働者に對しても擴大され、一般資本家階級も之に倣はんとするに違ひない。

六、これこそ日本國家資本主義を強化防衛せんが爲の、全無産階級、殊に労働組合に對するファッショ支配の具體的現はれである。

七、これは獨り國民生活の安定を口にする軍部の自己否定であるのみならず、労働者の既得權たる團結の自由を奪ふものである。

吾が労働無産協議會は、この見地に立つて全無産大衆に呼びかけ、社會大衆黨並びに一切労働組合農民組合と提携してこのファッショの攻勢に對し、敢然として闘ふ事を茲に聲明する。

一九三六年九月十一日

労働無産協議會常任執行委員會

別記(七) 抗議

今回貴省が管下工廠従業員に對し労働組合よりの一齊脱退を要求し將來の加入をも禁止したるは労働者より憲法にて保障されたる結社と自由と生活安定の合理的手段を奪ふものにして貴省の稱する國民生活の安定とは相容れぬ矛盾である。然もかゝる事は他官公業當局より、ひいては一般資本家が見做ふ事明らかであり、さなきだに窮乏化しつゝある全労働者の生活に對して重大なる脅威を及すものである。

吾等はこゝに貴省今回の措置に對し嚴重抗議し猛省を促す。
昭和十一年九月十四日

東京交通労働組合
東京自動車労働組合
東京市従業員組合
日本労働組合全國評議會

陸軍大臣 寺内 壽 一殿

別記(八) 聲明書

我等は團結權蹂躪に斷乎として反對する

陸軍當局は今船突如肅軍に名をかり「陸軍管内各工廠に於ける労働者の労働組合加入と團體的行動を禁止する」ことを發令し、官業労働總同盟の事實上の解散を命じた。

軍部のかゝる暴擧はひとり官業労働者のみの團結權剝奪ではない。生活權擁護の爲に全日本プロレタリアの血の犠牲に於て獲得した團結權を蹂躪しなきだに賃銀低下と物價高に苦吟する労働大衆をより一層の窮乏に蹴落さんとするファッショ暴力支配の具體的發現である。

軍部は官業労働者の労働組合禁止にかへるに上からの恩惠的労働委員會を以てせんとしつゝあるが労働者の生活は自主的労働組合なくして斷じて擁護保證されるものではない。

今や廣田内閣による國家機構の全面的ファッショ化の進展に直面する我々は此の労働組合禁壓に對する労働大衆の憤激を結集し巨大なる反ファッショ闘争への拍車たらしめ以て團結權蹂躪の侮辱に應酬しなければならぬ。

我々は反ファッショ政治路線の統一強化擴大の急務を痛感する

昭和十一年九月十二日

と共にかゝる時代逆行の暴擧に斷乎として反對することを茲に聲明する。

昭和十一年九月十二日

日本労働組合全國評議會

別記(九) 聲明書

今回陸軍省當局は肅軍に名を藉り陸軍工廠關係労働者に對し、一齊に労働組合よりの脱退を強要し將來の組合加入をも禁壓した。かくて多年工廠労働者の唯一の城塞として生活權擁護の戦ひに光輝ある歴史を有する官業労働總同盟は一舉にして破壊し去られんとしてゐるのだ!

今日の社會に於て労働者が自己の生活權の擁護伸長を圖らんが爲めには労働組合の下に一致團結する事が絶対に必要であり且つ労働者の當然の權利でもある。殊に最近の如く賃銀引下労働強化物價高騰等により労働者の生活が著しく窮乏化しつゝある時に於ては労働組合の強化擴大の要愈益痛切である、この事は官業たると私業たるも毫も區別さるべきではない労働組合法制定の要求が年を追ふて熾烈となるもこの爲であり政府に於てもこの要求の妥當なるを認めて労働組合法の調査立案中と聞く。これこそが又時代の進軍に伴ふ當然の社會立法であるしかるに陸軍當局はこの労働者の當然の權利と熱烈なる要求を無視蹂躪し時代の進軍に逆行し労働組合解散の暴擧を取へてしたのである。この事は軍部の稱ふる「國民生活安定」の欺瞞性を暴露するものであり労働組合を全的に否定抹殺せんとするファッショ政策の表現である。かゝる暴擧が黙過されるならば次には他の官公業労働者に擴大され更に一般資本家もこれを見做ふ事は明瞭であり今日の工廠労働者の運命

は明日は全労働者の運命である。

我が東京交通労働組合はかゝる陸軍當局の暴擧に對し斷乎として反對し工廠労働者の組合擁護と雖ては全労働者に及ぶ暴壓を防がんが爲めに社會大衆黨、労働無産協議會、日本労働組合會議其他一切の無産階級勢力と提携し敢然として戦ふ事を茲に聲明す。
昭和十一年九月十二日

東京交通労働組合本部

別記(一〇) 抗議

今回陸軍當局は肅軍を工廠の労働者に迄及ぼすとの建前で官業労働者に對し労働組合脱退を強要し且つ將來の加盟をも禁壓した當該労働組合は多年築き上げた組織を將に潰滅されんとしつ

つある

一、一般軍需品工場労働者が過重労働である事は中島飛行機工場所在地の立川の徴兵検査の結果に徴して明らかである

二、就中陸海軍工廠の労働條件が劣悪である事は軍部發表の統計の明示する所である

三、此の強まり行く労働強化に對し官業労働者は最早や堪忍し得られざる状態に直而してゐる

四、此の時に當つて陸軍當局今回の行動は此の労働強化と搾取に對する労働者の正當なる抵抗力を全く奪はんとするもので官業労働者の生活に對する殘忍なる抑壓である

五、若し之の暴擧が看過されるならば他の官公業労働者に對しても擴大され一般資本家階級も之に倣はんとするに違ひない

六、之こそ日本國家資本主義を強化防衛せんが爲め全無産階級殊に労働組合に對するファッショ支配の具體的現である

七、之れは獨り國民生活の安定を口にする軍部の自己否定であるのみならず労働者の既得権たる團結の自由を奪ふものである。我が労働無産協議會は此の見地に立つて全無産大衆に呼び掛け、社會大衆黨並一切労働組合農民組合と提携してこのファッショの攻勢に對し敢然と闘ふものである。

昭和十一年九月十五日

陸軍大臣

寺内 壽 一閣下

別記(二) 陸軍當局の面會拒否に付て

労働無産協議會本部

書記長 鈴木茂三郎

陸軍の整備局當局は「今後労働無産協議會トハ一切面會見せずといきまいてゐる」と云ふことだが労働組合當局に會見を申込んだ覺がない。申込んだのは労働組合四團體である。それにしても些々たることを楯にとつて我が労働組合を中傷し、又組合側との會見の豫約を破棄し、労働者側の意見を聞こうとしない態度は狭量にすぎはしないか。

當局は工廠の問題は他の一般労働者に關係はないと云ふ。さう云ふ見解だからあつた暴挙を決定したのであらうが工廠暴壓問題が一般の労働者とりわけ軍需品工場並に國營工場に及ぼす影響は決して少なくない。

吾等協は組合側の會見後遊説中の加藤委員長の歸京を待つて協議の上改めて當局と會見左の事項の抗議的質問をなす豫定であつたが當局の鐵門は國民の前に冷やかに堅く閉ざされてゐる現在之

を採り止め此の事實を動勞大衆の前に訴へるより外はないと思ふ。

抗議的質問の

第一、組合側の意志を尊重し軍部と事實上關係なき官業労働總同盟を再建せしめては如何

第二、陸軍當局の廉政一新に對する態度は不熱意を思はせるものがある

第三、尤大な資財整備費が繼續費として計上されてゐる今日工廠二萬五千人の臨時工を即時本職工に引き上げることが當然ではないか

第四、工廠労働者と同様又はそれ以上の劣悪労働条件を強制されざるを運信従業員の特遇改善の爲め軍事豫算への特別會計繰入れを中止する意志はないか

第五、當局は私的獨占の利潤を私有する資本家と國家獨占を經營する官業其他の間に本質的な差異があると云ふ。しかし利潤の分配がどうあらうとも、いづれも搾取を土臺とする資本主義制度たる本質に於ては同じである

第六、國家資本主義の助長防衛の爲に最近ファッショ支配の傾向が強い

當局の見解如何

別記(三) 聲明書

今回陸軍當局が軍部に藉口して工廠關係労働者に對し労働組合よりの脱退を強要し無暴なる態度を以て明かに労働者の團結權を蹂躪し去つたのである。

近來我國に於けるファッショ政治の進行は五・一五、二・二六の

如き花々しき形に於てこそ一應の退却を餘儀なくされたと言へ實質的には不穩文書取締法、思想犯保護監察法等に依つて大衆の言論出版行動の自由は著しく束縛され各種産業の統制は軍事的資本家的に行はれて其の労働者は労働條件の低いこと、餓首の不安に怯へ加ふるに三十數億の尤大なる軍事費は直接間接の兩方面より大衆に課税されてその生活將に瀕死の状態に立至らんとしてゐるか。かかる時從來國民生活の安定と廣義國防を稱へて一應は大衆の生活を獲得するが如く呼稱し來れる陸軍當局が其の假面を脱して労働者の團結權を剝奪したのである。

即ち岩をカム怒濤の形に於けるファッショを退却せしめてその替りに大衆の目をおひつゝ大衆をファッショの波にさらわんとしてゐるのである今回陸軍當局の暴舉は單に官業労働總同盟加入の官業労働者への彈壓に留まらずして先づ公共事業に及び軍需品製造工場の資本家をして之れに做わせ次で全國の資本家階級に依つて新らたなる労働者への攻撃のための強い支援となるであらう。我が大阪地方労働團體協議會はかかる軍部當局の時代に逆行する團結權否認の暴舉に對し斷乎として反對し社會大衆黨組合會議に協力して敢然として闘ふものである。

右聲明す

一九三六、一〇

大阪地方労働團體協議會
全評大阪地方評議會

二、労働無産協議會並に關係労働團體等の政治戦線統一運動の状況(其の二)

所謂左翼的労働團體等に於ける労働無産協議會並に社會大衆黨を中心とせる無産政治戦線統一運動状況に關しては前號

労働運動の状況

七九

別記(三) 要請書

此度陸軍當局が軍部と國防強化の完備を期する爲めにその國防の原動力たる兵器製造に當る各工廠に於て多年安動を續け來りし亡國左翼社會民主主義指導精神を基調とせる反國體的團體たる官業労働組合加入の各従業員に對して脱會を命ぜられたるは祖國日本が直而しつゝあるソ滿國境紛争の深刻化並に北支問題の激化其他國際的諸情勢の急迫化を凝視する時寔に當然の處置であり皇國の前途を憂ふる我等の衷心より欣快とする處であるが眞の軍民一致國體明徴を念願し純正日本主義精神に立脚して産業の發展と勤勞大衆の生活防衛運動を續けつゝある愛國労働組合への加入をも阻止せんとするが如き結果を招来せんか、それこそ實に愛國労働大衆の熱誠なる愛國的行動をも阻害するの傾向に陥るが故に陸海軍當局に於かれては慎重に考慮され、各工廠内は勿論指定全軍需品工場に對して愛國労働組合加入を認められる可く善處されん事を要請す。

昭和十一年九月二十四日

愛國労働組合全國懇話會

全國水平社大阪府聯
全國農民組合
大阪市電従業員組合
大阪自動車従業員組合

既載の通りなるが、其の後に於ける各團體の情勢を左に概説すべし。

(一) 労働無産協会の情勢 (1) 労働協議会にありては前號既載の如く客月二十八日附を以て「社大黨に合同を提議する十分の用意を有する旨」の聲明書を發表し全黨に對する合同を企圖しつゝありしが、本月二日の常任委員會に於て東交の佐々木瀧三より四團體(全評、東交、市従、自勞)の社大黨への入黨申込状況を報告し種々協議せる結果、右四團體が具體的に態度を決定する以前に労働協は積極的に合同を申込み社大黨の意表に出で立場を有利に展開すべしと決議し、翌三日加藤勘十外二名は社大黨本部を訪問し淺沼稻次郎、平野學、渡邊清外二名と會見別記(一)の如き合同提議書を手交し労働協側より無條件合同を申込たるに社大黨側は四團體と協議され入黨の申込を爲され度しと要求し、兩者自説を固執して譲らず即ち労働協側は「労働協は政黨である故に合同を主張するものである、だが吾々は對等の地位に於ての合同を主張するものではない。自分の力は知つてゐる然し微力と雖も政黨である以上合同を主張するものである」と強調し、社大黨側は「四團體の入黨が解決すれば労働協の問題は必然的に解決するものと思ふ、何も六ヶ敷云ふ必要はない」と主張し結局交渉纏らず之に對し社大黨は正式の機關に諮りたる上回答することゝし別れたり。

而して労働協が此の合同提議を企圖するに至れる原因は、支持團體間に「労働協は社大黨が門戸を閉鎖せりと稱するも合同の提議をなしたる事實なきを以て社大黨は果して門戸を閉鎖せるや否や判明せず對立の目的に非ざれば速に合同し政治戦線の統一に進むべし」との主張昂まり、殊に東交方面に此の聲強くなりしを以て東交所屬の北田、中島、牧野等の常任委員は組合の統制指導上窮餘の策として社大黨の拒絶を見越し、固より合同の意志を有せずして合同を提唱し門戸閉鎖の事實を提へて對内、對外的に有利なる進展を爲さむとしたるものゝ如し。

(2) 一方社大黨にありては既に本月一日の中央執行委員會に於て「労働協が如何なる理由の下に入黨を申込來るも該團體は政治結社にして今回の合流の對照に非ず」とし、入黨拒絶の態度を決定し居りしを以て本月七日淺沼、平野外一名は労働協本部を訪問し加藤、鈴木、高津等と會見社大黨側より「先日貴黨の合同申込に對し黨内の意見を取り纏めたる結果結論を先に申上げれば先日申上げた通りであるから御諒承ありたい」と云々と述べ、兩者意見を交換したるも結局不得要領にて別れたり。其の後本月十一日労働協は常任委員會を開催し合同問題對策の件を協議せる結果「労働協は飽迄合同に向つて努力し四團體を通じて積極的に闘争することとし、四團體に全農、全水、全友を僚友團體として加へ六團體を以て合同促進を圖ること、四團體の代表を全農の黒田壽男、全水松本治一郎と會見せしめ戦線統一の爲具體的折衝を爲さしむること」等を決定せり。而して其の後鈴木、加藤の兩名は前記黒田、松本の兩名に會見し社大黨との合同問題に付努力方依頼せる模様にして右兩名は後記の如く四團體の入黨問題と併行して社大黨との間に裏面工作を爲しつゝあるが、最近社大黨の態度硬化し、右工作も遅々として進捗せざる模様なり。

(3) 労働協にありては社大黨との合同問題も前叙の如き状態なるを以て本月二十四日各支部に對し、別記(二)の如き「合同問題は當分静觀されたい」と云々の通達を發送すると共に専ら支部結成の促進に努めつゝありて近く東京支部聯合會を組織する模様なり。

(4) 労働書記長鈴木茂三郎は税制整理案及び電力民有國營案に對し別記(三)の如く黨を代表して論評を發表せり。

(二) 四團體(全評、東交、市従、自勞)の社大黨への入黨策動状況 (1) 四團體の代表東交佐々木瀧三外十二名は本月二日社大黨本部を訪問し淺沼外三名と會見客月二十九日四團體より社大黨に對し入黨申込を爲したるに對する回答を求めたるに、

社大黨淺沼より別記(四)の如き回答書を手交したる上「社大黨は從來より門戸を開放し居るものなるを以て四團體の申込に對して欣然之を承認することに決した、故に四團體は夫々正式機關に於て社大黨の綱領、黨規等を承認し正式に當支持を決定されたし」と回答したるに、四團體側より四團體以外の團體又は個人の入黨申込に對する社大黨の意向を聴取したる上四團體は充分研究の上善處すべしと述べ別れたり。其の後四團體に於ては數次に互り政治戰線統一促進委員會を開催して對策を協議せるも全評は直ちに社大黨支持を決定すること困難なりとし勞協も同一歩調を以て合同し得る様努力すべきなりと稱し、東交又内部情勢よりして正式に態度を決定する不能市従は單獨にても社大黨を支持せんとする態度を表明する等四團體の統一的態度は容易に決定する能はず、其の間各團體より二名宛の委員を擧げ小委員會を作り今後の對策を講ずることとなり右小委員(佐々木壽三、橋本富貴良、安平鹿一、遠藤忠治外五名)は本月七日社大黨及び勞協を訪問して兩者に合同を勧告する處ありたり。

而して其の後本月十一日の戰線統一促進委員會に於て今後の對策として「此の際四團體は社大黨、勞協の合同問題に拘泥することなく公式、非公式其の他凡有手段を講じ僚友團體にも働きかけ社大黨支持を安心して出來得る様小委員に於て各種の準備工作を爲すこと」に決定し、本月十二日小委員佐々木外四名は上京中の全水松本代議士及び全農黒田代議士の兩名を訪問(虎ノ門霞ヶ關ホテルに)し社大黨は吾々の支持申込は承認せるも勞協の合同申込は拒否せる爲關東方面の政治戰線統一に一大支障を來し居るを以て本統一運動に協力せられ度しと懇願せるに松本は全水としては正式機關に諮らざるを以て不能なるも個人として努力すべしと答へ黒田は常任委員會に諮りたる上努力すべしと答へたる模様なり。

(2) 其の後四團體の小委員は各個に右兩代議士及び勞協、社大黨の幹部等と會見折衝すると共に右兩代議士又兩者間(四

團體及び勞協と社大黨間)を斡旋裏面工作に努むる處ありしも其の後社大黨の態度硬化し全評及び加藤勘十の支持入黨に難色ありて右工作も遅々として進展せず目下停頓状態にあるもの、如し。

(三) 東交の情勢 東京交通労働組合内にありては依然勞協派對統協派との對立抗争繼續せられつゝありしが、統協派が本月三日開催の常任委員會に於て四團體の社大黨支持申込に對し社大黨が之を容認せる以上統協結成の目的の大半は達成せられたりとの理由の下に解體を決定、翌四日之を聲明したる爲兩派の對立は著しく緩和せられ大勢は幾分社大黨支持の傾向を帯ぶるに至れり。而して舊統協派特に非乗務部にありては來る十月二十五日開催の東交年度大會に社大黨支持決定に關する件を提案し、之が通過に努力すると共に其の結果の如何に不拘來るべき十一月の東京市區議の選舉迄には正式社大黨支持の手續を完了せしむべしとの態度を決定し居れり、一方勞協派にありては全農黒田、全水松本等の斡旋其の方法に依り四團體の統一の社大黨支持の促進に努力しつゝあるも、之等の工作も目下の處急速に發展する可能性尠しとの見透しの下に此の際凡有手段を講じて、東交内舊統協派及び市従等の單獨社大黨支持を阻止すると共に一面勞協の擴大強化を圖り社大黨を牽制し以て自派に有利に展開せしめむとの所謂和戰兩様の策を採りつゝあり。

(四) 全評の情勢 (1) 本部、並びに關東地評の動靜 全評本部の加藤勘十、高野實等は此の際全水松本、全農黒田等の斡旋に依り社大黨が勞協と合同委員會を持つに至らば勞協を解體するも可なり、且又全評は他の三團體と共に社大黨支持を正式に決定するも可なりとの意向を有しつゝあるも、社大黨の態度に難色ありとの見透しの下に東交内勞協派等と連絡し、市従、自勞及び東交内社大派の單獨社大黨支持を極力阻止すると共に勞協の擴大強化を圖り社大黨の牽制に努めつゝあり。

(2) 關西地評大阪協議會の情勢 大阪協議會にありては大阪團協に加盟し居る關係上右團協加盟各團體が即時社大黨支持の態度を採るに至りし結果、關西地方に於ける特殊事情に支配され漸次社大黨支持の態度に傾きつゝありたるが、一面全評本部との關係もあり其の態度を確定するに苦慮しつゝありたり、而して本月十五日委員長加藤勘十の來阪を機に幹部會合し加藤より關東地方の情勢を聴取したる後對策協議せる結果、關西に於ては既に大阪市電従は社大黨入黨を決定し具體的交渉に入りつゝあるを以て吾が團體も團協の一名として團協の決定に従ひ同一行動を執らざるべからず、併し萬一關東に於て社大黨が全然門戸を閉鎖するが如き事態に立ち至りし場合關西地評は既に社大黨に入黨済みなるが如きは全國的階級的組織として統制を紊ることになるを以て入黨は暫らく差控ふることにし、關東側と密接なる連絡を採り同一歩調を以て進むことに決定せり。

(3) 全評中評の情勢 中評にありては本月十日の執行委員會に於て地方的に人民戦線運動の展開を期する爲社大黨名古屋支部に門戸開放を要請することに決定翌十一日近藤信一外一名社大黨名古屋支部長西浦宇吉を訪問入黨趣意書を手交して正式入黨を申込む處ありしも、兩者の間に相當意見の懸隔あり結局社大黨側は支部の正式機關に諮り其の結果十月五日中評側に回答することゝし別れたり。

而して社大黨名古屋支部にありては、本月二十六日執行委員會を開催して對策協議せる結果、中評の入黨申込は人民戦線確立の爲右翼陣營に喰ひ入らんとする意圖なるを以て右申込を拒否することに決定し十月五日回答することゝせり。

(5) 東京市従業員組合の情勢 市従にありては本月中旬頃迄は「出來得る限り四團體が歩調を揃へ社大を支持し得る様努力すること萬一之が不成功に終りたる時は市従の單獨支持も止むなきも其の時機は大體十一月の區議選舉の直前とする

こと」の方針なりしが其の後各支部等より急速に市従の單獨社大黨支持を決すべしと強硬に本部に迫りつゝあり、一方四團體の統一的社大黨支持問題が明確に見透著かざるを以て本月二十二日執行委員會を開催し對策協議の結果十月中旬頃迄は四團體と行動を共にし統一的社大支持に努力し若し四團體の統一的社大支持の見透著かざる時は急速に中央委員會を開催單獨社大黨支持に關する態度を決定することゝせり。

(6) 東京自動車労働組合の情勢 自勞にありては組合幹部の大半は社大黨支持に傾きつゝあるも職場大衆間には尙反社大の意見を有するもの相當多き爲急速に社大黨支持を決定し得ざる状態にありて、依然中立的態度を持しつゝ他の三團體と共に社大黨を中軸とする政治戦線の統一に努めつゝあり。

(7) 大阪團協の情勢 大阪地方勞農無産團體協議會にありては其の後團協としての社大黨加盟問題は何等具體的進展を見ざりしが本月十八日の懇談會に於て「漸次進展しつゝある政治戦線統一問題に關する輿論喚起と組合戦線統一促進の機運を醸成すべく委員を擧げ、本月二十二日全農、全水、全總同盟等の無産團體並びに地方の名士等を訪問し政治戦線統一促進援助方を懇請すると共に要請書を發送することに決定せり。

(8) 大阪市電従業員組合 大阪市電は去る八月十三日の執行委員會に於て社大黨支持を決定し、更に本月十四日の擴大執行委員會に於て社大黨入黨に關する最後の決定を爲し、兩來各地區責任者を定め其の具體化に努力しつゝあるが目下の處大半入黨の手續完了せる模様なり。

(9) 大阪市電自助會の情勢 自助會代表三名は本月六日社大黨大阪府聯を訪問し正式に社大黨支持並びに入黨申込を爲したるに、社大側は暗に自助會と對立關係にある大阪市電従と合同すべきことを慫慂したるに、自助會は即答を避け將來考慮

する旨述べ尙社大側は右申込に對し本月十日回答すべき旨約せり。而して社大黨大阪府聯は本月十日執行委員會を開き態度決定の上同日稻葉房藏外五名自助會代表と會見し、正式に入黨受諾の回答を爲し併て入黨は各地區に夫々申込まれたき旨附言せる模様なり。

別記(一) 合同提議書

我が労働無産協議會は、東京交通労働組合、日本労働組合全國評議會、東京自動車労働組合、東京市従業員組合の四團體から貴黨に對し、貴黨外一切の無産勢力に對して、反ファツシヨ職權統一のために門戶解放を要請したるに、貴黨が右四團體の申込の趣旨を諒承され、門戶解放の立前を明確にされたるは、我等の欣びとする所であります。

我等は貴黨の門戶解放の趣旨に基き茲に貴黨に對し、階級的善びを以て反ファツシヨ職權強化のために、お互に無條件を以て合同したいと思ひます。

追而、我が労働無産協議會は、貴黨からの回答あり次第具體的折衝に入るため合同委員を遣出し通告いたします。

昭和十一年九月三日

労働無産協議會

社會大黨本部 御中

別記(二) 勞協本部通達第二號(九月廿四日)

一、合同問題は當分擱置されたい
機關紙第二號は、廿三日附當局より頒布を禁止されたが、同號に於て合同問題の經過並に吾黨の態度を明確にしてあります。此の問題については、目黒支部より上申書も出ております。黨員諸

君が重大な關心を拂はれてゐることも、よく分りますので、追つて必要により、支部代表者會議を開く豫定ではありませんが、暫くは擱置して、勞協の組織の擴充と、日常闘争のために邁進されたい。

二、その後の合同問題情勢

機關紙に報導したその後の情勢は、四團體の統一促進委員會の代表諸君は、四團體の社大支持の具體的方法について、社大の淺沼氏と折衝をすすめたところ(九月廿日)淺沼氏の回答は、意外にも四團體の一組合に對してさへ、門戶を開放する意志のないことが、明白となつた爲め、つひに停頓の止むなき事情に陥つた。

右の事情は社大側がさきに四團體に對し、門戶解放の回答を爲した當時、黨内の情勢が回答の如く、眞實に門戶の開放をする迄に熟してゐなかつたが爲めではないかと思はれる。

三、松本、黒田兩代議士の引續き努力

しかるに、全水の松本、全農の黒田兩代議士は、四團體の依頼に依り引續き努力されてゐるさうである。殊に全水は、大阪の最高幹部會で、此の問題のために、松本委員長を、全面的に乘出させることに決定し、且つ松本委員長も「官勞彈壓の際、益々社大を中心にして反ファツシヨ職權強化する必要あり」との見地から、異常な決意と、多大な期待をもつて十月早々上京、反ファツシヨの

全線的統一と、社大と勞協の合同のために努力されると云ふことだから、社大黨の情勢も、やがて次第に好轉するであらう。

四、社大の批判に關する言動の注意

就ては、各支部並に各支部準備會は、勞協の一人／＼の黨員諸君に對しても、演説會其の場合に於て、社大黨の批判に關する言動を、充分注意するやう、此の際特に戒心されたい。

これ迄も、勞協は、外部より聴くに耐へない、マン罵や中傷を受けたが、吾が勞協は、これに採り合つて、いざこざを起すやうな大人氣ないことをしなかつた。今後此の態度を續け、外部の何ものにも悪用されないうやう、社大に對する批判についても、此の際、一段と注意して、兩代議士並に四團體の促進委員諸君の努力に、協力してすゝみたいと思ふ。

以上

別記(三)

今回發表セル税制整理案ヲ見ルニ戰爭ノ起キタルトキノ財政建前ヲ取ツタ所ガ特徴デアル

一、現在ノ臨時利得税ヲ戰時利得税ニ變更スレバ全ク戰時税制體形トナル

二、戰時税制體形ヲ採ツタ爲メ大衆課税ニ重キヲ爲シテ居ル

三、地方ノ財源ヲ中央ニ集中化シタル事モ戰時税制體形ノ特徴デアル

現在國民生活ノ安定ガ問題トナツテキル時大衆課税ハ出來ルベキモノデハナイ、之レガ戰時ノ場合デアルナラバ戰爭ノ利得ガ大衆ニ廻リ大衆モ擔税能力生シテ來ルカ平時ノ場合ニ於テハツレガ無ク大衆ハ全ク生活ニ苦シミ居ル状態ニテ部分的ニハ軍事

労働運動の状況

八七

景氣ニ惠マレ之等ヲ全般的ニ大衆課税ヲ爲スハ矛盾モ甚ダシイ

現在軍需工業ノインフレ景氣ニ惠マレテ居ル重工業及財閥等ニ對シ臨時利得税ヲウシト課セバ良イデアアル

臨時利得税相續税所得税等ヲ上層ニ對シ増税シテ居ルガ之レハ當然ノ事デアアル。然シ國稅ノ三割五分乃至四割ヲ中産階級以上ニ於テ負擔シテ居ルガ之等ハヤガテハ形ガ變ツテ大衆ニ轉嫁セラルル事ニナル、然シテ殘ル六割乃至六割五分ハ中産階級以下ニ課セラレ二重ニモ三重ニモ負擔セネハナラス

次ニ第一種所得税即チ法人税並有價證券移轉税相續税等ノ増税ニ依リ大體七、八千萬圓ヲ捻出スル事ガ出來ル、三井ノ如キハ相續税ノ増税ナル、事ヲ豫期シ本年初頭ニ於テ相續税ヲ爲シテ居ルカ其ノ相續税ハ四千二百萬圓デアツタ。之レヲ今回ノ税制整理案ヲ以テ計算スルナラバ八千四百萬圓トナル、英米ニ在リテハ前者位ノ相續ニ對シテ一億三千萬圓ヲ課シテ居ル事ヲ見テモ我國ノ資本家ニ對スル課税ハ輕キニ失スル事ガ判明スル

第一種所得税等ノ増税ハ大衆課税(増税)ノ非難ヲ免ル、爲メノ御座ナリノ増税ニ過ギナイ、政府ノ立案セル税制案ハ戰時税制體形ヲ採ツタ建前カラ見テモ大衆課税ヲ目的トシテ居ル事ハ明カナル事實デアアル。酒税ノ増税ダケデモ約千萬圓ノ増收ヲ得ルノデアル、其ノ他砂糖、ガソリン、織物等ノ消費税ハ又漢大ナモノデアアル。尙賣上税ノ新設等ハ計畫カラ見テ同一品物ニ對シ二重、三重ノ課税トナリ、之ハ大衆ノ負擔ニ課課サレルノデアアル次ニ地方税ノ中央集權ニ對シテハ我黨ハ家屋税ノ中央移管ヲ始メ常ニ反對シテ來タ税金ノ中央集注ノ弊ハ地方税ノ弾力性ヲ失ヒ其ノ地方ニ

應ジ新規事業ノ計畫モ出来ザル状態ニ陥ルモノデアル。唯交付金ノミノ仕事シカ出来ナイコトニナル。而シテ内務省ノ権限ガ非常ニ大トナリ地方ハ之ニ反シ萎縮ヲ來シ地方自治権力ト云フモノハ殆ンド無イガシロニサレ無能力ノ状態トナル

一方地租家屋税、雜種税等ノ税率ヲ引下ゲ負擔ヲ輕減シ都市ト地方農村トノ負擔ノ不均衡ヲ是正サレタカ又何等カノ形ニ於テ負擔セシメラル、事ハ明白デアル

以上ノ如キ大衆課税モ擔稅能力ガアラバ敢ヘテ反對セザルモ其ノ使途ニ於テ根本的の反對ノ立場ニアルノダ。我々ハ共產黨デモ何ソデモナイガ眞ニ國ヲ思フ立場ニ於テ貧民救済ノ病院ノ建設其ノ他社會政策施設ニ使用サル、ナラバ喜ンデ賛成スルモノデアルガ、吾々ハ軍艦建造等ハ絕對ニ反對スル併シ米國トカ中國トカ云フ對外關係モアルノデアアルカラ自衛上或ル程度ノ軍備ハ止ムヲ得ザルモノト思フ、中國ニ必要以上ノ軍艦ヲ派遣シ海兵ヲ上陸セシメテ居ルガ之レハ何ノ益ニナルカ其ノ結果ハ中國貿易ハ殆ンド破滅ノ状態ニ陥リ何等得ル所ハナイデハナイカ。假リニ九州トカ朝鮮等ニ外國ノ軍隊ガ上陸シタナラバ日本ハ默視シ得ルヤ、其ノ結果ハ何ウナルカ明カデアル。斯カル見地ニ於テ中國ニ於ケル邦人ノ犠牲者ハ甚ダ氣ノ毒デアルガ中國人ノ立場ニナツテ考フルトキ其ノ心情ヤ又察スルモノガアル

更ニ附言シ度イ事ハ地方財政調整交付金ノ事ダ。現在ニ於テハドレダケ賣ラヘルノダカ判ラヌ爲メ鳴リヲ靜メテ居ルガ其ノ全貌ヲ知ツタラ全國的ニ反對ノ聲ガ起ルデアラウ事ハ明白ナ事實デア

ル

最初通信大臣ハ軍部ノ要求一太槍ニテ強行セントシ其ノ理由ハ電力ヲ國營ニシテ二十四萬ボルトノ高壓電線ヲ引ケハ爆彈ヲ投下シテモ跳除ケ被書ヲ防ギ得ルト説明シテ居ルガ子供ダマシニモナラヌ事ナノデ最近ニ於テハ料金ノ値下ラストト説明シテ居ル、併シ一方ニハ大衆課税ヲ課シ一方ニ料金ノ値下ト云フ聲明スル等才眉モ甚ダシイ其ノ態度タルヤ言語ニ絶ス

特ニ憎ムベキハ陸軍當局デアル、自己ニ有利ナ豫算ヲ取ル爲メニ金ノ要ラヌ政策ノミヲ取り上ゲ之レヲ政府ニ強要シテ居ル電力問題然リ行政機構改革又然リデアル、名ヲ行政機構改革ノ美名ニカケテ懸テツナル計畫ヲ爲シテ居ルコトダ。彼等ノ計畫ハ規劃局ナルモノヲ設置シ政權ヲ彼等ノ手ニ掌握セントシツツアル

陸軍ハ農山魚村ノ負擔輕減ヲ聲明シ國民ノ人氣取りヲヤリナガラ今回ノ稅制整理ノ大衆課税ニ對シ前ノ輕肆カラ云ツテモ彼等ハ職ヲ賭シテモ政府ヲ倒シテモ反對シナケレバナラヌ立場ニアルデハナイカ、ソレヲ拱手傍觀ノ態度ヲ取ルトハ實ニ不都合千萬デア

ル。此ノ軍當局ノ態度ニ對シ言論機關其ノ他ノ方法ニ依リテ徹底的ニ牌徵セントスルモノデアル。

別記四

同答

- 一、我黨は立憲以來門戸を開放し我國無産政治職線の統一強化の爲め不斷に最善の努力を爲しつゝあり
- 二、從つて本常任中央執行委員會は去る八月二十九日貴四團體連名の申込書の趣旨を諒承致しました
- 三、貴各團體は我黨の立憲の精神政綱黨規承認の上それらに正規

機關に於て黨支持の決定をなされ度し

右回答致します

昭和十一年九月一日

社會大衆黨常任中央執行委員會

三、右翼労働團體等の人民戦線排撃状況

フランス・スペインの人民戦線運動の刺戟を受け我國に於ても之を模倣し反ファツシヨ人民戦線統一が叫ばれるに至り、逸早く加藤勘十、鈴木茂三郎一派は此の人民戦線樹立の推進力たらんとして去る七月三日勞農無産協議會なるものを結成し運動中なることは本誌既載の通りなるが、此の運動に對し日本主義労働團體等は右人民戦線はコンミンテルンの指令に基くものにして我が國體を破壊に導くものなれば斷乎排撃すべしとなし、又右翼社會民主々義團體等にありても夫れ夫れの立場に於て之が排撃を爲しつゝあり左に其の状況を摘記すべし。

(一) 關西皇國勞農協議會

客月二十五日結成せる本協議會にありては前號記載の如く結成大會に於て人民戦線排撃を決議し、(詳細前號参照)、更に本月十五日の常任委員會に於て本年九、十、十一の三ヶ月間に互り大阪、兵庫、奈良等の各縣下を通じ八十ヶ所に於て「人民戦線撃滅演說會」を開催することを決定せり。

(二) 愛國労働組合全國懇話會

懇話會にありては別項記載の如く本月十一日の第三回常任委員會に於て人民戦線は第七回コンミンテルン大會の指令に基く戰術戰略にして、我國體を破壊に導くものなるを以て斷乎排撃せざるべからずと爲し政府の人民戦線取締に對する決意を促すと共に聲明書を發表することとし、別項記載の如き聲明書を發表せり、更に本月二十七日の大會に於ても亡國的策謀を徹底的に撃滅すべしと決議する處ありたり。

(三) 日本産業軍 産業軍にありては所謂人民戦線運動は國際共產黨指導下に反ファッショ闘争を目標とする亡國的匪賊運動なりと指摘し之が撲滅は吾々の重大なる使命なりとて打倒人民戦線運動を強調し、之が積極的運動を捲き起すことゝなり、本月二十日福岡縣糟屋郡志免村に於て「人民戦線運動撲滅演説會」を開催せる模様なり。

(四) 新日本海員組合 新海員組合に於ては本月三日の第一回評議員會に於て、人民戦線排撃の件を決議し之を愛國労働組合全國懇話會に提案し一大運動を捲き起すことを決定すると共に別記の如き決議文を發表せり。

(五) 日本労働組合會議 組合會議に於ては豫てより労働無産協議會一派の人民戦線運動に對し反對的態度を表明しつゝありしが、本月十三日の政治委員會に於て別項記載の軍部の官勞に對する措置は人民戦線問題を過大に評價し之を恐れたる結果と認めらるゝを以て、組合會議としては勞協其他の人民戦線問題に關しては従来より一層積極的に反對を表明すると共に現飽迄組合會議及社大黨を中心としての戦線統一運動に邁進することを決定すると共に、本月十八日の執行委員會に於て「現在我國に於て一部左翼派を中心し人民戦線論が唱へられ其の立場より社大黨に對し戦線統一の申込をなし、社大黨も亦此の渦中に捲き込まれつゝあるかの印象を社會に與へつゝあるが、組合會議は結成當初より反共產主義、反資本主義、反ファッシズムの所謂三反主義を堅持しつゝあり、社大黨も亦今日其の方針を同じうしつゝある、然るに従来組合會議の三反綱領に反し組合會議並に社會大衆黨と對立して、之を排撃し來れる全評其の他の團體の一部が従来態度を一擲してこの三反主義に心から賛意を表するに非らずして人民戦線に名を藉りて徒らに戦線統一を唱へつゝあるも、斯る戦線統一はやがて將來に禍根を残すものと信するが故に斯る主義方針を異にする團體に對しては斷乎として戦線統一反對の態度を明白にすべきが必要なりと信するが故に組合會議執行委員會は右の趣旨を申合せと爲し、此の趣旨を議長より社大黨に具陳すること」に態度を決

定する處ありたり。

(六) 全日本労働總同盟 本團體にありては機關紙「労働」九月號に於て「人民戦線論の直輸入を排す」と題せる主張を掲載せり、其の曰ふ處は「我國には既に政治戦線の統一體として社會大衆黨、労働戦線の統一體として組合會議があるのであるから人民戦線輸入者が如何なる方針を掲げて統一を企圖するも徒勞なるばかりでなく有害である。何となれば斯る人民戦線運動は究極するところ従来未清算に残存せる不健全なる運動とその分子に對して一應の足溜と命脈を興へることゝなり、更にこれを無批判に統一戦線に介入せしめることは統一戦線擾亂の禍根をなすばかりでなく、それらの無責任なる妄動の及ぶ所は多年の努力に依りて築き上げた健實なる運動を偏狹なる觀念的運動に陥れんとし、その結果は却つて自らがファッショ傾向の助長を刺戟することゝもなるのである」云々と人民戦線を排撃しつゝあり。

(別記) 決議

今や祖國日本は内憂外患交々至りて有史未曾有の重大危局に直面せり、見よ隣邦支那に於ける排日運動は遂に慘虐極まるかの成都事件を惹起し更に、ソ満國境に於ける暴戾なるソ聯の不法越境等々日支日ソの國際關係は將に一觸即發の一大危機を孕みつゝあり。更に眼を歐洲に轉すればスペインの内亂を契機とし、まさに世界を擧げて國民戦線と人民戦線との一大決戦を展開せんとしてゐる。いま吾國に於ても亦多くの反國體的徒輩が反ファッショの煙

四、日本労働組合會議執行委員會狀況

日本労働組合會議にありては本月十八日海員組合大阪川口支部に於て第五回執行委員會を開催し左記議案を審議決定せり

幕下に相協力してモスコウ的人民戦線の精成に狂奔しつゝあるではないか、人民戦線の本體が偽裝せる共產主義的策動であること、いま更喋々する迄もない。この重大時局に直面し我等愛國的労働者は茲に決然として憤起し反ファッショの名の下に巧みに偽裝せる人民戦線の共產主義的本質を徹底的に曝露すると共にその一切の醜動を殲滅し、以て國體の擁護と眞委顯現に邁進せんとす。

昭和十一年九月三日

新日本海員組合第一回評議員會

(出席者松岡駒吉外十八名)

記

議事

(一) 亞細亞労働會議に關する件

亞細亞労働會議第二回大會は本誌に數次既載の如く本年十月末東京に於て開催の豫定なりし處復々印度側の都合に依り(印度側より印度の國民議會選舉が始るので本年十月は行かれぬ來年三月以後に再延期されたいとの返電ありたる模様なり)之れを延期し大體明年四月八日より三日間東京に於て開催することとし同大會議案を日本側に於て内定し豫め之れが提案の可否を印度側に質すことに決定したる亞細亞労働會議大會準備委員會案を承認せり。

(二) 組合會議年度大會に關する件

本年度大會を來る十月十八日横濱日本海員會館に於て開催する

五、愛國労働組合全國懇話會第一回全國大會並常任委員會等の状況

愛國労働組合全國懇話會にありては第一回全國大會を前にして政黨樹立問題を繞り主要支持團體たる産勞對總聯合會等に意見の對立を來し、本月十一日名古屋に於て開催せられたる第三回常任委員會席上本問題審議中、東電愛國同盟矢ヶ崎靜馬の説明に對し、産勞側大久保及西山より總聯合の高山等を排撃せるが如き皮肉なる反問を加へ兩者間に釋然たらざる空氣を醸成せり、而して其の後産勞側に於ては本月二十二日開催の専門部長會議に於て政黨問題に對する態度を審議せる結果、大會前一應總聯合高山久藏と私的會見を爲し其の眞意を訊す必要ありとし本月二十四日産勞本部に於て總聯合高山久藏と産勞

こととし提出議案等を協議決定せり。

(三) 官業労働問題に關する件

種々協議の結果別項の如く決定せり(別項参照)

(四) 職權統一問題に關する件

過般來問題となりつつある全評、東交、市從、自勞の合同提唱問題に關し協議の結果「職權統一には實成なるも組合の力を弱むる病的擴大を排し善處す」との見地より社大黨に對し組合會議執行委員會名義を以て右内容の文書を發し本問題に關しては社大黨を信頼し之れが處置を一任することに決定。

(五) 國際労働條約第四百八條に關する件

國際労働總會決議事項中批准されたる案件にして未だ實施不十分なる點に付き國際労働條約第四百八條に依り其の申告案を政治委員會に於て作製することに決定せり。

側西山仁三郎外三名と會見し、産勞側より「最近關西方面に於て政黨問題に對し積極的な態度を採りつつある原因は君が同方面に度々旅行し其の策動の結果にあらずや」高山より「關西方面の政黨樹立の積極的な態度は其の地方的必要性に迫られてのことと思ふ、自分としても政黨樹立は必要と思料するが勞農協議會程度のもを政黨に發展せしむるにあらずして國民的な政黨を要望するものである、故に今急に政黨樹立の要なきものと思料す云々」と述べ會見を了せるが、之れに依り産勞の大會に臨む態度は若干緩和せられたる如く見受けられたるも、本月二十六日の第四回常任委員會に於て産勞側は大會議案として「新政黨樹立促進の件」を提案することに對し反對を唱へ總聯合等と論争せるも、結局大會に提案することになり本月二十七日の大會に於ては愛國新政黨樹立促進に努力するといふ程度の決定を見たが、尙政黨樹立の態度に就ては産勞及愛同對總聯合等との間に相當の懸隔あり向後本問題の進展如何に依りては幾多の波瀾は免れざるものと認めらる、左に是等常任委員會並大會等の状況を概説すべし。

(一) 第三回中央常任委員會状況

本月十一日名古屋市公會堂に於て開催せり出席者高山久藏外二十九名山崎常吉議長の下に左記議案を審議可決せり。

記

議案

(1) 行動方針に關する件、大會に提案する行動方針草案に付き討論を爲し一部修正の上決定。

(2) 全國大會に關する件、本月二十九日東京に於て開催することとし準備等は關東側に一任。

(3) 電力國營に關する件、種々協議の結果 (イ)現在の電氣産業

労働運動の状況

労働者を最高レベル迄引上ぐること(ロ)電力統制のため失業者を出さざることを條件に將來國有國營への前提に於て政府の民有國營案の實現を期すべく凡ゆる資本家の反對を粉砕すると共に極力政府を鞭撻することとし當面別記(一)の如き聲明書を發表することに決定。

(4) 退職積立金法に關する件、議會等を通じて改正運動を起すことに決定。

- (5) 人民戦線撃滅に関する件、政府の人民戦線取締に對する決意を促すと共に聲明書を發表することとし別記(二)の如き聲明書を發表せり。
- (6) 陸海軍當局に要請書提出に関する件、別項記載の陸軍當局が工廠従業員に對し労働組合脱退を命じたことは極めて當然にして痛快なりとし但し日本主義労働組合は容認されべき旨陸海軍當局に要請することに決定。
- (7) 愛國新政黨樹立に関する件、本件に關し産勞側は「日本主義運動者の中には案外油断の出来ぬプロカーも居れば過去に於て定評ある經歷を持つた人間も澤山居る、關東地方に於ては眞面目なる日本主義運動者は表面に出で居ない、吾々は眞面目な者と提携し時期の到る迄自重する考へである故に本件は一時保留せられたい云々」と主張せるが結局本案は政治委員会に於て速かに善處すべしといふことに決定。

- (8) 懇話會擴大強化に関する件、懇話會自體の擴大強化並に職線統一を期する爲めに左の如き方針を以て進むことに決定。
- (イ) 人民戦線の粉碎
- (ロ) 未組織労働者獲得
- (ハ) 失業労働者救済運動
- (ニ) 愛國労働組合の合同
- (ホ) 産業別第一労働組合への整理
- (ヘ) イデオロギーの統一
- (ト) 改良主義の粉碎
- (チ) 政治ゴロ、組合プロカーの絶滅
- (リ) 青年運動の展開
- (ヌ) 農民組合との提携

(二) 第四回常任委員会状況

本月二十六日東京總聯合本部に於て開催し大會提出議案大會役員等に付き協議せるが右大會

提出議案中「愛國新政黨樹立促進の件」に付き産勞側は「第三回常任委員会に於て政治委員に一任となつてゐるものを更に大會議案として提出するは如何なる譯か懇話會が政治運動のみに没頭して労働運動を第二義的にするといふならば産勞は政黨の問題だけは遺憾ながら別れたい、そして労働組合としての職線統一のみに協力して行きたい云々」と主張し他の團體より「正しい意味の強力な日本主義の政黨を必要とするといふことは懇話會結成當時より發表されて居ることである殊に政黨樹立の要望に依り労働運動が妨げらるる様なことはない云々」と主張論争せるも、結局大會に於ては一團一黨の政黨を作る必要があるといふ程度に決定することに決定せり。

(三) 全國大會状況

本月二十七日東京芝區芝浦會館に於て開催せり、出席代議員百九十七名山崎常吉議長の下に型の如く各種委員の任命、本部並に各地情勢報告等ありて次で左記議案等を審議可決せり。

記

(1) 出席團體

日本産業労働俱樂部、東電愛國同盟、新日本海員組合、日本労働同盟、愛國労働農民同志會、國民生活防衛同盟、日本労働總聯合、中部港灣労働組合、大日本労働組合協議會、愛國労働組合、全國懇話會中部地方委員会、三河愛國従業員組合聯盟

(2) 議案

- (イ) 行動方針に関する件、別記(三)の如く決定
- (ロ) 人民戦線粉碎の件、反ファッショの名の下に巧に偽裝せる人民戦線の共産主義の本質を暴露すると共に其の亡國的策謀を徹底的に撃滅することとし具體的方法は新役員に一任
- (ハ) 港灣労働者保護法制定の件、我が國に於て最も重要な産業の一部門を受け持つ港灣労働者に對して何等保護法の規定無きは重大なる時代錯誤なり故に全國五十萬人の港灣労働者の生活を保護する法律を即時制定すべく政府に要請することに決定
- (ニ) 退職積立金法改正の件、左の如き條項に改正することに決定

(一) 適用範圍

- 1. 常時二十五人以上を使用する工場
- 2. 除外例を削除すること
- 3. 船舶乗組労働者にも適用すること
- 4. 引續き三箇月以上の臨時工にも適用すること

(二) 賃銀及標準賃銀

- 1. 賃銀の決定は一般的に日給、請負給、増歩、賞與、實労働運動の状況

物給與、住宅料、通動手當等を通算すること

- 2. 標準賃銀は負傷、疾病、老衰の場合に於て従前に比し低額なる時は當該労働者の過去の普通時に於ける標準報酬日額とすること

(三) 退職手當積立金

- 1. 積立金を利益高に依るか利益配當率に依るかは重大なる問題である我々は原則として利益高を基準として積立つることを正當と認める
- 2. 積立金は本文の積立金と但書の積立金とに依り但書を適用する場合は既定退職手當金との間に不合理を生じて來る之れを削除することに決定

(ホ) 電力國營に関する件、前記第三回常任委員会決定の如く決定

(ヘ) 愛國新政黨樹立促進の件、伊藤長光より「現下の我が國の情勢竝に愛國新政黨樹立の必要なる所以を説明し此の政黨の結成に付ては一黨一派に偏することなく廣く人材を求め各層を基礎として結成し之れが實現に對しては慎重なる態度を以て善處すると共に其の樹立促進に努力すること」を説明しこれを承認實行方法等は新役員及政治部に一任

(チ) 役員決定

常任委員、西山仁三郎、矢ヶ崎靜馬、大橋治房、露久保賢治、新妻德壽、矢尾喜三郎、山崎常吉、高山久藏、會計大久保秀次、書記皆川利吉、全國委員高山久藏外六十餘名

別記(一)

聲明(案)

電力民有國營案ハ國民生活ニ最モ大ナル關係ヲ有スル電力事業ヲ統制シ皇國ノ産業興隆ニ一歩ヲ進メルモノトシテ愛國労働組合全國懇話會ハ其ノ實現ヲ希望スルモノデアアル

抑々電力民有國營案ハ皇國ノ國體理想ヲ具現セル産業政策タルニハ未ダ甚ダ遠ク國家資本主義ヘノ動向ヲ示スコロノモノデアアルガ無秩序不統制ナル現經濟機構ノ改新ニ一石ヲ投ズルモノトシテノ意義ヲ認メ電力竝ニ全電氣事業ノ供給價格ノ引下、従業員ノ身分保護竝ニ生活ノ向上進シテハ國民ノ失業ヲ防止シ改善シ産業ノ興隆開發ニ貢獻セシメ國防ノ充實ニ資シ更ニ進シテ將來ニ於ケル完全ナル我が國現下ノ情勢ニ照シ過渡的政策トシテ支持シ實現ヲ期スル所以デアアル

昭和十一年九月十一日

愛國労働組合全國懇話會

第三回常任委員會

別記(二)

聲明(案)

今や皇國日本ハ内憂外患交々ニ至リテ有史未曾有ノ重大危局ニ當面シテキル
見ヨ！隣邦支那ニ於ケル排日運動ハ遂ニ慘虐極マル成都事件北海事件ヲ惹起シ更ニソ滿國境ニ於ケル暴戾ナルソ聯ノ不法日支、日ソノ國際關係ハマサニ一觸即發ノ一大危機ヲハラミツツアリ更ニ眼ヲ歐洲ニ轉ズレバ、スペインノ内亂ヲ契機トシテ、正ニ

以上の諸問題は、我等の出発よりの展望として加盟各團體は一致協力して、その解決に努力しなければならぬ。以下その説明を加へよう。

イ、愛國労働組合の統一と組織の擴大 は本懇話會の當面の急務である、我等は今や祖國とその産業の強固なる基礎を確立し以て國民生活の安定に備へ且つ一切の反國體的既成労働運動を打破し、日本主義労働運動の上に、全産業の組織を完了し皇國日本の興隆に盡さねばならぬ。
ロ、失業問題の對策の樹立 失業問題はまた我國に於ける重大なる社會問題の一つである。人口過剰産業の機械化、深夜業労働等は多くの失業労働者を出し、農村窮乏化と共に國民生活を脅かすものである。
吾等は労働時間の統制、製産品の自給自足、その他の對策を政府及び資本家に要請する。次の一例に見るが如き積極策を提唱する。

- イ、國內鐵道の電化
 - ロ、自動車の積極國産
 - ハ、國內土木事業の完成
 - ニ、國防の完壁
- ハ、以上の社會政策と労働立法とは現行法を改正し、未だ立法されざるものは我が國情に即する制度を創設する必要を強制し、併せて之が實現のために邁進するものである。
- ニ、産業労働會議を日本國內に設置し、産業の國是を制定し、以つて勞資の協力に依る産業の發展を期し、且つ勤勞従業員の福利施設の完壁に依つて、國民經濟の基石たらしむること。

労働運動の状況

世界ヲアゲテ國民職線ト人民職線トノ一大決戦ヲ展開セントシテキル 今や我國ニ於テモ亦多クノ反國體的團體ガ反ファツシヨノ標幕下ニ相協力シテ亡國的人民職線ノ結成ニ狂奔シツツアルノデハナイカ、人民職線ノ本體ハ僞裝セル共產主義デアアル、コノ重大時局ニ直面シ我等愛國労働組合全國懇話會ハ茲ニ決然トシテ憤起シ反ファツシヨノ名ノ下ニ巧ミニ僞裝セル人民職線ノ本質ヲ徹底的ニ曝露スルト共ニソノ一切ノ醜動ノ根元ヲ殲滅シ以テ國體ノ擁護ト眞姿顯現ニ邁進セントスルモノデアアル

昭和十一年九月十一日

愛國労働組合全國懇話會

第三回常任委員會

別記(三)

行動方針書

愛國労働組合全國懇話會は、我等の要綱及び創立宣言に基き、皇國の繁榮につとめ、更に日本主義労働組合の大同團結と組織の擴大をその主要なる任務とするのである。そして、その團結を通じて次の如く行動する。

- イ、愛國労働組合の職線統一及び組織の擴大
- ロ、失業問題の對策の樹立
- ハ、退職積立法、健康保險法、工場法、労働者災害扶助法、臨時雇傭制度の改廢及び國情に即する社會政策、労働立法の促進
- ニ、日本産業労働會議の設置の促進
- ホ、日本産業の伸張と國際問題
- ヘ、政治問題の對策への協力

ホ、吾等は亦、國際的にも産業と労働の運動に協力し、世界の資源の不公平を調整し、併せて國際文化のために貢獻せんとするものである。

ヘ、政治問題の新たな方向は我國民全體の現下必須の問題である。失業對策と労働立法の改廢及び制定
農村の窮乏打破
中小商工業の問題
國民生活の安定
移民問題
對外貿易の調整
對外國環境の變化と國防の充實等々は反國體的既成諸政黨によつては、皇國日本の發展と國民生活の安定を招來し得るものでなく我等は熱意を持って清新なる政治勢力の結成に協力する所以である。以上を以て愛國労働組合全國懇話會の當面の行動方針とするものである。

別記(四)

宣言

愛國労働組合全國懇話會は去る四月十九日東京に於いて結成式を舉行した。當時帝都はなほ戒嚴令下にありて結成宣誓式のみを舉行なりしも參加各團體の熱烈なる支持に依つて次第に發展を遂げて今日に至つた。

爾來各種の行動實踐を通じて我等は「日本主義労働運動」の堅實なる地歩を確保した。從來日本に於ける政治經濟外交その他一切に亘る分野に於いて歐米追隨主義を生み出し従つて労働運動それ

九七

自體も共產主義社會民主主義の思想的影響をうけて歐米復讐主義に随して居たことは先きに指摘した通りである。

然るにこれ等の共產主義者、社會民主主義者乃至一部の自由主義者は相提携し最近人民戦線の結成を策し、益々露骨なる反國體思想の宣傳に狂奔しつゝあるのである。觀よ！これ等の社會民主主義労働團體は社會民主主義政黨と共に最近陸軍部内に於ける労働組合が社會民主主義陣營より去つた事實を目して單純なる團結の蹂躪なりと稱し憲法論を振り翳して大衆を煽動し軍民離間を策し斯くて敗戦主義への拍車を加へて居るのである。

我等は、かくの如き一切の非國家的思想の排撃の上にて日本精神の昂揚につとめ以つて日本全國の労働者を日本主義に再編成を要する事が必要である。

又政府は「退職積立金法」を制定したのであるが、なほ幾多の改正を要する項目あり吾等はその重要なる改正を當局に要求するのみならず、更に進んで日本の國體に即する労働立法の制定と併せて日本の産業の公正なる經營を通じその發展伸長のため産業労働會議の設置を要望するものである。

六、日本労働同盟の情勢

昭和七年五月國家社會主義を指導精神として結成せる日本労働同盟は昭和九年十一月戦線統一の名の下に關西方面は總同盟に東京聯合會は全國労働に合流したるが、當時此の舉に反對せる滋賀縣聯合會、北陸合同労働組合、京都労働同盟、大阪木材労働組合等は近藤榮藏を主事に擧げ組合本部を再建し組織の挽回に努めつゝありしが、其後人的竝に財政的に行詰りを生じ勢力漸次衰頹の傾向を辿りつゝありしを以て幹部級は之れが打開策に腐心中の處、最近戦線統一を理由として愛國労働農

今や、日本内外の情勢は、いよ／＼切迫せる情勢を示して居り、吾等産業労働者の正しき行動は、延いて皇國の繁榮に直接關連する所甚大なると同時に國防の上から缺く可からざる緊急事である。

茲に日本主義労働組合の大同團結に慨然として邁進するものである。

吾等は亦政治問題の新たなる方向が我國現下必須の問題にして、從來の反國體的諸政黨に依つては斷じて皇國の發展と國民生活の安定とを招來し得るものにあらざる事を知り我等は熱意を持つて強力にして清新なる政治勢力の結成に協力するであらう。

かくして愛國労働組合全國懇話會は共產主義社會民主主義其の他の一切の非國家的行動の絶滅を期して、全日本へ日本主義労働運動の大道を打ち立てなくてはならない。

右宣言す

昭和十一年九月二十七日

愛國労働組合全國懇話會第一回大會

民同志會に加盟することに諒解なり本月二十五日左記の如く東京芝協同會館に於て中央委員會を開催し、運動方針及愛同に加盟の件其の他を協議決定せり、斯くして滿洲事變後所謂非常時の産兒として生れ國家社會主義労働團體として一時華々しき進展を見せたる本團體も遂に解消するに至れり。

因に向後は愛國労働農民同志會の一労働部門として活動するものゝ如し。

中央委員會に於ける協議事項

- (1) 運動方針の件、別記(一)の如く決定
- (2) 戦線統一に關する件、近藤榮藏より「戦線統一の具體的問題は帝都叛亂事件後何等かの方法を以て統一すべく眞劍であることは諸君も承知の通りである、其の結果は二月會、愛國労働組合全國懇話會、労働協議會等が結成せられた、現在日本主義労働團體は懇話會を中心に統一されて居る我が同盟も隱居して居る場合でない、我が組合と合同するといふ團體があるならば合同するも差支ないと思ふ、愛國労働農民同志會は最も合同可能と思ひ殊に我が同盟に關係ある富山地方の農民團體は既に同組合に加盟し居るを以て私は個人として愛同の幹部と會見し意見を交換したる處目標と意見が合致したので同組合に加盟することゝが最も適當と思ふ云々」と述べ滿場異議無く愛同に加盟することに決定
- (3) 本部並に地方組織に關する件
 - イ) 本部を愛同の事務所に置くこと
 - ロ) 地方聯絡委員會を設置すること

別記(一)

労働運動の状況

當面の運動方針基準

はしがき

吾が日本労働同盟は昭和七年いはゆる非常時の産兒として生れて以來苦難なる闘争の歩みを續ける間一部指導者の落伍するあつて陣營を更に縮少するの止むなきに至つたが吾々はよく殘孽を堅持し革新労働運動の旗を高く掲げつゝ今日に及んだ。

而して最近に於ける非常時の深刻化は益々吾等が傳統的主義の誤謬ならざることを明かにし吾等が使命に一層の重きを加へた、此の秋に當つて自己の立場を再認識し當面何を爲すべきかを明確に指定することは最緊要事である。

(一) 立場の再認識

日本労働同盟は我國労働運動界に於いて「非常時」と稱せられる特殊の時代に特殊の役割を果すべく生れた組織である、同盟が今日迄四面楚歌のうちに殆んど孤立的なる存在を保つべく餘儀なくされ來つた理由は茲にある、特殊の役割は何のであるか、これは即ち從來の社會民主主義共產主義労働運動を日本的なる労働運動に轉換せしめる役目である。換言すれば同盟は非常時が要求する新労働運動の旗手として尖端を行くべく使命づけられたのである。

る。吾々が一切の誘惑を排して社会民主主義労働團體に歸還するを拒み通し苦難なる孤立的立場を堅持し來つた所以はこれだ。「日本主義労働運動」の確立こそ吾が同盟の目標であるが今日この名に依つて呼ばれる運動がなほ幾多の社会民主主義的乃至「信用組合」的誤謬を内包し従つて眞に「昭和維新」に役立つには未だ甚だ不充分なる現状の前に同盟は飽くまでも所期の目的貫徹のため自からの陣營を強化し新労働運動の旗手たるの役割を果さねばならぬ。吾が同盟は單なる口舌或ひは筆の宣傳に終始するものではなく實踐的運動を通じて労働大衆の間に主義主張を浸透せしめんと努めるものである。我等が組織の擴大はかゝる意味に於いて重要なのであつて、從來の社会民主主義組合組織における如く幹部員の生命線として貴重なのではない、同盟組織の強化と擴大とは上述の如き意圖と建前から進められねばならぬ。

(二) 組織の對照

吾が同盟は純正日本主義(日本改新イデオロギイ)の労働大衆への浸透を主要目的とするものではあるが、單なる思想團體でないことは勿論だ。實踐運動は必然的に大衆の「經濟闘争」分野に於いて先づ展開される。而してそれは當然非日本的なる頑迷資本家の壓制下に憫む労働者の現實の問題を取り上げることの意味する彼の經濟問題の成功的解決への努力である。

然し乍ら日本主義は階級對立主義を排して全體主義に依る處のものであり特に今日の中小工場に於ては問題が勞資全體として取り上げられる時に關係者一同の利益がより良く護られ得る事態である、蓋し獨占巨大資本制の確立は中小企業家を被搾取者の地位に陥れたからだ、故に吾が同盟は日本主義を以て斯かる工場主

に働きかけ彼等と雇傭労働者との間の問題を國家的に處理せしめる方法を講ずべきである。労働者の「實力」としての團結の威力は蓋用すべからず。

(三) 共同戰線

中央に於いても亦地方においても同盟はその孤立的傾向から脱出すべく極力努む可きである。非常時の深刻化は今や日本主義陣營の統一を要求して止まぬからだ。然しながらこの要求への服従は吾等が主義主張の放棄であつてはならぬ。愛國労働組合全國懇話會の結成は喜ぶべきであり、それへの同盟の加入は正しいだが眞に實踐的效果を擧げんとする共同戰線は「單なる形式的聯合」をして満足すべきでなく眞に血盟的意氣投合を必要とするそれ故に同盟は懇話會内部にあつて時に意氣投合する他團體あらばそれとの緊密なる盟友關係を結ぶべきだこれは決して徒らに「黨中黨を造る」ものではなく全體の共通目的「昭和維新」の爲の労働陣營の強化をより速かに達せしめん爲め的手段であるは云ふまでもない。

(四) 勞農提携

日本主義に據る労働者と農民の提携は昭和維新促進のための主要條件の一つである。然し乍らそれは謂ゆる勞農ヘゲモニーの思想に墮してはならぬ、勞農ヘゲモニーは階級的利害觀念に立脚した獨裁支配であつて、我が國體に全く反する處の思想である、同盟は既存農民團體と緊密なる提携を結ぶのみならず農村漁村に働きかけうる立場にある各支部は進んで農民の組織化を援助すべきである。

(五) 政治的進出

る。日本労働同盟は非常時に生れたる革新的團體として本然的に時局を痛感する。然し乍ら四圍の情勢はいよ／＼輕舉妄動を許さず抜本的行動を戒む。此際先づ必要なのは陣營の整備強化であり方針の集中化であり行動の統一化である。それが爲に吾が同盟は企圖を全く一にするところの愛國労働農民同志會と先づ不可分の結合を遂げ日本主義陣營整備の範を示すと共に直ちに果敢なる運動を展開せんとするものである。全日本の愛國労働者諸君並に労働團體よ此際一切の私心を投げ棄て過去的情實から解脱し國家非常時に對する責任に目醒めて、速かに大同團結を達成し以て昭和維新の大業を不惜身命に翼賛し奉らうではないかこの大目的の爲に吾が同盟は本日こゝに新たなる第一歩を踏み出すものであることを宣明する。

昭和十一年九月廿六日

日本労働同盟第二回中央委員會

同盟の一つの因襲である處の地方割據の弊は此際斷然清算されねばならぬ、これは中央の微力を直接の原因とするものではあるがまた一方地方組織に於ける時局に對する認識不足にもよるものだ、結局に於いて労働大衆の生活擁護は昭和維新を通じて全國家的に達成され可きものであると云ふ認識の確立はこの種の誤謬を清算するであらう、日本主義を標榜する労働陣營内に依然として彌漫する組合主義を克服するためには、正しき政治意識の高揚が最も必要だ、労働者の政治的要求は單にお座なりの請願陳情聲明等を以て終りとなさず謂ゆる日常闘争に結付けられて労働大衆の日本主義的革新意識の高揚と集中化を實現せねばならぬ。

昭和十一年九月二十六日

日本労働同盟第二回中央委員會

別記(一)

宣言

内外非常時の切迫は今や國民總躍起を促して止まぬ。此秋に當つて團結の試練を経たる労働者が率先奮發すべきは當然であ

七、國産工業株式會社(元戸畑鑛物株式會社)木津川工場の臨時工解雇に伴ふ
解雇手當請求訴訟事件

標記訴訟事件に關しては本誌昨年七月號記載の如く第一審に於て原告たる職工河本彦四郎の勝訴となりたるを以て、會社側は「本判決は單に原告一名の要求に對し斷案を下したるのみならず、其の論據たるや汎く一般的視野に於て臨時工問題に對し規範的解釋を下したるものなり。従て本判決は當社は勿論現下臨時工使用中の各會社工場等に多大の衝動を與へ其の影

響する處頗る甚大なるに鑑み上訴により飽迄も當初の主張を強調し徹底的に法廷戦を續行するものなり」とし、昨年八月十日大阪地方裁判所へ控訴を提起せり。兩來同裁判所第六民事部に於て審理中の處、本月十七日研究資料記載の如く「本件控訴は之を棄却す」との判決あり再度職工河本彦四郎の勝訴となれり。

以上の如く一審、二審共會社側敗訴するや關西産業團體聯合會は當初より本訴訟の成行を重大視し暗に會社側を督勵援助し來りたる關係上本判決に對しては相當衝動を受けたるものゝ如し。

又會社側代理辯護士に於ては本件に關する一審、二審判決は共に所謂「人情的判決」にして法律的には會社側が八分通り勝算あるを以て法の擁護上飽迄争ふべしとの意嚮を有し、工場代表者村上取締役と協議の結果上告することに決し、此の旨東京本社の承認を得べく申達すると同時に一切の上告手續書を作成し居りたる處、十月二日(上告満期日)本社より「本訴訟に於て當社の主張は充分取り入れられ居り、只社會人道上職工河本に同情的に解雇手當を給與すべしとの判決なれば、法律的には充分理解出来るを以て之以上上告論争するは無駄なり」と指示し來りたるに依り、愈々本判決に服従することとなり、本件は爰に終結を見るに至れり。

尙本件に對する當事者双方の主張竝に判決理由の要旨を摘記すれば次の如し。

記

(一) 會社側(控訴人)の主張

(1) 河本彦四郎は臨時工として備入れたるものなり。臨時必要の爲とは一時的作業に従事すると將又工場の本體作業に従事するとを問はず事業の一時的缺員を補充する爲雇傭す

るものにして一定の期間の定めなきものと雖も臨時必要の消滅と云ふ事實の發生を不確定期間とする期間の定めあるものにして、河本は右不確定期間を期間として臨時必要に應じ備入れたる臨時人夫(臨時工)なり。

又本工と臨時工とは其の採用の形式を異にし、本工採用には

嚴格なる形式を要するに反し臨時工には斯る形式を要せず、採用後に於ても其の處遇を異にするものにして、河本は採用に於ても、採用後の處遇に於ても臨時工としての取扱を受けたるものなり。尙採用に當り庶務主任より臨時人夫として採用すべき旨を申渡しあり。

(2) 河本彦四郎は解雇手當請求権を有せず。

就業規則竝に給與規則に基き解雇手當を請求するには必ず本工たること、會社の業務の都合其他止むを得ざる事由に因り解雇せられたること及び給與規則第八條所定の場合に該當せざることを要するものなり。然る處、河本は臨時工にして、且其の解雇は不確定期間の終了と云ふ事實により當然雇傭契約の終了したるものなるを以て解雇手當請求権を有せざるものなり。又河本備入に際し庶務主任より臨時人夫として備入ること及解雇手當及附加的給與を支給せざること等を説示の上備入れたる者なるを以て解雇手當請求権を有することなし。

(3) 解雇手當を支給せざる特約は無効にあらず。

工場法施行令は單に就業規則の作成届出を強制し又同規則に定むべき事項の一として解雇に關する事項を擧ぐるに止まり、當該事項の内容は總て制定者の任意なり。従つて豫告手當支給は法律が強制せるものにして公法的性質を帯ぶると雖も、工場主の好意に依る恩惠的福利施設に過ぎざる解雇手當の支給に關する規定は公法的性質を帯ぶることなく、反對特約を以て其の效力を排除し得るものなり。

(二) 河本彦四郎(被控訴人)の主張

(1) 河本は臨時工に非ず本工なり。

(三) 判決理由の要旨

(1) 河本彦四郎は臨時人夫(臨時工)として備入れられたるも時日の経過により本工となりたるものなり。

臨時必要に應じ備入るゝ場合は期間を定むることは臨時工たる要件にあらずして、寧ろ臨時必要と言ふことに著目すべきなり。

臨時工とは會社の規則によれば「臨時必要の爲及試の爲」期間を定めて備入れたる者の二者を謂ひ、必ず期間の定めあることを要するものなるが、河本は期間の定めなく備ひ入れられたるのみならず、其の従事したる作業は工場目的たる本體作業なれば本工と何等擧ぶらざるなく、其の名稱及採用形式の如きは身分上に何等影響なきものなれば本工なり。

(2) 河本は解雇手當請求権を有す。

河本は臨時工に非ず本工にして且つ、會社の都合により解雇せられたるものなるを以て就業規則竝に給與規則に基き當然解雇手當請求権を有す。尙會社は河本備入に當り解雇手當を支給せざる旨特約せりと稱するも斯る事實なし。

(3) 解雇手當を支給せざる特約は無効なり。

工場法施行令は就業規則中に解雇に關する本項を擧ぐべきこと及びこの規則は府縣知事に届出すべきことを命じ居り、府縣知事の認可なき限り變更すべからざるものなるを以て、就業規則は公法的性質を帯ぶるものなり。故に擅に個別的雇傭契約を以て其の效力を排斥することを得ず。故に假りに當事者間に解雇手當を支給せざる特約成立したりとするも右は前述の如く就業規則及給與規則の公法的性質に反するものなるを以て無効なり。

り。又従事したる作業が工場目的たる本體作業なることのみを理由として直ちに本工なりと爲すことを得ず。更に河本の備入に當つて會社が所定の本工備入の時の如き厳格なる形式を採らざりしことは明かなるを以て、河本が當初所謂臨時人夫として備はれたることは疑なき處なり。

然し右を以て直ちに河本が最後迄絶対に本工たることなきものと連断すべきに非ずして、期間を定めず漫然臨時必要の名の下に備入れらるる者は其の従事する作業が工場の本體作業にして而も相當期間を経るときは臨時の意義著しく稀薄となり何等本工と擧ぶるところなきに至るべく、然るときは名は臨時工なるも其の本質は本工に變じたるものと謂ふべく、特に解雇手當其他の福利施設の享受に付ては之を本工と同様の待遇を與ふるを相當す。

試の爲期間を定めて備入れたる者は設備の上八月の後に本工たり得るものにして、河本は相當期間少くとも木工見習の必要とする八月の期間を経過することにより本工となりたるものにして、會社は之に對し木工同様の待遇を爲すべく、少くとも本工に對して與ふる解雇手當の支給を拒絶することを得ざるものと認むるを相當とす。

(2) 解雇手當は労働に對する附加的報酬と爲すを相當とす。解雇手當は使用者の解雇を原因として使用者より支給せらるる金銭其の他の給付を言ひ、使用者は豫め之が支給を約することにより勤務の安定、能率の増進等労働管理上の効果を收むることを得べきものなれば其の法律的性質は使用者の恩恵に出でたる贈與と見るよりは労働の對價たる附加的報酬と爲すを相當

とすべく、然るときは本工に比すべきものを徒に臨時工なりと爲し其の名に於て解雇手當の支給其の他の福利施設を拒否するは公平の精神にも反し、又解雇手當等の制度を定めたる趣旨にも悞はざるものなり。

(3) 河本は會社の業務の都合により解雇せられたるものなり。會社が業務の都合により河本を解雇したるものにあらずして、不確定期間の到来に因り當然終了したるものなりと主張するも、聖人伊藤事務主任の証言によれば、昭和九年九月二十一日の大風水害に際し工場が多額の損害を受け、爲に註文減減し人員に冗員を生じたが爲河本を解雇したるものにして畢竟業務の都合に因り解雇したるものなり。

(4) 解雇手當を支給せざるとの特約は無効なり。河本が解雇に際し解雇手當を請求せざることの特約したるは本来の意義に於ける臨時人夫として雇はるる限り解雇手當を請求せざることの事實を認むるに止まり、實質上の本工となりたる後も之を請求せざることと約したる事實は證據に據るも未だ的確に認め得ざるのみならず、假りに斯る特約成立したりとするも右は就業規則及之と一體を爲せる給與規則の強行性に反し無効なるものなり。

元來法律が工場主に就業規則の作成届出を強制し地方長官の認可を條件として其の效力を認むるは之に依り工場労働者を保護し工場労働の秩序を維持せんとするに在りて、然る限り一旦就業規則に解雇手當制度を定め、之が支給を約したる以上該規定は強行性を有し、成規の手續を経て之を變更するは格別制定者の専断に依り之が適用を二、三にし、又特約に依り其の效力を排除するは法律の許さざるところと解す。

八、東都乗合自動車株式會社の争議

- (一) 事業主側 東京市板橋區板橋町六ノ八一八所在 東都乗合自動車株式會社
使用労働者一〇九名 内譯 運轉手四七 車掌五一 助手六 技工五
- (二) 労働者側 争議参加者八一名 内譯 運轉手四〇 車掌三八 技工一 助手二

關與團體 東京自動車労働組合(略稱自勞)

(三) 争議發生並びに解決年月日 昭和十一年八月三十一日發生 同十月二日解決
(四) 争議の原因 會社従業員は平素より待遇劣悪、労働強化及び監督者の無理解等に關し不平不満を抱きつゝありしが、偶々會社が埼玉縣浦和市に本社を有する川口乗合自動車株式會社に於て東京自動車労働組合の介入により労働争議發生したるに鑑み、自社に労働組合の組織の及ぶことを虞れ、之が防止の目的を以て「労働團體思想團體に加入せざること」外七項目を内容とする誓約書を従業員より徴するの方針を樹て、八月十五日頃入社後比較的日淺き従業員約十五名に對し該誓約書の提出方を命じたる爲反つて従業員間に急激に労働組合加盟の氣運を醸成せしめ、同月三十日及び三十一日の兩日に互り全従業員一〇九名中八一名東京自動車労働組合に加入し、同組合幹部の指導下に同月三十一日十五項目より成る嘆願書を提出したるも會社植野支配人は「會社は労働組合を認むる能はざるを以て組合代表に對しては何等回答し得ざるも従業員代表のみ三名位とは懇談的交渉を爲すべし、尙組合として提出せる嘆願書は受領し得ず」と強硬に拒絶せる爲、従業員は更に二十項目に互る嘆願書を作成し之を會社に郵送し、同日午後六時三十分再度會社を訪問植野支配人に對し嘆願書に對する回答を求めたるも、同支配人は依然組合否認の回答を爲したる爲従業員側は會社に誠意なしと激昂席を蹴つて退出せり。茲に於

て従業員側は同夜従業員大会を開催し、罷業決行及び別記(一)の如き要求書提出の件を協議決定し翌九月二日午前零時二十分従業員代表は會社に至り、右要求書を會社の拒絶するにも不拘之を机上に放置し引揚げたり、之より先會社側は三十一日午後八時頃より早出引揚げ勤務者に對し争議不参加を勸説したる事實ありし爲甚だしく前記従業員大会を刺戟し罷業決行の時機を速めたる嫌ありて、争議参加者全員は遂に九月一日午前六時の始發時より罷業を決行するに至れり。

(五) 經過 (1) 會社側、前記の如く九月一日始發より従業員が罷業を決行するや、會社側は直ちに同系會社等より運轉手車掌等の應援を求むると共に臨時運轉手、車掌等を募集し殆んど平常通り圓滑に運轉を繼續すると共に九月一日正午争議参加者十九名に對し解雇通知を發し、強硬に組合否認の態度を持し、九月四日所轄板橋警察署の斡旋に於ける勞資會見も遂に何等具體的交渉に入らずして決裂するに至れり。其の後に於ても會社各重役とも依然として組合否認の態度を以て臨み争議團側の嘆願要求事項に對しては單に聞き置く程度のものにして、自ら進んで事態の收拾に當るが如き熱意更になきのみならず、九月八日更に三名の解雇を爲すと共に監督事務員をして争議團切り崩し戰術に専念せり。斯くの如き會社の態度は別項の如く争議團を甚だしく悪化せしめ多數の警察事故を發生せしむるに至りしを以て、警視廳當局に於ては此の儘放置するに於ては事態頗る憂慮すべきものありとし、九月十三、十四日の兩日に互り會社側勸導事務取締役以下四名を調停課に招致し速かに解決に善處すべき旨諭示種々對策を聽取したる處遂に組合側をオプザーバーとして列席せしむることを肯ずるに至り、十四日正式勞資會見の運となりたり。然るに右會見に於ける會社の回答は従業員側の要求書の重要なるものを殆んど拒否せるものなりし爲従業員側の満足する處とならず、更に双方考慮することとして會見を了するに至れり。

(2) 争議團側

前記の通り會社の組合否認的態度強硬なるに對し、争議團側に在りては友誼團體の應援を求め且會社の

同一系統の乗合バス従業員に働き掛け、會社側に脅威を與へ争議を有利に展開せしめんとの方針を樹て、九月一日罷業決行と同時に東交其の他の友誼團體に對し争議應援依頼狀を發送すると共に、連日の如く印刷物を作成會社と同一系統のバス従業員に對しては勿論一般市民に對しても之を配布し極力同情を求め、更に九月二日には家族團の結成を爲し以て會社の切崩しに備へ、或は屢々従業員大会を開催して團員の結束に努めつゝありたり。然るに會社側の態度更に變化なく強硬にして解決の曙光認められず争議は持久戦に入りたるを以て争議團の空氣漸次尖鋭化し、八日の首腦部會議に於ては積極的に争議團員の街頭進出により會社重役邸及び事務所等を訪問し「ヘタリ込み」戰術に出ずることにより局面を有利に打開することに決し、爾来争議團員又は組合員、數名を一團として或は家族を率ひて社長を始め各重役其の他會社幹部の自邸を訪問して所謂嫌がらせ戰術を敢行すると共に九月十六日別記(二)の如き再要求書をも提出するに至れり。斯くの如く執拗果敢なる抗争を繼續し且争議の永びくことにより益々會社側との對峙尖鋭化する結果は必然的に非合法手段に訴へるに至り別項記載の如く其の間屢々警察事故を惹起し特に九月二十日、二十一日には大衆的暴行事件の發生を見るに至り相當社會に大なる不安衝動を及ぼすに至れり。

(六) 解決状況

前項に記したる如く勞資双方共態度強硬にして鋭く對立し居たるも會社側は罷業發生以來臨時運轉手(日給四圓)同東交(日給二圓)を雇入れ運轉を繼續せるも其の多額の費用に悩み且九月二十日、二十一日兩日の警察事故の發生により社會に及ぼす不安衝動等相當なるものあるを感知し反省の結果各重役間に於ても從來固執せる頑迷なる態度を緩和し解決を急ぐに至れり、他方争議團側に在りても争議發生以來既に二旬を過ぎ未だ解決の曙光をさへ見る能はず加ふるに九月二十日、二十一日の事故惹起後自勞幹部は殆ど檢束され争議指導者を失ひ、東交側之に代りて積極的に全面的支持を圖り

一見結束を強化したるが如き観ありしも裏面的には争議の長期に互れるに困惑し、殊に月末に近づくに従ひ家庭の諸支拂等を案ずる者多く一日も早く解決を希望するに至れり。斯くの如く労資共に解決を希望するに至り調停の機熟せりと認めたる警視廳當局に於ては十月一日午前十時會社代表を、更に午後二時より争議團代表を招致し調停、労働兩課に於て徹夜種々論示斡旋の結果翌二日午前八時に至り發生以來三十三日に於て別記(三)の如き條件を以て圓滿解決を見るに至りたり。

(七) 友誼團體の動靜

最近資本家は所謂國家非常時に藉口して漸次攻勢化し特に官勞問題發生以後は労働團體を否認するの態度に出ずるもの漸く多きを加へ従つて労働者側特に労働團體にありては斯る資本家の態度に對しては多大の關心を持ち自己陣營の確保に焦慮しつゝあるの實狀にして、二度かゝる原因により争議發生せむか各種労働團體にありては主義主張を超越して一齊に資本家に對し抗争を敢行するを常とす。故に本争議に於ても其の原因が會社側の組合否認に發端せる結果在京各種労働團體にありては次の如く一齊に起つて争議團體を支持應援するに至れり。

(1) 合法左翼團體の應援狀況

九月二日城北勤勞市民俱樂部を中心に東交、佛青、借同等所謂合法左翼各團體に於ては「東都バス争議應援城北無産團體協議會」を結成爾來争議基金募集を爲し或は争議應援演説會、市民大會、區民大會又は東都バス料金値下要求演説會等を開催して一般輿論の喚起に努め、或は連日争議團本部を訪問して激動に努め他方會社側に對しては屢、抗議文等を提出するは勿論、會社側各重役私邸を訪問争議解決方を陳情又は抗議する等終始積極的に争議團を支援應援せり。特に東交にありては九月二日日本部執行委員會に於て積極的に本争議を應援することに決し以下五名の專屬應援員を派遣し、前記協議會と共に或は單獨に積極的に應援し、更に九月二十日、二十一日の事件後本争議を指導しつゝありし自勞幹部が殆んど檢擧されたる後を受けて之が指導に當り、争議團の結束抗争に努むる處ありたり。

(2) 社大黨及び總同盟の應援狀況

社大黨瀧野川、王子、板橋、豊島各支部及び總同盟北豊島地方聯絡委員會に在りては九月四日「城北地區社大總同盟東都バス争議應援委員會」を組織し、勞協の應援を問題にせず積極的に應援することに決し、同月六日には市民大會、翌七日には區民大會等を開催決議文を可決し夫々代表者を以て之を會社側に手交する處ありたり。

(八) 右翼團體の動靜

大日本生産黨關東本部労働部長關根喜四郎及び小菅賢二等に於ては東都バス争議發生以來其の情勢經過を注視し來りたるが、應援團中に自勞、勤勞市民クラブ等の如き共產主義的思想を有する組合が支援せるを快しとせず之を排除して大日本生産黨指導下に於て日本主義に立脚し正義を以て解決の衝に當らんとし、九月十二日以降寄々協議の結果會社を訪問して警告書を手交することゝし、九月十七日、大日本生産黨城北支部長永富以徳、同常任委員兼労働部員本多喜一郎の兩名は會社を訪問玉川電氣運輸主任浦壁五郎兵衛に面會、永富より「就而國家非常時の際従業員の意嚮を充分汲取り日本主義の立場に於て一日も早く解決せられ度い、目下應援せる自勞、總同盟、勞協等に對しては絶對反對である」云々と述べ警告書を手交せり。更に九月十八日同黨に於ては黨労働部並びに城北支部合同争議對策協議會を開催し、東都バス争議對策につき協議の結果「會社に責任者を訪問し意嚮を聴取し吾々の主張を容認すれば解決條件に必要な誓約書を會社より取り従業員は待遇改善を目標に行動を起すこと、若し會社側が我々の意嚮を容れず共產主義的傾向を有する組合を認めず解決する場合は會社も亦之と同一なる非國民と看做し徹底的に弾劾すること」を決定し、右決定に基き十九日關根喜四郎以下四名會社を訪問植野支配人に面會「吾々は會社側と従業員とが一體となり赤色労働組合即ち人民戦線運動を排撃して一日も早く解決せむことを希望する而して今後は自主的組合を會社内につけて重役より車掌に至る迄一體となつて働く様勤め

る旨を陳べ退去する處ありたり。

(九) 警備事故 本争議は其の原因が會社側の組合否認にありし關係上勞資共に其の主張強硬なりしと、争議が三十三日の長期に亘りたる爲め争議極度に悪化し多數の警備事故を發生したるが其の主なるものを列記すれば次のし。

記

- (1) 九月五日争議参加車掌松崎もとの實父死去し翌六日告別式に際し警視廳當局の警告を無視し七二名の多數参加し、追悼歌を歌ひ、剃へ式終了後自勞幹部北風孝外數名腕を組み警察官の制止を肯せず示威運動に移りたる爲、所轄板橋警察署に於て六名を檢束せり。
- (2) 九月十日午前一時三十分頃自勞組合員梅谷專悦當二十一年なる者墨汁瓶を携帯し、東都バス監督長田園治留守宅に至り、同家玄関の壁に落書し更に「電報」と詐稱し、妻女が玄関の戸を開くや玄関、壁及妻女の顔面に墨汁を振り掛け逃走せり。尙同人は同夜東都バス社長邸に至り門扉、袖垣等にも右同様落書したる爲遂に所轄代々木署に檢束されたり。
- (3) 九月十日午前七時三十分頃瀧野川町一九七〇番地先道路に於て争議團員吉田福松外三名は會社側争議不参加者運轉手村田作次郎當三十二年が自動車(空車)の修理中を認め裏切者として本部に連行同人に暴行顔面に全治一週間の傷害を加へたるを以て所轄瀧野川署に檢束せり。
- (4) 九月十日午前十一時三十分頃瀧野川町一九六三先道路に於て争議團員自勞北里三次、山口作平の兩名は會社側運轉手宮村午郎當三十一年が自動車を修理中同人に暴行し、顔面及兩額關

節打撲並背骨打撲損過全治十日を要する傷害を加へたるを以て所轄瀧野川署に檢束せり。

- (5) 九月十二日午後六時東交濱松町支部細田以下二十名、總同盟集會第二支部佐藤三以下十三名は争議團本部を訪問激論演説の後更に瀧野川町一、七三九番地婦人合宿所を訪問激論演説を爲し争議團員と共に労働歌を高唱しつゝデモに移らむとせるに付所轄瀧野川署巡査部長廣澤三郎が之を制せる所、菊地源次郎は同部長に暴行(頭部毆打被服破損)せるを以て檢束せり。
- (6) 九月九日午後一時頃争議團員十二名は高輪北町四十八番地會社事務部同重雄方を訪問事務に面會を求め本人不在の旨女中に告げられたるも退去せず、更に所轄高輪署特高係に於て諭示せるも肯せず所謂「ヘタリ込」を爲したるを以て檢束せり。
- (7) 九月十八日就業中の東都バス運轉手照岡一正に對し同車に乗車中の城東市民俱樂部常任書記早瀬喜久男は降車の際暴行したるを以て所轄瀧野川署に檢束せり。
- (8) 争議團首腦部自勞西條正は會社側に脅威を與へ争議を有利に轉回せむとし九月十九日深夜を期し東都バス車庫内に忍込み格納車輛全部のバンク計畫を樹て、同日午後七時頃争議團本部に於て團員山口作平に對し懐中電燈一箇準備金三圓也を手交し二十日午前二時頃より同四時頃迄の間に於て之が實行を爲し同時に小刻み

にせる古新聞紙を自動車のガソリタンク内に投入することを命じたり。山口は同日ロープ一本、地下足袋一足、螺廻し一本を購入の午後十二時頃車庫附近の状況を偵察せるに警戒嚴重にして實行不可能の見透しつきたるため同日は之を中止し、翌二十一日實行の計畫なりしも二十日次記の如く従業員側に於て自動車運轉妨害の計畫あるを聞きたる爲之が實行を取り止めたり。

(9) 争議團側在りては争議を有利に導くには争議發生以來運轉を繼續せ會社側自動車の運轉を妨害するに如かずと爲し自動車ガソリタンク内に紙其の他のものを投入することとし次の如く實行せり。

- (a) 九月二十日午前九時三十分頃争議團第二班指導員湯口作松は班員男佐々木文助以下五名女秋山美津子以下六名を引率ガソリタンク内に紙投入の目的を以て東都バス萬才館前停留場より集會行バスに乗り集會三丁目停留場に於て下車志村行に乗り換へ逆行萬才館前にて下車せるが、其の直前車内後方シート下のガソリタンク内に塵紙五、六枚を刻みたるものを投入したる外同日中に更に二回同一行爲を敢行せり。
- (b) 九月二十日午前十時三十分頃天川文三は婦人部宿舎に於て湯口より(紙入れ)成功談を聞き之が實行を決定し自己指導下に在る第三班員、村岡友市外十二名を引率東都バス狐塚停留場より集會行に乘車保養院前に於て下車せる間同車内に於て塵紙五、六枚及び新聞紙一丸めをガソリタンク内に投入せり。
- (c) 九月二十日争議團副團長村岡友市、第五班長齊藤春雄、第二班長佐々木文助、團員東輔、團員坂内武の五名は會社自動車

労働運動の状況

の運轉妨害につき秘密裡に協議の結果糖菓子を作成しガソリタンク内に投入することに決し約二、三十箇を作製したるも其の後「糖菓子の上に刻煙草を附着せしむることが一層効果的なり」とし前に作製せる糖菓子に刻煙草を巻き其上に白塵紙を蓋ひゴムバンドにて止め作り替へを爲したる上同日次の如く夫々之を實行せり。

- (イ) 第三班指導員天川文三は同日午後三時三分頃班員河野榮作以下十二名を引率東都バス狐塚停留場より乘車堀割停留場に於て下車せるが其の間同車内後方シート下のガソリタンク内に天川文三に於て糖菓子一箇を投入せり。
 - (ロ) 村岡友市以下四名は同日午後六時三十分頃東都バスに乗車タンク内に山口作平に於て一箇を投入せり。
 - (ハ) 新島和七外一名は午後七時頃及び同九時頃の二回に互り小豆澤停留場に於て新島が自動車の外側後方より各一箇宛をタンク内に投入せり。
- 以上の如くガソリタンク内に紙其の他を投入の結果は十二臺を運轉不能に陥らしめたるが其後右犯人は夫々檢束され二十九名(内女七名)は送局せられたり。
- (10) 九月二十日午前一時頃争議團本部に於て小林實事、李王出、石原章三郎、藤野太郎、北風孝、西條覺右衛門、西條正、栗原倭一、森豊、萩原正、山口作平、高橋福蔵、盛榮治、齊藤豊吉、湯口策松、小原信文以上十五名集合し、西條より
 - (a) 自動車百臺位を集め自動車デモを敢行すること。
 - (b) 費用は集合せる自動車一臺に付金一圓を支給すること。但し五十錢は組合費の未徴收分とし一圓中より差引き金五十

銭のみ支給すること。

(d) 日時は九月二十一日午前二時より三時迄に行ふこと。
道順は本部より出で會社前を板橋橋終點に至り堀割より環狀線を新宿に出で井上社長宅前を二回通り本部に歸り解散することを提案せり、之に對し北風孝は「其の責任者に關し自己及遠藤忠治は首腦部なるを以て參制不能なる故、西條正に於て責任を持たれ度」と述べ、一同異議なく之を承認決定せるを以て西條覺右衛門(本郷)藤野太郎(麹町)李王出(深川)山口作平(神田)齊藤豐吉(淺草)の五名は各支部動員の責任者として同日午前二時頃より共に一臺の自動車に乘り前記各支部に至り各自責任支部に降車デモ參制の勸誘を爲したり。

前記動員の結果並臨時集合せしめたるものを合し約七十臺の自動車を集め得たる西條正は翌二十一日午前二時四十分頃自ち先頭の自動車に乗りデモに移り争議團體本部前より會社前市電終點を經、堀割に至り一週して再び前コースを進めたる際板橋踏切りに於て警戒巡査に「會社前を通過せず左折し板橋方面に出づる様に」と勸告さるゝや參加者は之れを肯せず十數臺の自動車は踏切を突破し會社前に至り、偶々同所にステッキを持ち佇立せる會社の臨時人夫皆豐當二十年を見るや憤激し、其のステッキを奪ひ警戒の巡査がステッキを取上げるや參加の一同は皆を毆打顛倒(全治二週間)せしめ、更に之を自擊應援に至りたる會社の臨時人夫小林久吉、渡邊政雄、近藤日吉丸等をも毆打(全治五日乃至十日)したり。尙同現場に於て會社臨時人夫國松健蔵は中型ハンマーを以て參加者、石原章三郎の頭部を毆打全治約三週間の傷害を與へ、前記會社側渡邊、近藤は共に野球用バットを持ち出し之を振廻して

防戦したるも直に參加者に奪はれ却つて毆打せられて逃走せり。更に現場に押寄せたる參加者は投石し或は附近に有合せの棒切又はタイヤ、レバー、クランク、ハンドル等を以て事務所窓硝子及車庫道路等に在りたる自動車の窓硝子等を破壊したり、右暴行により尙事務員豊野重雄も全治三週間の負傷を負ひたり。
右犯行者は其後直ちに檢擧され十六名送局せられたり。

別記(一) 要求書

- 一、監督者全部ヲ解職シ新監督ハ全従業員ノ推薦ニヨリ決定セラレタシ
- 二、ダイヤヲ改正シ勤務時間ヲ八時間トナシ定時間外ハ残業トシ時間外ノ手当三割増並ニ「キロ」歩合ヲ四厘ニセラレタシ
- 三、最低日給ヲ運轉手一圓三十錢車掌六十錢ニセラレタシ
- 四、昇給制度並ニ退職手当制度ヲ確立セラレタシ
- 五、事故費ハ會社ニ於テ全額負擔セラレタシ
- 六、賞與ヲ公平ニ増額セラレタシ
- 七、身元保證金八十圓ヲ限度トシ積立ヲ停止シ剩餘金ヲ拂戻セラレタシ
- 八、慰安會積立金ヲ廢止シ會社負擔ニテ年三回催サレタシ
- 九、公休日八日間毎ニ一日トシ缺勤ニ對スル罰金制度ヲ廢止セラレタシ
- 一〇、車輛ノ擔當ヲ公平ニセラレタシ
- 一一、車輛ノ手入手当ヲ一回ニ付各平等ニ五十錢ヲ支給シ手入用品(セーム皮、ワックス、毛ハタキ)ヲ支給セラレタシ
- 一二、洗車係ヲ置カレタシ
- 一三、車掌ノ罰金制ヲ廢止セラレタシ

- 一四、車掌生理中ハ非乗務ニセラレタシ
- 一五、職場異動ヲセザル様セラレタシ(大川東輔君ハ前職場ニ復歸セシメラレタシ)
- 一六、誓約書ヲ撤廢セラレタシ
- 一七、一箇月無遅刻無缺勤無早退ノ者ニハ「キロ」手当ヲ全額支給セラレタシ
- 一八、大塚増終點ノ旗振りヲ初發ヨリ終車マテ置キ旗振りヲ一時交代トセラレタシ
- 一九、各終電ニ休憩所ヲ設置セラレタシ
- 二〇、車掌ノサービスマニ交替ニセラレタシ
- 二一、非常務ノ手当支給セラレタシ
- 二二、技工ノ待遇ヲ運轉手同等ニスルコト
- 二三、本社宿直ヲ廢止シ宿直料ヲ社員並ニスルコト
- 二四、回送車故障ノ場合遅刻シテモ遅刻トセヌコト
- 二五、外套ヲ二年ニ一著支給シ品ハラシヤニスルコト
- 二六、争議中ノ費用全額負擔ノコト

右回答ハ九月一日午前六時迄ニスルコト
昭和十一年八月三十一日

別記(二) 再要求書

- 一、誠首者ヲ全員復職セラレタシ
- 二、争議中ノ日給支給
- 三、誓約書ノ撤廢
- 四、勤務時間ヲ八時間トシ時間外ハ三割支給セラレタシ
- 五、走行キロニ對シ四厘ノ手当ヲ支給セラレタシ
- 六、最低賃銀ヲ運轉者一圓三十錢車掌六十錢トセラレタシ

労働運動の状況

- 七、昇給制度並ニ退職手当制度ヲ確立セラレタシ
- 八、公休ヲ八日目毎ニ一日トシ罰金制度ヲ廢止セラレタシ
- 九、争議費用ハ會社負擔トス
- 一〇、技工ノ待遇ヲ改善セラレタシ
- 一一、一箇月無事故無缺勤者ニハ運轉者拾二圓車掌六圓ヲ支給セラレタシ

昭和十一年九月十六日

別記(三) 解決條件

- 一、會社ハ曩ニ發シタル解雇者廿二名ノ内十四名ノ復職ヲ認ムルコト
- 一、誓約書ノ内容ハ適當ニ改造スルコト
- 一、乗務料手当ハ運轉者三厘七毛車掌一厘四毛トスルコト
- 一、會社ハ速カニ運轉者八錢車掌四錢其他従業員ニ對シテハ右ニ準ジ増給ヲ行フコト
- 一、會社ハ速カニ昇給並ニ退職手当制度ヲ確立シテ發表スルコト
- 一、缺勤ニ對スル精勤無事故賞金又ハ獎勵金ノ引去ハ從來ノ半額トスルコト
- 一、身元保證金ハ之ヲ積立金トナシ拾圓以上ニ至リタル場合ハ超過額ニ對シテ年六歩ノ利子ヲ附スルモノトス
- 一、慰安會ハ會社負擔ニテ年一回之ヲ催スコト
- 一、運轉者車掌一方事故ノタメ相手方ニ於テ乗務シ能ハザル場合ハ乗務料手当ノ半額ヲ給與スルコト
- 一、外套ノ生地ハ羅紗トスルコト
- 一、會社ハ被解雇者ニ對シテ金一封ヲ贈與スルコト

一、會社ハ爭議團ニ對シ金一封ヲ支給スルコト

一、會社ハ従業員ノ家族ニ對シ見舞金トシテ金一封ヲ支給スルコト

農民運動の状況

一、全國農民組合「創立十五週年記念大會」の状況

(一) 準備活動

本年度全國大會(一月十五、六日)に於て、組合創立記念日たる四月九日を期し、「十五週年記念大會」開催の件を決議し、次いで二月二十四日開催の常任委員会にて「記念大會準備委員会」を結成(委員:西納楠太郎、西尾治郎平、伊藤實、田邊納、宮向國平、岡田宗司、池田恒雄)、各委員の事務分擔を定むる等大會決議の實踐化に努むる所ありたるが、帝都叛亂事件の勃發に依りて右の計畫を豫定通り實行し得ざるに至りたるため、九月中旬に開催することに變更し、大會舉行の具體的計畫(1)の組合参考館の設置 (2)組合功勞者の表彰 (3)物故者の慰靈 (4)十五年史の發行 (5)當面の闘争事項決定 (6)郷土演藝の開演」を樹て、一方各種達示を以て各府縣聯合會に大會準備活動の指示をなし、更に九月六日中央常任委員会、同七日中央委員会を開催して記念大會並に其の前後に於ける諸集會の役員(1)司會者田中義男 (2)大會委員長杉山元

治郎 (3)同副委員長宮向國平、須永好 (4)其他の役員)諸集會擔任者(1)農村問題懇談會、十五週年を語る會:杉山元治郎

(2)書記局會議:大西十寸男 (3)勞農懇談會:岡田宗司 (4)青年部中央委員會:伊藤實) 大會執行方法、大會附議々

案等を決定して一切の準備を整ふると共に記念大會を極めて圓滿裡に舉行するため、相當深刻なる論議を豫想せらるる「福佐聯合會の復歸問題」「北日本農民組合の合同提唱」等の問題は大會議案とせず「福佐の復歸問題」は七月二十五日に於ける總本部常任委員會の復歸承認に對し「縣聯合會の組織範圍、政黨支持問題に對しては常任委員會に於て善處すること」の希望條件を附して之れを認め、「北日の合同提唱」に對しては「地元全農新潟縣聯合會との間に之れを具體化せしめ、總本部は誠意を以て斡旋する」との意味にて回答文を發すること、決する等極めて慎重なる態度を持し意義ある記念大會の成功的遂行を期したり。

(二) 記念大會の状況

記念大會は豫定の如く九月八日大阪市北區天神橋筋六丁目北市民館に於て杉山委員長以下の本部員

並に各府縣聯合會代議員三百八十九名、傍聴者百六十名出席の下に開催し (1)輝く十五年を新しき出發點とせよ (2)大衆課税

絶對反對 (3)穀檢峻厳化反對、小作人の損失を奪ひ返せ (4)小作法小作組合法即時制定 (5)一切の農民團體を全農の影響下

に (6)反ファツショ戰線統一を強化せよ等のスローガンを會場の正面に掲げ、本記念大會をして反ファツショ闘争のための

農民戰線統一、小作法小作組合法の獲得、大衆課税反對等の當面せる諸闘争を強力に遂行するための出發點たらしめることにより意義あらしむることを期したり。

斯くて午前十一時司會者田中義雄の開會の辭に次ぎ大會委員長杉山元治郎の「今日の社會狀勢は甚しく複雑であり、何時嵐が捲き起らんとも計り難く、一大決心と覺悟を以て起たねばならぬ時期に當面して居る」云々、の挨拶に依りて大會を進められたるが、其の概況次の如く會議中言論の注意二件ありたる外何等警察事故なく、且つ會議は極めて靜肅に進められ幹

部の豫期せる成果を収めたるの状況なり。

記

- (1) 物故者の慰霊 杉山委員長一同に起立を命じ書記西尾治郎平をして北海道西尾吉外四十三名の全農関係物故者の氏名を朗讀せしめ、之れに對する宮向國平の追悼文朗讀、全員の一分間黙禱を以て物故者の慰霊を了したり。
- (2) 來賓の祝辭並に祝電披露 全日本労働總同盟大矢省三外五名の祝辭ありたる後日本海員組合外六團體及び三輪壽壯外四名の祝電を披露せり、此の間社大黨代表淺沼稻次郎の祝辭中不穩と認められたる點ありたるため臨監警察官に於て注意を爲せり。
- (3) 功勞者の表彰 杉山委員長より (イ)十年以上の組合員功勞者 福島縣聯合會竹治豐外二十七名 (ロ)十年未満の組合員功勞者 福島縣聯合會八百板正外四十三名 (ハ)組合關係護士加藤允外三十八名 (ニ)外部功勞者 仁科雄一外四十五名 (ホ)地方聯合會功勞者、大阪府聯合會石原信二外百八十五名に對して感謝狀並に功勞章を授與せり。
- (4) 組合創立功勞者の表彰 杉山元治郎、賀川豐彦の兩名に組合功勞者として感謝狀及記念品を贈呈せり。
- (5) 受賞代表者の謝辭並に來賓の祝辭 受賞者代表として山上武雄、仁科雄一、加藤允三名の謝辭あり、了へて加藤勤十(全評)松本治一郎(全水佐々木壽三(東交)の各來賓より祝辭ありたるが松本治一郎の祝辭中不穩の點ありたるため、臨監警察官に於て注意を爲せり。

(6) 議案の要略

- (イ) 大會宣言に關する件 次の通り決定發表せり
綱領、主張は別に議案として取扱はざるも、宣言と共に本大會に於て發表せるものなり。
全國農民組合創立十五週年記念宣言
前略 自一、——至一一
一二、全國十五箇年苦闘の成果は、組合のあるところはかならずとも小作料の軽減を獲得してゐるとしてもそれからの一歩前進は忍苦と努力とを必要とされてゐる。組織は近畿地方から發祥し年を逐ふて全國に伸び、いま第二の波のたかまりにのつてゐるは云へば潰滅地帯の再建は未完成となつて居り、尙手をさしのべなければならぬ、未組織大衆又は單獨小作組合に至るところの地方にみちてゐる。全農の地方組織の多くは、大體において自主的に確立されてゐる、しかしその全國的活動力、すなはち自覺せる農民團體としての集中的活動力は不十分である。中央部の經營と人材整備とにおいてこれがあらはれてゐる。また且ての政治方針と戰術上における偏向、行きすぎは農民組合の本來とする大衆性の強調と貴重なる經驗とによつて訂正はされた、それがまた反動的時勢の下にあるからであるが教育運動の不足、ことに大切な青年闘士、第二代、第三代幹部の養成不足を來してゐること等を認

めねばならぬのである。

- 一三、云ふまでもなく我國における農業發展にとつて最大の障害となつてゐるものは小作制度である。その矛盾のなかから芽ばえた全國小作農組合としての我が全農がおびてゐる任務は農民運動上に於ける唯一の代表的、先導的地位を創立以來一貫して占めるがゆゑに、極めて重大としなければならぬ、しかも日本の労働運動上のみにとゞまらず、世界の農民運動史においてなんらの遜色をみないほどに誇るべき傳統を我が全農はききあげてゐる、この重大なる役割と光輝ある傳統を生かし且つ發展させるために全日本の村々にまでの組織の擴充と緩急に應じて全農民の先頭を進む活動力の強化とをはかることは、いま將に今日の全農をうけつげる我々が雙肩にあるのである。
- 一四、全農は、この歴史的使命を確實に遂行し、世界史のすみやかなる廻轉に参加するために、まづその第一歩として、耕作權の獲得、團體行動權の確認、未組織小作農の組織、小作組合の全國的統一等をなし、農地委員會、農民委員會の創設を通じて勤勞農民大衆との共同行動を實現しつゝさらにひろく都市無産者團體との提携をはかり、もつて獨占資本主義反對、ファッショ反對を當面の共通目標としてかゝげこれが貫徹をみるまでがつちりと前進しなければならぬ。
- 一五、この決意による活動こそが全農十五周年記念を意義あらしめると共に、荊のみちを歩みつゞけきたつた先人の抱ける希望を生かし、そのあとをうけついで農民の頭上には夜明けの光は輝き村々には悦びのみちあふれる日の來るまで戦はんとする全農創立の精神を發揚するゆゑである。

農民運動の状況

農民の土地と生活を守れ。

全國的組織を擴充し全國的活動力を強化せよ。
全國農民組合十五週年記念萬歲。
一九三六年九月

全國農民組合十五週年記念大會

- 綱 領
一、組合闘争によつて生活を向上し生産者たる農民の生活を保證するがごとき小作條件ならびに農業労働條件の獲得を期す。
二、國民全體の食糧の源泉たる土地を獨占して投機と利潤の目的に濫用する弊害を排し、耕作者たる農民に土地の利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。
三、農業を發達させ耕作者たる農民をしてその成果を完全にうけしめるがごとき、土地の改良、農業技術および農業經營の改善促進を期す。
一、小作農、小作兼自作農ならびに農業労働者を組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。
二、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして生産者の地位を自覺せしめ、都市無産階級運動と協力して新社會建設の完成を期す。
主 張
一、小作料の減免。
二、立毛差押、立入禁止、土地取上反對。
三、耕作權確立。
四、耕地不買同盟。
五、自作農創設反對。

- 六、農業労働の最低賃銀及労働時間制限。
- 七、階級的消費組合の組織。
- 八、独占價格及高利反對。
- 九、懸稅廢止。
- 一〇、青年團、處女會、在郷軍人團、補習教育の自主化。
- 一一、農會産業組合の自主化。
- 一二、全國的農民組合の完成。
- 一三、農民運動を壓迫する諸法令の撤廢。
- 一四、團結權の獲得。
- 一五、勞農組合の確立。

(ロ) 自作農創定擴充反對小作法即時制定に関する件

次の決議を爲したる上之れが實現のため第七十議會に對し請願することとせり。此の間黒田壽男の議案説明中不穩と認められたる點ありて臨監警察官に於て注意を爲せり。

自作農創定擴充反對

小作法即時制定要求に関する決議

政府が農林國策とせる自作農創定政策の擴充に反對し、小作法、即ち耕作權確立、減免請求權確認、不當小作料引下げ、強制執行制限を含む小作法即時制定を要求す。

理由

廣田内閣が、麻政一新、國民生活の安定のためといふ國策の一部として農村國策案は公表された。歴代政府がとれる農村對策は常に地主、富農本位であつて大多數をしめる自作農、小作農の窮狀特に農業生産上の根本缺點たる小作制度について行れるところなく本末をあやまれることは、いまや何人もこれを指摘し、島

田政友農相さへも就任の始めにあつて小作制度の改革、小農中心への政策の轉向について語つてゐる。しかるに今次の農村國策における農地制度の對策をみれば、すでに昭和元年以來實行されつゝある自作農創定維持の擴大にすぎず、亦もや小作關係については無視するも同様な請願的な付け足しをするに止まり、忽ちその正體をばくろしてしまつた。

元來、自作農創定は、資本家地主等の支配勢力が、自己防衛のために農民對策の至實としてとりあげ、地主的色彩をもてる政友會等が先頭に立ちて年來の主張とし且つこれが擴充に努め來つたところのものである。自作農創定の缺陷と毒害は、農地獨占所有制が生める高い小作料と高い地價に基づく農業經營の不引合、小作農の窮乏をそのまゝにさしをき、しかも小作料と地價とをいよいよ騰貴せしめ、もつて地主と金貨の利益を大とし農民を苦しめ農業の發展を阻止し、且つ農地に對して異常な愛着をもつ農民心理と地主が土地所有の強權をもつてする土地取上げによる農民不安につけこみ、小作料と同額程度にて自作となれると甘言をもつて誘ひ、ぬきさしたならぬ借金、税金付自作にしばりつけ昔にまさる苦しみと與へるところにある。これをすでに今日まで創設せられたる自作農の狀況についてみれば、償還未納の増大、農家恐慌時の窮狀等、其維持は困難を極めてその對策と救済に腐心しつゝあることは公知のごとくである。又最近に於ける農村の狀態は自作農は減り、小作農は増加し、小作争議、土地闘争は年々と眞に驚くべき激發を示しつゝある。かやうに自作農創定は、フアツシヨ農民團體の土地國有、土地の自作農化等々の主張と同じく、どこからみても現在の狀態においては有害無益のしるものたることは

明白である。これぞ全く、貧困の根元たる小作制度は放任され、一般的に獨占資本と土地獨占とか權力をほしひまゝにしてゐる限りにおいては必然のことからである。

我々は、在來、かくのごとき自作農創設に反對を聲明し、土地不買同盟を唱へ、小作法即時制定に努力し來つたのであるが、いまままた重ねて自作農創設擴充國策に斷乎反對を強調し、あくまで小作法即時制定の緊急なるを訴へ、これが獲得のため來るべき政治季節を目指して全國一せいに強力なる我々の小作法即時制定要求運動をおこし、資本家、地主、勸業、金融資本、貴族院、政友會等々の反對を一蹴せんことを期す。

(ハ) 廣田内閣の農村國策に関する件

次の決議を爲せり

廣田内閣農村國策に関する決議

廣田内閣の農民生活安定國策とは農村經濟更生振興の名の下に、天降支配擴充の爲の反動的な所謂農村更生施設、地主、金貨を救済するために負債整理の擴大、小農、小作農に負擔を課する災害共濟制、その他農業土木に関する諸施設、ひたすら申請的な農地法が云々されてゐるに過ぎないことを明かにした。それによつて莫大な軍事的負擔、大衆課税が課せられやうとしてゐる。かくのごとく、かつて政府自身が提出せる小作法をも擯り、累年熾烈を極める地主が土地取上げ勢を放任し、農民の困苦、不安を無視するところの反動的、糊塗的な廣田國策案に對して、眞に農民生活安定せしむるに足るところの國策への出直しを全動勞農民と共に要求す。

(ニ) 大衆課税反對に関する件

農民運動の状況

政府に對し大衆課税、増徴反對を表明し、且つ農民負擔の戸數割、雜稅の廢止を要求することとせり。

(ホ) 農産物検査及其の國營化に関する件

次の決議をなす

決議文

政府は近く農産物検査中米穀及麥類検査を國營に移し統一せんと計劃して居る現行検査制度により、すでに地主は多大の利益を享け小作人は之により負擔を強ひられて居るが國營に移され検査がより一層嚴重に施行される結果小作人に對する負擔の更に増大するであらうことは火を賭るより明かである。

吾等は地主に向つては現行穀物検査による小作人の負擔を一切地主より返還すべきことを要請し且つ國營に伴ふ検査の峻嚴化に對して絶對に反對する、吾等は右の趣旨に基き検査によつて不利益を蒙る一切の農民を動員して全國的一大運動を捲き起さんことを期す。

(ヘ) 電力國營に関する件

次の決議を爲す

決議文

今日政府は電氣事業を民有國營に移さんと著々準備を進め電氣事業者は之に反對して其の争ひは熾烈を極めて居る、政府は國營化により農村に於ける電燈料金電力料金の値下を實現し得べしと主張して居るが斯の如き結果が果たして得らるゝや否やは全く疑問である。獨占事業に依つて不當なる電燈料金、電力料金を科せられて居る、農民は今日農村窮乏時に何時迄も夫れを辨々と待つ

て居ることは出来ない、吾等は不當に高い料金を「ムサボル」全國各地の電気會社に對して即時電燈料電力料の大幅引下げを要求す

る吾等は右の主旨に基き電気會社を虐げらるゝ全農民を動員して電氣料金引下運動を展開せんことを期す。

(三) 諸集會、其の他の状況

(1) 十五周年の思ひ出を語る會 本會は九月九日午後七時三十分より同十時十五分に至る間大阪市北區中之島三丁目朝日ビル内社會事業俱樂部に於て、杉山元治郎外二十名の組合員、小岩井淨外二名の組合關係辯護士、松村協調會大阪支所長外二名の同會關係者、其他出席の下に開會せられ、杉山委員長司會の下に、仁科雄一、安藤國彦、山上武雄、前川正二、大林千太郎、三宅正一、小岩井淨、西納楠太郎、田邊納、長尾有、大山初太郎、竹治豊、松本常七、稻村隆一等より夫れ／＼の思出話ありたり。

(2) 全國書記局會議 本會は九月九日午前十時四十分より午後六時十分に至る間大阪市西淀川區海老江一丁目全國労働會館に於て岡田宗司以下六名の本部員田村乙彦外三十六名の地方代議員外に傍聴者五名出席の下に開催し、本部並に地方情勢の報告を中心に運動上の連絡其他につき懇談する所ありたり。

(3) 勞農懇談會 本懇談會は九月九日午後七時三十分より同十時三十分に至る間岡田宗司會の下に大阪市西淀川區海老江上一丁目全勞會館に於て開催したるが、出席者は全農、全日總同盟、全水、全評、交總の各組合員四十六名にして全農稻村隆一の滿洲視察談ありたる後岡田司會者の「今日は往年の如く労働組合と農民組合の提携が、稍々薄らいだかの觀がある、政治經濟兩方面共に左様であつて、農民組合は唯農村問題の裡にのみ埋れて居つたので、都市及労働組合の事情に疎い」云々の挨拶ありたる後懇談に移り勞農提携に關する意見の交換を行ひ斯種會合を大阪府聯合會が主體となり今後も繼續して一ヶ月一、二回づゝ開くことを申合せたり。

(4) 郷土演藝大會 郷土演藝大會は豫期に反し僅かに京都府聯合會員の「江州音頭」大阪府聯合會員の「河内音頭」「野崎音頭」並に詩吟ありたるに過ぎざる狀況なり。

(5) 組合參考館の模様 組合參考館は「天六市民館」の二階西北隅の一室に設け、(1)全農本部旗其他の旗、(2)舊全農支部名簿其他、(3)ポスター、宣傳ビラ、其他の印刷物、(4)各種書狀、寫眞、看板、新聞、雜誌、單行本等を陳列せり。

(四) 警察取締 本大會に關する一切の文書は警察當局に於て速かに之れを入手の上事前檢閲を行ひ、公安を害するの虞ありたる「青年部活動方針大綱」は其の發賣頒布を禁じ差押を執行し、參考館の陳列品に對しても右同様事前檢閲を行ひ、夫れ／＼責任者に警告の上次の如く處置せしめたり。

- (1) 大阪府聯合會一見平治郎の葬送寫眞説明書中の「三・一五事件犠牲者」の部は之れを削除。
- (2) 立禁反對運動記念寫眞添附の説明書中にありたる煽動的文句は之れを訂正。

更に大會出席者の出迎、集會解散等に對しては責任者を招致し「イ多數人を以て他府縣代表の歡迎迎を行はざること、(ロ)大會出席のため、其他船車發着場より宿舍若くは會場間又は宿舍より會場間に在りて、會旗其他の旗を掲げ隊伍を整へて進行する等示威と認めらるゝ行動に出でざること、(ハ)途上農民歌其他を高唱せざること、(ニ)會旗其他は捲き納めて携行すること、(ホ)大會にて發表すべき友誼團體其他の祝電其他は事前檢閲を受くべきこと」等を警告する等取締上配意する所ありたるため、大會中言論の注意三件ありたる外何等事故なく終了せり。

二、皇國農民同盟鳥取縣聯合會創立

皇國農民同盟鳥取縣聯合會の結成は、七月以來野口龍之等を中心として進められつゝありしが、其の後運動順調に進展し

西伯郡成實、尙徳、平間の各村に約三百名の賛同者を得るに至れるため、前野野口龍之は本月三日皇農本部理事長吉田賢一、同顧問千家尊建の兩名を招聘し、成實村内ニヶ所に於て結成準備の爲めの農村振興講演會、座談會を開催し更に翌四日皇農本部顧問野村重臣の來援を得、西伯郡平間村平間公會堂に於て之れが創立大會を舉行せり。

而して本創立大會に於て決定せる聯合會役員並宣言次の通り。

記

一、役員

| | | | |
|-----|-------|-------|------|
| 理事長 | 野口龍之 | 三原虎三郎 | 末吉泰治 |
| 理事 | 佐伯繁一 | 深田壽治 | 仲田忠義 |
| 會計 | 山川忠三郎 | 宅野壽治 | |
| 書記 | 乘本 馨 | | |

二、宣言

今や農村の窮乏は逐年累積加重せられ負債の増大、負擔の過重、金融の梗塞等々は我等農民をして絶望のどん底に突落さんとして居る。生活の希望を失ひし農民の中には都市プロレタリアと共に資本主義への反逆より一路社會主義運動へと驅り立てられ階級闘争は隨所に激發しつつある。
建國三千年の昔より我國の不動の礎たりし農村の恐慌こそは國家不安の最大なるものであり非常時日本を救ふものは我等三千萬の農民大衆の生活不安除去を外にしては絕對にあり得ない。今日の農村をして茲に到らしめたるものは歐米文化の毒の華たる排他的個人主義、非國家的資本主義、ローマ法的所有權と國民大衆を踏台として之等一部資本家特權階級に奉仕したる既成政黨等々

である。我等は國體の本義に鑑み之等一切の反國家的思想及勢力を掃蕩し一君萬民の肇國の大精神に則り階級闘争なき共働平和の農村建設に邁進せんとするものである。外、國際情勢は逼迫し一觸即發の感ある時、内、我農村に於ては宜しく私心私慾を去り一切を、天皇に捧げ奉り階級闘争に代ふるに農村共働體を完成し延いては全日本國民をして舉國一致國難克服の途に就かねばならぬ。今や眞の日本主義運動の本流たる皇國農民同盟の旗は大阪、兵庫、奈良、和歌山等を中心として全國に林立しつつある時、我等同志茲に血盟して鳥取縣聯合會を組織す。我等は理想の新日本建設の爲に邁進するものである。我等の前途には幾多の難關があらふ、苦難と失意の日もあらふ、然し我等は固く信する、過去三千年の歴史は天皇一元に依つて築かれたる日本文化である。將來を知る唯一の方法は過去の歴史の正しき檢討よりのみ生れる。最後の勝利は我等のものである。我等は輝ける皇農の旗を掲げて一路邁進する事を誓ふ。來れ、縣下の愛國熱情の同志よ、農民大衆よ。右敢て宣す

皇紀貳千五百九十六年九月四日

皇國農民同盟鳥取縣聯合會
創立大會

三、農村關係諸團體の運動狀況

(一) 産業組合の運動

(1) 組合課税対策

組合に對する課税問題に關しては豫て産業組合中央會を始めとし關係團體

に於て之が反對運動を爲し來りたる處なるが愈、九月二十二日政府より税制整理案大綱が發表せられ産業組合に對し資本利子税及所得税、賣上税、家屋税、財産税を賦課せむとする案なりし爲産業組合中央會に在りては「産業組合に對し課税を爲さむとするが如きは全く産業組合の本質と使命を没却せるものにして産業組合に對する課税は窮極に於て刻下最も其の負擔軽減の緊切なるものある中小産業特に農家經濟を益、危胎に瀕せしめ延ひては非常時局に於ける之等中小産業者の自力更生を梗塞し廣義國防の強化を阻害するものに外ならず」と爲し産業組合並其の系統機關に對する資本利子税及所得税、賣上税、家屋税、財産税の賦課は絕對反對なりとの態度を決定し、同二十六日之が聲明書を發表すると共に各府縣支會に對し産業組合に對する課税は組合運動に容易ならざる影響を及ぼすものと認めらるゝを以て事前に夫々善處方の依頼狀を發せり。

(2) 醫療利用事業普及—産業組合中央會主催の下に九月十六日より二日間に亙り東京市赤坂三會堂に於て第四回全國醫療利用組合協議會を開催せり。出席者は二府十八縣代表者八十名にして先づ中央會々頭有馬頼寧より「國民生活の安定は其の基本重要事で生活の安定向上、國民健康増進なくしては國防の充實も産業の振興も期し難く、政府も特に國民の健康保持増進に重きを置き近く立法せらるゝ様である。此の時に當り民衆醫療、民衆保健の最も適切なる機關として醫療利用組合の普及徹底を期すると共に之と密接なる聯絡の下に廣く産業組合に依る保險共済制度の實施を要望すべきである。此の共済制度に依つて今日窮迫せる農民の生活上醫療の合理化を圖り尙更に負傷、出産、其の他全生産上の便宜を圖り全民衆の健康増進に努め以て産業の振興を期すべきである」と述ぶる處あり、亞いで前回決議事項の經過の報告あり、夫れより協議に入り中

西伯郡成實、尙徳、平間の各村に約三百名の賛同者を得るに至れるため、前野野口龍之は本月三日皇農本部理事長吉田賢一、同顧問千家尊建の兩名を招聘し、成實村内二ヶ所に於て結成準備の爲めの農村振興講演會、座談會を開催し更に翌四日皇農本部顧問野村重臣の來援を得、西伯郡平間村平間公會堂に於て之れが創立大會を舉行せり。

而して本創立大會に於て決定せる聯合會役員並宣言次の通り。

記

一、役員

| | | | |
|-----|-------|-------|------|
| 理事長 | 野口龍之 | | |
| 理事 | 佐伯繁一 | 三原虎三郎 | 末吉泰治 |
| | 深田壽治 | 宅野壽治 | 仲田忠義 |
| 會計 | 山川忠三郎 | | |
| 書記 | 乘本 馨 | | |

二、宣言

今や農村の窮乏は逐年累積加重せられ負債の増大、負擔の過重、金融の梗塞等々は我等農民をして絶望のドン底に突落さんとして居る。生活の希望を失ひし農民の中には都市プロレタリアと共に資本主義への反逆より一階級主義運動へと驕り立てられ階級闘争は隨所に激發しつゝある。

建國三千年の昔より我國の不動の礎たりし農村の恐慌こそは國家不安の最大なるものであり非常時日本を救ふものは我等三千萬の農民大衆の生活不安除去を外にしては絶對にあり得ない。今日の農村をして茲に到らしめたるものは歐米文化の毒の華たる排他的個人主義、非國家的資本主義、ローマ法的所有權と國民大衆を踏台として之等一部資本家特權階級に奉仕したる既成政黨等々

である。我等は國體の本義に盡み之等一切の反國家的思想及勢力を掃蕩し一君萬民の肇國の大精神に則り階級闘争なき共働平和の農村建設に邁進せんとするものである。外、國際情勢は逼迫し一觸即發の感ある時、内、我農村に於ては宜しく私心私慾を去り一切を、天皇に捧げ奉り階級闘争に代ふるに農村共働體を完成し延いては全日本國民をして舉國一致國難克服の途に就かねばならぬ。今や眞の日本主義運動の本流たる皇國農民同盟の旗は大阪、兵庫、奈良、和歌山等を中心として全國に林立しつゝある時、我等同志茲に血盟して鳥取縣聯合會を組織す。我等は理想の新日本建設の爲に邁進するものである。我等の前途には幾多の難關があらふ、苦難と失意の日もあらふ、然し我等は固く信する、過去三千年の歴史は天皇一元に依つて築かれたる日本文化である。將來を知る唯一の方法は過去の歴史の正しき檢討よりのみ生れる。最後の勝利は我等のものである。我等は輝ける皇農の旗を掲げて一階級邁進する事を誓ふ。來れ、縣下の愛國熱情の同志よ、農民大衆よ。右敢て宣す

皇紀貳千五百九十六年九月四日

皇國農民同盟鳥取縣聯合會
創立大會

三、農村關係諸團體の運動狀況

(一) 産業組合の運動

(1) 組合課税対策

組合に對する課税問題に關しては豫て産業組合中央會を始めとし關係團體

に於て之が反對運動を爲し來りたる處なるが愈、九月二十二日政府より税制整理案大綱が發表せられ産業組合に對し資本利子税及所得税、賣上税、家屋税、財産税を賦課せむとする案なりし爲産業組合中央會に在りては「産業組合に對し課税を爲さむとするが如きは全く産業組合の本質と使命を没却せるものにして産業組合に對する課税は窮極に於て刻下最も其の負擔軽減の緊切なるものある中小産業特に農家經濟を益、危胎に瀕せしめ延ひては非常時局に於ける之等中小産業者の自力更生を梗塞し廣義國防の強化を阻害するものに外ならず」と爲し産業組合並其の系統機關に對する資本利子税及所得税、賣上税、家屋税、財産税の賦課は絶對反對なりとの態度を決定し、同二十六日之が聲明書を發表すると共に各府縣支會に對し産業組合に對する課税は組合運動に容易ならざる影響を及ぼすものと認めらるゝを以て事前に夫々善處方の依頼狀を發せり。

(2) 醫療利用事業普及—産業組合中央會主催の下に九月十六日より二日間に互り東京市赤坂三會堂に於て第四回全國醫療

利用組合協議會を開催せり。出席者は二府十八縣代表者八十名にして先づ中央會々頭有馬頼寧より「國民生活の安定は其の基本重要事で生活の安定向上、國民健康増進なくしては國防の充實も産業の振興も期し難く、政府も特に國民の健康保持増進に重きを置き近く立法せらるゝ様である。此の時に當り民衆醫療、民衆保健の最も適切なる機關として醫療利用組合の普及徹底を期すると共に之と密接なる聯絡の下に廣く産業組合に依る保險共済制度の實施を要望すべきである。此の共済制度に依つて今日窮迫せる農民の生活上醫療の合理化を圖り尙更に負傷、出産、其の他全生産上の便宜を圖り全民衆の健康増進に努め以て産業の振興を期すべきである」と述ぶる處あり、亞いで前回決議事項の經過の報告あり、夫れより協議に入り中

中央提出の「保険共済制度実施促進方策ニ關スル件」を議題として審議に入りたるが委員附託と爲し次に各組合提出事項に就き協議せり、重なる事項としては「醫療利用組合勤務の醫師を速かに健康保險醫に特定せらるゝ様政府に建議の件」「醫療利用の藥品等共同購入促進の件」にして何れも可決し中央會に於て善處することとせり。

保險共済制度実施促進方策に就いては、委員會に於て審議の結果、本件目的貫徹の爲に猛運動を起すこと、一般に普及及認識を深むることを關係當局に要望することに決し「累年の經濟不況は愈々民衆生活の安定を脅し就中民衆醫療の前途は憂慮に堪へざるものあり。之が不安を除去し産業組合に依る醫療利用事業普及を圖り且つ保健共済制度を実施するは刻下の急務なり」との決議文案を作成し、本會議に報告せるが、異議なく可決、内務、農林、陸軍、海軍各省に陳情することとせり。

(二) 系統農會の運動

(1) 關西二府十六縣農會聯合會にありては政府に於て庶政一新の爲重要國策を審議しつゝあるの秋に當り、農林國策として緊急實現を要すべき事項を決定し、政府に之が實現を要望すべく九月七日より九日まで三日間兵庫縣有馬町銀水莊に於て同聯合會臨時總會を開催し、種々協議を申ね重要農林國策として「國民負擔の均衡、農村負債整理の徹底政策、自作農創設維持施設の強化、農業災害、共済制度の實施、農林行政機構の整備改善」は農村の現狀に照らし萬難を排して實現を期すべき政策なりと決議し、之が實行方法として之が決議を直ちに關係各大臣に陳情書として提出すると共に代表者を選び陳情すること又帝國農會に於て此の際直ちに農政委員會又は道府縣農會長會議を開き之が實現促進方を要望すること、本決議は直ちに全國道府縣農會に移譲し協力實現方を依頼することとせり。尙農會技術員給國庫補助増額實現促進、農政運動地方機構の整備充實、重要時事問題に對する農會の採るべき態度等に就きて協議する處ありたり。

(2) 帝國農會にありては、豫て税制改革問題竝に農林國策に就き考究中の處義に新潟縣農會が税制改正に對する要望を掲げて首相及關係各大臣に陳情書を提出したることあり、更に又前述の如く關西二府十六縣農會聯合會が重要農林國策に關する決議を爲し之が實現に就き善處方要請の次第もあり、九月三十日、十月一日の兩日に互り同農會事務所に於て農政委員會を開催し税制改革問題竝に農林國策、農會技術員俸給國庫負擔増額問題等に就き種々協議の結果(別記)決議を爲し首相、陸軍、海軍、大藏、農林各省及び政友、民政兩黨本部に陳情する處ありたり。

(別記)

農林國策に關する決議

目下政府に於て企圖せられつゝある (一)農地制度 (二)災害共済制度 (三)負債整理の三重重要農林國策に關しては宜しく左記諸點に注意せられ之が實現を期せられんことを望む

一、農地制度

- (イ) 現行自作農創設維持制度の規模を充分擴大すると共に資金の運用、自作農地の保全等に關し遺憾なき制度を確立すること
- (ロ) 善良なる小作慣行の保全に關し充分考慮すること
- (ハ) 農家一戸當耕地面積を擴大し合理的經營を可能ならしむる方策を講ずること

二、災害共済制度

- (イ) 共済積立金に就きては出來得る限り農家の負擔を輕からしむること
- (ロ) 收穫物災害共済制度に關しては事業の性質に鑑み、農會をして其の事業擔當者たらしむること

農民運動の状況

三、負債整理

- (イ) 事業を擴大すると共に資金の運用其他に關し現行制度に存する缺點の排除を期すること
 - (ロ) 負債整理事業の性質に鑑み特に民意を尊重し、組合員に不滿なからしむる様努むること
- 税制改革に關する決議
- 今回大藏、内務兩當局に於て決定せられたる税制改革案は大局に於て租稅負擔均衡に關する農會多年の要望に副ふものと認むるを以て其の斷行を期待するも左記事項に關しては更に一段の考慮を求む

記

- (一) 地租の稅率を營業收益稅の稅率と同一にすること
- (二) 地租の自作農地免稅點二百圓は營業收益稅の新免稅點六百圓との均衡上相當引上ぐるること
- (三) 國稅家屋稅の課稅標準たる賃賃價格の決定に就ては從來の如く農村の實情を無視せざること
- (四) 財產稅、相続稅、登録稅に關しては不動産過大評價の弊に陥

- (五) 戸數割に代るべき税制を設くるが如き場合に於ては戸數割の弊を再びせざる事
- (六) 産業組合に對する課税は産業組合の本質に鑑み之を免除すること
- (七) 各種消費税の引上げ(煙草の値上を含む)に當りては農民生活の實情を充分考慮すること
- (八) 地方財政調整交付金の配分に就きては公正妥當を期すること
- (九) 税制改革に當りては地方自治機能に及ぼす影響に付き充分考慮すること

農會技術員補給庫庫費増額に關する決議
最近に於ける農業諸施設の増大(例へば農村經濟更生事業、農業關係重要諸法案の實現等)は農業技術の進歩、農業經營の複雑化等と相俟つて農會技術員の使命を愈々大ならしめつゝあり、農村の更生は優秀なる技術員の設置に俟つと謂ふも過言にあらざるなり。故に政府は農會技術員に對する國庫補助を大いに増額し、全額補助の途を拓き技術員をして安んじて其の重要な職務を遂行せしむるの要緊なりと認む

産業省設置問題に關する決議

我國農村の特殊事情に鑑み、農林、商工兩省の合併に反對す

(三) 全國町村長會の運動 本會にありては税制整理並に地方財政調整交付金制度確立方に關しては多年運動を續け來りたる處なるが、愈々此度、政府當局に於て之が實現を期することとなり其の大意が傳へらるゝや本會に於ては之が實行方策に於て遺憾の點ありと爲し「現行地方税たる家屋税を中央に移管し或は戸數割を國税に統合して之を地方に配分交付せらるる模様なるが、斯くては交付金制度實施後の町村財政は制度上到底免れ難き町村監督の強化と相俟つて恰も宛行扶持の狀態となり交付金の配分上慮外に置かるべき地方的特殊自治事業費の財源捻出に甚しき困難を生ずる等憾て之が自治運営上の一大支障を爲す虞れ多分に有之……少くとも戸數割は此の際廢止することなく是非共之を町村税として存置し眞に必要な地方的自治費の財源たらしめ町村自治をして常に弾力性を保有せしむる様特に賢慮を加へられ度き」旨の陳情書を作成し、九月上旬總理、大藏、内務各大臣及内閣調査局長官に提出せるが尙更に各道府縣町村長會長に對し右趣旨の凱切なる陳情書を作成し關係方面に提出方懇願する處ありたり。

商工運動の状況

一、全日本商權擁護聯盟の運動

(一) 産業組合の違法脱法行爲の摘發 本聯盟に於ては豫て産業組合の違法脱法行爲並に不當行爲の實例を調査中の處、今度北海道、宮城、山形、茨城、埼玉、長崎、新潟、岐阜、大阪、奈良、鳥取、岡山、山口、福岡、大分の一道一府十三縣に於ける状況を取纏め九月中旬商權擁護運動資料として關係方面に配布せるが、産業組合の違法脱法並に不當行爲の取締勵行方に關しては從來屢々實例を具して政府に要望せるも今日未だ其の徹底を見ざるのみならず之等が益々甚しき情勢にありと爲し居れり。

二、全國米穀商組合聯合會の運動

(一) 米穀自治管理法實施後の對策 米穀自治管理法關係令規が九月十五日公布せられたる爲本會は米穀自治管理法施行後に於ける營業權確保に關し同二十六日本部所在深川正米ビルに於て常任幹事會を開催せり。會同者は會長梅原保外十一名にして會議に先立ち農林省村上米政課長より米穀自治管理法令の解釋、法意並に法運用に關する當局の方針等に關する説明を聽取せり。夫れより會議を開きたるが、梅原會長より「米穀局の意圖如何に不拘農林省の産組助成政策と相俟つて本法の實施が産組の強化に重要な役割を爲すものなることは明白なる事實であり。延ひては吾々米業者の商權が愈々脅威を受くるに至るべきは之又必然的歸結である。前議會に於て貴衆兩院の爲せる附帶決議は吾々が絶大の期待を以て之れが實行を監視しつゝあるも何等見るべきものなきは甚だ遺憾である」云々と述ぶる處あり、夫れより議事に入り「米穀自治管理法實施後に

於ける營業權確保に關する件」を議題として種々協議せる結果 (イ) 貴衆兩院の附帯決議及希望決議に關し政府を督促して實行の促進を期すること (ロ) 米穀自治管理法施行の實績を監視し來議會に於て其の改廢を期すること (ハ) 産業組合と同等の特權獲得を期すること (ニ) 産業組合對策の具體的方策を講ずることに決定し續いて「米穀根本對策委員會設置方促進陳情の件」に就き協議し、米穀配給調整協議會の如き徒らに眼前の糊塗策に等しき方策より寧ろ一步を進めて此の際眞に根本的な米穀對策確立の爲公正にして權威ある委員會の設置を政府に要望することに決定し、陳情書を作成し關係當局に陳情することとせり。

(二) 産業組合制度の是正要望 埼玉縣米穀商組合聯合會は過ぐる第六十九帝國議會に提案せられたる米穀自治管理法案に對し熾烈なる反對運動を展開する處ありたるが遂に同法案の通過を見るに至りたる爲第二段の運動を目論見、法案通過後に於ける全販聯系統機關の活動に注目し居りたるが、九月一日「今や全販聯は其の系統機關相呼應して早場米の販賣統制に活動を開始し十一年度生産米全部の販賣統制を行はんと企圖し其の準備に著手した。我等縣下の米穀業者は全販聯系統機關が本來の使命を逸脱したる無制限の米穀販賣統制に依る商業の範圍を侵略せられ、休業の止むなきに至るべし。茲に於て我等米穀業者は立憲法治下の國民として奮起して輿論を喚起し、謬りて邪道に踏迷ひたる産業組合制度の是正と生存權保護の立場に於て之れを主張するものである」との聲明書を發表し全國米穀商組合、商工會議所に宛送附せり。

水平運動の状況

一、全國水平社の運動狀況

(一) 總本部の全國遊説 全水總本部に於ては全水の組織強化並水平運動の趣旨徹底を企圖する一面全水の政治的進出を目的とし全國遊説を試みる事となり、中央委員長松本治一郎及本部員二、三名を派遣九月二十、二十一日奈良縣南葛城郡御所町壽座、同生駒郡片桐村西田中西光寺に於て「議會報告」部落改善費問題に關する演説會を開催したるを始めとし引續き三重徳島其の他各縣に於て演説會を開催しつゝあり。

(二) 中央委員長松本治一郎の言動 各地遊説中の松本中央委員長は徳島縣に於て政黨及人民戰線問題に就き左の如き言辭を洩せり。

(1) 全水と社大黨との關係
全水が社大黨に加盟するか否かは言明出來兼ねるが同黨及全農とは協調して行かねばならぬ各自別個の存在價値は持つてゐるが現下の社會狀勢に於ては此の際全國無産團體の戰線統一の必要切なるものがある。

(2) 人民戰線問題
日本に於ては共產主義團體の存在は許されない従つてスペインに於けるが如き人民戰線は生れ得ない然し反ファツシヨの爲の大衆的戰線統一運動は是非起さなければならぬ。

(三) 全水徳島縣聯の組織 徳島縣那賀郡富岡町に於ける全水本部の議會報告等の演説會終了後約四十名の中心人物集合松本中央委員長の指導に依り全水縣聯合會組織に關し協議を遂げ全員一致の下に之が創立を決し今後の活動に關しては後日具體策を樹立することゝ暫定的に役員及事務所を次の通り決定せり。

朝鮮人運動の状況

1110

- 1) 事務所 那賀郡中野島村柳島
- 2) 全水中央委員 堀川豊次を推薦
- 3) 聯合會役員

- 執行委員長 玉井 豊吉
- 副委員長 笹川 忠次
- 書記長 松浦 兼一
- 執行委員 小林 正雄 外十三名

朝鮮人運動の状況

一、在京朝鮮新聞関係者の検挙状況

最近に於ける在京朝鮮人共產主義者の擡頭状況に關しては、既報(特高外事月報七月分参照)の如く一派の尖鋭分子は、既存又は新設の融和親睦團體内に潜入して民族意識の誘發昂揚を圖り、以て再擡頭の素地を構築しつつありたり。一方治安維持法違反事件刑餘者鮮甲李雲洙、朴台乙を中心とする諺文朝鮮新聞に於ても、新聞配付網を通じて、分散せる左翼分子の糾

合統一を企て、最近に於ては其の影響力漸次擴大の状況にありたるを以て、警視廳に於ては之が擴大阻止の目的を以て、七月三十一日中心分子一七名を検挙し再擡頭の萌芽を剪除せり。

本件は目下取調中なるも、現在判明の状況次の如し。

(一) 新聞発行の経緯 治安維持法違反事件刑餘者朴台乙、李雲洙等は、其の入獄中極左組織の現存と活潑なる活動を確信し居たるものゝ如く、前者は昭和九年四月、後者は同五月相踵で出所したるが、當時の客觀情勢の激變に眩惑せられたるに、其の重壓を受け極左組織が殆ど潰滅の状況にありたる爲め、一時は爲す所なかりしが、漸くにして之が再結成を企圖するに至れり、然れども當時の客觀的諸情勢は、從來の如き非合法組織の結成は勿論、左翼出版物の發行さへ不可能の狀態にありたるを以て、不取敢合法出版物の發行に依り、殘存極左分子の糾合と之が統一を圖らむと決意せり。

昭和十年十一月初旬、横濱市中區井土谷町金王容方に於て、李雲洙、朴台乙、金鶴儀、全允弼、金王容の五名は極秘裡に會合し、前記兩名の再組織方針を中心に種々協議を重ねたる結果、一同右方針に賛意を表し、之が活動の部署を、京濱地方李雲洙、朴台乙、其の他の地方金王容、金鶴儀と定め、相協力して之が再組織を誓約せり。

茲に於て「在留朝鮮人特に労働者の文化向上と、之等に社會的、階級的、民族的自覺を喚起せしむること」を標榜して、昭和十年十二月三十一日「朝鮮新聞創刊準備號」(名義人李雲洙)を發行するに至れり。

(二) 活動概況 本年二月一日創刊號を發行し、爾來毎月一回四、〇〇〇部内外を印刷し、東京を中心に廣く各地に配布しつつありて、檢舉當時に第八號の發行準備中にありたり。其の間

立一、京濱地方を擔當せる李雲洙、朴台乙の兩名は在京、在濱融和親睦團體及び朝鮮人留學生同窓會を中心に讀者網の確

立を圖る所あり。

二、地方擔當の金鶴儀は、出獄後の静養に藉口して神奈川、静岡、長野、愛知、京阪地方を轉々し、各地に於て歓迎會、慰安會を開催せしめて左翼分子と會合し、席上婉曲に前記再組織方針を示し其實踐として新聞支局の設立を懇懇せり。更に大阪に於ては治安維持法違反事件刑餘者金文準の發行する謄文新聞「民衆時報」との合同を策し、朝鮮新聞をして全國的啓蒙新聞紙たらしめむと企圖せり(本年五月金文準の死亡に依り挫折す)。

三、中心分子は之が發行、配布、收金に至る迄讀者をして爲さしむべく指導し、恰も工場新聞の形態を採らむとせり。(書くのも皆様の手で、読む者も皆様であると同時に職場でも澤山の讀者を世話して下さい、配達收金等も皆様の手でして呉れることを堅く信じてゐます)、「創刊を準備し乍ら此の新聞を出す趣旨」より拔萃)而して毎號(1)兒童の教育問題(2)渡航問題(3)住宅問題(4)差別待遇問題(5)就職(失業)問題等、在留朝鮮人の最も切實なる問題を捉へて煽動宣傳し、更に日常生活する之等の問題に關し、事實を捏造誇大に報導し、以て民族意識の誘發昂揚に努むる所あり、爲に昭和十年十二月三十一日付創刊準備號、本年四月十五日付第四號は、發賣頒布禁止處分に附せられたり。

以上の諸活動を経て、東京に於て一、五〇〇部)神奈川、長野、愛知、石川、富山、新潟、奈良の七地方に一〇支局(同準備會を含む)、一、〇〇〇部)を確立し約二、五〇〇部を配布し、在京朝鮮人團體、同留學生同窓會等にも一九九部を配布せり、其他東京、愛知、岐阜、静岡、神奈川、京都、大阪、石川、兵庫、富山、千葉、福島の各府縣下に在留朝鮮人を通じて、五七〇部を配布せる外鮮内にも六四〇部(計三、九〇九部)を配布するの状況にありて其の影響力漸次擴大に趨きつゝありたり。

(三) 檢査者

| 本籍 | 地位前歴 | 氏名 | 年齢 |
|-----------------|---------------------------|----------------|----|
| 全南、海南郡三山面新興里四〇七 | 營業局長京濱地方擔當 朝共日本總局事件關係者 | 朴 台 乙 | 二五 |
| 咸南、北青郡坪山面西園里九七 | 編輯局長 | 李 雲 洙 | 三八 |
| 咸南、咸興府荷東里 | 地方オルグ | 金 斗 鎔 | 三四 |
| 慶南、蔚山郡東閣面方魚里 | 朝共再建闘争協議會事件關係者 | 金 天 海 金 鶴 儀 | 二九 |
| 忠南、天安郡笠場面下場里二二一 | 編輯部員 | 李 福 万 | 二九 |
| 咸南、北青郡坪山面西園里八五五 | 營業部員 | 李 光 潰 | 三三 |
| 京畿、羅州郡古東面德坪里八五 | 營業部員 | 權 五 敬 | 二八 |
| 咸南、豐山郡天南面長波里一〇四 | 營業部員 | 金 桂 淡 | 二七 |
| 咸南、北青郡下車書面月進埕里 | 〃 | 朴 瑞 國 | 二六 |
| 全南、中和郡鳳洞面綾盛里三三八 | 日本共產黨事件執行猶豫者 | 李 昌 鼎 | 二九 |
| 慶北、開慶郡永順面錦林里 | 荒川支局長 | 姜 相 大 | 二九 |
| 全南、豐山郡安永面長坪里六〇六 | 〃 | 李 照 鎔 | 二二 |
| 慶北、奉化郡乃城面浦底里 | 日本共產黨事件執行猶豫者 | 嚴 鐘 鎔 | 三〇 |
| 平北、咸城郡中江面中坪洞五二〇 | 營業部員 | 李 昌 麟 | 三一 |
| 忠南、天安郡東面黃德里三 | 營業部員 | 李 泰 鎔 | 二五 |

朝鮮人運動の状況

全南、濟州島、濟州邑二徒里 一三四六
咸北、會寧郡碧城面五鳳洞

編輯部員
全協士建全國大會事件逃走者

宋 性 激 二三
全 允 勤 三一

二、南鮮水害救済運動狀況 (其の二)

朝鮮人團體並在留朝鮮人間に於ては、前月に引き続き救済金募集活動を展開しつつありて、在阪大同消費組合が、本運動を通じて民族意識の昂揚と、左翼の再組織に利用せんと企て、純然たる義捐金募集運動を中傷妨害したる外、何れも相當額の義捐金品を醸集せり。本月中罹災地に送附せる金品は、一〇八團體及在留朝鮮人二、〇三九名に於て醸集せる二一、七〇四圓三三錢衣類二、九五二點に達せり。

而して本運動展開中に於て注目すべき事象は在京朝鮮人留學生有志を以て組織せる「南鮮大風水害救済金募集隊」が、其後在京各大學専門學校學生々徒並各朝鮮人留學生同窓會を糾合して「南鮮水害救済會」に再組織を見たることにして本活動を通じて在京留學生團體の統一機運を醸成しつつあり。

| 警 視 廳 | 應 府 縣 名 | 鮮 人 團 體 其 他 の 救 援 活 動 概 況 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 京 都 | 一、中大生車永福を中心として在京留學生有志を以て組織せる「南鮮大風水害救済金募集隊」外八團體に於て街頭其他に依り募集せる四、五八八圓二錢は東京朝日同日日新聞社其他を通じて罹災地に送附せり。募集方法に關し特異の行動なし。 二、前記在京留學生有志を中心とする救済會募集隊は本月二十五日在京各大學専門學校、各朝鮮留學生同窓會を糾合して「南鮮水害救済會」に再組織せり。近く音楽會を開催其の純益を罹災地に送附すべく計畫中。 三、荒川親睦會は新に「南鮮水害救済委員會」を組織し活動中なるも義捐金の募集成績不良の爲め九月二十一日付「南鮮水害救済會」に對して「題目を印刷物五〇部を作成し關係方面に配布し引續き募集せり」の旨を通知せり。 四、在京朝鮮人有志二〇七名は九一圓五五錢を醸出し罹災地に送附の手續を爲せり。 |
| | 大 阪 | 一、大同消費組合に於ては阪神消費組合と協力し救済金募集に關する諺文印刷物を配布せり。其の活動は純然たる義捐金募集運動を中傷妨害し、罹災民救済に藉口して民族意識の昂揚と左翼の再組織に利用しつつある事實明瞭となりたるに依り府當局に於ては其方法妥當ならざるを諭旨し中止せしめたり。 二、多摩川消費組合を中心とする「南鮮風水害多摩川救済會」「神奈川縣朝鮮水災救済會」外三團體に於ては四三二圓二八錢を罹災地に送附の手續を爲せり。 三、在留朝鮮人有志二五名は一三圓四五錢を醸出せり。 |
| | 神 奈 川 | 一、阪神消費組合外三七團體に於ては二、三七四圓二三錢衣類一、〇四〇點を醸集し罹災地に送附の手續を爲せり。 二、在留朝鮮人梁南石外一二六名は一五四圓〇八錢を醸出し罹災地に送附せり。 |
| | 兵 庫 | 一、南松浦郡福江町在住朝鮮人一四名は二八圓五〇錢を醸出し罹災地に送附の手續を爲せり。 二、相愛會長崎縣本部に於ては目下募集中。 |
| | 長 崎 | 一、自助融和會に於ては一〇圓を醸出せり。共助融和會は國防婦人會在郷軍人會後援の下に「同情の夕」を開催し其純益を罹災地に送附すべく計畫中。 二、在住朝鮮人三二名は二八圓五〇錢を醸出し罹災地に送附の手續を爲せり。 |
| | 千 葉 | 一、文化普及會名古屋合同労働組合を中心とする「朝鮮風水害名古屋地方救済會準備會」外七團體に於ては五一八圓三四錢を醸集し夫々罹災地に送附せり。 二、東亞新聞任意吉外二〇名の在住朝鮮人は九四圓八〇錢を醸出し罹災地に送附せり。 三、右朝鮮風水害名古屋地方救済會準備會に於ては本月二十六日付朝鮮水災救済ニュースを發行し他團體の救済活動を排撃せり。 |
| | 愛 知 | 一、三信親睦會に於ては會員其他より醸集せる二五〇圓を近く在京城朝鮮日報社宛送附の旨。 二、靜岡市内在住朝鮮人三八名は二九圓八〇錢を醸出し罹災地に送附の手續を爲せり。 |
| | 山 梨 | 一、南都留郡瑞穂村在住古物商朴漢鳳外二〇名は義捐金一二圓を醸出し本月十二日朝鮮總督府宛送附せり。 |
| | 滋 賀 | 一、博愛會は五圓を、神崎郡八日市町居住朝鮮人李時英外一七名は一五圓五〇錢を醸出し夫々罹災地に送附の手續を爲せり。 二、特要鮮甲金容煥は「南鮮地方罹災民救済に就て」と題する印刷物を配布し義捐金募集集中。 |
| | 岐 阜 | 一、昭和文明會外四團體は一、一四六五錢を醸集し何れも罹災地に送附せり。募集に關し特異の言動なし。 |
| | 秋 田 | 一、由利内鮮融和共榮會外一團體に於ては二四圓を醸集し罹災地に送附せり。 二、東北内鮮親睦會に於ては目下募集中。 |

朝鮮人運動の状況

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福井 | 鑄江相互會外二團體に於ては七三圓七〇錢を贈集し罹災地に送附の手續を爲せり。 |
| 石川 | 鹿島郡西濃村居住土木請負業藤田錦二四名は二八圓二五錢を贈出し居住地村長に送金方委託せり。 金澤市在住實業行商藤田金石は目下義捐金募集計中なるが、今四の朝鮮の被害は東北の比でないに拘らず一般は鳴を解め僅に東京に於て鮮人團體が義捐金を募集して居るに過ぎない、斯る事實は朝鮮統治に對し遺憾であり鮮人青年をして不逞の考を起さしむるも道理である云々の言を奏せり。 |
| 富山 | 高岡協朝會に於ては會員中より應募せる二九圓八五錢を高岡新聞社に委託せり。 |
| 岡山 | 會數鮮人青年會に於ては一〇四圓六三錢を贈集し食數市役所を通じて罹災地に送附せり。 兒島内鮮相助會に於ては本月十日より三日間義捐金募集映畫會を開催せり、其の純益七三圓六二錢を近く罹災地に送附の豫定。 御津郡金川町居住李四慶外二六名は二三圓五〇錢を贈出し。 |
| 廣島 | 在福朝鮮青年團に於ては福山市居住鮮人七五名より應募せる五一圓五錢を贈集し朝鮮總督府に送附せり。 |
| 山口 | 下關昭和館及び東和會に於ては一五六圓四三錢を贈集し朝鮮總督府宛送附せり。 徳山市在住業種商河海外二四〇名は九四圓一九錢を贈出し本月二十二日徳山市役所に送金方委託せり。 相愛會小野田出張所に於ては義捐金募集の爲め本月二十一、二兩日朝鮮映畫會を開催せる處却つて相當額の損失を生じたるが一般會員の贈出により之を補償し其の殘金三一圓五四錢を義捐金として近く罹災地に送附の管。 |
| 和歌山 | 全和内鮮同好會に於ては會員三六名の贈出に係る一一圓六〇錢を在京城朝鮮日報社宛送附せり。 |
| 大分 | 大分縣内鮮民友會に於ては四七圓五五錢を贈集し罹災地に送附の手續を爲せり。 |
| 福岡 | 昭親會外一〇團體に於ては義捐金一、八〇二圓一〇錢、衣類一、七四六點白米若干を贈集し夫々罹災地に送附せり。 縣下在住鮮人一、〇八三名は四四一圓九二錢を贈出し罹災地に送附せり。 |
| 佐賀 | 共榮協會外三團體に於ては二八圓二錢を贈集し罹災地に送附の手續を爲せり。 藤津郡鹿島町在住鮮人三〇名は一七圓五〇錢を贈出し本月二十四日居町役所に送金方委託せり。 |
| 熊本 | 熊本内鮮共和會に於ては義捐金四五圓衣類一六六點を贈集し罹災地に送附の手續を爲せり。 |

三、海外不逞鮮人と連絡ある容疑鮮人の檢舉

警視廳に於ては本年度陸軍特別大演習並地方行幸に關する警衛警備の爲め本月初旬以來鋭意海外不逞鮮人の内地潛入警戒

に努めつゝありたる處、本月十七日以來東京市内に於て次記の如き海外不逞鮮人と連絡ありと認めらるゝ容疑鮮人二名を檢舉するに至りたるが、時節柄特に戒心を要すべき事例なりと思料せらる。

(一) 金九派幹部孫斗煥と連絡の疑ある者

本籍 黃海道殷栗郡長連面東部里一、四三〇
住所 東京市牛込區早稻田鶴卷町二二東陽館方

洪川勇吉コト 洪 太 模 (當三十年)

右は大正十三年三月本籍地に於て普通學校卒業後昭和四年四月入京研數學館、順天中學、專修大學等を轉々苦學しつゝありたるが、其の間民族的偏見より左翼運動に趨り、築地小劇場演劇研究生となり、昭和八年四月日本共産黨員小林多喜二の勞農葬に際し不穩行動ありて檢束され、更に一時反帝同盟に加入暗躍せることあるも其の後、昭和九年六月一旦歸鮮し、本籍地に於て朝鮮日報股票支局を經營中の模様なりし處、本月十日突如入京前記東陽館に止宿し居るを同十七日警視廳檢索隊に於て發見一應取調の結果、當時本名は目下南京公園路公園坊四號に居住中の金九派幹部孫斗煥當四十二年(南京中央軍官學校日本語教官)の住所を記載したる紙片を所持し居り舉動不審の點濃厚となりたるを以て嚴重追及取調を爲すに昨年末前記孫斗煥を頼りて南京に至り右孫斗煥長男孫建(現在南京に於て蔣介石の配下として飛行士となり居る者)と密接なる連絡を爲したる事實あること判明せり。然るに今回突如入京の用務に就ては將來南京に至り不逞團に加入し反滿抗日運動に従事する爲めの準備として自動車運轉の技術を修練すべく入京せりと自供するのみにて、他は口を緘して語らず、何等かの重大使命を帯びて入京せるものなるやも難計引續き嚴重取調中なり。

(二) 義烈團派第三期訓練班を卒業せる者

本籍 咸鏡北道慶興郡雄基邑白鶴洞三〇戸主金海權長男
住所 東京市神田區神保町二ノ三〇ノ六細島方

劉勳コト 金 完 植 (當十九年)

右は本月十日滿洲國より渡來入京せるを同月二十五日警視廳檢索隊に於て檢挙取調の結果、本名は滿洲國間島省龍井村に生れ昭和七年三月延吉縣立第三小學校を経て龍井村所在恩真中學に入り昭和十年三月同校三年を中途退學し、北平に至り同地華北大學に入學中同校朝鮮人學生李芝文なる者と相識り同人より南京憲兵司令部郵政檢査所勤務の不逞鮮人李春岩コト潘海亮を紹介され、同月下旬南京に赴き、四月一日より義烈團金元鳳一派の經營に係る南京中央軍官學校第二隊政治訓練班第三期生(略稱義烈團派第三期訓練班)として入學し、同年十月右訓練班を卒業後南京に待機中なりしが、同年十二月滿洲に密派せられ吉林に潜伏中の處間もなく病氣に罹りたるを以て一切の不逞運動を抛棄し本年一月出生地間島省龍井村に歸り同地日本總領事館警察署に自首歸順の意思を表明、只管謹慎の態度を示したるものゝ如く本年三月遂に同館を放還さるゝに至りたり。

斯くして本名は同地曹洞宗間島別院僧侶谷洞水に師事し佛教の研究を志しつゝありたるが、本年九月五日同人の斡旋に依り東京市所在世田谷中學に入學すべく、同日付間島日本總領事館警察署の渡航證明を得、入京せる事實判明するに至りたるを以て警視廳に於ては一應身柄を釋放し引續き行動監視中なり。

四、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例 △印増)

| 月次 | 入國者 | | 出國者 | | 前年同期との比較 | |
|---------|--------|----|--------|----|----------|--------|
| | 入國者 | 増減 | 出國者 | 増減 | 入國者 | 出國者 |
| 八月 | 六、八四〇 | ○ | 六、四六四 | ○ | △一、四九二 | ○二〇八 |
| 自一月至八月計 | 八一、九五八 | ○ | 七八、九六八 | ○ | 四五八 | ○八、四八二 |

宗教運動の状況

一、扶桑教「人の道」教祖の強姦罪告訴事件の概況

扶桑教人の道教團の状況並教祖御木徳一の經歷等に關しては、本年五月分月報に所報したるが如く其の實情特に注目を要するものあり、本部所在地たる大阪府を始め各廳府縣當局に於ては鋭意之が視察内偵に努めつゝありたるが、偶、本年九月二十一日大阪府當局に於ては、同教團盛岡支部長大塚厚一より提起せられたる教祖御木徳一に對する強姦事件の告訴を受理す

るに至りし爲、急遽關係當局と打合せの上同月二十八日御木徳一を檢査し、告訴事實の取調を行ふと共に、豫てより同教團に纏綿し居たる幾多の疑惑を根本的に調査し、以て其の真相を剔抉すべく捜査を開始するに至れり。

而して右告訴事實の概要並檢査前後に於ける同教團の情勢は概ね左記の如くにして、本教團の動向に關しては今後一層視察内偵を勵行し、苟くも客疑の事實ありたる時は之が真相を徹底的に究明し、機宜適正の措置を講ずるの要ありと認めらる。

(一) 告訴事實の概要並其の類末

告訴人大塚厚一は神戸市須磨區西代に於て書籍商を營業中、昭和八年十一月頃より人の道

教に入信し翌九年三月以降に於ては家業を廢して同教團神戸支部事務所に移住し、更に同年八月には扶桑教々師の資格を得て専ら人の道教の布教に従事することとなり、爾來教團内の制度に従ひて妻以外の家族即ち長女佐保子(大正十年三月十七日生)二女啓子(大正十二年生)の兩名を教團本部に托して東京市内各支部に轉々勤務し、本年六月よりは盛岡支部長として轉任布教に當りつゝありたる所、突然八月上旬に至りて大阪市内居住中の同人實姉より前記長女佐保子が教團本部より脱出し來りたる旨の電報あり、次で佐保子より詳細なる脱出事情の通信ありて後記告訴狀記載の如く「佐保子が教團本部教祖係として奉仕中昭和十年十二月以降教團中最も神聖視せられたる元靈室に於て教祖徳一の爲前後三、四回に互りて強姦せられ、更に最近再び姦淫せられんとする危険を感じるに至りしため、教團本部を脱出したる」ことを聞知するに至れり。

右事實を聞くや大塚は教祖の不倫暴行に憤激し、社會の爲一身一家を犠牲として教祖並に教團を糾弾すべく決意し、先づ八月三十一日附嗣祖徳近(現二代教祖)宛事情を具して教祖の不始末を詰り斯る教團に留りて布教に従事し得ざる旨の通告を發する所ありたるが、教團側に於ては右通告に接して事件の表面化を虞れ急遽徳近及准祖橋本郷見等を盛岡に派遣し、「教祖

は數年來性的不能の状態にあるが故に姦淫等の事實はあり得べからず、事案は佐保子を使喚して爲にせんとする者の策謀と認めらるゝ旨を強調し却つて大塚を威壓せんとする態度を示せり。茲に於て大塚は愈、教祖及教團側に誠意なしと認め、先輩、親族等とも協議して對策を考究しつゝありたるが、一部親族間に於ては大塚の今後の生活、並に佐保子の將來等を考慮して教團より若干の慰藉料を貰ひ示談するの得策なるを慫慂する者あり、教團側に於ても大塚の態度意外に強硬なるに困惑し、扶桑教大阪教務長大教正清水芳治郎に仲裁方を依頼し示談交渉を行はしめる等の爲、一時慰藉料五千圓を以て示談成立せんとするに至りしも、教團側に於て之が履行に難色ありたる爲再度大塚の憤激する所となり、遂に九月二十一日附大阪府警察部に左記告訴狀を提出するに至れり。

告訴狀

住 所 岩手縣盛岡市惟子小路三九五

告訴人

扶桑教ひとのみち教團教師

大塚 厚一

當四十二年

住 所 大阪府中河内郡布施町永和三九三

被告訴人

扶桑教ひとのみち教團をしへおや

御 木 徳一

當六十七年

私儀今般御木徳一ニ對シ長女佐保子ニ對スル強姦事件ニ關シ告訴ヲ致スモノデアリマス

理 由

宗教運動の状況

一、私ハ昭和六年頃ヨリ神戸市須磨區西代ニ於テ書籍店ヲ營ンテ居リマシタ所、昭和八年十一月頃當時ひとのみち教團本部ニ於テ最高幹部ノ一人デアリマシタ友人上松一男トイフ者ヨリ入信ノ勧誘ヲ受ケマシタ、此ノ時同人ハ教團ノ方デ、アル文藝雜誌ヲ發行スル豫定デアルカラ其ノ方ヲ主トシテヤツテ呉レト言フ話デアリマシタカラ、私ハコ、デ入信ノ決心ヲ致シ店舗ヲタタシテ昭和九年三月カラ當時神戸市市區北長狹通ニアツタ神戸支部(支部長湯淺龍起)方ニ家族ヲ連レテ支部ノ仕事ヲ手傳ヒナガラ起居シテ居タノデアリマス。

而シテ同年六月教師ノ資格ヲ許サレマシタノデ教團ノ制度ト致シマシテ妻以外ノ家族ハ本部ニ預ケ、子女ハ夫々をしへおやノ許テ教養シテ貰フコトニナツテ居リマシタソレデ私ハ昭和九年六月カラ